

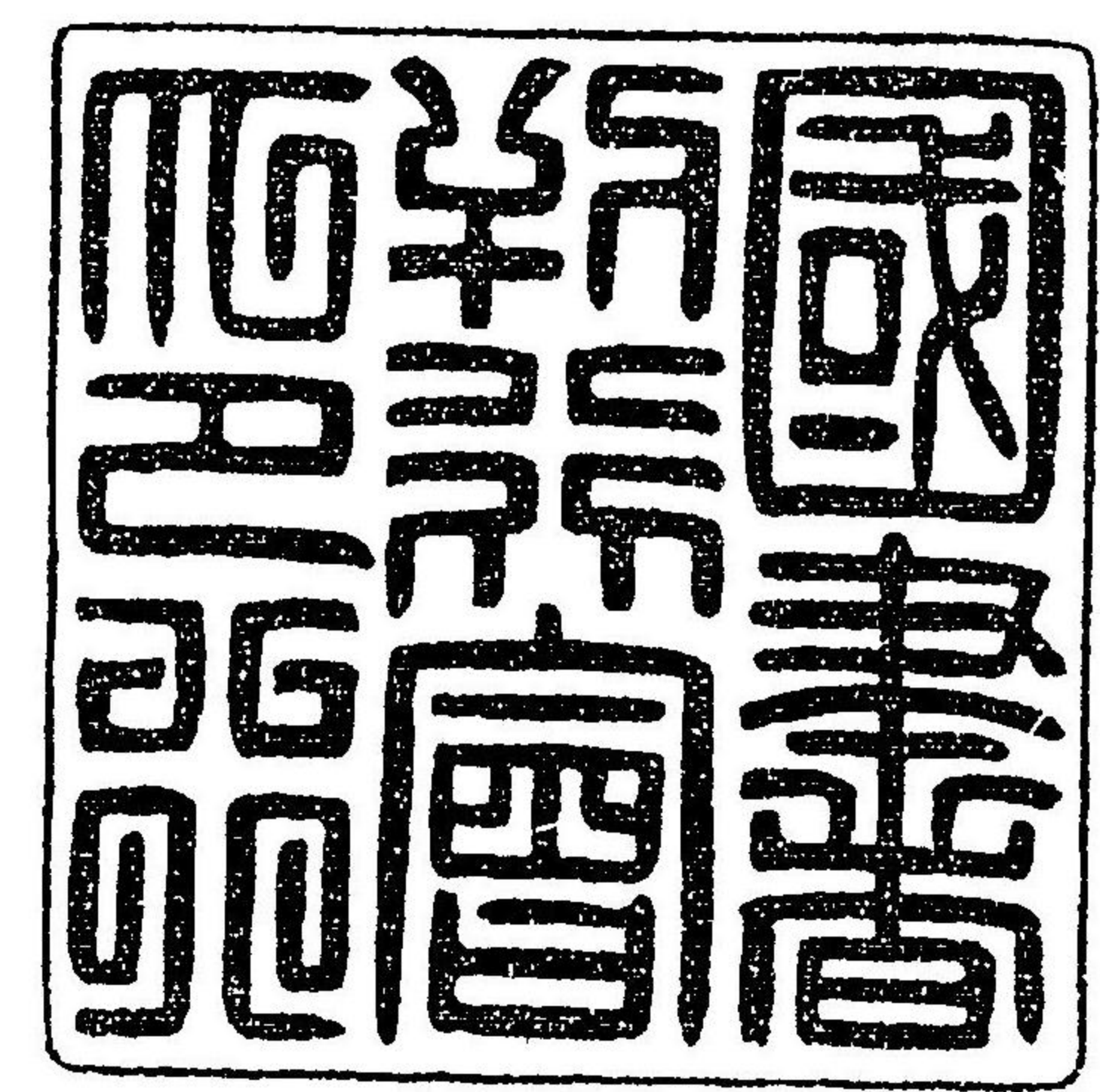
神道叢說全

No. 852511YII

神道叢說

緒言

一元祿寶永の交、伏見稻荷の社家羽倉春滿ハシラ崛起して復古神道を唱道してより、岡部眞淵、本居宣長、平田篤胤等の碩學相繼いで其學を祖述し、天下靡然として之に嚮ひしかば、從來の神道は漸く衰替して、遂に復た起つこと能はざるに至りぬ。初め春滿の帷を江戸に下すや、其説く所は専ら稻荷傳社の神道にして、即ち其秘説たる稻荷三社傳、五社傳、七社傳を次第に傳授して以て僅に其口を糊するに過ぎざりしことは、彼が女婿神田明神の社司、柴崎好紀の同僚、浦鬼主殿の談に徴して知るべし。而して稻荷傳社の神道は、原と春滿の先輩にして、彼と同時に稻荷に奉仕せし大山爲起が、傳家の秘説を集めて以て大成せし所にして、夙に之を其師



213562

山崎闇齋に傳へ、後又江戸に赴いて吉川惟足の門人堀田五郎左衛門等に授けたるのみならず、天和二年闇齋の歿するや、其世職を抛つて京師に出で、徒弟を集めて以て盛んに其神道を教授せり、爲起時に歳三十有二にして、春滿僅に十三歳なりき、想ふに後年彼が鬱勃たる壯圖禁するに由なく、研學未だ半ならずして江戸に赴き、専ら稻荷神道の弘布に盡しよもの、實に是際に於て爲起に私淑する所最も深厚なりしに由らずんば、あらず、況んや彼が爲す所は、爲起の既に其端を啓きし所なるに於てをや、然れども彼の慧眼なる、社家神道の遂に能く天下後世を指導するに足らざるを觀破し、一旦其説を放棄して、更に一新生面を開きしは、實に春滿の傳記中最も注目すべき所なりとす、世の神道を論ずる者、思をこゝに潜めずして、徒らに從來の神道を以て之を俗神道の名目の下に没却し去らんとするは、果して其學に忠なりと

云ふを得べきか、今し復古神道も亦動もすれば俗了視せられんとするの時に際して、其徒の謂ゆる俗神道書を刊行し、前車の覆轍に鑑みて以て斯道の革新に資せんとするも亦可ならずや。

一、從來の神道は、之を大別して兩部唯一の二とす、兩部とは、原と密家の胎金兩界の謂にして、其名は夙く國史に見えたれども、曾て神道に關せざる稱なりしが、本地垂迹の説興るに及びて、伊勢兩宮を以て胎金兩部の大日に習合し、諸神を以て諸佛に配當して、始て兩部神道の稱あり、専ら眞言、天台、及び日蓮宗の僧徒の主張したる神道にして、唯一とは、或は唯授一人の義とし、或は天人唯一の義とし、或は又儒佛を雜へざるの義とも解して、未だ一定の説有らずと雖も、要するに吉田、白河、藤波、忌部、橘、吉川、山崎、正親町等の諸家にて首唱したる神道なり、世或は別に社家神道の目を設け、之を總稱して三家神道、若しくは三種神道と云ふものあり

と雖も、其日吉、三輪社家神道の如きは、固より之を兩部に屬し、伊勢、賀茂、稻荷神道の如きは、仍ほ之を唯一に附するを以て穩當と爲すべきに似たり、今此編は専ら唯一神道諸流派に屬する諸名家の著書を收載して、問交ふるに獨立派の神道説を以てし、以て各時代を代表せる碩學鴻儒の學説の一般を示さんとするに在り、而して其兩部神道及び復古神道に關する名著の如きは、更に機を見て之を刊行する所あるべし、

一、卜部兼直の神道由來記、吉田兼俱の神道大意及び船橋國賢の慶長勅版神代紀奥書は、並に吉田神道の綱領を觀るべき書なり、而して其傳來は、藤中溪の神祇道正統記、鹽田兵庫の吉田家記文に於て、之を審にするを得べし、

一、度會家行の神道簡要及び出口延佳の神宮續祕傳問答は、伊勢外宮の神道書にして、河邊精長の依勤績并高年申加階狀は、固より

神道に關せずと雖も、延佳の門人にして、山崎闇齋の師たるの故を以て、特にこゝに收めたり。

一、林羅山の神道傳授は、彼が首唱せる理當心地神道を窺ふに足るべく、熊澤蕃山の三輪物語に、吳の泰伯を以て我が天照大神に擬するは、世既に其辨妄あり、今復た之を贅せず、

一、吉川惟足の神道大意注は、兼直の神道由來記を釋せるに過ぎずと雖も、亦以て吉川神道の梗概を見るに足るべし。

一、山崎闇齋の神道説は、先づ神代卷風葉集中臣祓風水草の二書を推さざるべからず、然れども民間流布する所は、多くは傳授本にして信を措くに足らず、此編收むる所の藤森弓兵政所記及び持授抄の如き、僅に小冊子なりと雖も、亦以て其眞髓を窺ふに餘りあり。

一、正親町公通の神道口授、高屋近文の神道啓蒙、大山爲起の唯一論、

桑名松雲の十二支訓傳、谷重遠の與中村恒亨書、吉見幸和の學規大綱、多門正玄の神道或問、玉木正英の玉籤集、若林強齋の神道大意、松岡文雄の神道學則、跡部良顯の三種神器極祕傳、伴部安崇の神道初傳口授、及び神道問答、谷川士清の神道論、上月信敬の日本學則、小野宮高潔の神學納涼問答の如きは、いづれも垂加門下の高足に非ざれば其末流にして、其論ずる所は頗ぶる師説を補ふに足るものあり。

一、吉見宅地書庫記は、近年神宮文庫より出でたる書にして、當時に於ける吉田、伊勢垂加、及び正親町家神道の、大勢を察するを得るは、實に此書の賜物なりと謂ふべし。

一、眞野時綱の神家常談、橘三喜の神道四品緣起、増穂大和の神路手引草、井澤長秀の神道天瓊矛記、淺利大賢の孫信賢の中臣祓八箇傳、伊勢貞丈の神代卷獨見、榮名井聰翁の神道指要、及び神學一口

傳ツタヘの如きは、適承くる所ありと雖も、多くは獨立派にして、其説亦大に傾聽すべきものあり。

一、神道祕傳抄は、未だ其著者を詳にせず、其文意に據りて察するに、恐らくは玉木正英の作なるべし、垂加神道の徒にして、中臣祓を釋せるもの、甚だ尠からずと雖も、其要領を得たる、此書の如きは蓋稀なり、

一、白河神道は、由來重きを行事に置きて、教義を記載せるもの殆ど稀なり、今收むる所の神祇伯家學則、及び神道通國辨義の如きは、較其缺を補ふに足るべきか。

一、神道傳來系圖、及び神道書目集覽は、一は以て吉田、吉川、垂加、正親町等の諸家神道の傳來を知るに足るべく、一は以て是等神道を講究せんとするもの、参考書籍を見るに足るべきを以て、特に此編に附載せり。

一、此編を刊するに當りて、文學博士井上頼圀、同松本愛重兩先生、及び和田英松、平出鏗二郎、岡百也、田内逸有、毛山正辰、江見清風、田邊勝哉、八代國治、副島知一、小林一俊、故馬瀨長松諸氏の示教若しくは助力を得たる所多し、こゝに謹で其厚意を謝す。

明治四十四年十月神嘗祭日

山本信哉識す

神道叢說

目次

神道由來記 卜部兼直	一
神道簡要度會家行	二
神道大意 吉田兼俱	八
慶長勅版 日本紀神代卷 奧書 船橋國賢	一三
神道傳授林 羅山	一四
三輪物語 熊澤蕃山	四七
神宮續秘傳問答 出口延佳	一二六
依勤績并高年申加階狀 河邊精長	一三九
神道大意註 吉川惟足	一四一
神道四品緣起 橋三喜	一四七

神家常談 眞野時綱……………一五九

藤森弓兵政所記 山崎闇齋……………一九四

持授抄同上……………一九七

正親町公通卿口訣……………二〇一

吉見宅地書庫記源 誠之……………二二二

學規の大綱 吉見幸和……………二二八

神道或問 多門正玄……………二一九

神道啓蒙 高屋近文……………二二五

唯一論 附奉水翁行狀 大山爲起……………二三一

十二支訓傳 桑名松雲……………二三五

與中村恒亨書 谷重遠……………二三六

答井澤長秀書 同上……………二三七

神道天瓊矛記 井澤長秀……………二三九

玉籤集 玉水正英……………二五三

三種神器極秘傳 跡部良顯……………三〇四

神道問答一名和漢問答 伴部安崇……………三〇九

神道初傳口授同上……………三一一

神道大意 若林強齋……………三二五

神道學則 日本魂 松岡仲良……………三二八

神道 谷川士清……………三三三

日本學則 上月信敬……………三三四

神納涼問答 小野高潔……………三四〇

神路の手引草 增穂大和……………三四八

中臣八箇之傳 淺利信賢……………三七六

中臣祓再八箇一箇之傳 同上……………三八二

神道秘傳抄……………三八九

神道指要榮名非廣聰……………三九五

神學一口傳……………四〇九

神代卷獨見伊勢貞丈……………四一〇

三社託宣考同上……………四一三

神道正統記藤 中溪……………四一六

吉田家記文鹽田兵庫……………四二二

神祇伯家學則……………四二六

神道通國辨義森 昌胤……………四三二

神道傳來系圖宮內昌興……………四八四

神道書目集覽鈴木行義……………四八七

目次終

神道叢說

神道由來記

卜部兼直撰

夫吾國者、天地止俱仁神靈顯坐寸、故仁國於神國止云比、道於神道止云布、國止者千界乃根本泰利、故仁日本登云布、天竺漢土波、月止星止乃像南利、故仁月氏、震旦止云、日者大陽、月者陽耦生、星波陽乃散氣也、三光皆我國與利出天、三神此土爾垂迹寸、神止波常乃神仁非寸、天地仁先天流神於云、道止波常乃道仁非寸、乾坤仁超多留道於云、神性不_レ動志天動幾、靈體無形仁之天形寸、是則不側乃神體南利、天地仁有天波神止云比、萬物仁有天波靈止云比、人倫仁有天波心止云布、心波則神明乃舍、混沌乃宮也、混沌止波、天地陰陽不_レ分、喜怒哀樂未_レ發、皆是心乃根元_◎本也、心止波、一神乃本、一神止波、吾國常立尊於云、國常立尊止波、無形乃形、無名乃名、此於虛無大元尊神止名久、此

神道由來記

大元與利、一大三千界於成天、一心與利大千乃形乎分津、何況哉森羅萬像、蠢動含靈、都天一心乃元與利始利天、天地乃靈氣乎感仁至天、生成無窮也、心乃本源和一神與利起里、國乃宗廟者萬州於照寸、譬波一水乃德乎以天、萬品乃生於育如如之、儒佛乃二教止波、一心乃源與利萬法乃流於分津、釋迦、孔丘、共仁性命於天地仁受介、德行乎夙夜仁施寸、是神明乃託仁非乎、_◎波佛波則神乃性、人波則神乃主也、_◎漢乃兩聖、心地於和光仁開幾、天地乃一神、道化乎塵埃仁同寸、大道一元乃元、天心一貫乃貫、是吾神道仁非哉、抑開闢乃初運、宗廟乃元由、他邦雖_レ殊、蓋其源吾國仁有、其宗我神仁在利、誰不_レ仰吾國_◎哉、能思倍深思陪、

有神道由來記壹卷、以神祇提要本為底本、以神祇要編所載神道大意及神道大意注校合了、明治庚戌正月念五日

神道由來記終

神道簡要

上代本紀曰、大田命記(訓)天照坐皇太神、則大日靈貴、故號曰天子、以虛空為正體焉、故曰天照太神、亦止由氣皇神、則月天子也、故曰金剛神、亦名天御中主神、以水德、利萬品、故亦名曰御饌都神、惟諸神福田生化壽命也、汝等受天地之靈氣、而種神明之光胤、誰撓其神心、誰干慮耶、

又曰、人乃天下之神物也、莫傷心神、神垂以祈禱、為先、冥加以正直為本、其本心皆令得大道、故神人守混沌之始、屏佛法之息、崇神祇、散齋致齋、內外潔齋之日、吊喪、問疾、食、不判刑殺、不決罪人、不作音樂、不預穢惡事、不散失其正、致其精明之德、左物不移、右、兵器不用、稱言不聞、口不言穢惡、目不見不淨、鎮專謹慎之誠、宜致如在之禮矣、

又曰、日神月神所化乃真經津鏡是也、天地開闢之明鏡也、三才所顯之寶鏡也、當受之以清淨、而求之以神心、視之以无相無住、因以爲神明之正體、

又曰、天照太神則主火氣、而和光同塵、止由氣太神則主水氣、而萬物長養也、故兩宮者天地祇大宗、君臣上下元祖也、惟天下大廟也、國家社稷也、尊祖敬宗、禮教為先、故天子親耕以供神明、王后親蠶以供祭服、而化陰化陽、有四時祭、德合神明、乃與天地通也、德與天地通、則君道明、而萬民豐、

二所皇太神宮御鎮座本紀曰、伊弉諾尊曰、吾欲生御寓之珍子、乃以左手持銅鏡、天鏡尊所作則有化、是謂大日靈貴、亦號天照大日靈貴也、此御子光華明彩、照徹六合之內、

又曰、以代水德未落、天地未成、瑞八坂瓊之曲玉乎、捧九宮天、即水德為天地、天地起成天、人民化生須、名曰天御中主神、故千變萬化受一水之德、坐續命之術、故亦曰御饌都神也、古語曰、大海之中有一物、浮形如葦牙、其中神人化生、號天御中主神、亦曰國常立尊、故號豐葦原中國、亦因以曰天照止由氣皇太神也、與大日靈貴天照太神、預結幽契、永治天上天下、給也、

豐受太神宮御鎮座本紀曰、齊情於天地、乘御想於風雲二者、為從道之本、為守神之要、將除萬言之難說、

而舉一心之定準、配天命、而管神氣、理實灼然、祭神清淨為先、我鏡以得、念也、神主部物忌等、諸祭齋日、不觸諸穢惡事、不行佛法言、不食六、亦迄至神嘗會日、不食新飯、常謹心、慎攝掌、敬拜齋仕矣、

又曰、視聽之外、氣氣象之中、虛而有靈、一而無體、故發廣大慈悲、於自在神力、現種種形、隨種種心行、為方便利益、所表名曰大日靈貴、亦曰天照太神、為萬物本體、度萬品、世間人兒如宿母胎也、亦止由氣皇太神月天尊、天地之間氣、形質未相離、是名渾淪、所顯尊形、是名金剛神、生化本性、萬物惣體也、金則水不朽、火不燒、本性精明、故亦名曰神明、亦名太神也、任大慈本誓、每入隨思雨寶、龍王寶珠利萬品、如水德、故亦名御氣都、金玉則衆物中、功明甚勝、不朽不燒不黑、故為名、無內外表裏、故為本性、謂人乃受金神之性、須守混沌之始、故則敬神德、以清淨為先、謂從正式為清淨、隨惡以為不淨、惡者不淨之物、鬼神所惡也、天口事書曰、天照珍圖者、心神花臺之中、天地八尊圓鏡坐、豐受珍圖者、天地父母二儀之中、五大尊光照金

鏡坐、俗常以金鏡喻明道也、

寶基本紀曰、蓋百千尊號天津御量之功名也、故聖神曰內外不二、常一神、天神地祇皆一露矣、

神代本紀曰、命世記心神則天地之本基、身體則五行之化生、利、肆元元入元初、本本任本心、與神垂以祈禱、為先、冥加以正直為本利、夫尊天事地、崇神敬祖、則不絕宗廟經綸天業、又屏佛法息、奉再拜神祇、日月廻四洲、雖照六合、須照正直頂、止詔命明矣、

神皇寶錄曰、神語、大者人靈也、宗久名之號魂、形也惣以八洲八齊八心、因以爲大象者也、古語陽氣為心、為神、故名魂也、陰氣為意、為性、故名精魄也、因茲祭八齊神靈、則世苦樂、皆是自在天神之作、廣大慈悲之八心、即續生之相、真實而无畏、鎮坐大元神地、如湯津石村、長生不死之神慮、請再拜、

又曰、高天海初出之故、天御氣理舉之八重雲以、天坐成神、天讓日國禪月乃皇神、亦曰天御中主尊、故天地俱生神坐也、自明了而照大千世界、用无漏乃靈知、度无量乃群生、惟諸天之本致、皇帝之大宗也、諸天子保任此事、而尊宗熟考、故故宗敬天孫、於天

照太神一則尊貴天御中主皇神一焉、

又曰、天口事、神人心外好、別請、而從、不淨實執、則不得踐神地上、不許飲神地水、而五千大鬼常罵大賊、或書曰、神人教令潔清三載、而畢身不朽、語其定也、恬思慮正神明、而終日不亂、語其惠也、崇德辨惑、而必然以此備之、惠群生以正法、神而通之、天地不能揜、密而行之、鬼神不能測、其演法也、惟是以道德謝天子諸侯、歸神明、祈國家太平、是本來大人耳、

又曰、神一道無多慮、无多智、多智多事、不如息意、多慮多失、不如守一、慮多志散、智多心亂、心亂生惱、志散巧道、嗚呼不死妙藥、一道虛寂、萬物齊平也、

三始圖



道德者虛无之神、天地沒而道常存矣、原性命受化於心、心受之於意、意受之於精、精受於神、形跡消而神不毀、性命既而神不終、形跡易而神不變、性命

化而神常然、因以名國常立尊、以初為常義者也、天神七代

大元一 國常立尊 无名狀所化神、名曰天御中主神也、

地大、天八下靈神

水大、天三降靈神

火大、天合靈神

風大、天八百日靈神

空大、天八十萬魂神

二 國狹能尊

三 豐樹淳尊

四 泥土養尊

五 大戶之道尊

六 面足尊

件五柱神、則受天地之精氣、而氣形質具、而未相離、名、稱五大魂、是中府藏坐神也、故謂神者生之本、形者生之具也、古語稱獨化神也、

件五代八柱、天神光胤也、雖有有名、相未現、形跡五府中坐、故名天地耦生神也、應化神名曰天御中主神、未顯露名國常立尊、亦稱國底立神、天地之間稟氣之靈、蒙一大五種之神力、受天地父母之生身、以言語授世人、依

之得一切智心、利萬物生化也、

伊弉諾尊 天降陽神、名日子、妹伊弉册尊 天降陰神、名日子、

從國常立尊、至惶根尊、天神六代之間、則有名字、未現尊形、五位神坐、其後轉變、合陰陽、有男女形、

伊弉諾伊弉册二尊、承天御中主神詔、即以天瓊戈、指立於磯取盧島之上、以為國中天柱、化豎八尋殿、共任生大八洲、次大小島合拾四箇島、其後處々小島、皆是水沫潮凝而成者也、

伊弉諾伊弉册二尊、俱議曰、吾已生大八洲及山川草木、何不生天下之主者、歟、先生曰、神曰大日靈貴、亦云天照太神、亦曰天日靈尊、此子光花明彩照、徹於六合之內、故二神喜曰、吾息雖多、未若此異靈之兒、不宜久留此國、自當早送于天、而授以天上之事、是時天地相去未遠、故以天柱舉於天上矣、

高皇產靈神、
鳥神祖、故亦曰高貴神、
天御中主神男也、

二 神皇產靈神

三 津速產靈神

件三柱靈神者、天御中主神所化神、名為子、父子道今時露現矣、

伊弉諾伊弉册尊上祖也、
天鏡尊 獨化神 始元三光面日明此時也、

天萬尊 獨化神 天鏡尊次生也、
伊弉諾尊 獨化神 天鏡尊次生也、

沫瀉尊 獨化神 天萬尊次生也、
伊弉册尊 獨化神 天萬尊次生也、

件三柱神者、天御中主神出現之時、三魂荒魂坐、續命神坐云々、亦名稱三諦明神也、

私勘云、仁王經授持品曰、是般若波羅蜜、是諸佛菩薩一切衆生心識之神、本一切國王之父母也、亦名神府辟鬼珠、亦名如意珠、亦名護國珠、亦名天地鏡、亦名龍寶神王、文

神皇寶錄曰、於高天原化生一神、號曰天護日尊、神國禪月神皇神、亦名天御中主尊也、天地俱生神、是諸天降靈之本致、一切國王之大宗也、德被百王、惠齊四海、文

或天御中主所化載之、國常立與天御中主同
舛異名、上代本紀曰、國常立尊所化神、以天津
御最事、地輪之精金白銅撰集、地大、水大、火大、
風大神、變通和合給比天、三才相應之三面、真經津
寶鏡乎鑄表給倍利、故此鑄顯神名天鏡尊、爾時神
明之道明現、天文地理以存矣、文

今案、一切國王大宗義、與天鏡義相同之間、
勘如之、尤可有見歟、

地神五代番地五行、傳神位也、
道德極而生化德表也、

天照太神奉_二天_一、故曰大日靈貴也、

正哉吾勝々速日天忍穗耳尊、

素盞鳴神、欲奉_二日神_一、昇天之時、櫛明玉命奉

迎、獻以_二瑞八坂瓊之曲玉_一、素盞鳴神受之、轉奉

日神、仍共約誓、即感_二其玉_一、生天祖吾勝尊、特甚鍾

愛、常懷_二腋下_一、稱曰_二腋子_一、

天津彦々瓊々杵尊、大八州坐也、

天照太神之太子、正哉吾勝々速日天忍穗耳尊、娶

皇天御中主尊長男、高皇產靈尊之女、栲幡豐秋津姬

命、生天津彦々瓊々杵尊、

故皇祖高皇產靈尊、靈持_二鍾憐_一、受以_二崇養_一焉、因以

受_二皇天尊號_一、稱_二皇御孫尊_一也、遂欲_二皇孫尊_一以為_二

大葦原中國之王_一矣、

四 彦火々出見尊、天津彦々火瓊々杵尊第二子也、
母木花開耶姬、大山祇神女也、

五 彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊、彦火々出見尊太子也、母豐玉姬、
海童二女也、月神變易神坐、

神代三面鏡事、

上代本紀曰、國常立尊所化神、天尊尊、月殿居所鑄

造_二鏡也_一、三才三面之內一面是也、

一面者、神代天御中主神所授白銅鏡也、止由氣宮從

天上_二御隨身之寶鏡是也_一、奉_二崇_一彼宮_二御靈形也_一、

今二面者、天鏡尊子、天萬尊傳_二持之_一、次沫蕩尊、次伊

弉諾伊弉册尊傳_二持天_一、神賀吉詞白賜日、日神月神所化

乃真經津鏡是也、天地開闢之明鏡也、三才所顯之寶

鏡也、當受_二之以_一清淨、而求_二之以_一神心、視_二之以_一无

相无位、因以為_二神明之正躰_一也、今崇祭一面、荒祭宮

御靈、一面多賀宮御靈坐、

次天照太神御靈形御鏡事

八百萬神等、以_二石凝姥神_一奉_二鑄_一寶鏡、是也、

一面者、日前宮坐也、石凝姥神鑄造鏡也、初度所鑄不

合諸神意、紀伊國日前神是也、次倭姬命隨_二神誨_一
更鑄造日月所化神鏡、藏_二置朝熊山神社_一也、亦此處
用志_二種々神財鑄造已竟_一、

私記曰、日神所化御鏡者、荒祭宮奉_二崇之_一、月神所

化御鏡者、高宮奉_二崇之_一、彼謂_二月神_一者、月夜見尊御

事也、亦豐受宮稱_二月神_一、天御中主尊是也、或主_二水氣_一、
或主_二陰_一、有_二月神號_一歟、

外宮御神號有_二異說_一事

以_二豐受宮_一、或號_二月讀尊_一、是則為_二豐受荒魂_一、高宮御

坐之間稱_二之歟_一、以_二當宮_一、或號_二皇御孫尊_一、是則為_二

當宮相殿神御坐_一之間、稱_二此義_一歟、以_二當宮_一、或

號_二奈具社神_一、是又奈具社者、為_二當宮酒殿神御坐_一

之間、勘_二謬之_一歟、彼以_二奈具社_一稱_二御饌都神_一、又

以_二當宮_一、申_二御饌津神_一、其名相通、委不_二存知_一之仁

誤_二之歟_一、謂_二御饌津_一者、古語御氣津也、神語曰、御

義理也、又水道也、以_二水氣_一易_二形號_一御氣津、凡如

此同異、委知與_二不知_一之間也、守_二一隅_一、不_二能_一述_二

是非_一耳、

外宮_二天神_一始陽神男主_二水_一、陰水珠所_二生號_一月神、陰陽神故

寶殿有_二前象_一、春夏御形圖、五神位圓形坐、五常圓滿

知光表也、一輪之中、萬合_二象_一、五常百行、悉皆一圓、

常住應化元神坐也、金鏡千四面、千木伏閉_二口_一、豎魚

木、陽數月天、有五百
地有五行

內宮_二地神_一始陰神女主_二火_一、火珠所_二生號_一日神、陽陰神故

寶殿在_二後象_一、武御形圖天瓊玉杵象表也、是天地發

初、萬象根本、火珠所_二成白銅鏡形_一八面、是大洲神

坐、

千木開口、豎魚木十、陰數日天、有七百
天子

或人夢相云、外宮_二三圓_一宜朝神主、

始見_二月輪_一、次爾御池際如_二月輪_一、志天陰絹其巾書_二又

字_一、裏有_二一首歌_一、

阿羅波佐波、具毛羅牟毛乃加、伊佐支世支、古古路乃

加斤乃、宇津留加々美會、

此事甚深殊勝御事也、細々不可_二口外_一哉、神垂門、是

玄哉、豎_二心柱於金石_一、顯_二文而於棟梁_一、千木仰伏、燈木

增減、內外表裏、陰陽稱_二德_一、俱交互備、而貽_二六色之禁

法_一、再峻_二七言之制_一、見_二恰開_一拾、盡_二識_一神垂之旨、

哉、凡神者以_二正直_一為_二先_一、正直者以_二清淨_一為_二本_一、清

淨者心不_二失_一正、不_二穢_一物、守_二大道_一、再_二定準_一、是以明

光照_二頂_一、靈德入_二掌_一、為_二願盡_一成乎、萬事者一心作也、

時々奉行、面々莫_二怠矣_一、

文保元年八月中旬、以當番之次、勸簡要之文、畢、

禰宜家行判

右神道簡要一卷、原大須賀禰宜家藏本也、以東京帝國圖書館本令書寫、一校了、明治四十四年八月十八日

神道大意

夫れ神と者天地に先て而も天地を定め、陰陽に超て而も陰陽を成す、天地に在ては之を神と云ひ、萬物に在ては之を靈と云ひ、人倫に在ては之を心と云ふ、心と者神なり、故に神は天地の根元也、萬物の靈性也、人倫の運命也、無形にして而も能く有形を養ふ者は神なり、人の五臟に託して而も五神となる、各其臟を守る者なり、故に神の字をたましむと讀是也、眼に色を見て眼是をみず、其見る所の者を神と云、耳に聲を聞て耳是をきかず、其聞く所の者を神と云、鼻の香に於ける、口の味にをける、身の寒暑にをけるも亦如レ此、當レ知心は則神明の舍、形は天地と同根たることを、天神七代、地神五代を合て十二の神とす、彼神力を以て天地を建立し、萬類を養育す、故に日に十二時あり、歳に十二月あり、人に十二の經絡あり、又は十二因縁ともなる、然れば則天道も地道も、千變萬化も神明の所爲に非と云事なし、況や天地の靈氣を受けて、色心二體の運命の保者なり、其證明に云、頭に七穴あ

神道簡要終

るは則ち天の七星なり、腹に五臟あるは則ち地の五行なり、上下を合て十二あり、又是天神地祇の變作なり、日月は天地の魂魄なり、人の魂魄は則日月二神の靈性なり、故に神道と者心を守る道なり、心動く時は魂魄みだれ、心靜る時は魂魄穩なり、是を守る時は則ち鬼神鎮なり、是を不レ守時は則ち鬼神亂て災難をこる、之を守るの要は、唯己の心の神を祭に過たるはなし、是を内清淨と云ひ、又外清淨と云ふ、心を使に七品あり、喜と云ひ、怒と云ひ、哀と云ひ、樂と云ひ、愛と云ひ、惡と云ひ、慾と云ふ、是也、又形を用るに五の品あり、生と云ひ、長と云ひ、◎老云脱カ病と云ひ、死と云ふ、是也、合て十二あり、是則神代の數なり、心を用るに神に非すと云事なく、形を養ふに、神を離る、事なし、故に喜心過る時は肝の臟の神いたむ、怒心過る時は心の臟の神いたむ、哀心過る時は肺の臟の神いたむ、樂心過る時は腎の臟の神いたむ、愛する心過る時は膽の腑の神いたむ、惡心過る時は大腸の腑の神いたむ、慾の心過る時は脾の臟の神いたむ、故に神道は再見する時は汚と云は、執着の心を忌む義也、忌の字を己が心と作れり、以レ之可知、然も如此なりと云へども、

肉身を受る者、不レ喜ば有べからず、不レ怒ば有べからず、不レ哀ば有べからず、不レ樂ば有べからず、不レ愛ば有べからず、不レ惡ば有べからず、不レ慾ば有べからず、畢竟過と不及とは則災難となり、諸病となる、是を去る者は中なり、中と者神なり、神を知を悟と云、神を不レ知を迷と云、迷者は迷を不レ知、故に鬼神亂て道を失ふ、悟者は迷を知、迷を知者は鬼神を祭る、鬼神を祭時は道治る、道治る時は他從ふ、他從ふ時は功成る、功成る時は名を遂る者なり、本文に云く、神を祭者は安く、神を不レ祭者は危と云へり、神に三種の位あり、一には元神、二には託神、三には鬼神なり、初の元神とは、日月星辰等の神なり、其光り天に現じて、其徳三界に至れり、然れども直ちに其妙體を見ることあたはず、故に淨妙不測の元神と號す、二に託神と者、非情の精神なり、非情とは草木等の類なり、地に着て氣をはこび、空に出て形をあらはし、四季に應じて生老病死の色あり、然れども全く無心無念なり、故に之を託神と號す、三に鬼神と者、人心の動作に隨を云ふ、纔に一念動けば是心他境に移る、故に心に天地を感ずれば、則ち天地の靈我心に歸す、心に草木を

感ずれば則ち草木の靈我心に歸す、心に畜類を感ずれば則ち畜類の靈我心に歸す、心に他人を感ずれば則ち他人の靈我心に歸す、字書に云く、鬼とは歸なりと、然ば則鬼神は心の賓客なり、他より來て他に歸り、猶ほ家を出て家に歸るが如し、夫れ鬼神は萬物の主にして、而も人心の宗とする所なり、故に鬼神鎮る時は則ち國家安く、鬼神亂る時は國家破ると見へたり、依之伏羲は八卦を畫して八神を祭り、釋尊は天地の爲に十二神を祭り、佛法の爲に八十神を祭り、伽藍の爲に十八神を祭り、靈山の鎮守の爲に金毘羅神を祭る、則ち十二神の内也、此金毘羅神は日本三輪大明神也、傳教大師歸朝の記文に被載たり、他國猶ほ如此、何に況や吾が神國に於てを哉、

天神七代

- 第一 國常立尊陽神 年數百千億萬歲、無始無終、
- 第二 國狹穗尊陽神 年數八百億萬歲
- 第三 豐斟渟尊陽神 年數八百億萬歲

- 第四 湍土表尊陽神沙土表尊陰神 二神年數八億萬歲
- 第五 大戸之道尊陽神大宮邊尊陰神 二神年數八億萬歲
- 第六 面足尊陽神惶根尊陰神 二神年數八億萬歲、此神晚年自過去毘婆尸佛至拘那含佛五佛出、
- 第七 伊弉諾尊男神伊弉册尊女神 二神治曆二萬三千四十歲
- 地神五代
 - 第一 天照太神 治天三十萬歲
 - 第二 正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊 治天二十五萬歲、至此神之末年、過去迦葉佛出、
 - 第三 天津彦々火瓊々杵尊 治世三十一萬八千五百三十三年、此神初而降化于下界、
 - 第四 彥火々出見尊 治世六十三萬七千八百九十二年、此神

第五

至治世中間、震旦盤古王生、

彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊

此神治世晚年、伏羲生、至最季曆天竺釋迦大師出化、日神和光同塵、以降經二百三十四萬二千二百餘歲、

定日本國中大小神社鎮座事

延喜五年十二月廿六日宣下、於山城國愛宕郡如意峰神祇齋場所、奉安鎮三千一百三十二座之神體、大神九十二神、小神二千六百四十神

同月廿八日奉渡神體於六十餘州、天下諸神奉授神號之時、於齋場所、以神代正印被定神宣事、延喜以來之聖斷也、

定三十二社次第事

村上天皇御宇康保三年閏八月廿一日、霖雨經月、九天覆雲、依之被奉獻官幣於十六社、

伊勢 石清水 賀茂上下 松尾 平野
 稻荷 大原野 大神 石上 大和
 廣瀨 龍田 住吉 丹生 貴布禰等是也、

一條院御宇正曆二年六月廿四日、炎天送日、萬物變

色、依之加之吉田廣田北野以上三社、被奉獻官幣於十九社、

吉田 廣田 北野次第事、可爲住吉之次、丹生之上、由宣下、

同五年二月十七日、祈年穀之日、加梅宮被奉獻官幣於二十社、

梅宮事、可爲住吉之次、吉田之上、之由宣下、

長徳二年二月廿五日、被奉獻臨時之官幣之日、加祇園社爲三十一社、

祇園社事、可爲廣田之次、北野之上、之由宣下、後朱雀院御宇、長曆三年八月十八日、被奉獻官幣之日、加日吉社爲三十二社、

日吉社事、可爲住吉之次、梅宮之上、由宣下、

上七社
 伊勢 石清水 賀茂 松尾 平野 稻荷 春日
 中七社
 大原野 大神 石上 大和 廣瀨 龍田 住吉
 下八社
 日吉 梅宮 吉田 廣田 祇園 北野 丹生 貴布禰

已上二十二社
日本國中三千餘座、預年中四度官幣、並臨時祭祀者也、其中於廿二社者、以勅使被奉獻幣帛者也、

三十番神由來事

一日 二日 三日 四日 五日 六日 七日
熱田 諏訪 廣田 氣比 氣多 鹿島 北野
八日 九日 十日 十一日 十二日 十三日
江文 貴布禰 天照大神 八幡 賀茂 松尾
十四日 十五日 十六日 十七日 十八日 十九日
大原野 春日 平野 大比叡 小比叡 聖眞子
二十日 廿一日 廿二日 廿三日 廿四日 廿五日
客人 八王子 吉備 稻荷 住吉 祇園 赤山
廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 卅日
建部 三上 兵主 苗鹿 吉備

右正義不詳、傳聞、叡山慈覺大師如法經始行之時、於稜嚴峰之杉洞、每日有化現之瑞、因茲以其神光、其日爲卅神加之配二月三十日、守護禁闕之故、號卅神云々、此段會無蹤跡、抑慈覺大師者、貞觀六年正月十四日入滅矣、是後經數年垂跡神多、如此番神、於中祇園社者、貞觀十八年始而勸請之、北野天神者延喜二年二月廿五日、於太宰府薨、覺大師入滅後經四十年、然天曆元年六月九日、影向於右近

馬場、是故始而建祠堂於彼地、奉授神號、謂北野天滿天神、貞觀六年以降經八十餘星霜者也、就中法文永十年八月十八日、毘沙門堂禪祖僧正經海問吾八代靈祖兼益曰、內裏三十番神、自何代被定置之哉、兼益答云、於神道未會有之矣、世之所傳亦無規範之分明者、予竊案之、天照大神之御孫、初而降臨于此國之時、供奉神有三十二、則被勸請內侍所之神是也、若謂之乎、番字者數也、並也、對也、二與番其意同乎、傳教弘法兩大師、以彼三十二神配三十二菩薩、然不謂之番神、復經海雖爲顯密碩學、以不辨元由、而問於吾祖、則豈非後世會釋也耶、且俟博雅君子質焉、

天兒屋根尊四十五世孫

神祇長上從二位行侍從卜部朝臣兼俱撰

右神書吉田神主兼俱撰之所進澄禁裏也、則彼御本申出書寫了、兼俱息兼致自筆也、尤爲證本、可秘々々、

延德二年庚戌正月十六日書寫之訖、遂而可清書者也、

寬文六年菊月廿五日、以古本書寫了、

十一月朔日校合了、 權少僧都杲快

文化十三歲次丙子冬十一月、觀智院所藏之以杲快僧正自筆令摸寫訖、

他日校合了

僧正隆賢 助筆菅原定恒

右神道大意一册、以予所藏寫本爲底本、以神祇提要所載本及流布板本比較、明治四十三年正月念五日、

神道大意終

慶長日本紀神代卷奧書

日本書紀、歷代之古史也、元正天皇養老年中、一品舍人親王、太朝臣安麻呂、奉勅撰之、吾朝撰書迄矣覽、以是爲權輿者耶、君臣共以莫不窮此書矣、按應神天皇以還、至繼體天皇御宇、異域典經、多以雖來朝、不解其義、徒經三百有餘歲矣、推古天皇御宇、聖德太子察三才之源、達三國之起、故始以漢字附神代之文字傍、於于爰吾邦人浸得識最典經之旨、非至聖誰敢成此緯哉、蓋神道者爲萬法之根柢、儒教者爲枝葉、佛教者爲花實、彼二教者、皆是神道之末葉也、雅以枝葉顯其本源、然則異曲同工者歟、頃學儒佛者夥、而知神書者鮮矣、物有本末、事有終始、何棄本取末焉、於神國爭疏神書一乎、萬機之政、尙以神事爲最第一、但神代事、理既幽微、非理不通、欽惟陛下、寬惠叡智之餘、後世惜其流布不廣、遂命鳩工、於是始壽諸梓矣、舊本頗純駁不一、求數本考正之、去其駁而錄其純、用之國而及之天下、則以成熙皞之治、以紹神尊

之統、保瑞穗之地千百五秋、將必有賴於斯焉、
慶長己亥姑洗吉辰

正四位下行少納言兼侍從臣清原朝臣國賢敬識

右慶長勅版日本紀神代卷與書、以流布本校合、明治四十三年二月
下遊、

慶長 日本紀神代卷與書終
勅版

神道傳授及同追加目錄

- 一 總說
- 二 三種神器
- 三 一神則八百神事
- 四 勸請事
- 五 本跡三儀
- 六 神道人道一理
- 七 天地神人身神
- 八 祖先子孫魂魄同氣事
- 九 魂魄辨之事
- 十 陽神陰神之事
- 十一 陰陽神の生める五行神名
- 十二 五行の配當
- 十三 祓之事
- 十四 六根清淨之祓事
- 十五 三種大祓咒文の事
- 十六 神體之事
- 十七 神道三流
- 十八 神道與儀
- 十九 御手幣
- 二十 千木の事
- 二十一 注連の事
- 二十二 王之字事
- 二十三 雄詰之事
- 二十四 神代日弓
- 二十五 神明事
- 二十六 鳥居之事
- 二十七 遷宮之事
- 二十八 神無月
- 二十九 祭意事
- 三十 皇孫降臨之事
- 卅一 八雲事
- 卅二 混沌事
- 卅三 國常立同體異名事

- 卅四 日吉神事
- 卅五 神之理
- 卅六 神語之事
- 卅七 神籬之事
- 卅八 九部妙壇之事下部説
- 卅九 七十二神之事
- 四十 大嘗會時天神地神之事
- 四十一 加持下部説
- 四十二 隨身三寶加持下部説
- 四十三 十八神道下部説
- 四十四 元氣五行之事
- 四十五 人之五大神
- 四十六 十二支神
- 四十七 神道血脈
- 四十八 神道灌頂
- 四十九 神道現密之事下部説
- 五十 唯一神道附佛神混合
- 五十一 佛神混合
- 五十二 神道三業
- 五十三 神道書籍
- 五十四 人之五大神
- 五十五 神之主賓事
- 五十六 穢と服との事
- 五十七 胞衣の事
- 五十八 天瓊矛之事
- 五十九 雄元雌元
- 六十 神道神代年數
- 六十一 一人神同異之事
- 六十二 陰陽萬物出生次第
- 六十三 神道實理
- 六十四 穢之事
- 六十五 穢之論
- 六十六 神之根本
- 六十七 神理受用の事
- 六十八 神明掟事
- 六十九 約束を違虚言謀計の事
- 七十 不淨を嫌ふ事
- 七十一 神は非禮を不請事

- 七十二 軍神之事
- 七十三 心靈之事
- 七十四 五行之神相生相尅
- 神道傳授追加
- 七十五 御即位灌頂事
- 七十六 大織冠啓白文
- 七十七 三十神名
- 七十八 宗廟社稷神附祖神
- 七十九 内外宮事
- 八十 春日神體之事
- 八十一 三輪大社同體之事
- 八十二 熊野事
- 八十三 十八字配當之事
- 八十四 八之字の事
- 八十五 東西南北の事
- 八十六 郊祀禘宗
- 八十七 三世之事
- 八十八 息風之事
- 八十九 高天原之事
- 以上八十九條此目錄
副島本補

神道傳授

一神は天地之靈也、
一心は神明之舍也、舍は家也、たとへば此身は家の如

く、心は主人の如く、神は主人のたましひ也、
一形有る程の萬物は消ゆる事あり、神は形なし、目に
見えぬ處に滿々て、天地に亘りて何時もあるなり、
一善をすれば、我が心の神に隨ふ、故に天道に叶ふ、
惡をすれば、我心神に背く、故に罪を受く、諸神と人
の心の神と、本より同理なる故なり、

一心の清は神のまします故也、鏡の清く明なるが如
し、彌清くする故に、鏡の中の、にごりのガをのけて、
カミと申也、

二三種神器

一神璽はしるしの玉也、一寶劔は草薙の劔也、天村雲
の劔とも申也、一やたの鏡は内侍所の事也、右玉と劔
と鏡とを三種の神器と申候、天照大神より授け玉ふ
代々帝王の御寶物也、此三の内證は、鏡は智也、玉は
仁、劔は勇、智仁勇の徳を一心に保つ義也、心に在て
は智仁勇也、あらはし器と成時は、玉と劔と鏡と也、
是を以國家を治守也、又鏡は日に像り、玉は月にかた
ざり、劔は星に像る、此三光ありて天地明なるが如
し、三種神器備て王道治る、王道神道理一也、

三一神則八百神事

一天地開時の神を國常立尊と申、天神七代の第一也、
此一神分身して、諸神の惣體と成、たとへば天上の月
は一輪にて、萬水に皆其影をうつすが如し、月も下ら
ず、水も上らず、月の本質は自元一なれども、百千萬
の影あり、人の本心一にて萬に通するも、皆國常立尊
也、

四勸請事

一神勸請する處に、發現して現はれ給ふ、例へば地を
掘れば何處も水の涌くが如し、人心眞實に崇めまつ
る所、即神のすみか也、然れども祭るまじき神を勸請
すれば道理に背く、故に福を蒙る事なし、神は非禮を
不レ請故也、

五本跡三儀

一佛を本地とし、神を垂跡とす、本地垂跡二なれど
も、不思議は一也、和光同塵の義也、
一佛は天竺の神、日本の神と不同也、然ば本地をも神
とし、垂跡をも神とす、是は昔の神道説也、慈鎮和尚
歌に、

誠あらば神を佛の道しるべ迹を垂るとは何故か云
ふ

一人をいはいて神とあがむる時は、人を本地とし、神
を垂跡とす、是は元來より神をいはふと替り有故也、
根本の所を本地とし、宮社のあるを垂跡とす、

六神道人道一理

一民は神の主也、民とは人間の事なり、人有てこそ神
をあがむれ、若し人無くば誰か神を崇むる、然ば民を
治は神を敬ふ本也、神徳によれば人も運命をますべ
し、人間は晝の如し、神道は夜の如し、晝夜不同はあ
れども、其理は不同なし、生死の道も又如此、生をば
今日にたとへ、今年に譬ふ、死をば昨日にたとへ、去
年にたとふ、生道を能知れば、死の道も能しるが如
く、人間の理を能知れば、神道も自知るべし、神をば
敬遠かりて不レ可汚、民道義に宜く叶ふ、先尊行上は
即神慮に通するなり、

七天地神、人身神、

一日月星水火の類、四時の移替、晝となり、夜となり、
寒熱、風雨、雷雲霧霜、雪ふり、萬物生榮、又枯しはむ
に至て皆天地の神のしわざ也、目に見、耳に聞、鼻に
かぎ、口に云ひ、息の出入、或静眠、或若壯、或年老衰、
皆是人身の神のしわざ也、人は天地の氣を受生たる

故、天地を身に備たる也、兩眼は日月に形り、身の温
なるは火也、潤也、又は唾汗出類は水也、肉身は土也、
筋骨は金に形り、毛髮は草木に形る、一身に陰陽五行
を具せずと云事なし、

八先祖子孫魂魄同氣事

一先祖魂魄神となる、其子孫の魂魄、即先祖の神也、
たとへば菓を植ふる時に、其本木は朽と雖、後の木は
本の種と一つ物なれば、木の氣は同じ也、幾度植かへ
ても、菓のあれば、初の木の種は替らず、人も如此、
先祖の魂魄子孫に傳て、同じ筋目の魂なれば、其祭る
時に眞實の謹ある心に先祖の神は感通也、魂は陽、魄
は陰のたましひ也、

九魂魄辨之事

一人生れて形の生るは白也、其中にあた、かなる陽
氣あるを云とす、目に視、耳に聞の類は白也、口鼻よ
り出入息は云也、云は陽也、白は陰也、眼は白のしわ
ざなれども、云と交て一つとなる、醒は云也、静なる
は白也、動歩は云也、元來一氣なれども、動と静との
變に依て、陰となり陽と成也、其神靈を身に備を云白
と云也、白は形につく、云は形につかねども不離形、

たとへば云は人の如し、白は車馬の如し、人馬にのりて歩む如く、云を白にのせて心を治ればよし、云と白とを分はなせば、人の馬にはなれて歩に不異、此理に違へば逆にて成て馬を人に乗るが如、神道には幸魂を云とし、奇魂を白とす、

十陽神陰神事

一 陰陽不分先を混沌と云、一氣也、一氣分て陽と成、陽神を伊弉諾と云、陰神を伊弉册と云、此二神相交萬物を生ず、天は陽也、地は陰也、火は陽也、水は陰也、晝は陽也、夜は陰也、晩は陰也、朝は陽也、赤は陽也、暗は陰、春夏は陽、秋冬は陰、東南は陽、西北は陰也、温と寒と男女陰陽也、物生は陽、枯は陰也、上と、左と、腹と、面と、清と、輕と、動と皆陽也、下、右、背、裡、濁、重、靜、皆陰也、如是類を分て陰陽に屬といへども、又陰中に陽有り、陽中に陰あり、冬の中より春の萌すは陰中の陽也、夏中より秋の萌は陽中の陰也、夜半より晝までは陰中之陽也、午の刻より夜迄は陽中の陰也、男なれども生付柔なるは陽中の陰、女も強きは陰中の陽也、朔日より十五日迄は陽、十五日より晦迄は陰、正三五七九十一月は陽也、二四六八十月十二月は各

陰也、是陰陽交也、此類猶多、本より一氣の開ば陽と成、かゝり閉れば陰となる、あつまれば陽と成、散ば陰と成、陰陽動いて五行となり、五行變化して人を生、鳥獸草木を生ず、かやうの事は皆是伊弉諾伊弉册の兩神の所作也、所有の事、此兩神の離事なし、

十一 陰陽神の生る五行の神名

- 一句々乃馳 木神 勾芒 春神
- 一 軻遇突智 火神 祝融 夏神
- 一 埴安姬 土神 后土 土用神
- 一 金山彦 金神 葺收 秋神
- 一 罔象女 水神 玄冥 冬神
- 十二 五行之配當
- 五行 木火土金水 五時 春夏土用秋冬
- 五方 東南中央西北 五常 仁禮信義智
- 五臟 肝心脾肺腎 五窮 目舌口鼻耳
- 五色 青赤黃白黑 五味 酸苦甘辛鹹
- 五臭 羶焦香腥朽 五音 角徵宮商羽
- 五運 風熱温燥寒 五精 魂神意智魄精志
- 十干 甲丙戊庚壬 乙丁己辛癸 五口 筋血脈肌肉皮毛骨
- 五液 泣汗涎涕唾 五志 怒笑思慮恐

五位 震離幸坤兌坎

右の如、五行の神も、四季の神も、皆人身の五臟に備、其の五の理は仁義禮智信五常也、其他萬事、何も此五の物に配當するに相違なし、人は陰陽五行の氣を受けて生、故に五の物、身の内に在、形にあらはる物は、手足の指五有を以て可、知、五と云も其理一也、

十三 祓之事

一 外清淨とは、行水をして、常の寢所を替るを云、一 内清淨とは、精進し、其上にて蒜葱の類を不喰を云也、是謂齋と、此二つは輕き神事也、外祓也、一 重神事は身を清て精進するを外清淨と云、心に妄念惡念を拂を内清淨と云也、是内の祓也、過を悔て改めて善とするを祓と云、過を改を神は請給也、神前にて此祓を唱て願禱祝詞を云、

十四 六根清淨之祓事

一 眼耳鼻舌身意是也、目に穢を見ても心に見ず、耳に穢を聞ても心に不聞、口鼻身又如前、一念發る處を濁と云へども、後念に萌ねば其濁は其儘止て清く成、清明に成は神心也、色は目を亂、聲は耳を亂、匂は鼻を亂、欲は心を亂なれば清淨なり、

蓮葉の濁に染まぬ心もて何かは露を玉とあざむく聲を聞て心に通、色を見て心に通、飲食味を知、此心理に不背、即神也、

十五 三種大祓の咒文事

一天津祓 吐普加身依身多女是れ神代より傳來也
國津祓 寒、言、神、尊、利、根、陀、見、是は神道と易道と并祭主久
蒼生祓 波羅伊玉意、喜餘目玉、是は中臣祓の中の語也
祓申、きよめ申といへば、人の祓ふ也、陰陽家には如し此よむなり、中祓、卜部の家には、はらいきよめ玉ふといへば、神の祓ましますなり、何の穢あらんや、

十六 神體之事

一 筥の内に物なく空なるを幾重も包み、又入子にしてしめを張り、内陣に納時、此物は木にてもあらず、金にても非ず、土にてもあらず、中に神のましますと、口の中に小聲に唱、神は形なき故なり、高天原に神止は、魂氣は天に還の義也、一 筥の内に土を入時、此物は木にも非ず、金にも非ず、中に神のましますと唱也、萬物皆土より生、亦土

に歸故也、陰神黃泉に入は、體魄歸於土義也、一箱の中に鏡などの類を入時も、此物は木にも非ず、土にも非ず、中に神ましますと唱、鏡明成を神にたとゆる故也、日神出給ひて後、天岩戸へ鏡を入たる義也、其餘は例して可レ知、但社により少不同あるべし、繪像、木像等の類は、中比よりの事なり、

十七 神道三流

一唯一宗源、是は神代の神道、日本の古風にて、異國の事を不レ交、春日明神より傳來、大織冠以來、中臣卜部家へ別、吉田、平野、其流也、

一兩部習合、是は佛神一體にて、天照大神は大日如來也、日吉は藥師也といへり、行基、傳教、弘法より以來の流也、

一本迹緣起、是は諸國諸社神主、其家々に久云ならはして、本地垂迹を立、此社は日本の神、彼社は唐土天竺より飛來神と申傳也、

十八 神道與儀

一理當心地神道、此神道即王道也、心の外に別の神なく、別の理なし、心清明なるは神の光也、行迹正は神の姿也、政行るは神の徳也、國治は神力也、是は天

照大神より相傳まじき、神武以來、代々帝王御一人しるしめす事也、御幼少時は、左右大臣、攝政、關白杯傳授し奉事也、近代は此通知人體ならずと云、一ト祝隨役神道、是は不可_{可下恐}社家禰宜、神主、祝部輩、祭禮神事時に、社内を掃除し、或は祓、祝詞、宣命など讀上る事の役人なり、然ば帝王御一人しろしめす神道をば、輒く窺がたし、故に理當心地の神道外は、何も皆神の事也、役者也と可レ知、

十九 御手幣

一天照大神天岩戸にとちこもり給時、諸神相はかりて、青幣白幣を岩戸の前にかへ祈り給ふ、是御幣の始也、或紙を用、青は春の色にして、白は秋の色にて、陰也、西也、手に青白の幣を持は、陰陽を握、東西南北をも、四季をも手の中に取也、幣串は_團にかたざれり、然ば目に見えぬ神は幣の上あらはる也、一説には、祭る人の心に謹めるを現はして幣を奉、其外備物に皆是心中の禮義をあらはしたるしるし也、供物を多飾りたりとも、實心の謹なくば神は受べからず、供物輕しとも、神は實心を感じずる也、太神宮を茅葺にするは、潔きをたとへて、春を嫌ふ故也、

二十 千木之事日本紀に傳風を千木と云

一中臣祓に、高天原に千木高知と云は、天津宮を高作の義也、宮の上になすまたのやうに立たる木を、千木かつをぎと云、又かたそぎとも云也、社壇の上、陰陽の氣を受たるにかたざる也、

夜や寒き衣やうすき片そぎの行合のまより霜やをくらん

是は住吉大明神の御歌なり、社壇古くそこねたるを嘆きて、帝の御夢に見えて、此歌をよみて造營し給ふとなり、

片そぎの千木は内外にかはれども誓は同じ伊勢の神風

風雅にあり、度會朝棟歌なり、是は内外立やう少かわれども、正直の人を守らんと御誓は同也、

久方の天のつゆじも幾世經ぬみもすそ川の千木の片そぎ

後鳥羽院御歌也、太神宮の作は、餘社に替、千木も不レ曲、片そぎもそらず、正直をたつと云也、

二十一 注連之事

一日本紀に、日神天岩戸を出給て、後端出之繩を岩戸

の前に引と云は、しめの事也、うたぬわらを以て、左繩になつて、其端を七五三と出す、七五三、合十五也、左へなふは陽に形る、十五は十五日づゝにて月の盈缺有に象る、十五は陰也、然ば繩にも陰陽を備ふ、此繩を民間には飾繩と云、後西園寺殿説には、繩は直々に引物なれば正直に象る、わらの先を餘て切揃ざるは質朴に象る、神は正しく直なるを用給ふ故也、近江の坂本にては、昔一家の中にも穢を隔てんためには繩を引也、或は身にしめをかくること有、是は日吉の神道の説也、日神再又岩戸へ入不レ給やうにとて、しめ繩を引事なれば、物を隔儀にて、穢しきをさへざらん爲しめを引也、

神葉の上と下とにしめかけて立まふ雲に神ぞあつまる

二十二 王之字事

一王、三は天地人の三也、一は天地人を貫也、天地人を貫ものは神道也、即王道にて其第一の人、天下の君也、王と云、主、王の上の點は火焰の貌なり、日火珠也、首に日輪在は、天照大神を頂くなり、日神の御子孫、日本の主にまします故、日本國と申也、

一玉、天地人三を貫事は、玉を貫如に連つゞく故に、九點を玉に比して、玉に加て玉の字とす、御身を玉體と云、神璽を曲玉と云、御位を玉震と云類、皆是なり、一皇貌白月也、王の上に白有は、是も日神載給字の義也、日下王と云心を以皇と申也、

二十三雄詰の事

一稜威之雄詰 一つのをたけび、いかめくつけしめす義也、
 一稜威之噴讓 一つのころび、いかしくしかる義也、
 一詰問 なじりとふ、つみとがをこひつむる義也、
 神代卷の素盞雄尊、猛き荒神にて、天へ上給へば、天照大神驚て、天上を奪んとて來可成と宣て、武士の装束し、弓矢を帶し、劍を取て、をたけいし、ころいし詰問給ふと云々、後世に合戦の時音を上るは是より始、ゑいゑいあふ云也、始のゑいは雄詰也、次のゑいは噴讓也、後のあふは詰問也、ゑい、ゑい、あふ、三重なり、是に付て拍子をうつ事あり、進かゝる時舉る聲をば、送りごきと云也、戦場で後舉るは、勝時と云也、軍神を請するにかゝる軍神をくるとの義にて習ある事なり、

二十四神代日弓

一座陣弓 天照大神持給御弓也、引事なくして、自四海大平の勢有、上弦の月に象、上弦は三日より七日八日迄の月を上弦とす、ゆみと、よみと古語通ず、月はよるみゆる故にゆみと申也、
 一發向弓 日神天上にましくて、下界を鎮めん爲に、諸神被遣時給弓也、十五夜の月に象る、十分に引保てる體也、惡神邪神を射んとの爲也、
 一護持弓 皇孫天降、日本の主と成玉ふ時、持給へる弓也、下弦月に象る、二十三夜の月也、御身守也、
 一治世弓 日神第四代孫彦火々出見尊持給弓也、晦日の月に象る、晦日の夜は月見えず、弓矢を袋に納て天下靜謐の體也、

二十五神明事

一卜部説には、天上の神を神明と申、明の字を分て日月とす、神の明成事、日月に齊して、日月の上に在る儀也、地神を明神と申、日月の二字を合て明とす、日月の下に神有儀也、
 一周易に、神明其徳と云は、人心の中に具たる道理明成を神明と云也、微妙にして清明なる故、左傳曰、神明

殞之と云は、諸の明にすぐな靈神を云、人もし罪惡あらば、神の責を受けんと云義也、此神明、明神の字義は、卜部の説にかはれり、

二十六鳥居之事

神坐鳥居於入此身日月宮殿安樂而住

一天照大神四代御孫彦火火出見尊海に入、龍宮城へ至、門外に井有、尊の御影、其手水に移る事有、神代下卷にのせたり、是によりて井げたの形を移し、とりゐとして、社の前に立、神の御影をうつし申也、

一黒木の鳥居、縦横の柱皆まつすなるは神也、曲れるは人と示給ふ御教なり、

一千早振神の名しるすみづがきの跡はたえせじ八百萬代も

一後醍醐天皇、春日祭の茂成をよめるをしうた、

一立よらばつかさくも心せよふちの鳥居の花の下かげ

一華表は鳥居の事也、是を立事、此内に社在としらしめてろし往來諸人にうやまはれしめて、無禮らうせきを爲せまじきためなり

二十七遷宮之事

一假殿に供物を備、御幣を取、再拜し祓をなす、其後丑時本社へ神體を移し奉、本社に兼て諸道具を調置也、祝詞に云、くにも開け、天も明る、新殿に移り給へ、國々暗からず、内外ゆがまず、長き御代迄守まします、如し此唱て再拜してをさめ奉る、
 一三輪流の神道には、此時印を結び、梵字をひねり、陀羅尼を唱ふる事有と云、昔はなき事也、兩部習合の説より起れり、

二十八神無月

一十月を神無月と云事は、十月は純陰の月にて陰なし、附神なき月也と云んため、神無月と云也、然ども、附ついに不可滅、故に十月を陰月と云也、十一月は一陽生す、

一伊弉册尊かくれ給ふ事は、十月に至、萬物悉皆枯しぼむ、是陽神のしわざ也、伊弉册尊滅玉ふ所を指て神無月と云也、神滅すといへども終に滅せず、春榮と冬枯との時節を以、神生死に比ふ、然ども毎年四時の巡り移る事何も同なれば、此神生死なし、前説十月に諸神皆出雲國へ集る、故に神無月と云ならは、出雲にては神有月と申べけれども、其沙汰なし、此説不覺、

二十九祭意事

一先祖を祭に、其鬼神必定有事にて、來請とするは迷なれば不智也、其鬼神必定なき事にて、何者か祭をうけんやと思は、親を忘事にて、不孝不仁也、此段古事記に不淺識の傳見歟

一先祖の魂は子孫に傳る、我身生てあるは即是先祖の身分たる故也、父母なくば子孫不可有、然ば我鬼神即是先祖の鬼神也、我心眞實に謹て祭れば、爰に鬼神必定有て、其すぢめ先祖子孫一理也、一氣也、是聖人祭禮する意なるべし、論語に祭如在と云は、祭するは先祖の生て在やうに、敬もてなす意也、禮記に之レ死而致レ死と、之レ不仁而不レ可レ爲也之死に而、致レ生之不智にして、不可レ爲と云も此義也、

三十皇孫降臨之事

一神代始、國常立より伊弉諾尊迄を天神七代とす、天照太神より鷓芽尊不合尊迄地神五代とす、合十二代也、此内十代目皇尊ににぎ尊、初天降、秋つすの主と成玉ふ、今に至迄代々帝王は其御子孫也、帝王御即位の儀式、皇孫降臨の義を象ると云、
一儀云、媿妊時、一月に血集る、二月に脂の如くに凝

る、三月形始作、男女定、四月に姿漸成、五月動、六月筋骨成、七月毛髮生、八月臟腑備、九月物を飲食ふ、十月識神具、此月誕生す、此十月の胎内の次第を、十代の神に比すれば、一氣初て萌して一滴の露と成は、國常立の神也、十箇月に當り産するは、皇孫天降り給ふ意也、

三十一八雲事

一素盞男尊、出雲國に到、稻田姫をめぐり、宮作して住玉ける時よめる歌、
八雲たつ出雲八重がきつまごめに八重がきつくる
其の八重がきを

此所に入色の雲立ければ、八雲立出雲と云へり、八重がきの宮を作、稻田姫をつまごめ、もりい給ふ、八重垣は幾重々々に作義也、其御悅のあまり、重て又八重がき作と念比にくり返し、其八重垣を祝ひ玉る神詠の意なり、此歌に四妙有、一には字妙、卅一字に定たるを云、一月卅日にてきはまりて、又一日と改め始る義也、二には句妙、一首の内を分て、五七々の五句とす、五行、五常、五臟、五音、五味、五色等に象る、萬事皆此五にもる、事なし、三には意妙、一首の意玄

妙にして、天地を動し、鬼神を感せしめ、男女、志を和、四には始終妙、凡そ古歌は文字の數も不定、然に此歌は文字の數定、神代より末代の今に至、此風絶ゆる事なく、傳來變せざれば、始終妙と云、古今序に、荒金の土にして素盞男尊より起と云は此事也、和歌の家には猶以習あるべし、

三十二混沌事

一混沌は一氣の圓きを云也、天地不開、陰陽未分時、混沌まんまろにして鶏子の如し、其中に神靈の理自在て、未レ現、其分開くるに及て、天地の間に萬物生ず、是を人にたとえれば、一念初めて起りて胎内に宿り、一滴の露の如なるが、月を重て生ずるは天地開に似たり、又人の心に譬れば、圓なる理の中に、動と静とを合て、念慮未レ芽はこんとん也、既に動發て種種の思ふこと多出來は、天地開萬物生に似たり、神は未分の内より備て開闢の後に現はる、故に始もなく終もなし、人心も同理也、靜にして虚なれば今日も混沌未レ分也、

三十三國常立同體異名事

一天讓日天狹霧國神日國狹霧尊 國常立尊

可美葦芽彦男尊 天御中主尊 天常立神
右五神、天地開時初て生出神也、舊事記、并日本紀にあり、卜部説に、此五の神元來一體也、之を大元尊と號す、國常立尊は一切諸神の根本也、一而無形有靈、一切の人にも此神の氣を不レ受と云ことなし、萬物の始、悉皆此神に基く、

三十四日吉神事

一大己貴神は素盞男尊子也、出雲國大社も、大和三輪も此神の事也、此神の弟を大歲神と申、大歲神子大山咋神は比叡山にまします、又山城國葛野にまします、舊事記にあれば、日吉と松尾と同體の神也、然ば日吉神、素盞男尊の孫にて、大己貴の姪也、

一或説に、日吉は大己貴也といへども、舊事記の本説體成故、日本紀の註には、三輪日吉同體に非すと曰へり、然ども伯父姪の間なれば、奉勸請ことも有んや、無覺束、

一傳教の説には、天竺のこんびら神は、日本素盞男尊、大己貴父子の事なれば、大己貴もこんびら神とす、又またら神とも名づく、傳教渡唐し、青龍寺の鎮守は此神なるにより、歸朝して叡山を開時、日吉を以

同體とし、山王と號、北斗の七星に象りて七社を立ち、山王の事は日本紀等に載せざれども、彼の家に傳授ありて、玄旨き命口を修する時の事といへり、

一摩多羅神を竹に比ふ、内空なるは神の心なり、外圓直なるは神正直にして柔和なる徳也、雪霜にも色を改めざるは、神の常住不變形也、節有は神の靈威の品々によりて守節義也、

一或説に、大己貴を日吉大宮とし、大比叡の地主權現とする時は、其子事代主神を日吉とし、大ひるの地主權現とするぞ、◎日吉以下十六字原書に據りて線をつけたり二宮とするとも云、

一摩多羅神事日本紀に此神の名なし

一摩多羅は、こんびら神の事也、藥師十二神の内、こんびら神將と申は是也、藥師の反現也、天台家にまたら神、諸神の惣體也と云り、此神の左右に、丁禮多童子、尼子童子とて、二人の童子あり、一人は鼓を打、一人は立てまふ、鼓は筒の内の空なる革としらべとを掛けて打ばなる、例へば人心空なるを五體にて張たるが如し、動き働き口より言は、此二人の童子の鼓打て立て舞ふに比ふ、如レ此鼓打舞ふは、摩多羅神のしわざなり、心中に此神あり、五體離ればことなし、空

は神體也、鼓の革としらべを取はなせば、筒計あれども聲なきが如し、是をついみの一心三視と申なり、猶又有習、

三十五神之理イニハ六是下可

一神は形なしと雖靈あり、氣のなす故也、一氣の萌ざる時も萌して後も、此理本より有て、音もなく、匂もなく、始もなく、終もなく、氣を生、神を生するいはれは即是理也、眞實にしてあらゆる事の根源也、いたんには此理を不レ知、

二佛法に空切いせんと云、いをんなはんといふは、混沌未レ分を云也、猶ものぼりて云へば神と名け、無と名くれば、既に神其始は神れいもなく、又無と云名もなしと云て、其れいをも嫌へり、老子莊子説に、神と云物もなしと申、無も元來なしと申故也、無の名に拘るを嫌へり、後佛は先佛を師とす、然ども元初を極れば無もなし、佛もなし、

三十六神語之事

一附神、附神、みとのまぐはいせんと約束して巡りあへる時に、附神先唱 アナニエヤ、ウマシ、ウマシ、ウマシ、 十八字、附神後唱 アナニエヤ、ウマシ、ウマシ、ウマシ、 十八字、此詞神代の始也、伊弉諾伊弉

冊の御詞なれば、素盞男八雲の歌よりも遙々先の事、是を詞の始とする故に、歌道にも日本の神語の第一の始なれば、此附神附神の詞、合卅六字有、象りて卅六人の歌仙を定めり、是我家の秘傳也、

一眞言家に、ア字と云ことを、かんやうとして、大日如來の種子とす、萬法此ア字にもる、ことなし、あなうれしのア字を取合て、ア字本不生の義に叶と云、

三十七神籬之事

一彦火に、ぎ尊は、日神の御孫也、故に天孫と名け奉る、天孫外祖父を高皇產尊と申、天孫天降、日本の主と成玉ふ時に、高皇產、神籬天磐境を立、吾孫の爲に祝んと宣ふ、又天兒屋、太玉の二神勅して、神籬を持て天降、吾孫の爲に祝はれよと宣ふに、神即天孫に隨て供奉せらる、神代下卷に有、日本紀註、并兼良公の疏に、神籬は社ほこらを云、磐境は城を云也、一説に、ひもろぎは賢木を云也、卜部説に、此二種は神道の寶也、天神地祇を祭る時、神を立て、其中にいはさかを安置す、是神籬の型とす、秘傳に云、天津は貴詞也と云ども、實は自然天然の義にて、神の所爲也、人作に非る所也、磐は堅固長久の心也、ひもろぎは、神の御座

所也、封疆ときはかきはに堅久なるを岩さかと云り、何にとも神のまします所、則是ひもろぎなり、たとへば、身は屋舎の如、心は主人の如し、然ば心中に神明あるは、ひもろぎならずや、此心平常にして不レ動ば、いはさかにあらずや、身をまごるは心なり、身をやごらしむる物身也、身を修するはひもろぎを保てるなり、膳の字、昨の字、釐の字をひもろぎと訓むは、祭の時のすべり物也、左傳、國語、史漢等の書に見たり、昨は福也と云り、神より福を給義にて、御膳の徴しものを、神酒のながれを頂く也、尺奠翌日に昨を奉するも是也、神籬のひもろぎと和訓同けれども、其義同異歟、

一吉田神主兼滿、平野神主兼與は、從兄弟にて諍論あり、吉田申けるは、大織冠の狀云、天つ神籬型、一名一つ磐境神籬の正印は、大織冠よりいひ九へ被レ授、代相承して我家に有、他人不レ知所、唯授一人の寶物なれば、此正印を以邪神のほこら破却すれども、祟をなすことなし、然を二條町の鍛冶をして新しく銅を以是を作と、平野申條、其謂れなし、父祖をかすめ我家をさみす、先祖に對して不孝也、神靈に對して罪人

也と云々、近年怪齋（高説）開て申されけるは、平野其時何故に答申さるや、ひもろぎのこと、日本紀に有といへども、上古の事なれば其名有て形を不_レ知、但其形如何やうなるものぞや、社の姿にても、神の姿にても、大概如此あらんかと了簡して、後代の子孫にしめさん爲に、鑄師をやとひ、試に作て見たるまでなり、神代のひもろぎも、大織冠の筆迹も、久事なれば、今に傳て不_レ可有、吉田なきことを作てありと申すは、神明にも先祖にも虚言を申かくると云々、

吉田兼致（兼俱）兼満（實實賢）
 兼右（子也）
 平野兼永（兼結兼之）兼隆（爲土岐賢有）
 兼交（實父兼俱也）兼渡（澁州去）兼職（一）
 兼興（實小機宿願）兼與（子恒子也）

清原宣賢（味賢養之）業賢（兼右）

一日本紀五 崇神天皇六年、以_三天照太神_二託_三豐鍬入姫命_一祭_二於倭の笠縫の邑_一、仍立_三磯堅城神籬_一、（神籬此云_二比道春按、此文によれば、神籬は庶殿葦祠を云と見たり、

一同紀云、垂仁天皇三年、しんら王子天日槍來て奉_二

七物、内に熊神籬一具あり、但馬國に藏て神物とすと云々、此文によれば、ひもろぎは神の寶物也と見たり、神體を入器なるべし、

三十八九部妙壇之事（下部説）

一神變、神通、神力、是を三部妙壇とす、天は神變妙壇也、地は神通妙壇也、人は神力妙壇也、此三部を分て九部とす、日月星るい、天の神變也、春秋晝夜推うつる、天の神通也、風雨雷鳴は、天の神力也、又山河江海は、地の神力也、山と水と氣を通、潮の満干、運氣のめぐるは、地の神通也、草木の生、地の神變也、又形動きは、人の神力也、口に物を云は、人の神變也、物思ふは、人の神變也、三分は九部也、九部又合て三部となり、三ぶ合一と成、是神通妙也、是を三妙とも名け、又三元とも名づく、畢竟一神の理也、

三十九七十二神之事

一人に九竅有、目二つ、耳二、鼻二、口一、下部前後二、合て九の孔あり、此あな毎に一の神あり、三倍して廿七と成、是天の廿七星にかたざる、廿八宿の内、牛宿を除て廿七宿と成るは、日本天文道の習也、是を三倍して八十一とす、此内天の九宮を除て七十二とす、一

年の内七十二候に象る、一箇月に六の候あり、合七十二神のしるしとす、是又一氣の變化也、天地の神と、人の神と、元より一靈の故也、

四十大嘗會時天神地神の事

一天子毎年、新米のはつほを神祇に參らせらるゝを新嘗會と申す、御即位以後、一代に一度、天神地祇を祭り玉ふをば大嘗會と申す、是は内裏に新き祭殿を立、天子自天照太神を祭玉ふなる御祭也、先天神を祭をば悠紀と云、清く潔きの故也、神代よりの詞也、次に地神を祭を主基と云、主基は次と云の詞にて、悠紀に次と云義也、此時の天神は、天照太神を始として、天降まします諸神の事也、地神は三輪明神より以下の諸神を云、天神七代、地神五代の名同からず、地神五代とかぞゆる時は、天照太神を地神の始とす、

四十一加持下部説

一加持は神代の詞也、御孫天降玉ふ時、かしまの明神梶取明神、先拂に降て、とよあしはらの惡神拂て、天下しづまりぬ、四魔を加持するの故に、かしまと名け、其かちを手に取る故に、かち取と名く、神功皇后異國退治の時に、神のたくせんに依て、船の梶を作給

ければ、御船自由也、楫にて船を思ふ處へつくる如く、神道の加持力にて、所願叶也、是を神變加持、神力加持と申也、佛法に云處も、自此詞に叶へり、船のもへの加持にて、能所の岸へつくと象りて、神道加持壇を建立すと云々、

四十二隨身三寶加持下部説

一壽命と、無病と、福祿とを三寶と云、一切の寶の中に壽命を第一とす、其次は無病、其次は福祿也、何等の富貴にても命なければ用なし、此三寶は神道の加持にて得事也、心に神なければ三寶を失、心に神あれば三寶其身に隨、心と神明とをむかざるを加持とす、故に神の御守御恵を受也、三寶を草木にたとふれば、壽命はみのこんぼん也、無病は身の枝葉、福祿は身の花實也、身の根本は神也、神有故に命有、佛法には佛と法と僧とを三寶とす、神道の三寶に不_レ同、

四十三八神道下部

一元氣と五行と（◎五行と三字恐衍）五運とを合して、天の六神道とす、
 一靈と五行を合して、地六神道とす、
 一性命と五臟とを合、人の六神道とす、此の三六を

合、十八神道とす、天六神道を神道加持とし、(地六神道を神通加持とし歟)人の六神道を人力加持とす、是を三元十八唯一神道と申也、

一五行、五運、同事也、木火土金水の氣の天に旋を五運と云、其きの地に運りあらはるゝを五行と云、元來一氣、分て五と成、此五者人に備て五臟と成、五臟の生るは性靈也、しからば人身に十八神道を具す、

四十四元氣五行之事

- 一國狹樞尊木德神 一豐樹淳尊火德神
- 一泥土尊水德神 一大月之道尊金德神
- 一沙土尊土德神 一大百邊尊土德神

右天神七代内、國常立と伊諾伊冊を除て、のこる五代を五行の神に配當す、國常立は元氣の神にて、陰陽をふくめり、伊諾伊冊は陰と陽と相分るゝ初也、故に元氣の中に自五行を具、又陰陽不レ分先にも、五行歴然としてある理を以、此五代の神をあげたり、即是天にある五行、五行は一元の氣より出る故に、元氣五行の神と云、

四十五人之五大神

- 一天八降魂命地大輪神 天三降魂命水大輪神

一天八降魂命地大輪神 天三降魂命水大輪神

右五の神は、皆天に在神也、是を佛法より見れば、地、水、火、風、空を五大とも、五うんとも云、五輪とも云、五大和合して人と成、地は肉也、水は汗唾涙尿、るい也、火は身の温成なり、風は喉鼻の息、其外身の動きはたらく也、此四の物あつまる中に空あり、無レ空は四の物あつまるといへども不レ動、たとへば草木を以て人形を作といへども、あやつりなければ動ざるが如く、空は形のあやつり也、此空を即心とし、或は空の中に心ありとも云り、其あやつりは神のしわざなり、五行の時は木と金とを云て、風と空とを不レ言、是五行と、五大との不同なり、

四十六十二支神

- | | | | |
|-----|---|-------|-----|
| 北子鼠 | 虛 | 毘羯羅大將 | 釋迦 |
| 丑牛 | 牛 | 招杜羅大將 | 金剛手 |
| 寅虎 | 尾 | 眞達羅大將 | 普賢 |
| 東卯兔 | 房 | 摩虎羅大將 | 藥師 |
| 辰龍 | 元 | 波夷羅大將 | 文殊 |
| 巳蛇 | 翼 | 因達羅大將 | 地藏 |

南午馬 星 珊底羅大將 虛空藏

未羊 鬼 額彌羅大將 摩利支天

申猿 參 安底羅大將 觀音

酉西鷄 昂 遙企羅大將 彌陀

戌犬 婁 伐折羅大將 大勢至

亥猪 室 宮毗羅大將 彌勒

右十二支禽獸と星との事は天文家に云事也、佛家に薬師經の説に付て、毘羯羅宮毗羅まで、薬又大將は薬師の十二支也、一神に各七千のけんぞくあり、皆やくしのけんぞく也と雖、内證は薬師一佛の變化也、此十二神を十二の佛菩薩に配當する時は、釋迦より彌勒まで合十二佛也、此佛菩薩并に十二神は、十二支のある所は、皆是此神可有、日本にも十二しあれば、十二神も天竺の事なれども、十二支に配分普くあるべしといへり、然ば日本の神、異國の佛、相通すと佛家の説也、抑又六十六甲日直神將の名をよびて、

- 丁未神將叔通 丁酉神將臧文公
- 丁卯神將司馬 丁巳神將崔巨卿
- 丁亥神將張文通 丁丑神將道子玉
- 甲子神將王文卿 甲戌神將展子江

甲申神將扈文長 甲午神將衛玉卿

甲辰神將孟非卿 甲寅神將明文章

と號して、十二神各其形十二獸之頭、鼠牛虎等の如なる有を、身に皆鎧を著して人加に立て矛をもつ、是又其類に似たり、

四十七神道血脈

一帝王の御系圖を申ば、日神第六代の御孫神武天皇より、代々天津日嗣をうけ玉ふ、當今迄すぢめ違ひ玉はず、藤原氏の系圖をいへば、春日明神の苗裔、天種子命より、代々の孫、大織冠より歴代相續せり、一神道血脈は、天神七代始國常立尊也、其動は陰神也、其靜は陽神也、一心陰陽を具るは、國常立尊のまします也、故は自餘の系圖は其次第を云ひ、神道血脈は圓して、無始無終國常立より以來、又我心より國常立へかへる、國土に常住まします大神なれば國常立と申、人物出生の根元也、故我身に天地を建立すといへり、是秘中の秘也、

四十八神道灌頂日本紀に此説なし

一灌頂は、いたいきにそゝぞくとよめり、大日經に天竺の法に、太子を立時、象にのせて水を太子の頂に灌

て其位を定て王位をつぐ、帝王父子國を受傳事を灌頂とす、此義備て眞言家に秘法を傳授する時に、前佛の智水を以て、後佛の頂に灌と云て、我身即是大日如來の本誓也と思へり、是を三摩耶灌頂と號す、兩部習合の神道に又此義を備て、身を清め心を清め、ゆうをかき、神前に向ひ祓を唱、其道傳授して吾身即是神と思へり、是を神道灌頂と號す、其儀式別紙に有、師弟子共に其心即神也と覺時は、神より神へ傳授する事、たごへば佛より佛に傳を灌頂と云が如し、

四十九神道顯密之事下部説

一天台は顯也、眞言は密也、佛法に顯密あるのみに非ず、神道にも本より顯密の二義有、げんの中に三つあり、日神の孫天降、あらはにことを治は、天下國家を治る義也、大己貴命此國を退て、幽事を治て長隱と云は、目に見へぬ鬼神の道を云也、顯露の事は顯也、晝の如、幽事は密也、如、夜、晝夜は生死の理也、顯密異なりと雖、晝夜生死の理如、同、人道品異に、其理不異、人なくば神何を以か立んや、現はれたるは人道也、隠れたるは神道也、是神道の秘密なり、大己貴命、三輪の明神なり、

まりて、太神宮既に大日なる上は、其外の諸神も皆佛菩薩の垂跡也と云、是を兩部習合の神道と申也、但佛法不渡先には此さたなし、倭姫は天皇の姫宮にして、天照太神をもちまします齋宮也、

五十二神道三業

一身の行、口の物云、心の物思ふ、是を身口意三業とす、天地の位は陰陽の形也、晝夜の移は陰陽の進退也、思案工夫の念は陰魂の意密也、能物云は陰魂の口密也、手を揚、足を運び、形の動は天地の身密なり、此三所作を三業とし、三業の清淨なるを三密とす、是神道の加持也、佛家に佛、法、僧を三寶とし、法、報、應を三身とし、空、假、中を三諦とし、戒、定、慧を三學とす、是又畢竟三業に歸す、又佛と一體に同くみる時は、此の物は悉皆神道の三元、三行、三妙也、下部の説に、彦火々出見尊海に入玉ふ時、龍王三床を設て迎奉、其三床を三密に比す、

五十三神道書籍江家説

一大織冠云、神道は天地を以書籍とし、日月を以て證明とす、然ば神代には文字不可有、神詞を請來、口づから傳たり、神代の詞自有ことなれば、人作にあら

五十唯一神道付佛神混合

一人皇神武天皇より千二百餘年の間は、神國の風を守、更に別なし、人王卅代欽明天皇の時、初て日本へ佛法渡る、其後聖德太子是を好て、佛法は花實、儒道は枝葉、神道は根本也といへり、然どもやまと媛の御託宣に、天地を貴、神祇を崇、宗廟を敬て、天津日嗣を可治、佛法の息を退て吾國の神を祝へといへり、是によりて伊勢齋宮の忌詞に佛を立すくみと云、僧をかみ長と云、經を染紙と云、塔をあら、と云類は、其の汚を嫌て不レ受義也、故内外宮は無上そん神にて、天地の本源、日月の靈明也、何ぞ佛法のけんを施さんや、一氣の元水を含んで、三教の餘滴をなめすと云、春日明神より大織冠までの神道傳授の本意也、

五十一佛神混合

一日本は神國也、然に佛神一體と見事は何ぞや、倭姫の辭に、西天に眞人有、其教傳來すべしと云は、佛の事を云、其後聖武天皇の時、太神宮の御託宣に云、日輪は大日如來也云々、是によりて天照太神を大日として、胎藏界、金剛界の兩部を、陰陽に配當す、是より以來、傳教、弘法、慈覺、智證等の説々、彌びこりひろ

す、人皇の世に至て、其詞傳て絶ことなし、應神天皇の御宇に、初て百濟國より論語と云書、并漢字渡ければ、是より神代の詞を漢字の義理に合て、日本のよみを付、神書を撰べり、推古天皇の時、聖德太子、蘇我大臣の作れる舊事本紀も此類也、太朝臣安原は、神田あれが口づから語を聞て、古事記を作る、舍人親王、前代の記録撰集日本書紀を作、皆是日本の詞の意を漢字の義に合てよみたり、或人云、下部の説に、神代の文字、天上の文字、龍宮の文字とて、昔は三流有、何れの程にか絶て人不知、漢字渡來假名出來は後代の事なりと云はいかん、答て云、さやかにあらず、大織冠は春日明神の正統にて、下部の大祖也、日本紀に、天智天皇、大織冠、相共に周公孔子の教を南淵先生に學とあり、此人若上古に三流の文字有事をしらば、何故に神道には天地を以書籍とすと曰ん、三流の文字なきこと必定也、大織冠の知玉はざる文字を、末世下部如何でか知事あらんや、是は悉達太子の梵字、并諸法文字を云と云ことあるに依て、佛説を慕て申し出せるなり、惣じて近代中臣、下部、忌部の徒、外はあらはに神國の風を申やうにて、内々竊に佛法を好で、あら

ゆる事多取合て佛神一體と云なせり、初は佛者より神道を掠盜しに、後は神職の徒却て又佛法を盗めり、雖信用、故に舊事本紀、日本紀、并古語拾遺を見て、日本の昔の神代を可考、問云、神代の詞は人作にあらずとは如何、答て云、唯今初て卵をわりたる雛の聲はたれが教てなかしむるや、自然の理なり、赤子の泣くも、父母乳母の教へたる聲にあらず、神語も亦如此、私に云、道存今現に三世ある事不知、一氣より自然に生、又一氣歸すこばかり思惟する故也、

五十四人之五大神

- 一天八降魂命 五大地大輪神 五智大圓鏡智 五佛阿閼佛
 - 一天三降魂命 水大輪神 妙觀察智 阿彌陀
 - 一天合魂命 火大輪神 平等性智 寶生佛
 - 一天八百日魂命 風大輪神 成所作智 釋迦
 - 一天八十萬魂命 空大輪神 法界體性智 大日
- 右五神は皆天にある神也、是佛法より見れば地水火風空を五大とも、五輪とも、五蘊とも云、五大和合して人と成、地は肉也、水は汗、唾、尿の類なり、火は身の温なる也、風は喉鼻息、其外身の動働也、此四物あつまる中空なければ四物集ると雖不働、假令ば草木を以て人形を作と雖、あやつり無ければ不働が如

く、空は形のあやつり也、此空を即心とし、或は空中に心ありとも曰へり、其あやつりは神のしわざ也、五行の時は、木と金とを曰て、風と空とを不云、是五行と五大と不同也、信哉云、古五神秘説に、空は四大に互りて有、四大あつまりて身と成、耳目口は十の穴即是空也、腹中にも空あり、腹中空なくば何を以て物を食はんや、色心一體なりと可レ知、五大の上に、しきを加へ六大とす、色は即心なり、眼耳鼻舌身の五は皆一身なり、心は即是しきなりと可レ知、此五物廣大にして無限、故五大と云、圓滿にして遍く徳を備、故五輪と云、輪は圓きものなり、五大を五六明王に當つる、木は東方降三世、水は西方大威徳、火は南方軍荼利夜叉、風は北方金剛夜叉、空は中央不動明王也、地の色は黄にして形四方なり、水の色は白して形圓し、火の色は赤して形三角也、風の色は黒して形半月也、空の色は青して形圓也、頭頂も空の形なり、又五大を五智の佛に配す、智即是心也、心も空も一にして、四大に通じて有也、

五十五神の主賓事

一何の社にも、其當社の神體を主として、自餘の諸神

を賓客とす、傳授の習に、本社之神體の外に、天神七代、地神五代、合十二神を勸請し、神體を圍繞せしめて祭也、是主と賓客との品也、日吉の中に白山權現を勸請し、客人宮と號る類是なり、

一主を本社脱ガ客を末社とせば、所により天照太神をも末社とすべきかと疑あり、必しも末社とすべきにあらず、賓客とする事は可レ有、但佛説に、諸佛互に主伴と成と云事有により、准じて云歟、

五十六穢と服との事

一神代に死の汚を忌事は、神代の卷に見たり、神道は潔を貴び、是を清まはりと云、故に穢を嫌也、但水火には無レ穢、入物には穢可レ有、人の世に至り、禮儀行て後服忌あり、神代にはなし、然ば卜部の説に内證にて穢嫌て服を不レ嫌、或はゆうを掛、或はしめを張れば服さはりなし、

五十七胞衣之事

一神代の卷に、陰陽の神めぐり合て國土を生んとて、先淡路島を以て胞とし、萬物を生玉ふ、是人間懷妊する時に、ある有ことの始也、人の生る時は此あるをぬいで産する也、

一弓馬の家にはろをかくることは、胞衣に象る、故に母衣と書てはろとよめり、鎧の上單の打かけを着るを云也、混沌未分未生以前にかへりて、生死に拘はらざるを示し、勇を勵んと也、但神道にははろのさたなし、

五十八天瓊矛之事

一伊弉、伊弉、天の浮橋の上にて、天のとほこをさし下して、青海原を探り玉へば、其はこの鋒より滴潮こりてをのころ島と成と、日本紀に見たり、天浮橋は空中の事也、陰陽のめぐりわたる故に橋と云、別にはなし、有にあらず、天とほこ、陰陽の根也、一氣初て萌す所、露の如く潤の生を、をのころじまと云、水火未レ離の處也、是より後に萬物を生なり、

五十九雄元雌元

一陽神の雄元を、陰神の雌元に合て、婚姻して萬物を生玉ふと日本紀にあり、みとのまぐはひは、夫婦となる事なり、雄元は陽本也、雌元は陰の本也、周易に乾元坤元と云るは是也、道家には陽は陰の父、陰は陽の母也と云も、佛家には天地同根、萬物一體と云也、一儒には、天地は萬物の父母也と云、又乾を父とし、

坤を母とすとも云、乾道成レ男、坤道成レ女といへり、乾坤は天地の性、天地は乾坤の形也、陰陽は天地の氣也、神は天地の運用、其大本を雄元、雌元と云は、陰陽變化し、さしん屈伸して物々を生る故也、即是儒道の中に神道を兼たり、

六十神道神代年數

一天神七代の間、年數さたなし、地神五代の間、百數十萬年といへり、其五代めの、うがやふきあはせすの御子をば神武天皇と申、即是人の代の初の帝王也、父尊萬萬年長命なりしに、御子歲僅に百四十計にて崩御あり、是神代と人代と大なる不同也、如何と云はば、神は形なければ、死する事なし、無始無終にて坐す故に長命也と云、形を請て生たるものは必死する道理なれば、人の生死は常の道なり、此理を示ん爲に、にぎの尊、木花咲耶姫をめぐり玉へば、磐長姫恨て、世人花の散る如く失なんと云しは斯由來也、

付レ之私説など、其外の抄に皆さくやびめを呪咀し給ふ詞は、或浦島太郎を引、其意いぶかし、物に不化あるを考へずとも、三國に亘て人仙、呪術、藥力にて長壽彌倫せり、神代は神の不測の妙ならん、加

レ之龍宮へ通ひある故、幼より其風に習れ、又天神の餘孫故に程近き此下恐有缺文

六十一人神同異之事

一形有を人と云、形なきを神と云、無レ形終になき物かと曰へば、諸物無形内より生る、故に不ニ無に、むと、うと、本來不レ一は、神も人も同理也、天地の始より今に至迄、無より有を生ず、有は無に歸す、されども無より萬物の生こと、終に極なし、是即有無本より一也、

六十二陰陽萬物出生次第

天地陰陽不レ分處



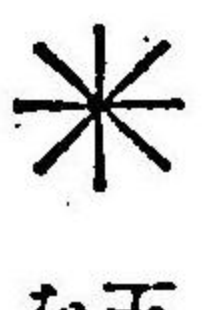
陰陽神出生處



陰神陽神相交處



陰陽分て五行



五行變化して萬物を生處



萬物皆一理處

右六之圖之義、皆一心に備ふる、

六十三神道實理

一天上に在、地下に有、日は東より出、西に入、終に北より出事もなく、南より出こともなし、夏温に、冬寒、水は冷に、火はあつし、鳥は空を飛、獸は地を走、魚は

水に泳ぐ、草木の種をまけば、一々の物を生、人間も亦如レ此、善を知て行、惡を知てせず、君に忠あり、親に孝有、高き賤きの品を知、昔より末代に至迄、何か誠ならざらん、是を神道の實理と云、

六十四穢之事

一陰陽元來一氣也と雖、其清を陽とし、濁を陰とす、清濁あるは陰陽分所也、清濁有て後萬物生ず、其清濁に二あり、一には身の清濁、二には心の清濁也、心の上にて曰へば、智は清也、愚は濁也、正直は清也、邪智は濁也、慈悲は清、慳貪は濁、直は清、曲は濁、道を行は清、無道は濁、忠孝は清、不忠孝は濁、善清、惡濁、これらの事を行は身の清也、不レ行は身の濁也、是等の事を思は心の清也、不レ思は心の濁也、心清は身清、心濁は身濁、みも濁惣して穢也、故に神は穢を嫌玉ふ、是神道に穢を忌の子細なり、

六十五穢之論

一陰陽不レ分時は、清濁なければ穢もなし、是を神道に大清大濁と名け、天地萬物も皆其中より出、此時何の穢と云ことかあらんや、清濁分て後重々の清濁あり、是を神道に、小清大濁と名く、陰變して陰となる、

陰變して陽となり、種々移易は神道の常也、清をば尊也、濁をばいやしむ道理、神代より人の代に至る迄、定る事なれば、濁を嫌こと大法也と可レ知、然ども水火には無レ穢、入物には穢ありと云は、神道の習也、若又根本の初に反る時は、穢を不レ嫌理無にしもあらず、然ども此忌を立ること、世の教とせんため也、

六十六神之根本

一神は天地の根、萬物の體也、神なければ天地も滅、萬物不レ生、人のみにては命也、魂也、五行を具て不レ分、萬物を含み一とす、此根有故に、人も生物も生、若根本なくば、人も物も不レ可レ生、空にひとしくして不空虚にして靈也、是を無色無形の神と云、又無始無終の理とも云、始終有、古今常の道神有、故に能萬物の始をなし、又萬物の終をなす、是神道奧義、

六十七神理受用事

一神道は即理也、萬事は理の外にあらず、理は自然の眞實也、然に或説に理になづむは理の障也とて、却て以心の障りとす、只是世間は、花開花落、時節到來の因縁也と受用すべき、此説高やうに聞ゆれども、根本の理を不レ知して、却理障とし、唯是人間萬事時節到

來まで也と思は、神道の本意に非ず、理になづむは障也と云も理の中にあり、時節到來の因縁なりと云も又理の中にあり、正理を取り誤て却て理とするなり、古今の間、移易時節到來は、是又定常の理の外ならんや、此理を知を神道とす、

六十八神明之掟之事

一罰利生、神は福を不與、人善をすれば自有利生、神は罰を不與、人惡をすれば自有罰、

六十九約束を違、虚言謀計之事

一萬の災は虚言より起、故に神是をあぢきなしと嫌玉ふ、又謀計は私也、我身の爲にす可からず、但國のため、萬民の爲には方便也、

七十不淨を嫌事

一身の穢有、心の穢有、神是を雖嫌、別して心の穢を惡む、惡念の起を心の穢と云ふ、

七十一神は非禮を不請事

一神は人の敬を請、人の信をうく、結構に美々しく祭ても、其人誠心なく、謹うすれば納受なし、神と人と能く心の叶を禮と云、其分際を過たるを非禮と云也、寶物を備、種々の捧物ありと云ども、是を祭人に

相應せざれば、神明是を請不給は、喻へば一枝の花を捧て、一杯の水をむすび、菜の葉うきぐさを手向くとも、誠心あれば神は請也、物を費し民を苦るは、神明嫌玉ふこと也、黍稷不香、明徒是香と云るも、此義也、

七十二軍神之事

一第二天照太神、次に香取明神、是はあし原國を平け玉ふ神なり、
一第二八幡大神、次に往吉明神、是はあきくまで、討したる玉ふ神なり、
一第三三輪明神、次に日吉明神、是は諸の神の軍の大將なり、

唐にては、其先祖の神に祈祭て軍陣に向、周武王は其父文王を祭て殷の紂をうつ、又漢高祖は黃帝蚩尤を祭て後項羽に戦かつ、黃帝蚩尤は昔初て弓矢をとる君なり、故に軍神とす、日本には其氏神を祭てよろし、或は其所によりて、名高神に祈て諸軍を勇しむる也、

七十三心靈之事

一神は心の靈也、心は形なれども、生て有物を靈ととも、妙とも云也、然に其靈をはらふを佛とす、靈にも妙にも不拘、心本より無にして、見につき、聞につき、其時うつり事過れば其儘本無なりと曰へり、是向

上に開ゆれども、神道に少替也、心に靈なくば、いかんぞ時に當りて俄に顯んや、本心は色もなく、形もなければども、元來きつかある道理を神靈妙と申也、是神道の奥義、もらす可らず、

七十四五行之神相生相剋

一氣萌す時、最初に水を生ず、萬物の初めて生ずる時は潤ある是也、其凝堅まりて形あるは草木なれば、水生木と云也、諸木生る初は潤と云ども、温成きなれば不生、此故にかたく成時は、其中に火を含む、きとすり合て火を生、或木をもめば火を生、故に木火を生と云也、萬物もへぐひと成、塵灰となり、汚くさりて皆土と成、是火生土のしるしなり、土の中には必金有、沙石も皆金玉同類也、故に土生金と云也、金玉沙石必冷也、煖成ことなし、是其中に水を含故也、たとへば水のわき出源を尋ば、大方岩くづ砂石の間よりわき出、是金生水のしるし也、即相生の理也、又水は必火を消す、此故に水剋火と云、金は火に遇てとけて湯と成、此故に火剋金と云、斧鉞鎌刀を以木をうつ、草を刈る、此の故に金剋木と云、木をけづりためて鋤鉞となし、土を掘、是故に木剋土と云、土水を

防、或は土を運て池を埋む、是土剋水と云、是剋の理也、此五行相生せざれば萬物生せず、五行相剋せざれば萬物不調、五物互に變化して、萬物常に生ず、古今極なし、是神の妙なり、若又人のみに付て曰は、胎内一滴の露は水の初て生也、既に水ありてやうく凝り集るは、草木の萌出が如、すでに形生て、温かならざれば死す、温成故に生、是火也、いきて形大に成は肉也、是則土也、肉あれば必骨有、筋あり、是則金也、骨中にた^カあり、頂の中にうあるは、金中に水を含の理也、是一身に五行を具せり、

神道傳授追加

七十五御即位灌頂事

一天照太神、鏡をとりて、すめみまに授、此鏡に向て吾に向ふ如く思へし、日本を治事明にして、位を長保んこと天地と同じきはまりなからんと宣ふ、日本紀にあり王道神道一也、是鏡を神の心に比へたるなり、帝王の心明なれと云義也、古代々即位の義、皆是を守れり、中比佛神一體と云て、即位の時、主上大日如來の印をむす

び玉ひ、高御座の中に大日經を備、其しなんの人、或は法皇、或大臣裝束し、貴僧など、けさ衣に水晶の珠敷を持、灌頂せしむ、是王法佛法不同なしとの義可成、攝政關白授奉ことあり、二條關白良基公の秘記に云、即位灌頂の印咒は、天照太神、春日明神より以來、神代の印として、藤原氏嫡々相承の口訣、秘中の甚奥秘也、帝王登壇の時授奉、よ人は不知、眞言家祖師の血脈にもあらず、此事を尋に、眞偽を決せん爲に問によりて、彼意に眞言家の知事にか^{◎也}と思へるは誤也、永徳三年十一月十八日の記に、懺にのせられたり、帝王登壇とは、即位の事也、壇は高御座なり、高御座に登り玉ふ時、神璽寶劔を奉、神鏡は内侍所にまします、是を三種の神器と申也、三種のことは前に見えたり、從一位教良の歌、
神代より三くさの寶傳りて豊あしはらの印とぞなる

七十六大織冠啓白文

掛毛畏幾、大日本國中三千一百三十二神、惣祖神四所大明神等乃神靈於請之動之奉天、恐美恐美申左久、夫善言美詞乃解除登者、元祖天兒屋根命乃妙業、素盞男命乃

言古めかしからず、後世に作て、大織冠の名を借ると見えたり、延喜式にのせたるのつと多、その内六月卅日の祓、末の詞を少改て、中臣祓と號して、中臣氏忌部^{◎齊}部^イ氏、卜部氏、巫祝輩、世々唱行、又六根清淨の祓の詞有、作者不^レ識、此中臣祓と、六根清淨祓とは、世に普申ことなれば爰に不^レ記、
七十七三十神名 圓融院之時、内侍所へ勸請す、

- 十日 伊勢大神 イセニマシマヌチホンカミ 山城
- 十一日 八幡大菩薩應神天皇 山城
- 十二日 加茂別當神 山城
- 十三日 松尾大山咋神 山城
- 十四日 大原野春日同體 大和
- 十五日 春日天兒屋根命 山城
- 十六日 平野八姓祖神 山城
- 十七日 大比叡松尾同體 山城
- 十八日 小比叡國常立尊 山城
- 十九日 聖眞子 天忍穗耳命 一説大己貴 山城
- 二十日 客人白山權現、來比叡山客人なる 近江
- 廿一日 八王子クニサツチノ命、八人の神を生 近江
- 廿二日 稻荷稻翁化現 山城

惡幾行於退氣、天照太神乃天岩戸於開天、日留夜乃分、逼久六合仁合嫺賜毛、此神能起登利、然有波、人皇三十餘代^{◎代下}惡天波、我國乃那^{◎郡}郡生、皆悉祓乎以天三世於建立之天、遂仁外國乃力借<sup>◎借一本左流者奈利、世漸久澆季降里、人乃心安仁、正於疑比、邪於信之、元於忘天、末味於亂流、因^レ茲旻戸皇子、始天儒、釋、道乃三教乎立天、衆生應氣乃方便乎決賜布、是者全久異國乃傳法奈利、神國乃根元乃祓乎以、心地乎清淨、天毛清淨、地毛清淨、三才俱仁清淨奈禮、三業即清淨奈利、三業即清淨奈禮、三界仁妨氣無久、三世仁障利無久、三世仁障無禮波、三世所願必須成壽、神宣仁曰久、惡魔降伏、萬德圓滿、如意安樂乃神咒是^{◎奈利示}賜布、此祓乃深位乎以、天兒屋根、太玉兩神乃祓賜清賜事乎、天神地祇、八百萬神乃、平介久安介久開食具、一天安全、四海平定、朝廷興行、家門繁榮、子孫長久、福祿圓滿、一々乃求願、各各久成就乃神明於加倍賜倍止恐美恐美毛申賜^{◎波久申佐久、橋別巨申佐久、家中上下、老少男女乃中仁、不慮乃外仁、汚穢不淨乃疑有登毛、善言美詞乃御祓乎以、祓比清幸留故仁、谷毛無久崇毛無久、夜乃守利日乃守仁護幸倍賜申、}
此啓白は、世に秘すること也、右の啓白の文は、文</sup>

- 廿三日 住吉上筒、中筒、底筒の三神 攝津
 - 廿四日 祇園 素盞鳴反現也 牛頭天 山城
 - 廿五日 赤山素盞鳴反現也 山城
 - 廿六日 建部玉屋命、一名明玉の神 近江
 - 廿七日 三上天世手の命 近江
 - 廿八日 兵主大國魂、一説天照大神勸請 近江
 - 廿九日 苗鹿天太玉命、老翁化、鹿、苗賀出現 近江
 - 三十日 吉備 孝靈天皇皇子、吉備津彦命也 是吉備大臣先祖也 尾張
 - 朔日 熱田 日本武尊 天村雲 尾張
 - 二日 諏訪建御名方宮神、一名伊岐志邇保命 信濃
 - 三日 廣田稚日靈 攝津
 - 四日 氣比仲哀天皇 越前
 - 五日 氣多天治玉命 能登
 - 六日 鹿島武甕槌神 常陸
 - 七日 北野管丞相 山城
 - 八日 江文天三際靈の命 山城
 - 九日 貴布禰船玉神、日本紀高合禮と云水城也 山城
- 右是は世に三十番神と申、毎月毎日相代、帝王國土を守給、
七十八宗廟社稷神付祖神

一伊勢、石清水を宗廟とす、帝王の御先祖を祭宮なれば、別てあがめ給ふ也、後京極攝政の歌に、

我國は天照神の末なれば日の本としも云にぞ有ける

とよめるも、代々天子日神の天日嗣を召す故也、豊前の宇佐に應神天皇垂跡ありしを、清和天皇の時、山城男山はとのみね石清水に勧請あり、石清水と申す也、此二神の外の諸神をば社稷とす、社は國土也、稷は五穀也、國土治、五穀豊に成やうに守玉神、又人々先祖の神有、之をば祖神と號、たとへば春日を藤氏の祖神、梅宮、橘の祖神、北野、菅原の祖神、武内の社、紀氏の祖の類なり、但國家を守護し玉ふに至は、宗廟、社稷神皆同也、

七十九内外宮事

一伊勢内宮、天照大神也、是を磯の宮とも、度會の宮とも申也、垂仁天皇の時勸請す、日本紀に在、其後四百餘年をへて、雄略天皇外宮を勸請す、倭姫の託宣に依て、丹波國與謝郡に坐けるを迎奉て、伊勢山田に祭り玉ふ、是を豊受太神宮と申、此神御事體に知人まれなり、昔は此の處にて内宮の御膳を調進するに依り、

内宮の御膳の神と申説あれども、左様には非ず、天狹霧國さざり尊にて御座しませば、國常立尊、天御中主尊と同體異名也、天地開闢の初の神也、天照太神の孫天瓊々杵尊、皇孫と申奉、天降、日本國の主に成玉ふ、此皇孫既に外宮の相殿にまします時は、豊氣の神を御膳の神と不可申、此事北島親房の記にのせたり、相殿とは、宮の屋を一に作、出入門二有由也、内宮の託宣に、我より先に、先外宮を祭と有により、勅使立時、内宮の禰宜來、外宮の勅使を迎、奉幣せしめ、翌日勅使内宮へ參向し奉幣する事外宮の如と、江次第にも見えたり、大中臣能親が説には、外宮は皇孫の事也云々、

八十春日神體之事

一昔は天兒屋根命、太玉神、武甕槌神、皆常陸鹿島にをはしませしが、或時雲を凌白鹿に乗り、柳の枝を鞭とし、河内國平岡へ赴玉へり、是より姫の太神と相共に、稱徳天皇神護景雲二年、大和の三笠山へ移玉ふ、是は春日四所の明神と申ならはし、此四所を分て曰時は、ふつぬし神は、下總の香取明神也、武みかづちは鹿島也、姫大神は平岡の明神、毎年春日祭時、夜に

八十二熊野之事

入て火を消し、こく行事なれば、御神は柳也と云傳ふ、されば春日の神木と、日吉神輿と云習せり、神は形なければ賊に殊勝の事なり、神木動座ある時は、惣じて藤原氏の月卿雲客に至まで不安心恐思と云へり、然も春日の神體は金剛般若經とす、秘密の事也と、日次の記に見えたり、是は佛法の一體のさた以後の事なるべし、又春日若宮は、天兒屋根命の子、天押雲命也と傳ふ、藤原清輔歌に、
天が下長閑かれとや柳葉を三笠の山にさし始めけむ

八十三三輪大社同體之事

一素神子、大己貴の神、此國を平て、天照太神の孫に授奉、後に出雲に長隱、其社を大社と名て、杵築宮とも申也、日本紀并風土記に見えたり、神祇令の註には、大社に素神をも祭と云、父子の間の事なれば、さもあるべし、其後大己貴の魂魄光物と成、大和三諸山へ飛び移る、是を三輪明神と申、三諸山を三輪の山とも申して、杉を神木とす、昔は杉を印として社なし、神は本より無形の故也、中古より山中に拜殿あり、宮寺も有と云ふ。

一熊野三所權現は、天竺より飛來影向の神也と、彼社家の説に云、左様には非ず、日本紀伊弉册かくれ玉て、紀伊國ありまの村に葬といへり、伊弉册の子、速玉男、事解男、御母と一所にましますを、くまの、是を熊野三所の神と申也、但秦の徐福、五百人童男童女を連れて船に乗り、不老不死を求めんとて、紀州に至て熊野に止、是を蓬萊山と名く、其子孫多と云こと、世に云傳れば、それを天竺より飛來と云歟、其子孫多とは、それは徐福に、秦氏のこと歟、

八十三十八字配當之事

一陽神陰神みとのまぐはひする時、陰神先唱て、
あなうれしにるやうましをどこにあいぬ十八と云を、陽神是はさがなしとて、後に唱て、
あなうれしにるやうましをどこにあひきと云、此兩度の神語を合て、三十六字とす、其内五字をのけ、殘三十一字を和歌の字影とす、又十八字を分て六とし、佛法よりは六根、六識、六境界に配當す、歌道には、風、賦、比、興、雅、頌の六儀に配當す、其圖左の如し、

あな	眼識	色	風	そへうた
うれし	耳識	聲	賦	かぞへうた
にるや	鼻識	香	比	なぞらへうた
うまし	舌識	味	興	たごへうた
をとめに身識	觸	雅	たいごとうた	
あいぬ	意識	法	頌	いはひうた

此配當は神道歌道秘中の秘也とて、定家卿も卜部氏傳授せらるゝ間、一子ならでは相傳せざる故、唯授一人の秘事也と云り、

八十四八之字之事

一神道には、八の數を費用、八咫鏡、八尋殿、八雲、八重垣、八十隈路、八坂にの曲玉、八岐の蛇、八釀の酒、八いろ熊罥、さをしかの八耳、八百萬神、神祇官八神殿などの類、舉不可計、神代卷を考ふべし、夫混沌分兩儀と成、陰陽是也、兩儀分て四と成、老陽、老陰、少陽、少陰、是也、四象八卦となる。乾、兌、離、震、巽、坎、艮、坤、是也、八卦を重、八々六十四と成、萬物の理數、悉皆其中に在、一三五七九は陽數也、二四六八十は陰也、人道は明にして陰に象る、神道はかくれて陰に象、故に専多八の數を用、神道の家説に、我國の神

道は、周易の道に通ずと云、是るい可成、三種祓内に八卦を唱も此例也、三種の祓は前に見たり、

八十五東西南北事

一東は日出、日あかしと云儀にて、ひがしと云、南は日のぼりて、何くも皆みゆると云故にて、みなみと云、西は日がいにしと云義にて、にしと云、北は一陽初來る方なりと、片きたと云、是卜部説也、天地未開時は、本より東西なし、何處にか南北あらんや、片方角をいむもの此心を用は崇なしと云ども、天地未分時も、東西南北の理は自可有、天地開後、日月の出入すでに東西に定、北よりも南よりも出入することなし、是陰陽神の所爲にて、眞實自然の理也、日出方を東とし、入方を西とする時は、南北自定、一切の前後左右も又同理也、如此といへども、強て方角のみ心に拘は迷也、例へば人の兩眼の前に有て、後にあらざるが如く、是人のしわざに非ず、神の自する事としるべし、

八十六郊祀禘宗

一天神七代は、國常立は第一也、地神五代は、天照太神第一也、日本紀に天子一代に一度の大禮を大嘗會と

云、内裡に新しく四五殿を立て、天神地祇を祭、悠紀は天神を祭、主基は地神を祭、天子自天照太神を祭り玉ふ、此時又天神第一は天照太神也、地神の第一は三輪也、其次第を守て取行る、神祇令の註に見たり天神七代、地神五代と、時の名に不同、是人のみ誤り也、大嘗會の事は、延喜式に詳なり、異朝にて帝王自天を祭、郊祀と名け、又帝王其先祖の初て出たる處の神を祭を禘と名く、此郊禘の儀にかたざり、大嘗會行ると先儒云、悠紀起、主基の事は前に見たり、

八十七三世の事

一未生以前は神也、是過去也、出生しては人也、是現在也、死後は又神也、是未來也、夜は如神、晝は如人、又夜成ば神也、是一日間三世あり、靜にして隱は神也、動顯は人也、又靜にかへるは神也、是一心に三世あり、極めていへば一念に有、是を不生不死と云、無始無終と云、生死の根源を知故に、其心を動することなし、此心畢竟何物ぞと尋れば、三世不可得也、本來一物無は、此心を求ともついに得ことなし、此説向上也、神を取佛となしていへる可成、但神道の本意には、始を尋て終にかへんは、生死の説を知、幽明不

同、人鬼異なりといへども、其理一也、心は神明のやどる所にて、動靜無だんと可成知、其動處にて天地の心をみ、其一動一靜の間にて萬物の妙を知、

八十八息風之事

一神代には無曆、何を以てか年月移替ことを知やと云に、息の數を以知也、鼻より出を呼と云、入息を吸と云、呼吸を合て一息とす、晝夜の間三萬三千五百息なり、是を積て日を計、月を計、年を計、年を知也、此息は風也、しながと云風の神有て、人の身に備て息と成也、形の動働も此風也、此神書の説也、佛書に云處、天大の中に風有は、其いはれなきにあらず、此風なれば息もたへ、脈もされて甚あやうし、誠に人の命根也、又佛家に、盲、聾、啞の三種の病人は、何を以か可成救や、目に佛を拜することなく、耳に法を聞事なく、口に念佛することなく、然は息風を以可成救也、佛菩薩の息風も、人と異ことなき故也、顯密教化如此いへり、禪家には別に説話あるにや、神道には大地廣重といへども、大虚中に有て不動ことは、大氣是を舉也、大氣は則是剛風也、剛風大虚中に充滿して、少も止事なき故に、大化うかびてゆるがざる也、たとへ

ば静成たまり水に船の浮が如、爲の空をかけるに似たり、若水の力にてなくば船沈み、若氣にのらすんば爲も可レ落、人のみも此氣にのり、此氣即人の身内外をはなれず、是息風の法也、彼の剛風之内、級長戸邊神出生の風神となり、あらゆる處へ吹て不至と云ことなし、其風人身に備、口鼻の息と成、是神道の息風と云也、級長戸邊神は、大和龍田社に有、又いせにも風の宮あり、

八十九高天原之事

一祝の詞に高天原仁神留りましますと唱、高天原は天也、理也、大虚也、無形の處に自神あり、理のある處は神明の止所也、日本紀に、高天原仁まします神を、天御中主と申すと云り、此神も一心の外にあらず、可レ謙、敬へし、いともかしこきことなり、

本に曰

右一帖、神道奥儀之秘也、奉_レ若狹國主左少將源朝臣酒井君之求、而繕寫進呈之、冀無_レ他人觀破_レ云_レ爾、

正保年中

民部卿法印
林道春

神道傳授終

右神道傳授、同追加一冊、以副島知一本令書寫、以東京帝國圖書館本、及羅山文集卷五十五所收神道傳授抄跋文比較耶、明治辛亥八月九日

三輪物語卷第一

今はむかし、天子世を知給はざることを年久しく、武家の威もおどろへ行て、天が下に令し給ふこと叶はず、弱は強に役せられて、静かなる時なく、天子も朝夕の供御のそなへもたへなくなり、まして公家の人々は、知るべを尋て田舎に身を隠し給へり、八月十五夜、三輪の山本はこの外しつかにて、禰宜だつ人あまたもあらず、居士なごうちまじり、四五人物語し、うち詠たるも、いとさむしげなり、「こゝに京のすみかうしなひ給ひし公家の君達にや、なれたるかうぶりなをし、ゆうにけたかく著なし給ひ、顔うちあをみて、やせくなれど、わかく清げにて、たい人とは見へず、古歌なごにや、うちうそぶき給ふもなつかしう見ゆ、「社家とおぼしきかうぶりがたなるは、しる人にや有けん、さうじいれ奉りて、こよひだにこふ人もなく、つれづれなるを、かたぶくまでは、こゝにて御覽せんやといへば、立よりて物がたりし給ふ程に、月もさしあがりぬ、かたはらなる人、さきにのたまひ

し事はといへば、「やれたる狩衣着たるねぎ、本朝は三界の根源にして、神明を以て元祖とす、神明は宇宙の宗廟也、我國開闢のはじめ、天地と共に神明あらはれ給へり、故に國を神國といひ、道を神道と云、三國は三光の國也、天竺をば月神のつかさとりまします故に、月に、月氏國といふ、唐は星神の掌りまします故に、震旦といふ、我國は日神のつかさとりまします故に、日本と云、月星は日光の分附也、故に二國は我國の末流也、千界の源、萬國の本は、我國也、ことに小國なること、三國のはじめなる證據也、萬物みな始は小きもの也といふ、「君達ははしちかき柱により居て、ながめおはしけるが、かへりみて、今宵の月に心のくまあらんも、本意なきわざ也、至情をいひてあそび給はずや、にくみ給ふまじくば、いひてんどの給へば、「社家うちあなをりて、雲の上人を待うけ奉りて、木の間の月を御覽せせんとは、思ひかけざる也、しかのみならず、我人の至情をいひて身の益とし、まごひを辨へ侍らんには、ますこと侍らじ、まづこそ承らめといふ、「公達、其國に住ては、其國の君ならでは、他に君ある事を知侍らざる事は、臣の道也、我朝の皇統を至

尊とあふぎ奉ることは、本よりの義なり、しかれ共、三國にあわせていふ事は、無用の事ならんか、神明を宇宙の宗廟とする事は、其國に私すべきにあらず、大虚の神明を宗とする義なれば、四海の内、一本の家也、また三光のつかさの國といふ義は、道理なきにたり、日は暑をつかさどり、月は寒をつかさどり、ひとり行ては寒暑をなし、相交ては温涼をなす、春夏秋冬是によつてなれり、星は晝を掌り、辰は夜をつかさどる、日月星辰四海照して、私照なきことさき、又天竺の惣名を月氏國といふ事は、半月のかたちしたる國なるゆゑ也、釋迦の國は西なりといへども、南によれり、月は西より明を生ずるものなれば、西戎の内、わきて月氏國といふも有べし、東夷多しといへども、たゞ豊秋津ばかり日本といふことし、掌るといふべからず、日本の内にては、東のはてを玉城とせせず、神も人皇も九州よりおこり給へり、後にこそ日本の中國には住せ給ひたれ、日月は東西より出給へども、中夏に中會し、中和の氣のあつまる所なれば、大虚の神道の宗をたもち給ひて、東西南北の宗國なり、私なく天地の理あるべきやうにいふべき事也、すぢ

Handwritten notes:
 三輪物語
 卷一

なき事のみいひ傳ふるゆへに、神道は次第におとろへ侍るなり、佛者は理もなき事をいふものなれど、世にはびこりて方人多きゆへに、をして行はるゝなり、今神道は微なれば、道理明に正しくてだに、立がたき時なるに、すぢなき事をいひては、いよく亡に近かるべしとの給ふ、又一人の禰宣云、神道は根本也、儒道は枝葉なり、佛法は花實也、神道の根本なくては、儒道の枝もなし、儒道の枝なくては、佛法の花實もならず、これを以て佛法の花實は、もろこしの儒道の枝によりて傳る、終に日本の根本に合す、是を佛法東漸すといへる、上宮太子は權者なり、むかし儒經佛經も渡りし事はわたりしかど、すぐに聲にてばかりよみしかば、いかなる事とも其心をしらざる所に、上宮太子出給ひて、神書の和字にも漢字を付てよませ給へば、はじめて其心しられたり、誠に聖知にあらずしては、成がたき事也と申傳へたり、日本に大功ありし人にておはしますといへば、「居士云、其神代の抄をかき、日本の傳記書たる人々には、公家にもあり、出家もあり、いづれも佛法信仰の人にて、上宮太子最負の人也、愚者のあやまりを證據として、いよくつけま

Handwritten signature: Fraissini

したる事多し、史書傳記といふものは、上古の代の徳をあらはし、古の賢者をあげて、後世の鑑とする物なり、次に戦國の事を記すとは、道なければかならず亡ぶる事を示し、時變をしらしめたるもの也、もろこしの書記は皆かくのごとし、日本にても欽明帝以前の書は、もろこしに同じかるべきを、佛法渡りて後、佛法威光をからむとて、天神地神人皇の其初の事は隠して記さず、其むかしは人もなく、何のたゞもなかりしを、佛法渡りて後、上宮太子に至てはじめてひらけたるやうに書なせり、時の人太子に諛て書たるが残りて、後の證據となれり、太子以前の書は、或は守屋の家にて有て、一亂に亡び、或は入鹿の臣の亡びたる時、焼れなどして紛失たり、神代の書を抱て、正人なりし人々は、多くは守屋に合せて亡され、生残りたるも山林深草に隠れたり、たゞ佛法の方人計時を得て、世にはびこれり、上宮太子以前に、書をもよみ道も行れ、事物の制度も中國より習取し處あり、日向國に住給し地神五代の間は、年久しき事也、高麗、新羅、百濟は、九州と隣りにて、日本の畿内東國よりも近ければ、一國のごとくにて、通路しげく、互に親み往來し

て、言葉も通ひ、朝鮮は中國にしたがふ國なれば、何事も聖人の制作は中國と一度にしりぬ、されば朝鮮より船にて九州にわたり、有無をかへ、又彼よりも來り、是よりも行て學びなごして、數百年を経て、事物次第に備れり、朝鮮より中國にも通じて、たがひに風を望しれり、或は風にはなたれ、もろこし人の直に來れるもあり、地神の御代に日向の國にして、文武の道、諸物の制とも傳知給へり、神武帝の國中にいたり給ひ、大和の國へ出給ふ事も、九州とは地はなれ、海道へたゞりたれば、船ならではかなはず、帝王こそ初て出給へ、地神の代より通路は傳てしげく、事物の制も習ひしれり、しからでは、神武帝と賊との合戦も、何によりてかあるべき、人皇七代孝靈帝の御宇にあたりて、徐福といふ者、海中の仙宮を求るといひて、秦の悪政を避、男女數千人を引供し、中國を出、富士山を見て蓬萊山なりとて來るといふも、本より朝鮮人に、日本の案内をよく聞き、仁國と知りてたのみ來るもの也、前通路し約束したるともいへり、徐福が大船數艘に、多くの貨を積、男女數千人をのせ、蓬萊山をたづね、管絃舞樂の遊び、詩文の妙を以て、仙

人仙女を招き出し、不死の薬を得むとて、いろくた
くみに偽り、中國を出、日本に遁れたる事は、唐土の
書に具に書載侍る也、同じ偽の議にても、徐福が所爲
をばほめたる也、其故は、秦の始皇が人を殺すこと草
を妨がごとく、文才、知徳、藝能あるものをにくみて、
とかく殺すべければ、書を抱き隠し、文道武事を學び
得て、危きもの、かぎりは皆引つれ、數千人を水火
の内に救ひたればなり、日向の國にして地神の御代
數千歳の内、いつとなく通路有り、道學、禮義、諸物の
制も傳來るうへに、除福が數千人來りて里をなした
り、本より日本にのがれたる者共は、中國に經典絶た
りとも、異國に残しをきなば、時有てかへるべしと思
ひ、萬歳を含て來りたる者なれば、日本にて生れそだ
ちたる子共には、一しほに學問させ、本より唐人の子
なれば、唐の辭は生れながら通せり、書は達者也、日
本に生れたれば、日本の言葉に通せる事は勿論の事
也、本より大志を含て來る者共なれば、兩方に通せる
様にそだてたれば、日本の書を見て漢字を付、漢の書
には和訓をつけて、明に通じたるもの也、今日本に
て生じたる唐人の子を見てもしられ侍り、書を讀む

ことも講ことも、唐倭ごともによく達者なり、むかし
は日本に人もすくなし、しかるに一代二代の内には
數萬人と成たる唐人の子、一國をもなすべきほどあ
りたる事なれば、何事を傳へんもなさんもたやすき
事也、又日本の神代の文字ありしと云をきけば、中國
の上古の文字也、また人皇五十六代應神天皇の御宇
に、百濟國より經典を博士持て渡れり、書經ともいひ
論證なりともいへり、天皇其經をよませて、講明を聞
召し、さて又汝が國に、汝よりもよくよむ者あらば、重
て渡すべしと勅ありて、さまざまのをくり物ごもた
まはりてかへし給ふ、其後王仁來て、王子公卿の師と
成て、經ををしへ奉れり、應神天皇道理を悦ばせ給は
では、王仁をも召べきか、王仁來て書を講じ、本より
道をしらし召たるゆへにこそ、仁徳天皇も難波の御
子と申たる時、兎道稚郎子と、互に天下を譲り給ふの
善行おはしましけれ、其うへ、昔は日本の言葉、漢の
言葉に近かりし故、音樂の律呂のむつかしき事をだ
に、たゞ一わたりにて習ひ來るほど、昔の人はさとか
りき、しかのみならず、同じ御時に、秦の姓に弓月と
いふもの、百二十縣の人をつれて、日本に來り、住居

して歸らず、又漢より阿知と云者、十七縣の人を引具
し來るともいへり、又人皇二十代繼體天皇の御宇
に、百濟國より五經を渡したりしにも、博士添て來り
たり、佛書は其後人王三十三代欽明帝の御宇に、初
て渡りし也、上宮太子をまたずして、漢の書に和訓を
付たる事疑なし、守屋の大臣は儒者也、書をよますし
てひしぎ退くべきにあらず、又太子の愚なる事は、崇
峻天皇の御時、蘇我の馬子が無道なるをにくませ給
ふを聞て、馬子に告たりしかば、君をうち奉れり、さ
て馬子と同じく政を執て恥る心なし、太子といひ、
執權といひ、馬子は主君を弑したる悪人也、諸人のに
くむ所なれば殺さん事はいとやすし、人々太子にす
すめければ、太子云、前世に天王馬子を殺し給ひたる
もの故、其むくひにて今又馬子に殺され給へり、我今
馬子を殺せば馬子また來世に我を殺す、是を以て伐
すと也、かやうの愚成人、いかでか初て聖經を解し給
はん、再來の生はいふに及ばず、目の前にて又我を人
の殺すとも、主君の敵をうたすして、心を同じく
し、たすけをくといふことあるべき、何の罪もなき

忠臣なれども、守屋をば佛法を嫌ふとて、をして逆臣
と名付亡せり、日本のかやうに悪しく成たるも、皆上
宮太子におこれり、又上宮太子の子あまたありしを、
殘らず馬子が子殺したり、眼前主君を殺すべき悪人
を見知らずして、主君の辭をもらし、我子を殺すべき
ものをもしらざる者、いかにして未來記をば書べき、
野馬臺の筆法にかきも書べし、註の付様にて、あしき
もよきになるべし、十七ヶ條の憲法を見るに、道理
分明ならず、本才のかたにうとくして、定見なし、學
問の才はありても、愚なる心の筆法也、子孫の絶たる
所のみ、其願ひに叶ふべきか、しかれども、佛法を立
ていはんには、初より生れざるか、出家して絶べきこ
そは、其法としてもよからめ、人に殺され、恨み怒て
死たる太子の子孫は、生々輪廻絶ことなからん、正道
を以ていはい、いふに及ばず、其信する法にしても、
我子の未來をだにしらざる者を、かしこしといはん
や、萬の事、太子より初りたる様にいひ傳ふること
は、佛者の常也、夢にもしらざる上代の中國の樂を
だに、佛の作のやうにいひなし、證據ある天地のこと
をだにわきになして、證據も理もなき佛説をいへば、

Handwritten signature or mark at the bottom left of the page.

一として取べき事はなき也、むかし齊の大夫に王孫賈といふもの、閔王につかへたり、王出て走、賈王の所をしらず、賈が母の云、汝朝に出て晩に歸る時は、我門によりて待、汝暮に出てをそく歸る時は、我ちまたによりて望、汝今王につかへて、君の所をしらず、何の面目ありてか家に歸ぞやと云、賈大に恥て、市中に行て云、卓齒齊國をみたり、閔王を殺せり、我と齒を誅せんとおもふものは、右のかたぬげといふ、市人のこれにしたがふもの四百餘人あり、則すぐに其勢を引つれて、俄に卓齒が所へとりかけ、うち殺し、主君の敵を取たりしは、太子に異なり、「問、頼家は實朝の爲に害せられ、實朝は頼家の子別當公曉が爲に弑せられたり、親の敵なれば討たる事道理なるか、」云尤親の敵は討べき義なれども、こゝに又大義あり、實朝を殺して公曉死すれば、頼朝の子孫は亡る也、祖父頼朝より見る時は、子孫を亡し、天下を失ふべき行をなすは大不孝也、たどひ其憤りあり共、命をかぎりに相待て、實朝の子も生長して、讓をもなすべき時に至り、天下あやうからぬ時節に臨で、すべきやうもあるべし、其間に實朝終りたらば、家の爲天下の爲に堪忍

したる憤りは、墓の木を一太刀切て自殺せんも神妙なるべし、實朝に子なくして終り給はば、眼前に頼朝の孫を置ながら、京より將軍よび下し、北條の天下を執こども、勢ひ成まじければ、公曉を還俗させて立べし、しからば我子ありて後、又志のどげよふもあるべし、太子はうたて叶ぬ君の敵をうたず、公曉は討まじきを殺して、先祖の生を絶たり、とにもかくにも、戎國の教をうけて、仁義を知らざるが故也、社家云、日本の帝王の御先祖は姫姓にて、中國聖人泰伯の御苗裔也、泰伯御舟にめして、異國の浦に逍遙し給ひしが、風にはなたれて、日向の浦に着せ給へり、聖人におはしませば、國人の音に通じ給ひ、かれも聞知べき様にもものたまひき、其時日本國、東西南北はいふに及ばず、隣國も通せず、深山廣澤のみ多し、魍魎、魍魎、大蛇など多く、人ぞなやまし、國民の歎きたえず、泰伯これを憐み給ひ、牲など云ものを出すことに、其所に忍びおはし、持給ふ劍をぬきて、大蛇を切殺し給へり、魍魎魍魎の神靈あるものは、聖人神武の徳に恐れて退き平きぬ、國民其神武を恐れ、仁義に懐き奉りて、親ごも思ひ、主君ごも思へり、たゞ人間の

たねにおはしませば、天をさして神といへり、民の煩ひのぞき道開けて、次第々々に國ひろまり、御徳化及びしかば、國民皆此國の主とあふき奉り、よしある女子をみやづかへに備へて、天の神の御子孫を以て、此國代々の主となし奉るべしといへり、其人にして神の用おはし、天神の化生し給ふことなれば、無窮氏、水神氏、有木氏、有金氏、有土氏、象形氏の次第をさして、天神七代とし、此國にあらはれさせ給ひし初なれば、此神の始として、天照大神宮と申奉れり、天照皇の御子天忍穗耳尊迄二代の御徳は、人ながら神の如くなれば、此國におちるおはし、まじきにやと疑へり、是を以て、二代は天におはし、まして、くだり給はずといへり、瓊々杵尊より三代は、神徳靈明なれ共、此國におちるおはし、まじきといへり、天照太神の神體を、雨寶童子とて作り奉るをみれば、泰伯の呉に通れさせ給ひし時の御形なり、泰伯の釣舟にはなたれさせ給ひて、渡らせおはしましたるごもいひ、御子孫に至りてごもいへり、日向國に五代迄住せ給ひ、六代めには人王と成給ひ、此國の人にあまねく禮義を知らせんとおぼしめし、日向は島地なれば、大和の國

に出給ふ、その時賊徒ふせぎ奉りしかば、大に軍ありてたいらげ給ふ所に、賊徒多して禮義を用ひず、其上大蛇など多かりしかば、常に武を事とし給へり、しかのみならず、日本は小國にして貨多し、他の夷の爲に奪れ安し、世々武勇に得たらばよからんと思召て、みづから武威を專にし給ひ、大蛇をきり、賊徒をしたがへ、魍魎魍魎を絶給ひ、民の居を定給へり、神の徳にして武道かしこくおはしますとて、國人神武天皇と申奉れり、天照皇の御時は、いまだ文字に通せざりしかば、智仁勇の徳を象にかたどり給ひ、三種の神器として、天神地祇よりの御寶、世を知給ふ政道の至極なりとて傳させ給ひぬ、則其象の寶器神靈おはし、まして代々の帝王の御守と成給ひぬる事一千五百餘歳也、其帝王の武徳衰へさせ給ひて、世を知給ふまじき先表にて、寶劍は海中に入給へり、周の王道おとろへて、鼎の河に沈みたるがごとし、ほどなく頼朝に至て、武家の天下と成ぬ、有時は共にあり、勇のなき知仁は、眞の仁知にあらざれば、なか／＼國を失はせ給へり、しかれごもかく天地の間に稀なる功徳多き帝王の御末なれば、神璽内侍所に残りごもせ給ひて、帝王

たるの御名ばかりは恙なし、勇なきの知仁は虚なれば、帝王公家の官位も皆虚にして存せり、武家も天下を取といへども、武のみして仁知を用ゐず、知仁なきの勇も眞の勇にあらざれば、頼朝より尊氏の末に至て久しき事なしと、其比の古老申せるよし語り傳へ侍り、伊勢の棟札を三譲といひ、神體をのせ奉るを御舟といひて、舟を用ゐるは昔を忘れじとなり、衣服は呉服といひ、器は吳器といふ、秦伯は吳國よりわたらせ給ひし故なり、女子は國の姓をいへば姫と云、帝王御即位の禮は、周の衣服制度なり、此證據すくなくならず、目出度御系圖を今の神道者公家などにもいみ給ふ事は心得がたく侍り、「君達の給ひけるは、古事の諸説に、日本は后稷の裔とあれども、今の神道公家にはいむ事なり、みづからは用ゐるを用ひざるの二つをはなれて思へり、人は皆太虚天地の子孫なり、其太虚の神虚明かなる人を貴としとす、これにまされるめでたき系圖やあるべき、から人といへども、天地の子孫也、我王者といへども天地の子孫也、儒者の后稷の裔といふも無用の事也、日本は日本にて直に天地を父母とし給ひ、天神よりの御系圖にて事たれり、

陰陽五行の氣なくては生せず、元亨利貞の理なくては性なし、知仁勇の三のものは天下の達徳なり、國常立尊より傳へ給へる神符疑ひなく、然れども全神職公家などの聖人の後とあるをいみ侍る事は、文旨にして聖人神明の徳をしらざる故也、神は人のしわざはかなはず、人は神の妙には達せず、聖人は人にして神の用あれば、神よりもまされり、此理を明かにして後、日本は日本にて、儒をも佛をもまじへず、唯一の神道といはれ可也、「又かたはらに客とおぼしき人の云、堯舜の君二代につかへさせ給ひて、天下の農事を掌り、民の耕作の道を委敷教へ給ひて、國に五穀有事、水火の如くにして、求むればこゝに生ずる様成給ひて、代々周公と成給ひき、日本にも天竺にも、五穀を植て上より下迄食事ゆたかなる事は、此后稷の徳に依り、是に依て唐は云ふに及ばず、東西南北の國にも五穀の神として祭り奉るは、此后稷にておはします、后稷千餘年の末にあたりての御子孫に、古公と申おはしましぬ、北狄に近き國なりしかば、狄人來りて國を侵せり、もろこしの四百餘州を敵にしてだ

になほ多勢なる北狄なれば、周一國してふせぎがたし、金銀美玉をあたへ、衣服犬馬をつかはして、汝等が此國に來りて取べきものは是也、軍に及ばずあたふべしとの給へども、さゝいれず、終に大軍を催して至りぬ、其時古公、土地は人を養はんが爲也、人をやしのふべきものをあらそひて人を殺すは、其意あらず、汝等いづれを君とせんもおなじ事なり、慎て狄人につかへよとて、岐山の麓に逃れ給へり、國人これを聞て、仁人なり、失ふべからずとて、したがひ奉れば、いづくにてもおはします所、則みやこと成ぬ、しかのみならず、隣國の人々まで其徳を感じて助奉しかば、其和して一なるには、狄人の大軍といへども近きがたくて、しひて合戦をも得せず、是より後古公徳化隣國に及び、其武威日月にまされり、御子三人おはします、秦伯、仲雍、季歴也、長子は聖人なり、次二人は賢人なり、季歴の御子に聖人ありて、昌と申すは文王也、古公の御心に竊に思召けるには、宗子也、聖人なり、秦伯に國をつたへば民人いよく安かるべし、然らば季歴も賢なればあしからじ、其上孫に聖人あれば、相續て國もゆたかならんとはおぼしなから、色にも

出させ給はざりしを、秦伯やがて父の御心をさどらせ給ひて、古公の御煩ひありて、天年をうしなはんとおぼしける時、次仲雍をともなはせ給ひて、藥をさるとて山におはしまし、深く入りて跡をたち、終に吳國にのがれさせ給へり、吳國の人いつきかしづき奉ることかぎりなし、古公諱させ給ふに、荆蠻におはすと聞えければ、品々歸り給ひ御跡をつがせ給へと仰あり、吳國は夷なり、海邊なれば漁を事とす、海中に悪龍毒蛇多し、これによりて所の人髪をきりて禿となり、身に文を入れてまだらか也、海中の毒蛇惡龍に害せられじとなり、秦伯仲雍諸共に、中國を出させ給ふより、ふたゝび歸り給ふまじき御心なれば、古公の御使をも煩はさじとて、やがて國俗にしたがはせ給ひ、からぶりをすて、髪をたち身をあやにし給ひて、此ありさまなれば、中國の人に見ゆべからずとて、終辭し給へば、力なく末の御子季歴に御國を傳へさせ給へり、ある時秦伯釣舟にのりて沖に出させ給ひしが、西風強く起り、櫓たへ楫おれ、たゞ空中にのるがごとくにて吹送られさせ給ひ、日本日向の浦に御舟より來れり、仲雍の子孫は吳國の主となり給へば、荆

蠻の風俗化して中國にひとしく成たるは、仲雍の徳によれり、もろこしの人、秦伯仲雍の御心をしらす、其跡見がたければ、或は狂妄ともおもひ、或は許由にひとしくいへり、數百歳を経て知る人なし、孔子は聖人なれば、其御心を知り給ひて、秦伯をば至徳といふべし、三度天下を以て譲れり、人其徳を稱する事をしらす、跡化して見えす、周の徳をば至徳といふべしと深く嘆じ給ひき、其比商の天下すでに末に成て、天命あらたまるべき前知あり、あらたまらば必周に歸すべき時勢也、秦伯は至徳なれば、繼立給はしいよ、天下の歸する事速なるべし、其天命時勢を知給ひながら、辭して去給へり、禮の法に一度辭するを禮辭と云、二度するを固辭と云、三度に及ぶを終辭と云、三度辭する時はかさねしむす、天よりあたへ給ふの詔を、三度譲り給ふとなり、孔子の御辭を待て、初めて秦伯の至徳を知、御行えなかりしかば、日本に落とせ給ひし事、秦の代より後次第々々に其證據かくれなし、中國は四海の宗國なり、昔は此國よりも貢物あり、しかれども彼方よりは來をうすくして往をあつくし給へり、周の後稷の適孫なる事はいむべき様

なし、神道の祓も易也、佛道わたりて後儒道をいめば、儒の神徳をいひをとし、俗學といひけして、聖と神とをへたて、佛神を一體となしぬれば、神道者も公家も是にまごひ給ひて、中國の傳來をいむ事はじまれり、中比博學の僧あり、渡唐して日本の傳記の唐にありしを取來て、日本の史を編り、我朝にてはたぐひなき重寶なる書也しを、日本は周の子孫と書たるが罪によりて、其書施行せられず、終に灰塵と成ぬるはおしむにもあまりあり、いにしへは其本を忘れさせじとて、元來の事を殘し置たるに、後世はこれを失はむ事を願て、代々に其書を亡し、其證據を失へり、もろこしは天氣晴明の地にして、日月のめぐり中會なり、是故に中和の氣あつまりて聖人繼起り給ひて、物の初をなし、四海に教へ給ふなり、徳明かにして教を傳るは師也、治道の出るは君也、舟車の至る所、霜霧の降る所、尊信せざるはなし、東西南北の地には聖人起り給ざる天理なり、故に禮を制し樂を作る事成がたし、天竺人の夢にもしらする樂の道をさへ、よき事の至極なれば、其作り出したる様にとりなし、もてなすは、まことにおもはゆき事也、徳も位も聖人と佛と

は遠たる事なり、此地は其神聖の始給ふ國にして、中國にもおとらざれば、八狄七戎六蠻九夷の其中には、日を同して語るべからず、かく目出度日本の系圖をばあらの様に取なし、神よりははるかに下れる佛をば、神佛などてならべていふは、惑る事の甚しきなり、そのかみ天竺にあきなひし侍る者、天竺に住ひして、一とせ親類見舞の爲に、本國にかへりてかたりしは、朝鮮人の樂の様なる事はあれ共、日本唐などの様なる樂の様はさらになし、經も日本には色々あれども、天竺にはさもなく、出家といふ者は、念佛を唱へつゝありきて乞食するばかりなり、四十二章經ほどなる少しある物を讀み侍る、出家をば、ことの外かくあへしらへりと語りき、又毎年渡りし商人の物語もをなじ事也、彼是通はし見ても、佛經は唐にて作りたる事疑ひなし、纔に今の佛經一卷ほど成もの、天竺より來たるを本にして、書ひろめたるごみえたり、根本、枝葉、花實の譬は、理もなく私なる事也、國の根本は中夏なり、四海は枝葉なり、花實は人なり、故なき事を云出せども、大勢いひ傳れば、眞はかへりてうづもれぬ、今の世の中にある文字の讀聲も、あやまりを

傳る事多く侍りと、「又一人の社家云、日本は東夷なれども、日本といふに與義あり、私に名付たるにあらす、天のゆるせる名なり、日本のごとく金銀の多く出る國はなし、くわしく尋れば大方皆金銀ありと見えたり、日光の精のさす所金となり、月光の精の入所銀と成れり、四海の中、日月の輝し給はぬ國なれば、いづれの國にも金銀あり、しかれども日本に取分多き事は、日の本のしるしなり、日の本なるが故に、山川にも靈多く、人にも神人あり、これは大祇の義なり、其内の山川土地にも精粗なくて叶はざれば、をのづから神靈の厚薄あり、人のすぐれたるを神といふ人と生れたるものはみな天地を父母として、天地の體を備へ、天地の徳を有せざるはなれども、たゞ帝のみを天子といふ事は、よく其父母に似たまひて、全く其道徳を明かにして、よく造化を助け給へばなり、古へは王たる人には必神徳あり、神徳おはします人を王にし奉りたり、王の字の三文字は天地人なり、中の一は天地人一貫の道理なり、いづれも親の子なれども、よきをば親の子なりと世俗にもいへるは、とりわきてはむる言葉なり、大方の人にてだに、少親

Small in Yoshida
Best
Healthy
Quinn

Arbuthnot
to Quinn

Emerson
Japan
not present

Center
57 East
Quinn

の人がましきに、子のよきものあればかくのごとし、同じく日本の人と生れさせ給ひても、類なくすぐれさせ給へばこそ、天の神の御子孫とは云成べし、天子と申も同じ理なり、よく神なれば聖徳備はり、よく聖なれば神に入給ふ道理なり、天神地神は神にして聖徳おはしまし、神武皇帝は聖にして神徳おはしまし、物、物の備はらざる事は世のはじめなればなり、尤本ある事とはいひながら、日本武の命の和琴を作り給ふをみれば、よく武ある人は必文徳あるのことはり明なり、神徳おはしまさずでは、人作になるべき物にあらず、日本の武將のはじめなる故に、日本武とは申すなり、未何事の傳もあまねからざる時は、律呂にまで通じ給ひし事、大方に見奉るべきことかは、もろこしの至人は、聖にして神をかね、日本の至人は、神にして聖をかね給へり、天地のことはり、其人ならでならざる時は、其人生じ給ふ、神代の後は中國との通路自在なり、日本は中國より傳へて習ふべければ、其後日本には神人出給はず、中國も聖人始をなし給ひて、賢者の力に及ぶ事なれば、其後聖人出給はず、儒學をするものは聖人をひき、神書を見るものは日本をひ

What is in the heart of the people?

く、皆有我の私に出たり、天地の間に、中國の外に、日本に並ぶべき國はなし、たとひ中國の聖人渡り給ふとも、日本にてはおのづから日本の徳あれば、神道にしたがひ給ふべし、地はまちくあれども、天はたい一つの天なり、一本の父にして腹々の子のごとし、其兄弟のうちにては、我人の争ひはあるまじき事なり、たゞ一つの天は父なり、父によりてこそ子は尊けれ、國々のわかれば母なり、中國は后妃のごとく、四方の國々は女御更衣の如し、いづれにしても、日本の帝王は天の神の御子孫疑なし、日本の國の靈にしては、神人出給はで叶はず、神人はかならず聖徳おはしませば、天照皇、神武帝の御功德の厚き事尤なり、もろこしをかるに及ばず、富士山は三國一の名山といへり、三國はいふに及ばず、四海一の名山なり、秦の徐福、海中の蓬萊仙宮を求し時、漫々たる大海に漕出したるに、富士山の見えけるをおどろきて、これこそ蓬萊山よとて、楫をむけて尋ねよれり、秦氏の者は、其時の唐人の子孫なり、富士山の様なる靈岳のあるにても、國土の靈はしられたり、天照皇は日本の開闢の主なれば、第一の禮儀を盡してつかふまつるべきに、神往

Let us not be deceived by the appearance of things.

China

Country

として宮殿は茅葺なり、御供は三きね米なり、御裳瀧川の鮎をとりて備へ奉るばかり也、至敬には文なきの禮にも叶ひ、萬歳眞實朴素の教を垂給へり、いづれの國もと云ながら、取置き日本は、奢れば國亡る事速なることほりあり、奢るものは身の榮耀に盡して、用たらざれば下をめぐまず、かへりてとどろあぐる事數なし、不仁の本なり、奢るものは無禮なり、其分をしらざればなり、奢るものは不忠なり、臣はなれ民怨て、其位祿の用にあたらず、奢るものはやはらかなり、たとひ心はたけくありても、身武士の用にあたりがたし、子々孫々に及ては、終に長袖のごとくになれり、奢るものはいやし、用たらざれば貪り生ず、利欲の樂にいとまなければ道をきかず、かへりて文道をそしり、文盲にして無知の初なり、奢るものは不孝なり、終に子孫亡るなり、奢るものは盜賊の名をまぬかれず、天道萬人を養ひ給ふ生物を取て、己一人の用とす、これ天地の盜なり、つるには人の物を借りてかへさず、商人の物を取て價をあたへず、人の盜也、奢るものは遠慮をしらず、一日なりとも我樂をだにすればよしとおもひて、前後左右をかへりみず、はじめは

此人をそしるものも、大道をしらざれば後は同類と成ぬ、かくのごとくなれば、國の亡ぶる事日なし、神武天皇の道にしたがひて淳厚朴素なれば人の眞實立ぬ、天下國家靜謐の本は誠より先なるはなし、奢る時は用たらず、たらざれば轉薄にしてかざり多し、しかれば人道を亂るものは奢より甚しきはなし、しかれども奢きはまりて、貴賤共財用乏く成て後には、奢るべき様もなし、此時に至て俄に罪を著に歸して、儉約の法度つよければ、却て世間の困窮と成物なり、此時に中する政道は、本才の人知べきか、「かたはらなる人の言、神道の學問する人の中に、狂氣するもの侍るは何としたる事にや、」社家云、其故ある事なり、神書をかきたる者、すぐに書侍らで、莊周寓言の筆法を似せて書たり、莊子は理明かにして古今無双の筆力なれば、いかほど大なる寓言しても、後人とりて見てよく道理しられ侍り、日本の人は、文筆の法にならはず、道理分明ならずして寓言したる故に、其人の心にはかくとおもひてかきつれども、筆不達者なる事なれば、後世の人理を取て見るべき様なし、道理しられざる故に、其辭のしどけなきをみてあなざるこゝ

allegory

What is in the heart of the people?

ろ出来、神靈の明かなるまで、をしてなみしぬれば、狂氣する者も有へし、「問、古へは神書を明かに書へ給はざる事はいかゞ、「云、徳を以てみづから天下を風化し給へば、書はなきなり、孔子も時にあひ給はでこそ書をあらはし給けれ、其上上古には文字も定らず、唐にても堯舜以前の聖人の御事は、徳の傳へ、事物の制ばかりにて、教の書は傳はり侍らず、たゞ易の陰陽の畫のみあり、日本にても三種の神器の象、則易の畫の如くにておはします、三種の神器を書の本として、神道傳授の心法、天下國家政道の教をひろめ給は、百千萬卷の書共成侍るべし、儒書をも佛書をもからずして、何にも事關ぬやうに、いかやうの書にもあらはし侍らんは、易き事なり、天地否塞の運にて、中比神道者に人なくて、神書の理を説得ずして、佛者儒者の書をからではならざるやうに成し故に、佛者はひろがり、儒者は微なり、終に佛者にとられたり、陰極て陽を生ずるの理なれば、子孫の代にぞたのもしく侍れ、「かたはら成る老翁の云けるは、我等近比いすゞ川の傳記を得侍り、さきよりいづれもの給ふ所の説に大かた同じ、日本は周の後胤なり、故に

東海姫氏國といへり、女子は姓を稱するゆゑに、日本の女子を姫といふ、姫は婦人の美稱ながら、周の姓なり、故に天照皇は泰伯なりといへり、天照皇の像を作りて雨寶童子といへるは、泰伯の吳にて髪を斷給ひしかぶろのすがたなり、日本の衣服を吳服と云、食器を吳器と云、皆吳國の事なり、吳國は漁を事とす、海中に蛇龍多し、頭かぶろに、身あやなれば、水中には己が友にまぎれにて不害、泰伯中國に二たび歸り給ふまじき御心にて、御身を國俗にしたがひ給へり、ある時漁舟の風にはなたれて、日本日向の浦につき給ひ、聖神なれば日本の者の言を五音に通して聞とり給ひ、彼のさくべきやうにの給ふ、日本は國ひらけて年久しいへども、國郡わかれず、道路通せず、天子諸侯の號なければ、年月日時の記なし、故にもろこし大荒の時のごとく、屋宅いまだあらざれば穴居野處せり、山中につかのごとくして石をたゝみ、内虚にして口あるは上古穴居の遺跡なり、穴居の時、恙といふ虫、害をなせり、故に人を問につゝがなきかといへり、此時は農業をしらざれば五穀なし、煮とゝのふる事もしらず、草木の實をくらひ、生肉を食す、女事な

ければ木の葉をかさね、けだもの、皮を衣服とす、親子相愛する心あれども、禮ありて敬ふことを不知、泰伯わたらせ給ひてより、人倫の道をたて、愛によりて敬を教へ、父母を敬ふ心をうつして上下の品をさだめ、禮を起し本を報て、我出たる本をしらしめ玉ひ、終に先祖を祭り、天地を祭るの禮あり、媒を以て婚姻の禮を調へ、人倫のはじめを重じ給ひ、人の天に稟たる性に本付て教をたて、萬物の上に備たる理を明かにし、木をさりとすきとし、木をためて鍛とし、牛にはくびきをつけて重をひかしめ、田をかへさしめ、馬は輿鞍三鞍をつけて、乗て遠を行、舟楫を作て不通をわたし、終に美種をとりて耕作の業をなし、天の時と地のよろしきを見て田とし島とし、五穀を施し、春夏はうへ芸り、秋冬は收めかくす事を教へ給へり、民生日用の器を制して、工業ををしへ給ふ、器の制、中國には代々の聖人の手を経て初りし事なれども、日本にはいまだなし、泰伯山に入りては金鐵を取り、海によりては鹽をやかしめ、農は五穀を生じ、工は器を作り、穀と器と相易て用を達す、是を以て日中に市をなして、有無相通する事を教しへ給ふ、禽獸蛇

蝸、人倫に近付て害をなす、故に弓矢を作りて是を退け、獵者の業をなさしめ、あみを作りて鳥魚をとる、漁の業をなさしむ、如此ならざれば、禽獸人倫に交り、耕作をなす事あたはざれば也、終に屋を作て風雨をふせがしめ、婦人に女事を教へ、衣服を作て、人道の禮容をなし、五色を用ひて貴賤をわかち、百司をきて天下を平治し給ひ、人民をあわれみめぐみ給ふ事は、天地の萬物を生育して遺す事なく、知神明にして鑑の物を照がごとし、此國の人其徳になつき奉る事、父母のごとし、其神武に恐れて君としつかふまつれり、大舜の民となりておはしましける時居給ふ所は、程なく都のごとく民あつまりしといへるも是なり、況や日本にては、きゝみし事なき神聖なれば、人間の種にあらずとし、天をさして神といへり、五代を経て其徳化遠く及び、其功用ますます廣く、知不通といふ事なく、明ならずといふ事なければ、日月の天にかゝりて不照と云事なきがごとくなる故に、天照皇太神と申たり、今の内宮是なり、又外宮は、天照皇太神の祖神にて、后稷也といへり、神家にて御食津の神と申、豊受皇太神と申奉るも、五穀豊饒の義也とい

へば、五穀の神にて后稷なるや明かなり、國常立尊と申奉るは大極に配せる名也、天照皇のわたり給ひし昔は、此國いまだ文字なし、書なし、故に知、仁、勇の心の徳を三種の象にかたごりて、修身、齊家、治國、平天下の心法を示し給へり、これ我國神道の淵源なり、五代は九州に住給ひて、中國にかたごりて九州の國をわかち治め給へり、是を地神五代といへり、それより以前の事は、年月日時の別ちもなく、國主の號もなかりしかば、理を以て推て、無窮氏、水神氏、火神氏、有木氏、有金氏、有土氏、象形氏の次第をさして天神七代とす、三種の神器は知、仁、勇の象なりといへり、夷蠻戎狄の中に、人道の禮樂を傳へ、道學を知て君子國といへるは日本なり、天照皇以前は、何のわきまもなくなき國なりしに、此如の恩徳天よりも高く、地よりも厚き故に、日本のみ帝王の家をたがへず、武家の世と成ても、天下を取る人、王と成事あたわず、三種の神器、自然に神威おはします故なり、正しき證據多けれども、神威の人はこれをいめり、聖人の神徳をしらずして、天神の孫といへるにはをぞれりと思へるが、聖人は神よりもまされり、天神の孫と云よりも、

Long Reader from Japan

聖人の後と云は尊き事なり、昔は其本を失はせじとにや、内宮に三讓の額あり、今も内外宮の御正躰をおさめ奉るものを御舟といへり、跡をくらまして神書には記したれど、其實はすてがたき故にや、舊事紀には降臨の時、舟長、梶取など云詞見えたり、日向の國には、兩寶童子の舟に乗給へる繪、古き神社にありとなり、中比まで證據正しき書もありしかど、神家公儀の權威をかりて破りたりといへり、然共三讓の名あり、天意亡すべからざれば、破るといへどもくちせず、もろこしの書にも、日本は吳泰伯の後なりと記せり、神家にも正しき傳あらば、書に記しあらはずべき事なるに、秘して我を信する者にのみひきかせ、神道をしる者なきといへるは、證據分明ならず、よはき所有とみえたり、さりながら畢竟聖學の徒のかならず姫氏國と云も、我學べる道を敵負するくせにても有べし、又神家のかたご、姫氏國にあらずといへるも、誤りを傳て實とする事も有るべし、人は皆天地の孫也、太虛天地の神より來れるものなれば、人皆神孫たるべし、徳をしるものは默識すべし、

三輪物語卷第二

いざよふ月の天晴ば、よべの空にもをぞらじとて、社家禰宜例のとのゐ所に打寄つ、宵過るまでながむるに、公達は見え給はず、社家せうそこして、おなじうばこよひもときこへければ、やゝまたれてぞおはしましける、いとけうありて入奉る、「社家云、よべの御物語も心にしみて覺ゆれば、又こそ至情をのべ侍らめ、虚中にこそ天下の益はきたしつべけれ、其位にあらずして申さんは、罪得べき事なれども、天が下に住さふらふ者は日月の光をいたゝかぬやうなく侍れば、時ありて雲雨のめぐみをのぞみ、常は空の露を朝夕にうけ奉る事なり、君の御徳は日月のかわるく明かなるがごとくおはしますこそ、天が下の望にて侍れ、今は天子もなきが如くおはします、大臣公卿もをちぶれさせ給ひし事は、いかなる故にておはしますや、うけたまはらまほしくこそ侍れといへば、「公達の給はく、古へも時々のさはきはありつれ共、知仁勇の三種の神徳、天子の御身におはしますし、かば、千

有餘年はゆるぎなく天下をたもたせ給ひしが、臣の家に普代といふものたて給ひて、藤氏の長者攝家といふ名のりせしより、臣の家に天下の威うつり、それも奢次第はまさり、其人なくして官位さかんなれば、君臣共に文武の道失はせ給ひて、事あれば地下の武臣に任せて征伐をつかさどらしめ給ふ、武臣とて立たるものも本はなかりしに、上つかたの人々は、奢によりて日々に風俗やわらかに成もてゆき、武事にとたりし故、みづから征伐すべき様もなければ、國々に下り、山野にかりして、武事にならふものを武臣と名付て、さしつかひ給ふ、功ある者には官位國郡を給はりぬれば、藤氏の威も亦武臣に奪はれて、はては武家公家とわかれて、武家の天下と成侍る、武家といふも、もとは同じ流れなれども、江南の橋は江北に移して根となるがごとし、◎信哉云、蒲山は王政復古の志有る増さんと欲す、後醍醐府、忌諱に觸れず、社家云、天下の權威河に瀆せられたるは、實に是が爲なりん社家云、天下の權威こそ武家にうつり侍る共、吾國は神國なれば、たい人の天子の位に登べき理なければ、天子と諸卿との御官位はいつまでも絶給ふまじき事にておはしますに、かくおそろへさせ給ふ御事はいかなる故にて侍る

や、「公達の給はく、武家の罪のみにあらず、公家に禮樂を失ひたるあやまりより、かく成侍るなり、「社家云、うけ給はれば節會などおこたりなく行はれ侍る、禮樂共に傳はりて禁中第一のまつりごと、申也、禮樂失ひ給ふとは、いか成事にておはしますや、「公達の給はく、禮樂は日用にはなれぬもの成に、常にはもてあそばすして、節會已下の公事にのみ禮樂ありと思ふなれば、それによりて禁中公家の風は絶侍るなり、さればこそ世俗にも、公家衆は節會と云藝をせらるゝといへり、禮ある人は樂をはなれず、樂有人は必ず禮有り、物あれば則あり、のりは則禮なり、生あれば樂有り、たのしみは則樂なり、人の心は生ものなれば、うごかぬと云事なし、正にうごかさざれば邪にうごく、こゝを以て古への神人、糸竹の樂器を作り給ひて、天地の律呂をうつし、雅音を發して人心を天遊にみちびき給へり、人心律呂にかよいて天遊をたのしむ時は、邪道に行べき様なし、禮は和正の質ありて後、よく常によく久し、こゝを以て樂は禮の養なり、禮は樂の節なり、禮は見やすく、樂はしりがたし、見やすきが故に人皆禮の尊き事を知れり、知りがたき

が故に、人多くは樂をゆるがせにし、をこたれり、禮は書だにあれば、賢者の力にもおこさるゝものなり、樂は書ありても、傳へのふりといふものたえぬれば、賢者の力には再興なりがたし、聖人神明の徳なくは興るべからず、もろまじしは律呂かしこき故に、代々に作り直したれば、本をば作失ひて、古樂の風絶ぬ、天地四海の間に、古樂の残り留ぬるは日本ばかりなり、もろこしに聖主起り給はば、必ず日本に來て習べし、昔は大なる苦勞にて、多くの人の、この遠き國より度々に習ひ取し樂の道を、それ程までこそあらずとも、かく失給はむ事は無下に歎かしき事なり、今の公家は天下の政道にはあづからず、士農工商の役はつとめず、昔の皇統とて養るゝばかりなり、清盛、頼朝以來、天下をしりて將軍といふ人は、田舎あらるびすの中より起る者なれ共、人心の靈あれば、いにしへの禮を守り、神聖の樂をもてあそび給ひて、けだかく風流なるを見さゝては、人道はかくてこそ禽獸にこそなるべけれと思へれば、天の神の孫にて國主の筋なれば、すてがたく敬ひたてをかるゝなるべし、しかるに近代の公家の人々は、猿樂の能拍子を好み、小歌

三線をもてあそび、凡俗の茶の湯などやうの、肩衣袴の俗衣を着れば、世俗に異なる所いくばくもなし、正樂の道はいかやうなる事ともしらず、むかしは能拍子小歌などなかりし故に、面白もなき古樂をばしたるかなと云公家もあり、其心すでに淫樂にながれて邪なれば、平生の則も公家の作法にあらず、けだかく上らふしき風俗、風流なる事たへはてぬれば、何を以て興ふかくゆかしと思ふべき、さる故にこそ、君も臣もあるかなきかのごとくには成行給ひしなり、「社家云、公家にはいづれもよく歌を遊ばし、家々の有職秘傳の事なども多くおはしますと承れば、御所作なきとは申がたし、しかるに禮樂の道絶て、風俗おそろへたるやうに仰せあるは心得がたく侍り、「公達の給はく、其疑ひ最なり、さきに申所の節會等の禮樂によりて、眞の禮樂亡び侍るやうに、今の公家は、歌と有職とにて公家の道は亡び侍る事なり、古人は歌よみなりき、今の人は歌作にて侍り、歌よみと云本ありての枝葉、實ありての花に歌をよみ侍るなり、歌よむ事は稀にても、志のたゞ人ならぬを歌人とはいへり、本とは道德の學也、此もと有て後、月に花にあふ所によ

りて情をのべ、志をいひ出たるものなり、本なくて歌のみを學ぶ者は、歌讀の藝者なり、その故に諸道はみな廢れて心はいやし、歌の言葉にのみ風流を作り出るなり、本立て俗をはなれなば、常の文も歌成べし、いにしへの人の歌をよみしは、今の人のふみをかぐごとくなりき、文を書にも、少は心を用れども、常に書なれたる事にて、實事をのふれば、筆を立る下より文章はいでくるなり、いにしへは風俗美なりし故に、歌を以て往來のふみとせしなり、常の事にて苦勞もなし、今は風俗いやしく、常の心にもなく、常のわざにもなれぬ事なれば、歌よむは作り物にてむつかし、常の物語言葉づかひも又歌なり、内明なる人は天理存し、人欲亡びぬ、遊びだに天地の律呂に遊び給へば、凡俗のいやしきならひ、せはしまよひをしらす、かゝる人を上らふといふ、上らふにしてはじめて歌をよむべし、今の歌よみは、たくみによく歌をつくれども、其心凡俗なれば、しるものゝ耳にはいやしまるゝ所あり、又有職方を第一として秘事する事は、公家滅亡の故なり、是は家々の秘傳も争ひもなきやうに、上より式を定め給へば、誰もそれを見て知事な

り、さしもなき小事を、秘してならひ口傳とすれば、大禮大樂の道すたれ、藝者のごとくあなづらるゝなり。社家云、今の樂所奉行、樂を秘して人に教へ給はず、人のうへまでもふせきて、樂のひろまらぬ様にし給ふを、心得ず思ひて、思ひ侍れば、かやうの事あるにてこそ公家どもいはるれ、夷中々々にあまねく成なば、公家の詮もあるまじきと信せられたり、有職歌道の秘事も、其御心得にてや侍らん、「公達の給ふ、よしと思ひての給ふや、それ猶ひが事也、昔はつくしみちのくのはてまで、あまねく傳へしらせたりし樂の道だにかくたへくををころへぬ、其秘事なくあまねかりし時、公家はなほ盛なりき、樂ははづかしきものにて、其人の心と人がら風俗を聲にあらはすものなれば、上手にても、地下は堂上の爪音撥あたりをば得きかせず、筆ひきよせ、琵琶ひきかけたるすがたよりはじめて、およばぬ所見へ侍り、舞などは樂人師としてをしふれども、堂上の家の子のふりをば、樂人は見えせず、よく其人がら其位をるがきうつすものなり、武士なれども文道にくらからで、志たかく、日用にいやしき心づかひなく、上らふなる人の糸竹の聲

は又殊成音あり、それはたい心のたい人ならぬ故也、公家も官位高くなり來りたるといふばかりにはあらず、今の時百人が九十七八人までは俗におちたる中に、一人二人にしへの物の音とて傳へてあるは、信哉評、こ、番をのづから人がらもいやしからねば、山自ら稱ふなり。さのみ道學に志ある人ならねども、たい人のおよばぬつま音侍るなり、世の中にひろく傳へて、あまねくしらせ侍らば、樂の道のふかく遠き事をもあまねくしり、また所作は上手ならでも、位は及ばぬ所を覺へて、公家のいまだ絶へぬいとすぢもしられぬべし、しらすでだにまだくちせぬ所ある公家に、まして道徳の學をしらせて、其心の惑をはらしなば、其爪音には難か及び侍らんや、物かくも手はよからねど、公家と武家の歴々の手には位あり、よくてもたい人の手は位なきにてもしり給へ、樂の道は深く携はらでは、よきもあしきもしられず、面白までも行たぬ事なり、あまねく人にしらせてこそ我勞もかひあるべき事なれば、我は下手にて勞もなく、樂の位もなく、人にしらせぬ許りにて樂をつかさざらんとは、いかなるひがごとぞや、又有職の大事は用ひぬ人もあるべし、用ひ

ざる世もあらん、章甫をたからとして楚にゆく人、楚にかうむりさざれば、よしなかりしとなん、むかし戰陣に矢種射つくして、馬のむちを弓につがひ、いはほのかたかげによりゐて、行敵をしり目に見ゐたるものあり、のり過候武者、多くはまことの矢はげたるも心得て見ぬ躰にて過ぬ、跡より來りし者、眼ばやくて鞭と見しり、馬より飛おり鍵付て、やがて高名したりと人のかたりし、實なきものは萬歳をかぬべからず、たい文武禮樂の達者と人がらのよきばかり、いつの時いづれの國にもすたるゝこと侍らじ、今公家も人から公家らしくたにあらば、何の秘事なくとも、武士よりも敬ひ用ひられん、人がらは賤しく凡俗にかわらで、鞭ばかり秘したり共、時ありて絶侍りなん、今はたい公家は赤子のごとく神のごとし、もりとさねとのならはしなるべし、武家は公家のもりにておはしませば、心あらん武家の出給ひて、よくもりたて給はん時節を待ばかりなり、我とは公家らしき程にも、誰か取立侍らん、中にも末の事の様に人々の思給ふなる樂の道を、公家第一のやうに申侍るを、不審におもほすは、知給はねば餘儀なく侍り、近代公家の賤し

くあしく成行事は、樂の道廢れたるよりおこりたる事なり、雅樂の章は、宮聲定て商角徵羽を生ず、亂ては宮にかへり、かへりては生じ、終にもまた宮に歸す、宮は君なり、商は臣なり、角は民なり、徵は事なり、羽は物也、君の徳厚く威尊くして、臣令をうけ、民化して、事と、のほり物正しきがごとし、世俗の淫樂は、能拍子、小歌、舞しやうなり、三線、尺八まで、其聲宮はあるかなさかにて、はやく商にうつり、角徵羽亂れて宮にかへらず、序を失ておさまらず、君臣道なくして、民手足を措所なく、事亂ておさまらず、物其所をえざるが如し、後醍醐の御宇に豊原の龍秋と云樂人有、樂をするに、商位はかりカれて宮聲は沈めり、大原に音にささき隠者あり、是も調子をきくに宮聲しづめり、隠者は龍秋とはんとて京に出て、龍秋は隠者に語らんとて大原に行、糺川にて行合て、互に不審して、宮聲沈み商聲かるといへり、ほどなく亂逆の事起りて、天皇武臣に囚はれさせ給ひ、京都は兩六波羅の成敗等に成たり、人心正しからざる時は、天氣逆ひ、五音位を失ふなり、武家は萬歳の事は思ひ玉はず、昨日主君かとおもへば、今は臣となる、今日臣か

とみれば、明日は主となれり、それを見るくも、有道につきてたいし、長久のはかりことはし給はず、時のはやり物を用て慰み、一榮一樂と思へるにや、亡國の淫聲をも其まゝ置て、治國平天下の雅樂をば撰用ひ給はず、かへりて亡國の聲をば祝儀に用ひ、治平の雅樂をば佛事などに用ひて、死葬の憂ひをかれにまじへ給へり、天地神明にすゝめ、天子の御遊に用らるる吉禮雅樂を、佛事にまじゆる事は、ゆゑ敷事なり、佛の極樂の遊びとならば、出家に傳へて、出家ばかり用ひんは格別の事なり、朝服を着し、朝廷に用ゆる樂器を以て、佛事にまじふべきにあらず、如此の吉凶をもたいされず、軍國の風を其まゝに、人質を取かため、力を以て一旦威に服せしめ、後の費をばかり給はぬは、武家の風俗にこそ、公家は不易の君臣なれば、さ様にては君も臣もたす、不忠不孝の至なれば、萬歳を期して一榮一樂を思はず、時のはやり物にうつらず、古禮を守り、古樂を既で、不正の形容、音曲、物事を禁中にいれず、公家の門にをかす、朝には讀書の聲情らず、夕には絃管の音やまず、手習禮事まじへてたゆまず、青侍青女房までも、公家の家に来て

は淫聲俗事を云事を耻るなり、かくのごとくなれば、其家の子はをのづから胎教あり、長じても俗事をしらず、正樂の音ふかければ、淫聲は聞てもけがらしくは思へり、淫を惡む心より、心の生々岩木ならねば、善をするにすゝむべきより外なし、耳にも律呂をわきまへ、目には正色を見しり、口には嘉言をいひ、身には正禮を行ひ、心には道理を窮む、如此なれば上らふの風すでになれり、うごく所皆有職なり、いふ所皆歌なり、何のかくす事あらんや、事の秘事は道おとろへて後の事なり、かくのごとくならば、人心皆靈有、誰かうやまひのつとらざらん、眞に道學をこのむ者は、必雅樂をもてあそぶべし、眞に樂を好むものは必道を學ぶべし、相はなれぬ道理なり、あそびにたしき道なくては徳に入事深からず、樂は至極の者なれば、よくく心を染て習らひとらでは、面白き所までもしりがたし、樂の面白き所をしれば、姪聲不正の事は見るも聞もけがらしくは成ものなり、さるに今の公家は、百人が九十人餘までは唱歌をたにしらず、況や律呂は何としたるものともおもはねば、鬱氣を散するにも謠をうたふはよき分なり、其次はまひせ

うなり、其次は小歌也、甚しきは三線、尺八、能はやしに及べり、かく俗なる心なれば、たま〜書を讀といへども俗學なり、禮をすれども禮なり、小身なれば召使者も貧賤の中にそたち、俗なる事に習たる事なれば、父母をなじめ、青侍、青女房に至るまで、胎教にも生長にも、賤しき事のみ習はせり、されば賤男賤女に違ふ事いくばくもあらず、人の心はよる所する所には實事見えず、安する所たのしむ所に實事有るものなり、樂は正によらず姪によらず、安する所樂む所にあり、こゝにおきてすでに心をあやまる事なれば、いかでかよかるべき、公家の風俗の亂は、雅樂のすたれたるより起れりといふは是故なり、「社家云、能拍子、小歌などは、一旦の慰みなれば、人がらを亂るまでには及侍らじ、」公達の給はく、武家は君臣嚴に賞罰眼前に侍れば、慰みばかりのやうにてもありんか、公家は君臣ありとても嚴ならず、心安し、武家も公家をば客人とし給へば、大逆無道に及ばぬ事はどがめられず、されば慰み則實事を成て、人がらの亂に及ぶ事眼前なり、武家の例は、何事もあはぬ事多く侍り、武家とても心に好み給ふ事のおもしろくおぼす

事ならでは、慰みにも見給ふべき様なし、正しき遊びの道うづもれたるうへは、餘義なき事也、役とする公家がたにかくのごとくなれば、武家は無是非事なりとの給ふ、「其中に年八十におよびたる禰宜、しはぶさし出て云、此公達などしろしめさる昔の事しり侍り、みづからは二十ばかりの時、親なる者ある攝家につかへ申て、老て引こもりたりしが語り申しは、其時までは攝家清華には御家領一二千石おはしましき、大臣家、羽林なども、御家領二三百石づゝはおはしましき、貧くても公家の風流は残りし也、其時にはや今のごとく零落させ給ふべき兆し出來たるとてなげき侍りし、參内も興にておはしませば、力者、青侍、履持などもなくては叶はず、使者見舞の取次のため、留守にも青侍なければならず、兒小姓もいり侍り、衣冠のつゝゑ、家職のつとめ、奥方の入用かけては、二三百石家領にてはたるべきやうなし、しかるに京ならひとて、客あれば酒を出し給はではならざる様なり、用たらざれば借てかへさず、かりてやらす、それにてもつゝいべきよしなければ、食りの心發り、心だてもいやしく成行、大名の縁者と成ては女がたにか

かり、家居きらくしく衣裳美を盡し、奢れる公家はしき心出来たり、はじめは笑ひ給ひし公家も、後々羨しき心出来て、此才覺のみなり、代官やうの町人より起りて、賤しき者の娘、しかも金だにつけ、まかないだにすれば、むかへ給へり、女公達持給ふ公家は、大名の妾となりて前金取、もし子あらば外戚とて、かゝるべきたくみをし給へり、民間の地士やうの者にて、も、又は武士の五百石、三百石の人にて、妻として求めまほしく思ふには、小身とて嫌ひ給へり、たゞ目の前よき衣着て、親兄弟にも物とらするをいかめしき事におぼして、人の使ひ者と成、賤しき名にくたりぬるあさましさは、何ともおぼさず、親のたよりにもならず、いかめしき事なければ、人の妻となり、禮義よき事には、かへりて外聞よからざる様におぼしたり、たゞに堆く無禮なる事のみ残りて、心のいやしさもなく、恥なき事は、公家出家など申侍りき、公家出家は、人のものをもろふべき者と極て、善不善のわかまへもなく、たゞ人の志にてまひらするものも、例の事にして何とも思ひ給はず、公家乞食と申たるなり、其後清花一人おはしましたり、度々の亂世に家

領おち落て、三百石ならでは残り給はず、上らふの心だて身持失ひ給はぬ御人なれば、外のかざりし給はず、内に参り給ふ時も、しほれたる衣冠にて、青侍一人、杏取一人、あるかなきかにて出入せさせ給へり、人参りても、茶をのみ出し給ふもよほし有て、公家中おはしましたも、御粥御湯漬やうの御もてなしにて、酒は出し給はず、御家内物静かにて、世事のいそがはしさなく、いつとて讀書の聲、絃管の響ならではきくものなし、將軍家權柄の御かたぐに參會ありても禮遇し給はず、又無官の武士に逢給ひても無禮し給はず、慇懃によきほどにおはしませしき、ある公家の御異見に、時代にて今は將軍家を公方と云て、仙洞に准らへ申せば、其執權人にまでくだりて、禮ふかゝらず、無禮なることやとがめられなん、又無官の武士、國方の人などには、とめされよ、かくせられよと、羽林名家の人々も被り申、大臣に成たる人は、とせよ、かくせよなど申さる、しかるに今は大臣にておはしなから、國家の士にも慇懃なるは、過たるなるべし、過不及ありと覺え侍りと、かの大臣殿仰せけるは、將軍家にも、公家とて立をかるゝ上は、その禮の

るべき事なり、此方より望てさし出せばこそ頭をも地につけめ、我方よりもむるにあらず、客の禮を以て招かるれば出るなり、衣冠して公家の官位を用て出るうへは、其禮義なくては叶はず、しかれども、いにしへとはちがひたる事なれば、時の中に叶ふべき禮義はあるべき事なり、又朝廷にてもなき郷黨のまじはりにては、老を敬ふともいへり、問學の事には、徳を尊ぶともきく、公家の傍輩ならば堂上地下の禮もあらんか、今の武士は他家なり、朝廷にてもなき所にて、他家の人に對して無禮をいたさんは、位を心にさしはさみて、時處をしらざる也、我方に出入武士は、故なき人、無下の人は來らず、いかさまに志やさしく、なまの公家はづかしき所あり、その種姓れきく也、武家と武家は傍輩にて同家なれば、身上の高下によりて詞づかひ禮儀も多違ふべき事なるに、かへりてしからず、大國の主といへども、他家の士をば、我又者にもあるほどの小身にても、そのことば慇懃なり、家かはりたる公家ながら、大臣の官位ありとて、小者あへしらひにせば、心あらん人は誰か重て來るべき、さけばれきくの武士を、官位なきとて平折

敷にて食せしめ、我は三方にし、盃もさしすて、かへさすととなり、おもてむきにて官位の禮を用る所には、國家の人などは來もせぬ事なれば云に及ばず、來程の所は内々の義なれば、さまでもてなすべき事は、大臣ならば木具か茶碗のちがひはありとも、客として相伴にもてなす人ならば、塗碗、なしうちにはすゆべき事なり、盃さしてかへさせぬほどならば、さぬぞよき、むつかしくは一向に他の相伴を出して、我はひきこまんことをさるべけれ、又或人の異見に云、振舞はし給はず、酒だに出し給はず、参内に興にもめさず、しはきと申と人のいひし時、みづからが親なるもの、すゝみ出て申けるは、むかしある家の武士二十騎ばかり同道して京へのぼり侍りし、其中に上らふしきわかき馬のり一人ありき、殘る人々は習ひ賤しく侍り、しかるに其上らふの若黨のいふやふ、我等のだんなはきたなき人なり、皆々同道の衆は、あの餅をかへ、このあめをどれとてかはせらるゝに、一度もかへと申されず、しわき人とて腹立し、此殿の上らふなるを、しわきと申人は此若黨なり、此若黨にほめられ給はんか、そしられ給はんか、かわりやるべき覺えもな

くて商人をたをす事は、公家武家共にはやり物にて候へども、はやり物とて僻事せんも口惜かるべし、此御家には有職、歌道、文學、糸竹のしらべくらからずおはしませば、其徳をしたひて参る者多し、何給はらでも、他の結構の御振舞よりはかたじけなく思へり、たい御前へ召仕さるゝを、世にしらぬ悦として出入す、酒食に心有賤しき者は参らず、御家領にあはせて、儉なるべき所は儉に、御位にあわせて、上らふなるべき所は上らふしくおはしませば、是をこそ世の中の手本とも申べけれ、武士は武勇ばかりの勉めに、家内からしく侍れば、此御家領程にても馬にも乗事なり、公家には家内上らふしくおもしくおはしませば、此御家領して與にめす事はならせられじ、よくあたりたる御作法にておはします、誰何と申ども御聞入あるまじきと申たれば、異見の人言葉なくして歸たり、「社家云、神代の遺風にて、今の禁中の第一に殊勝なるは、内侍所の御神樂にておはします、日本第一の御神事なるに、堂上地下共に役人不足に見奉り侍り、和琴、笛、箏、堂上に一人、地下に一人と申なり、歌がたは、堂上地下共に十餘人もおはし

ませど、樂をしり給ひて、拍子とり給ふ人は、一二人ならではおはせず、其人さし合せて出給はねば、歌の調子、糸竹の聲にあわぬ事多しと承れり、歌の秘曲は、堂上にたゞ一人とうけ給る、あやうき事にておはします、箏は薄以緒卿たゞ一人にておはしませし、牛公事と云事ありて、信長より薄殿を切腹させられし最後の時、樂人安信の秀房をまねきて、年比の所望なればとて秘曲を傳へ、家の管小薄共にわたし給へり、此薄殿心剛なる人なればこそ残り侍りつれ、あやしき事なり、信長も御神樂領を附られたるは奇特なれども、薄殿切腹の事は不仁なり、武家ならば私曲の切腹にあたる罪なりとも、公家にておはしませば、其役取あげ申したるばかりにてもよかるべし、しめて罪重くば流罪にてやむべきか、不仁故に不慮の殺害にもあひ給へるなるべし、「公達の給はく、申給ふ如く、歌の秘曲傳へて、本の拍子よくとり、樂をもしりて調子たがはぬ程の人、堂上に三四人はなくて叶はぬ事なり、和琴、笛、箏も堂上に二人、地下に二人づゝ、人長なども三人ばかりはなくては叶はぬ事なり、本末の拍子つけ、歌の人々も、皆樂はしらではなりがた

き事なり、たい公家、地下共に貧なるが故に、これを人に傳へては我家絶ると思へり、將軍家に器量の人出給ひて、事の理をいひきかせ、役領をつけて、その數ほどの人を出かし給はでは、今の公家の力には及ぶまじき事なり、今武家天下手に入たらば、禁中公家を馳走し取立奉むといふとき、道有てよく取立奉らばよかるべし、凡情の馳走ならばゆかしからず、禁中に御領をつけ奉り、諸公にも家領をあたへ、内裏造營の結構などを以て建立させば、外は生かへりたる様にて、實は又亡びに近かるべし、今かく築地もくづれおち、御殿もくち失て、かりなる御住居なるは幸の事なり、今の御かりやにても、政行なれば、其御かりやを風雨ふせぐばかりに、黒木作かやぶきに作り改め、築地も道行人の見こさぬばかりにさびてつき、御領も御不由ならぬ程に奉り、禮樂をこたり給はぬ様に、其禮其樂の領は、役人有て別につけ奉り、御遊なども月に兩三度、取をこたらせ給はぬ様にあらば、諸家をのづからあだなる事にうつるべき様なからん、御遊などは定れる事にて、大臣以下の公卿、殿上人、樂人がはりて必ず参るべし、君は臣よりはからひ奉

るべきにあらねば、御所作の有無は時の御心のまゝなるべし、たい天子の御位を尊くあふぎ奉り、公家の公家たる風流を失はぬ様に馳走せられなば、儉約朴素の古風興りて、不自由なる事もなく、上らふの心とりかへしつべし、驕を以て馳走せば、家領多くとも用たらずして賤しき風俗になりなん、申給ひし様に公家はありたき事なり、たい定たる節會などを公家の事と覺えて、足ふみもち、左右を家の大事とし、心に禮の本たらず、情を正樂にのべずば、節會の藝者のごとくになりて、公卿は亡び侍らん、武家の賢君良相出給ひて、神代の遺風をおこされなんことのみ、あふぎねがふ所也、

三輪物語卷第三

天の孫天津彦火瓊杵尊は、當社の御譲りによりて此國の御主と成給ひぬ、大山祇神の女子木花開姫を妃とし給ひて、火酢芹命と、彦火々出見尊の二男子を

生給ふ、兄の火酢芹命は、海の幸おはしませば、父の尊よりつりのうつわもの授け給ふ、弟の彦火々出見は、山の幸おはしませば、父の尊より弓箭授け給ふ、其後弟の命、こゝろみに幸かゝるとの給ひ、かへ給へば、共に其利を得給はず、兄の命悔て、弟の弓矢を返し、己が本のつりかへし給へとの給ふ時、弟の尊、本のつり失ひ給ひて、新にして奉り給ふ、其時兄の命、小兒の事とわすして人はたるがごとく、本のつりならでは請取まじとせめはたり給ふ、弟の尊甚憂まらして、行々海畔に吟ひ給ふ、其邊に鹽土の老翁と云者有、あわれみ奉りて、尊を龍宮に導き奉り、終に失へる釣針を得て歸り給ふ、其つりかへしさまのこゝを龍神教へ申す、又潮満瓊と潮涸瓊の二の玉を奉る、尊國に歸給ひて、兄の命につりかへし給ふ時、龍神の教けるまゝに、貧釣といひてかへし給へば、兄の命いかり結ひて害ふ心有、其時弟の尊、しほみつ玉を出し給へば、忽にこゝ海と成て兄溺れ死なんとす、兄の命悔みわび給ふとき、しほひる玉出し給へば、本の平地と成ぬ、兄の命の心に、弟の尊は神徳おわしまし、己が及ばざる事をさとり給ひて、臣と成給ふ、龍神や、も

すれば雨風して、火酢芹の命つりの利失ひ給へり、火出見の尊は、風雨にもかりの利得給ふ事かわらず、彦火々出見尊、三年龍宮に住給ひし時、龍女に幸して生給ふ御子を、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊と申す、葺不合尊、玉依姫を妃として、神日本磐余彦尊を生給ふ、是を神武天皇と申す、人皇の始にておはします也、「處士云、兄火酢芹命と弟彦火々出見尊のさひさき争ひをよみ侍るに、兄は始より利にめで、友愛の心うすし、弟は始めはみづからのゆたかなるをもちて、兄の貧しきにかへて奉り給へば、弟順の道有、しかれども後に兄をなやまし、臣とし給ひし事は首尾せず、然るに弟の尊徳有と申侍る事は理なきに似たり、後世の教の爲など申事は、猶以愚成説也、教へに道なき争ひを傳へてよかるべきにあらず、古今の秘抄ども説々取がたく侍り、各はいかに御覽じ給ふや、「公達かへりみ給へば、「かたはらに老翁有、さらばいたれど、よしありげなる人也、こなたへと請じ給へども、憍なき者は御座の末にこそさぶらはめといふ、「公達はさはあるまじき事也、天の神の御孫に御國讓り給ひて、位をさり跡をけちて、天に二の目あらじと

てかくれたまひ、御社だにかまへ給はぬ神前なれば、官位をついづべきにあらず、たゞこなたへとくだります、「其時處士立出て、王公は賢者の徳を尊び給ひ、賢者は王公の位を尊ぶ、此故に王公も臣とし給はぬ人有て後、天下平かに國治れり、賢者も王公に客たる徳有りて後、よく一人業を起すべし、徳を友とする者は、國君といへ共匹夫の貧賤を見ず、匹夫といへども國君の位を見ず、徳と位と相和して貴賤友となる也、今老翁と公達も、亦かくのごとしとて、對座にすへたり、「公達仰せけるは、さきの處士の爲をば老翁にゆづり侍ると也、神書にはかゝる筆法多し、一を明かにせば、十にもかよひ侍らん、「老翁云、この事昔物しれる神主に聞侍へり、神代には私照なく、私親なし、一人を以て天下を治しめ給ふ、天下以て登人にあたへず、賤の子なりとも神徳あらば天下を治しめ給ふべし、況や兄弟の中にては、有徳を立て主とする也、徳不徳を撰ばずして、嫡子に國天下を譲ると云事なし、始めより東宮とてさきに立る事なし、たゞ兄となく弟となく、有徳を撰びて後、天下のゆるすを以て主と定め給へり、兄なれども火闌降命は、不肖なる故

に、其天命の分にくたして、庶人とせんが爲に、釣器をあたへ給へり、弟なれ共彦火々出見の尊は、人君の徳おわしますが故に、弓矢をあたへて天威を譲り給わんとす、上古は朴素なれば、弓矢を奉り給ふは則天下の御讓也、父の尊よく御子の徳不徳をしるしめして奉り給へり、兄の命は愚にして、みづからの命分を知給わず、父の尊の命にそむきて、弟を庶人に下し、我天下の君たらんとおぼして、器をかへ給ふ、然れども天下の人民随ひ奉らねば、釣をたれ給ふ程の御樂もなし、それによりて本の御讓にかへり給ひて、弟の尊に天が下かへし給へり、弟の尊も人君の徳こそおわしませ共、庶人の賤しきかひくしきは得給わねば、是も自食を求め給ふ事叶はで、共に苦しみ給へりしが、本にかへりて安堵し給へり、君子は大受すべくして、小受すべからざるの義也、釣はたり給ふといふは、不徳にして天が下治め給ふ事は叶はね共、弟の尊を責はたりて天下の財を貪り、色々の離事いひ給ひし事、寓言したり、弟の尊の海中に入給ふと云は、實に龍宮と云所有て行給ふにあらず、知仁勇の徳おわしまして、大舜の衆が心をやぶり給はざりしやうに、

兄の命のひがごとをもどがめ給はで、海の底迄も心をやりてつかへまつり給ふありさまの寓言也、乾珠満珠のたとへは、凡情の人力は、一旦徳にも勝やうなれども、天定る時は又よく人に勝の理にて、ごかく力は徳に敵する事ならぬもの也、力を以て徳にかたんとするは、水火にむかふがごとく寓言したる也、兄の尊色々難事をの給へども、徳は君也、力は臣也、天ゆるし民隨ふの有徳は人君也、天ゆるさす民隨はざるの不肖は人民也、力終に徳に負て、争へども人臣と成ぬ、尊は争ひ給はざれども、徳はひきくしてこゆべからず、尊くしててれば、終に人君と成給ふ事を寓言したり、たゞ暫く世俗の争ひをかりて、徳と力と、人と天との勢ひをあかしたり、兄の尊はあらしき風はげしき雷雨に利を失といふは、火々出見尊徳有て、天下を治め給へば、風雨も民の願に隨ひて、諸民の爲によき風雨も、つりの爲にはよからぬ日あり、畢竟は五穀みのりてこそ、釣の魚をも人の求る事なれば、風雨の時に隨ふはよき事なれども、今日の利のみ見る者は、利なきと思へり、又平生に無理非道の者は、義にをきて勇あらず、内心くらければ、鬼神も理にまごふ事を

あかせり、弟の尊の風雨に利を得給ふものは、平生やはらかなる者は、義に勇みあり、内心明る人は、迷明を二つにせざるの道理を寓言せり、今の時にも弓矢持てかりするものは、晴天には晴天に隨ひて鹿鳥を得、風雨の時は又風雨に隨ひてかりて得物多き事有、海上の利は兩様に得る事成がたし、「又一人の神主云、弓矢をもつは、天下の主と成べき瑞相見えたり、人君たるものは、一張の弓を持て天下を治むべし、漢の高祖は三尺の劍を提て天下をとるといへる、同じ理也、烈風雷雨大にいたれば、衆恐れて常を失ふ、かかるに尊これが爲に感ひ給はず、度量絶人なり、如此の大勇あれども、仁厚友悌にして、兄の命にはたられては、泣吟ひ給ふの順徳有故に、天地鬼神もたすけ給ふ事有、兄の命は幸かゆるの私欲あり、天理已に亡びたり、利を以利とすれば、終に不利に至れり、一の君たる人は、仁を先として萬民を救ふが道なる事を、後世にしらすもの也、兄なれ共仁徳なければ、天下をたもち給はず、弟なれども仁徳あれば、天下を保給ふ、天地の氣節、四時の寒暑も、一人の御心に應ずるもの也、一人の御心正しき時は、風雨も時有、一

人の御心不正ときは、風雨も時あらず、利と不利とは、人の善と不善とにあり、此兄弟の幸あらずも、兄の御心あしくして、風雨に侵され給ふ也、初は海幸有て、後には海幸もなきと云は、天命の分を安せずして、高をねがひ、外をむさばり給ふ故に、其家業をも失ひ給ふ事をいへり、神書は昔の傳を其まゝかゝで、はるかに後に書り、其筆先に道德の學なかりし故に、寓言の様宜からず、せめて寓言すとも、莊周杯の様に理を明かにしたらばよかるべし、神聖の御事を、凡人の上にかりときたれば、大方にては通じがたし、心をやりて離れて見れば、とけがたし、よきにしても寓言はふよふ成事也、神明は正直なれば、たゞすぐに書てよかるべし、「禰宜云、貧釣とのろひごとして歸し給ふ事、正直の御心には相應せず、いかゞしたる事にておわしますや、「公達云、初の書の躰はさあらず、たゞ正直に事の躰の給ふ也、庶人の業は多く貧にしてなすもの也、富人となれば、なされぬ事多し、ことにつりの業は大方其日ぐらし程なる事也、此業は貧にしてつとむる道理也と聞へ、天命の分量かくのごとしと知て、つりすれば其利を利とし、其樂をたのしむ也

と至情をいひて、兄のまごひを教へさとし給ふ也、凡夫は至情をいはれては、心には實にもと知所あり、後には得心もすれども、まづは腹立さかふもの也、我をのろふと、さかさまにとりなして、立腹し給ふ凡情をのべたるもの也、それを寓言の仕様、たゞ凡人のうへに取なしていひたれば見がたし、後の説々ばどりなしていひたる事を書たり、「禰宜云、龍宮に住給ひし三年の内に、龍神の女子豊玉姫に幸して御子生れ給ふとはいかゞ、「公達の給はく、兄の命の望のまゝに君位を渡し給ひ、海邊にくたり、庶人と成て住給ひし時、生れ給ふ御子なれば、かくいへる也、奇妙にいわんが爲也、晴天には月もり、雨天には雨もりぬる、ねやの板間もふきあはぬ、貧賤なる住居に生れ給ふ御子なれば、則名付奉る也、昔は子の生れ出る時の事をかたどりて名をせし也、夫を御産急にしてと云て書なせり、「社家云、日本は神國にして、四海の中にすぐれたると申侍るに、神道の經典備はらざる事は、如何したる事にや、「公達云、古への神人は天地を書とし、萬物を文字とす、神なき時は天地なく、萬物なし、故に神は天地の徳也、人は萬物の靈也、國は神明のい

がきにして、人はみあらか也、造物等に經典なければ、神の徳は風のごとく、蒼生は草のごとし、不知不識天の則にしたがへり、既に天神の御代遠く、地神の御代も半ば過て、人の世近く成ぬれば、教なくては人道立がたし、此故に神明の徳をかたどり、三種の象を作らせ給へり、内侍所は八咫の鏡也、神靈は八坂瓊の曲玉なり、寶劔は草薙の劔也、鏡は知徳象也、玉は仁徳の象也、劔は勇徳の象也、鏡は心の神明にして、虚靈不昧成にかたざれり、天に有ては日光とし、事にをきては正直とす、玉は心の温潤にして、慈愛とし恭敬なるに象れり、天にありては月光とし、事におきては委曲とす、劔は心の剛強にして、堪忍、断なるに象れり、天にありては星とし、事にをきては威武とす、天照太神の、皇孫天津彦々火瓊々杵尊を、此國の主となし奉りてくだし給ふ時、三種の象をゆづり給ひて、此鏡を見給ふ毎に、常に大神を見奉り給ふがごとくし給へとの神勅也、是日本の書の始なり、中夏の聖神伏羲氏の始て乾坤の畫を顯し、六子を生じて八卦となし、八八にして六十四卦をなし給ふがごとし、八咫、八坂の

八の字を用る事は、天地の神道は一貫也、和漢共に自然に相叶の妙理也、凡知のかしこきといふは、皆九々の數を用る、されば理屈になりてせまるもの也、故に中夏の聖人、日本の神人は、九々の一を太極に歸して八々を以天地萬物の理を盡し給へり、「問、鏡を知者の象となすべきためのみならば、小鏡にてもたりなん、しかるに大鏡を用ひ給ふはいかゞ、云、小知を戒給ふ也、「問、鏡を好み、天下の人を用るは大知也、八咫の名を得る所也、人の知を用るは、人に見るがごとくなれども、是非を撰事は吾にあり、小知の天下を治るは、九々の算をなすがごとし、乘じては除するの外なし、八々の徳治は有餘有てせまる事なし、儉節にして乘する事なく、易簡にして無事也、しかる故に天長地久也、大知にあらずば、誰かこれをよくせん、「問、玉を仁者の象となすべきためならば、圓玉なるべきに、曲玉を用る事はいかゞ、云、曲は審也、仁也、愛の理也、愛する所には必ず心を盡すもの也、仁愛の心は至誠にしてあまねからずといふ事なく、天道造化の工をみるに、蟻、蝶の小虫に至るまで、つまびらかにしてたがふことなし、生理の至誠なるが故也、且

父は子の爲に隠し、子は父の爲に隠す、直きこと其中に有、仁愛の曲玉は天理の直なり、大舜の瞽叟に事へ給ふは、つららおりの難所を行がごとし、九阜といわすして八坂といふは、君子は易に居て命を待の意也、仁人の民をめぐむ事は、父母の赤子を思ふがごとし、教治し給ふ事曲玉のごとし、心に誠に求めば、あたらずといへども遠からず、「問、劔は始には天のむら雲といへり、草なぎは日本武より始れる名なり、本の名を用ひざるはいかゞ、云、草なぎは中のひを略していへり、草なびくなり、君子の徳は風なり、小人の徳は草なり、威勝、愛ときは、まことに成の義なり、「問、徳鏡を日光に比する事はいかゞ、云、太陽東に出給へば、天下にかくるものなく、諸色ことごとくわかれて、其形をおほふことあたわず、自然に正直也、心に知明かなれば、天下にまごふべきものなし、正邪ことごとくわかれて欺く事あたわず、自然に無事也、徳玉を月光に比する事は、春陽生、物の氣さかむなる時は、日光もかすみてうららかに、月曇らねどもおぼろ也、水至てすめば魚なし、人至て察すれば、徒なし、月夜明なれどもかくるべきくまあり、心知よ

く善惡をしれ共、惡をかくして善をあぐ、諸の直をあげて、諸のまがれるをすて置、大知は愚成がごとし、罰に大やうにして、惠にくはし、徳劔を星光に比する事は、星は金の散氣なり、北極二十八宿の諸星有て、四時を定め、年をなす、正してたがふ事なし、剛強にして間断なし、「問、勇劔を堪忍といふ事はいかゞ、云、いかりをこらし欲を制するより、五倫の交り、無逸のつとめ、とても堪忍のなくては叶はず、ことわざに短慮は未練の相といへるも、勇なきものは堪忍なきよし也、「問、明鏡を云て、正直とする事はいかゞ、云、邪心はくらさより起れり、命を不レ知るゆへに、術術の謀略にもおち入りなり、明かなるものあるべき様を行て、天命に應ず、明かなる時は正直ならずや、「問、仁は愛の理也、しかるに慈愛と斗いはずして、恭敬を加る事はいかゞ、云、敬は愛の極也、愛する事深きものには、必ずつゝしむ有、明鏡、曲玉、寶劔、わかつべからず、神明の徳也、ある時は共にあり、三光あれば天也、三種の神器あれば天子也、知仁勇あれば人也、鏡は知也、玉は仁也、劔は勇也、勇は義也、禮は仁に存し義にあらはる、信は知の明かなるより誠有、

乾元亨利貞も、三種の象にこもれり、此國の主となし奉り給ふ天照太神の皇孫を、天津彦彦火瓊杵尊〔頭注〕火瓊杵尊は鏡玉瓊の意なり。と申奉る、此神の御心に知仁勇の徳をおわします、故に三種の靈寶をこへ奉りてくだし給ふ、火は此神の徳性、火の光明なるがごときを云、鏡の象に適す、瓊々は此神の徳性、玉の温潤なるがごときを云、則玉の象に適す、杵は此神の徳性、劍の堅強なるがごときを云、則劍の象に適す、三種の象おわしますといへども、君の御心に美徳をわしますては、天下の風化あさし、君の御心に、其徳おはしますといへども、其教なくては天下にあまねく行はるべからず、徒善は政をするにたらず、徒法は自行ふ事あたはず、**一問、知仁勇と云は、中夏の聖語也、日本にては、別に三種の名あらずや、**「云、八咫鏡、八坂瓊曲玉、草薙劍と云文字も中夏の字也、字と名はかり物也、萬物は有無をかへて相通せり、中夏、東夷、南蠻、西戎、北狄、をの〜文字有、各あり、しかれ共、文字は中夏の文字よりよきはなし、故に佛法にも生國の天竺の文字をすて、中夏の文字をかりたり、文字をかれば名も字に付てかるなり、かりたるといへども、大にひろこ

りたれば、かりたると云者なし、今吾國の神道も、中夏の文字名義をかりて大行はれば、又かりたる名はあるべからず、夫道は天地の神道也、天に二つの日なき如し、國と云國、生としいけるもの、日月星をいただかざるはなく、運行して定在なし、しかるに我國の日、我國の月、星とあらそは、まごへる事の甚しき也、天地の神道は、形象なくして人々の性となる、名處は、唐のをとりていひもせよ、琉球のをかりていひもせよ、其實體は、天地一源の神道也、しかるに、中夏の聖人の道といひ、日本神皇の道と云は、日月をあらそふがごとく、いへば、日本の神道にてもあり、中夏の聖道にてもあり、又へだてなき大虚の道にてもあり、天地の間、四時の色同じ、春は花咲、夏は青葉しげり、秋は紅葉し質のり、冬はおさまり葉おつ、春の花はよろこべるがごとし、夏の緑は樂しめるがごとし、秋の色はうれふるがごとし、冬の聲はいかれるがごとし、これ四時の和して、天地の七情なり、天地の神道にあらずして何ぞや、唐日本たがふ事なし、詩に作り、歌によむところ、符節を合せたるがごとし、もろこし人は中夏の春といひ、大和人は日本の春と争は、可

ならんや、たゞ天地の春なり、春を悦びて遊ぶ時は、又我春也、夫春夏秋冬、元亨利貞の理にしたがひて、時を以て色をあらはせり、天地は無心無欲なるが故に、正しくしてたがふ事なし、中夏の聖賢、日本の神皇は、人の形ありといへども、元亨利貞を以て、仁義禮智の性とし給ふ、明かにしておほはる、所なく、すくやかにしてやむことなし、萬物一體にして、私己なく、又正しくしてたがふ事なければ、小體の天也、唐やまと、四時の色たがはざるがごとし、此知仁勇の徳も、亦心に尋てたがふ事なく、中夏の人に習て知るにあらず、日本より傳へてしらしむるにあらず、誰にかると云事あらんや、人參は朝鮮の地より出るを、唐へも日本へも取來て、人の生を助る靈藥とす、銀は日本土地に生ずるを取行て、中國四海ともに用を達す、文字は唐の文字を傳へて記臆とす、しかれども、人性全からざる國には、習とる事能わす、心に一貫の徳性精明ならざれば也、**一問、神道傳授の秘密はいか**が、**「云、社家などの其役人たる者は、傳へて知るべし、直人は知て益なき事也、たゞ神秘は神秘にて、密し置たるがよき也、中夏の聖人の天地の神道をと**

用ひ給ひしを、たゞ正心、修身、齊家、治國の用をなすべき所のみ取て、其しかるゆへはあかし給はず、其故はしらしめて用なし、しればかへりて平人の惑のはしとなれり、知者は云り、敬鬼神遠之と、鬼神の鬼神たる徳を知時は、心至誠純一ならずは拜しがた、身潔白ならでは近付がたく、服さかんならでは祭がたく、是故にをのづから遠る也、遠さかるは尊敬の至れるゆへなり、後世の人、神社にまうづる事しげきは、鬼神の徳をしらざるが故也、あがりたる世には、宗廟の祭も春秋なりき、後世の人、夏冬を加へて四時とし、又朔望をます、鬼神を敬するの心得かならずして、次第に近付なれり、**一問、社家禰宜等の役人はい**か、**「云、其職として拜供祭祀するは、毎日といへ**どもしげしとせず、盛服潔齋も、たまさかの人の様には成がたし、されども、其理有てつかふまつるが故に、くるしからず、或は云、使天下之人、齊明盛服、以承祭祀、洋々乎如在、其左右、或は云、何事のおわしますとはしらね共、ありがたさに涙こぼるゝと、身の潔齋より心の誠敬を立る者あり、心の誠敬より身の潔齋をかねる者有、神社にまうづべき心なくして、

潔齋盛服のまうけなけれ共、祠に至て、かぎりなき恭敬の心をこれば拜する事あり、「問、三種の神器も亦神秘ならずや、」云、三種神器は、禁中におわしますといへども、其家の心法は、上天子より下庶人に至るまで、身を修るを以て本とする義也、あまねくをしへ給はんが爲めの象なれば、秘すべき道理にあらず、薬法なども、六君子湯、敗毒散、正氣散などは、天下にあまねくしらしめて、其神のたがふ事なし、妙薬と云ものは、秘すれば大にしるし有り、廣くしらすれば驗なし、三種の徳は、あまねくしらしめて、天下の人心の邪病を退け去べし、秘密は妙薬の神力をかりて、迷明は相交るべからずして相助べし、造化までは神の用なり、造化の後、有形の主は人なり、然れども人道も、神の冥慮を頼む事有、神の人道をまら給ふ事有、不測の理をしる者は、神明の徳に通ずべし、故に、人の道を行は神に事る也、神に事ることは、臣の君に事るがごとし、心無欲にして義にしたがふ時は賞あり、心廣體ゆるやかなる是賞なり、外の福もをのづから來る事有、心有欲にて、不義をなす時は罰あり、心安き事なく、身くるしめり、是罰也、外の禍もをのづ

から來る也、神は天月のごとし、心は止水のごとし、水清ければ月影明か也、水濁れば影も亦さやかならず、清ければ樂み、濁ればくるしむ、惑と不惑との謂也、宇宙の主は神也、國の主は王也、身の主は心なり、主を君といふ、敬て心君を奉すべし、八心は神明の一體分身也、心上に一念の不善あれば、神明をけがし奉るゆへに、罰を來す事、ひびきに聲の應ずるがごとし、心中清淨なれば、神明をすいしめ奉る故に、賞を來する、形にかげのしたふがごとし、「社家云、天照皇は、瓊々杵尊に三種を授けさせ給ひて、たゞ鏡のみをさして、太神を見奉り給ふがごとくし給へど、みことのみありし事はいかゞ、「公達云、明は君臣の法則也、不明なれば其則を失ひ給ふ也、姑息の愛と、血氣の勇とは、明を失へり、佛の慈悲は、志殊勝なれども愚なり、姦勇の將は、剛なれども、終に家を亡すもの也、共に明を失へばなり、故に鏡をあげ給ふ時は、玉、劔、其中に有、知仁勇の三つのもの、ある時けとももあり、

三輪物語卷第四

禰宜の云、中子、本來の面目をいへり、吾道にも亦ありや、「居士の云、我むかし人にさく、天命の性、則本來の面目なり、これ無一物の時を以て、性ををしへ給ふなり、その詠に云、吾性の人にかくれてしられずば、高天の原に打出て見よ、大學致知の旨は、情欲みだれまじはる時にして、性をしらしめたまふなり、そのながめに云、吾性の欲にまぎれてわかれずば、たい無知の知にたちかへり見よ、大人は赤子のこゝろをうしなわざるものなりと、これ父母の胎をいづるときにして、性をみちびきたまへり、そのながめにいふ、吾性のならひにまじりしられずば、生れし時に立かへりみよ、まづ天地によりて我本跡をみる時は、まぎるゝ事なし、天は物を生ずるを以て心とし給ふ、春は生じ、夏は長じ、秋は實のり、冬はかくす、かくするによりて來歳の生長收をさぐる也、人の夜いねて晝の用を達するがごとし、地は萬物を養ひそだつるを以て心とし給ふ、此天地生育の心より、先祖父母、

吾出來れり、形は數ありて生死すれども、此生の徳は無始無終、故に數の主にして數なし、人に有ては仁愛と名付く、此仁愛、天地生育の命をつぎたすけて、齊家、治國、平天下をなせり、仁者は命ながし、實は死て不レ亡の義也、「禰宜云、報ひと申事は、經説のやうに申侍り、聖人の道にもおはしますや、「居士云、佛法わたらぬ已前の聖語に、むくひのこと有り、直を以て怨に報ひ、徳を以て徳に報ふとの給へり、すべて經には聖語より不レ出事はなき也、たゞ本のちがひある故、取なしやうにかはりある事也、天道は無心にして感應あり、人道は有心にして禮報有、仁心仁政は造化の生理をたすくるもの也、不仁不道は生理をさまたぐるもの也、其感應の速なる事、たとへば養生をよくする者は、日月のめぐるに隨て氣色快然し、不養生なるものは、日月に隨て病を生ずるがごとく、打身あるものは、土用八專におこるがごとし、是むくひの理也、しかれ共天道にありて、むくひといはずして感應といふは、無心なるが故也、人道は心ある故、徳怨往來、其義理をはかり報ゆ、感應報禮は一理也、無心有心は時也、太虚の風物にあたりてひびき靈なるが如

し、彌宜云、天子諸侯の隠居と申事は、いにしへはなかりし事と承わる、若き時の御子にて、御親に追つき、五六十歳まで部屋住にておはしまさんは見苦敷やと思はれ侍り、「處士云、今の風俗にては、隠居もなくては叶はず、古への作法にては、いつまでも隠居なくてよくおはします、古へは諸侯はいふに及ばず、天子の御子といへ共、生れながらにして尊からず、たゞ人と同じく大學に入て學問御修行あれば、五十六人に至り給へ共、只學の及ばざることを知給ふのみにして、國天下を執ての榮耀欲心をば思ひ給はず、士民に成とも、賢ならば譲り度思召事なれば、まして兄弟の内にては、互に賢に譲るの心あり、天子諸侯共に老君と幼君に、攝政と申事おはします、君御老年にて御子年若くおはしませば、諸臣と共に國政をあづかりつかへ給ふ也、中に徳の勝れて世を繼給ふべきが、攝政の如くにつかへ給ふ、幾年といへ共如此、其間に天下國家の政道に深くなれ給ふ事なれば、下民の情までもくはしくしめす事なり、君の天年久しからずば、大學の修行政道の積功とげざらん事をなげき給へば、部屋住の苦勞といふ事少もおはします、

後世は君の御子とあれば、大學にも入給はず、臣と成て國政をも勤め給はず、君の跡を繼といふ斗なれ、其心にはあらざらめど、侍侘る様にも見へ、且見苦もあれば、隠居もなくて不叶義也、本にてたがふ事なれば、末にてはさかくの儀定めがたし、生ながらにかしづきするられたる貴人は、其一代は威嚴備はり給へ共、下の情をしめされねば、下にてしる者のもよほしも出来侍り、然れ共未見へがたし、其次の君は猶猶結構に、物毎におもきに過る様に成行給へば、下の情にはうとくなり給へば、其躰は結構にて、威はおち行事也、世中の人のくらゐだふれといふ事は、酒飲の事にはあらず、位を持過て下に遠くなれば、必亡る物にて侍る故に、位に倒れたると云儀也、貴人の爲に風諫したる古語にて侍るを、へつらいものごもいみはばかりて、酒のみの事に取なしたる也、古の法のごとく、天下の主の子も、國君の子も、學校に入て、たゞ人となし修行させませば、いつまでも代を経て天下を保給ふ也、越後の景虎は、十四にて順禮と同道して艱難を経て名將と成給ひしと也、すぐれたる人は、暗に者あつる事と見へ侍り、初の程は、繼の君の御才徳あ

れかしと、夜を日にねがひ侍れども、生れながら上らふにかしづきすへられ給ひて、何事も人づてならではしろしめされねば、大方十人なみよりよき御生質にては、十人なみよりはるかに才徳をとりて見へ給ふもの也、左様成君をおし立て、政道を行ひ侍れば、大によき事もなく、あしき事もなく、相談の持合にて位づめになる故に、上中下共に心安きもの也、此心安き味をしりぬれば、最早つきづきの君に才智あるは、誰もくさろふ心出来侍り、ほごなく天下我持に成、亂世と成べき事はかんがへざる事也、「問、天に二の日なしといへり、しかるに仙洞おはしませば、二つの日のごとく、又隠居といふ事もよき事有、悪王を脱履させ奉り、國郡の主のあしきをも廢するほどの罪なきは、隠居せさするにはよき事也、「答、學校の政行はれ侍れば、悪王なるべきは、初より御位につき給ふべきもうけの君ともなし奉らず、國郡の主もあしかるべきには國を給はらず、兄弟同姓のうちにて、よきを撰て家をつがせらるゝ事なれば、隠居のよきといふ事もいり侍らず、又仙洞と申侍るに、天に二の日あらん事を恐れての儀也、蓬萊の仙境に入給ひて、世の

中の事をきこしめさぬ義にておはします、しかるに名のみ仙洞にて、禁中の事をしろしめすは、二の日にしておはします、天に出たるだに天なるに、まして人道に有べき道理にあらず、よくばいつ迄も、御治世あり度御事なり、ゆへあらば仙宮に入て、跡をたち給ふべき義也、「問、其仙宮と申も、起りのなき事は侍らじ、「答、正しき事にはなけれども、仙家より申出たる事成べし、黄帝は仙術を得て、天にのぼり給ひ、御くつ斗残りたり、日本にては天智天皇も御履ばかり残りたりといへり、帝王の御在世ながら御位を譲り給ふといふ理なき事なる故に、此故事をためしとして、王者の隠居を脱履とは申也、此世におはしましたながら、おりぬ玉ふ事はなりがたき事なれば、院の御所を仙洞とも申侍り、「問、仙家の語は皆作りごとにて侍れば、それを證據として、只今人道に行はせ給ふ事はあるまじき事ならずや、「答、尤あるまじき事也、されど其虚説の實成とも立て、世中を御かへりみなくば、一道ともいふべき也、「問、仙家より太祖とする事はひがごとにて、扱黄帝の人間の死をまぬかれ給ひて、此身ながら神と成給ひし事は、あるべき道理にておは

しますや、答、尤あるべき道理なり、後の者の仙術を取付けて學ぶは、ひがごとにて侍り、黃帝御一人は、さもおはしましなむ、御長命にて後世の爲に養生の論をくはしくし給ひ、則御身に行ひ給ひて、本より聖人なれば、其功すみやか也、形體の糟粕化し、魂氣魄體をのせ、醒にして知べからざるの神なれば、幽明神人形色共に變化して、其天年の終給ふ時に至て、御展のみ残り給ふことわり也、「問、しからは黃帝は聖人中にても、すぐれ給ふか、「云、是は聖人の緒餘也、凡人の驚く所にて、君子の學びざる事也、たゞ人も無欲薄情の生付にて、養生の方をねり得たらば、其身の天性、第仁慈にして、又器用なる所あらば、長生飛行の術ばかりは得る者も侍るべし、ひとつの爐火のごとし、出し置ば灰と成事程なし、よき灰に埋み置ば、一時にてきゆる物は、五時もある物にて侍り、長生の術の心付たる所也、しかれども人ごとに學て成べきにあらず、其天性の近きものと、をる所の地形とによるべきか、先はなき事とおもひ給ふべし、「問、聖人の緒餘を、黃帝は事とし給ひ、他の聖人はまれにも養生の術おはしまさざる事はいかや、「答、昔山のやくる中

を道て、身そこなはれざるもの有、或人子貢に問て云、此理ありや、子貢の云、此理あり、吾はしれども火中に入ほごの徳はなし、「問、孔子はなるべきか、「云、孔子はなり給へ共、して見せんとてはし給はず、義にあたり行か、り給は、いやけ給はじといへり、聖人は其のときにあたりては其知生じ給ふ也、「彌宣云、源氏物語を見侍るべきかと申人あれば、見る事なかれどの給ひ、又源氏をそしる者あれば尤と仰られて、みづからは御覽せらるれば、心神がたく侍り、「公達云、うたがはる、事尤也、世間に源氏をみる者と、そしる者とを見侍るに、見るものは大方あしく、そしる者は其惡をにくむなれば、まづはよきにて侍り、其うへ、中人已下の人の見るべき書にはあらず、されば多くはよむ事をとめ侍る也、愚が見侍る事は、源氏には奥儀多くて、益をとる事有故也、聖經と神書とは各別の事也、其外和漢の書多中に、源氏の如くなるはまれといへり、尤其義もなきにはあらねど、ふくめる心一二にあらず、よきをよかきてみづからほめず、あしきをあしく書てそしらす、たゞ見る人の目に残した

る筆法おほやけ也、白晝に人前にて惡事をする事は人心有者はなき事にて侍り、たゞ忍びてかくしとげんと思ふ心有故也、しかれども善惡共に實はかくれなきものなれば、たゞ二人の私語も、聞傳ふるとはなけれども、かくれなし、ものいはざれども人の心だてをば人見ていへり、是まづ世人のいへる善惡の戒と云もの也、扱愚が見侍る奥儀の其一には、聖人と聖人ならでは、至情はいはれざる者也、書經を見ても明かにしられ侍り、其外は上たる人は云に及ず、我より下つ方、又は兄弟甥子にても、至情をいへば腹をたつるもの也、是によりて作り物語によせて平人の至情をのべて、心づかせ用心させ、男女の別を立べき心根を教へたる也、其上皆作り物語と思ふも愚成心得也、唐を倭にとりなし、昔を今になし、今を昔といひなごして證據有事多し、二には上らふの風は、男女共におそろへ安し、賤しき人より不仁なる事も出來ず、すさまじき心も起り、やぶさかなるまよひもあり、上らふの人からはうち清くて、色をだやかに、思ひけだかくて、身へりくたり、おほごかにしてうごなき心也、かく事に出てをしふれば、窮屈になりて人よりつか

ず、書をみれ共ほごなくあくもの也、此故に見る人の心にまかせをけり、三には上代の清和の風、年々におとろへやすし、そのの文字の様になりもてゆけば、後は何事によりてかは、昔を知べき、彼、彼、い、と、如レ此次第にやつしもて來れり、よみ來ればこそよみもすれ、理を以て知るべきやうなし、言葉づかひなく、日々にいやくし成行ぬれば、上古の言葉は程なくたえ行事也、色は人の好む物なれば、絶す見て残らん事を思ひ、好色をつり糸にして、古への言葉を残したり、辭氣を出して鄙言を遣るは、君子三重の其一にして、言行は尤天下の大事也、古への詞をしるは源氏にしくはなし、中人以上の人には、つり糸をまたすして魚を得べし、中人已下はつり糸のみを見て魚をしらず、傳へて君子を待もの也、よの常の好色ならば、人もまごふべきを、不義の好色をまじへぬれば、まごふべきやうもなし、たゞむかし物語として見る斗也、四には禁中公家の禮樂絶なん事をうれへて、かのつり糸にしてつなげり、樂の事などは傳には絶たる事あるをも、源氏を見てしられ侍り、此物語なくば絶ぬべき事多し、五には人情をくわしくかけり、しらでは天

下國家を治めがたし、毛詩の國風も、二南の外には婦詩多し、君子斗の寄合ならば政刑施す所なけん、小人の爲の政なれば、小人の情をしらでは叶ざる故也、或説に婦詩は後人の人たる也、聖人は人の惡をなし給はざるの論有、尤其意奇特といへども、惡人の惡をなすこと、必しも婦詩を待す、源氏よまざる者に不義多し、よむ人にかへりて清に過たる人有、雅詩正風は小人に教へ、婦詩は君子齊家治國の主意を設け給へり、常人の知所にあらず、六には詩を學びずば物言事なかれの義あり、詩はもろこしの風なれば、今日本にて大方の聰明にては通じがたし、歌にも尤その義あれども、歌は遠悠にして餘情かぎりなく、道にふかからざれば、學びずばいふことなかれの所まではいたりがたし、式部是をやわらげ教しへたり、ゆふべき事をいわざるも愛なし、いへば又さわる事有、まげて人に叶ふべきもねぢけたり、此三つをはなれて言葉有、常の言葉といへ共詩歌也、詩歌に物語のやうなる有、物語に詩歌よりもたへなるあり、詩歌のしかるゆへをしらでは、昔何をいひしとかへり見るに、其言葉皆可にあたらず、詩を學びずばものいふ事なかれ、聖

言むなしからず、奇特成教へ、いひ盡しがたし、紫式部の父は博學の人也、日本の史をかゝんとて下書し、清書ならで終たり、式部取て物語とす、「禰宜云、歴の御物語に、琵琶の傳來は絶たり、其故は先帝は、箏より琵琶を被遊たり、しかれ共、此御傳受の流は、本なき事也、其外の家々の傳もしかとつぎたる人なしと仰られたり、左様の事にておわしますや、「公達云、さの給ふ人は、樂道をしらざる人なるべし、樂は傳のふりと云物絶ぬれば、再興する事成がたし、禮は書だにあれば、賢者の力にても起さる、事也、樂は聖人神明の徳なくては、賢人の力にも、ふりの絶たるを起すと云事は成がたし、絃にても管にても、ふりだに残りぬれば、譜といふものにて、いつとでも起さる、也、管を知たる人の絃を起さんも、絃を知給ふ人の管をおこし給はんも、自由成事也、まして箏より琵琶を再興する事は、ふりのかくれなき事なれば、何の疑もなき事也、今何がしの親王などひかるゝも、則古への曲也、堂上にも今は樂を知たる人すくなし、理屈ばかりにてはしられじ、其うへ左様にの給ふは、樂をしらざるのみにあらず、公家にはあしき言葉也、公家の

公家たる事は、古の禮樂ある故也、疑はしくは其道を習ひて見給ふべき事也、學び給は、たゑぬ所明かにしられ侍るべし、「禰宜云、胡國は獸に近き國にて侍るに、彼地より琵琶の傳り侍る事は奇特成事也、胡國にも、又聖人出給ひしや、「公達云、琵琶は女媧の作にておはしませ共、末の世に至て中國には傳を失ひ、胡國に落とまりてありしが、中國にかへりたるもの也、胡國の作にはあらず、「禰宜云、女媧氏の作とある事は、いづれの書にも見へ侍らず、異説たるべきか、「公達云、中國にも日本にも、古書の亡たる事あげてかぞへがたし、秦の惡政にのがれたる人々、古書多く日本に持來れり、其書を見て日本の樂には書とめ侍る也、和漢の古書共は、守屋入鹿の火に亡びて、今はなし、自然に古事の残りたる事は萬が一二也、今の書は多くはかの火災以後の書也、昔の事をいづれの書にもなきといふは愚成事也、三墳の書は日本に有と、もろこし人もいへり、慥にわたりたるをしれば也、其上理を以てをしてすれば、萬歳の前、萬歳の後、しられずといふ事なし、もろこしは樂上手にて、しかも道なき事久しき間に、作りかふる事度々にして本を失

ひ、今は古人の樂はなく成て、日本にのみ残れる也、日本は下手成故によく守て不失也、此後數千歳を経て、今の書も又亡びたる時に、古樂を中國に傳へかへし侍らば、其本をしらで日本の樂とやいふべき、何の傳記なしとも、明者はをのづからしり侍りなん、「社家の云、今も折々御遊はおはしますと承はる、古への御遊びにかはる事おはしますまじきにや、「公達の給はく、今の御遊びの躰は、やがてたへぬべき下地にて侍り、いかにとなれば、樂人の上手下手餘多打まじへふきたて、琵琶、箏、和琴も、上手下手ませ給ひて、絃かす多すぎたる故に、絃はばらくにてそろはず、管は、調子の、めりかりも、しごろ也、下手にて覺よきものよりひきたて行ば、上手のしづめも聞いれず、役儀斗のつとめのやうにて、おもしろくもなき事也、おもしろからでは、いつとなし絶々に成行侍らん、「社家云、扱其おもしろからん様には、いかやうにてかおはしますべき、「公達の給はく、みづからがおもふやうに侍らば、上手に御箏あそばされなば、つけごとは二絃か三絃かにてよからん、琵琶二面、和琴一絃成べし、管は笙三管、篳篥二管、笛三管、太鼓、かつこ、鉦

鼓、各一人づゝ、外に唱歌の殿上人、聲よきかぎり二人、又功者の人、時々扇ならし、拍子とりて、ゆふにしづかに有度侍る、拍子は太鼓なれば、つめてこれば樂にゆふなくてはやくなり、位を失ふもの也、たゞ拍子のみだれんとする時計、功者より聲をかへたるがよき也、琵琶、箏、和琴ともに、きゝ所あらん、上手ばかりならば、絃は一人づゝも、折々はよからん、しからは管かたは笙二人、笛二人、篳篥一人、太鼓ばかりにてよかるべし、上手のかぎりならば、唱歌の人はなきもよし、舞たちなどは拍子にのりて、きはひゆくものなれば、管かた多くてよき事也、少下手まじりてもくるしからず、今の御遊は舞立の様なれば、いにしへの御遊が、りといふやうなるしづやかなる事なし、「社家云、昔は后、女御なども、みすの内にておそばしたりと承はりぬ、諸卿ならびに地下までもさふらふ事なれば、あるまじき事のやうに思はれ侍り、近きころは承はらず、今やまさり侍らん、「公達の給はく、それこそ故有事なれ、わらはのかぎり、又は正しき公卿殿上人、老たる樂人などめて、折々は、后、女御、更衣なども、みすの内にて、箏、琵琶、和琴などひ

かせ給ふ事あり、其故は女と云ものは、二親の傳へなきては、樂知べき様なし、みやづかへに出したつる人は、樂しり給わで叶ぬ事なれば、家々の勤、をのづからありて、教たりし事なれば、今は此風絶はて侍れば、后、女御、更衣、樂の風流しり給はざれば、たゞ嬪樂ならでは、おもしろくもおぼさず、しかれば、御子出來させ給ひても、はや胎教あしく、其御子は、又嬪樂を好み給へり、しかのみならず、賢王にておわしまさぬは、御寵愛の女御、更衣の好み給ひて、御覽せられたくおぼす事を、上にも好み給ふもの也、御覽せせんがためゆへなり、近代禁裏仙洞にあらまじき見物の事共の有しは、うちくのかくれたる御所望より出たる事と聞、如此なれば、禁中の古風は、たゞ五十年の外にすたること、此惡の源をふせがために、宮づかへの女中に、正樂の外はさせまじくの用意にて、折々御遊にもさぶらはせ奉り給ひし也、それにも後々はつゝあるありしかども、それ故に公家の亡びには至らず、今のいやしき風はたちまち亡びをまねき侍る也、「社家云、調子は昔も今もかはらぬ證據おはしますや、「公達の給はく、笙はしらべのめりか

り出來れば、久しからず、篳篥は舌のしらべ次第なれば、これも常座の事也、笛のみむかしのまゝなれども、これらうのふかきあさきにて、少しはめりかりあり、其上獨調子をもちがたし、上手は大方たがはね共、笙、篳篥につけてかなふ事あり、鬨竹も久しからず、律の竹儲かなる物なれども、きゝ様により、耳大きにささからねば、たがふとみえ侍り、其上竹のかれ行にてもちがひあり、たゞ樂によくなくて、心の覺へにしたがひたるがよきなり、調子中よりかれば、心のおぼえはりつめたる弓のごとくにて、たのします、和すくなし、中よりめれば、うはづる、たるみたる弓のごとし、物たはらずなるやうにて、心ゆるまれり、和すぎて、又たのします、此二の中をとりて、心の中和をのりとすれば、いにしへのしらべに多はたがはず、又めりたる樂は、三管のうつり、たしかにきこえずして、絃のかたなし、かたくかりたる時は、聲かれてかたければ、またきゝわきがたし、中和なればひきいてゆくやうによくきこゆるもの也、樂おはりて後、思ふにかりたる時は辛勞也、めりたる時は心濁りて氣すゞしからず、されば寒暑晴陰にも、精義入神の人は

心得てしらべしとさく、故なれば、しばらくも身をはなたぬよふになくは、上手にても聖學の心法しらぬ人は、こゝまでは至りがたし、聖學有ても、樂にふかゝらでは、大方のならひ計にては知がたし、されど此法をのりととして、年久しく心を用ひなば、しらるる事有べし、ある人の言、拍子は樂の大躰也、これにはづるゝといふ事はなけれども、是になづみては、又樂の眞に害あり、理は天地の様なれども、理になづみては、理屈といふものに落て、道徳に害あるが如し、拍子にはづれず、愛して我より出るがごとくなるべし、優なる事、四時のうつり行がごとくなるべし、又拍子きゝといふものは、多くは位をしらず、拍子に目備して、拍子を要とすれば、拍子の太鼓なる事をしらず、本より生付たる事なれば、拍子をわすれたらばよからまし、位なくして、賤しき所をさとりなば、はじめて樂を知べし、拍子のすゝまぬ人には位あるもの也、しかれども其位は、生付たる事なれば、そこにどごまらずして、稽古の勞をつみて拍子をよくすべし、拍子にのると、はまると、拍子を愛して我よりなし出すとの三あり、拍子にのるはいやし、はまるとは中も、

のらずはまらず我より生ずるは上也、拍子のすゝまぬ人の心けだかく、身文章あり、勞つみて此上の所に至るべし、拍子きゝたる人も、君子心ひろく體ゆるやかなる心法をしり、四時の正くしてたがふ事なきが、しかもうつりゆく事、悠々としてせまらぬ道にかよひなば、必位出來て、此上の品に及びなん、しかれども、拍子のすゝまぬ人には、一倍の勞なくて、過たるは應じがたかるべし、所作よりは心の功をつみたるぞよからん、「禰宜云、源氏見ざらん歌よみは無下の事也といへり、作り物語ならば證據とも成まじき事にて侍り、「公達の給はく、作り物語と云は、外の事也、源氏は古き言葉をして書のべたるものなれば、たすけ不少し、「禰宜のいはく、近代源氏御覽ある人を見侍るに、歌をのみ讀給ひて、古への正しき樂をばもてあそばれず、能拍子以下の俗なる事斗好給ふ也、源氏ほど樂の事くはしきはなきに、上らふしき風流なる事は似せ給はずして、其嬉亂の風をば似せ給ふと申せば、作り物語なれば樂の事はとるにたらず、歌道は戀を本としたるもの也などの給ふは、何としたる事にや、「公達の給はく、作り物語として、古代のよき事

をゑがき残したるもの也、その古き詞をば用ひ給ひながら、上らふの風流古樂の正しきをば、何とて用ひ給ふまじきや、かやうに次第に風俗賤しく、音樂の道もおそろへて、禁中公家の躰、賤男賤女にひとしく成べき事を憂てこそ、古樂の事、古人の風躰をくわしく書置たるなるべし、作り物語のすがたはさもあれ、古き言葉、古き禮樂との實をば用ゆべき事也、其よき事を残さんの用意ばかりにてあれば、流亂の事は、皆作り事にて、其中にあるよき事の分は、皆古人の實事也、しかるに我いやしき心のきらいにまかせて、正眞の古代の風をば、作り事としてとらず、釣糸のために作りたる不正の嬉亂をば、歌道の眞實として取事、明王出させ給はく、かゝる筋なき事は立給はんや、「禰宜云、歌にはあだなる事のみ用ひ侍り、さも思わぬ事を思ふといひ、さも見ぬ事をみるといふは常の事也、しかれば、作り物語と知つゝ、古事とし用ゆる事也、樂の事は、正しく執行ことなれば、作物語は證據と成がたかるべきか、「公達云、いつぞや、十ばかりなる女子の、蚊帳の中より外を見出して臥たるが、星か螢かといひたるを見れば、所々うすくもりたる空の時間

より星のみゑたるなりけり、三十一文字にはついかね共、萬葉の古躰を思ひやりて侍りき、今はあだなる偽に習ひて、昔の眞も偽と思へり、樂の事は古へまでもなく、まぢかく禁中には、御遊の外に賤しき御遊びはなかりし、此比御見物とて、能などの有たるだに心あるものは眉をひそめたり、まして局々などへ淫樂の器の入たる事は、甚だ近き事也、今はかへりていにしへのよき遊びの道は、かくれ忍びてするやうなり、大方はならざる勢ひ也、俗なる事のあしきあだごとは、いづちにもをし出せり、天地さかさまに成たるとは、如し此の事をやいふべき、近き比江戸の城主太田のなにがし、弓矢に名を得たる人也、文字和歌の道にもうとからず、源氏よく見たる人也、其外源氏このめる人には、よければすぐれてよきあり、かへりていさぎよきに過たる人、五六人も見侍り、きはめて淫亂の書ならば、清人はよむべきか、「處士云、公達は人ざらひにておはしますと申す者有、又博學を好み給ひて、先師の實學にあらずと申ものもあり、「公達の給はく、師の人よかりしは、今を以て見侍れば、其心をば學ぶべし、其事學ぶべからず、みづからが人嫌ひ

といはれ侍るは、人すきのいたりてすぐれたる故なり、たゞ人の千萬人したがはんは悦にあらず、一人にても其人やあるとうかい侍れども、いまだ見付侍らねば、むづかしうて、たゞ人には交り度もなければ、人嫌といはれ侍る也、又師の實學を興起するとして人々のいざなはれ侍るは、實學と名の付たる靈學にて侍り、諸子の實學おこらんは、師の志にあらず、師の學は亡び侍る也、みづからが學を、あしゝとてをしり除れなんは、かへりて悦にて侍り、今は物の數ならずとも、後にみる人侍らば、師の志の端也、残り侍らん、吾博學を好むにあらず、又惡むにあらず、身に徳なく才なし、人の師となるは損也、たゞいつまでも人にくだりて習ふ程なる益はなし、是故にいづれの學者にも、それ〴〵の事をき侍り、「處士云、公達の御事をあしく申人有、きけば都におはしましける時の同學の人々也、第一したしかるべき人に疎く、公けの御内證よく〴〵するべき人のあしく申事なれば、さきく人信じ侍り、見奉るにつけて、人の申所は少もましまさず、いかなる故にか侍らん、「公達の給はく、同學の人は十餘人ありき、其人々のあしくて、自一人よき

にては侍らじ、自があしきにて侍るべし、形あれば影有、物あれば名あり、なき事は人も申侍らじ、「老禰宜云、自がよく知たる事にて侍り、公達の師なりし人、仁愛にあまりて小人のゑらびし給はず、あしければこそ學問もすれどて、不肖の者の世中にいれられぬ者をも、しりながらいれ給ひ、利心あり、邪智あるものをも、しり給はざるか教へ給へり、其中に公達たゞ一人、心清く身上らふにて立おはしましたし、師のおはする程は、恐れて人々の俗性も見へざりしが、師なく成給ひて後は、此門より出でし人々に、一人としてよろしき人なし、利心深きあり、邪智ある有、愚不肖なる有、人がらといひ、學知といひ、公達とは黑白のかはりなれば、親み給ふべきやうなし、かれも又我によからねば、あしざまに申す也、其いふ者の人がらによりてこそ、言をも信せめ、其思ひばかりもなき者の間傳へて申べきは、かまひ給ふべからず、公達の御人からのよきところは、天しろしめし、衆信し奉るべければ、内魔の様に侍れども、邪人の悪言とくべからず、一旦のきくをあやまり、うたがはれ給ふ事は、何事にも世中にすぐれたる人のある事にておはします、賢

君上に出給ひ、風化の徳は各別の事也、道なき世に下に居て道を教ふる人は、人を撰で一人なりともよき人に教へべき事也、俗性の心根あしき人に教ふる、道徳の大なるそこなひなり、弟子多ければ道いよく亡るは、かやうの事をいふなるべし、

三輪物語卷第五

「處士云、日本の神代の秘密、神道の大事と申は、多くは事の上にて理少なし、其道理と云も、たゞ天地のなりはじまるかたち、人の生ずる子細のみ也、聖學にては緒餘とする事也、秘密とて奥ぶかく思はせて置故に立る事にや侍らん、よき様に註を付るも、しめて道理を求る也、畢竟事淺くさしもなき事と覺へ侍り、」公達云、さにはあらず、衣裳をたれて天下治るは徳の至也、無事を行は知の極也、是を上治の世と云、上治の世には如在敬を盡して、孝を鬼神にいたすより外の事なし、今の神道の傳授は、上治至治の世の遺風

也、神代の徳のさかむなる事を見るにたれり、中國といへども、至徳の代の無事を行ふ時には、祭より外には事なし、「問、今も祭のみして、孝を鬼神にいたさば、其如在事誠を感じて天下無事なるべきか、「云、今とても天下の大禮は祭なれば、おこたるべきにはあらずと、今の時にして改むべきを不レ改、おさむべきを不レ治、とくべき感をとかず、ゆるくすべき苦をすくはず、此おこりのまゝにして、上代のごとく祭のみおもくせば、いよく國窮すべし、堯舜の賢に譲給へるは、至極の天理なれ共、燕王これを學で、元子に譲られしかば、國亂れたり、子に不レ傳して賢に譲る事の善のみを知て、其故を不レ知、時に位とにそむきて行時は、堯舜を學びてもあし、燕王其身不徳にして其心不明なれば、賢とおもへる者も賢ならざるの位をしらず、才知あるを以て賢とせり、たとひ賢にても、傳て天人共にうけざるの時をしらず、元子賢なればうけざる所也、如レ此事をたとへて西施が髻にならふとは云也、昔西施といふ美人有、心痛を病て顔をしかむ、天の生せる靈質なれば、其者のみ猶かほよし、悪女これを見て、顔をしかめてうつくしき事をばし

らざりしよと思ひて、人にあひては顔をしかむ、いよ見若しくすまじとて、人皆ちかづかず、神代の風は至極の事として尊敬し、今は今にて時にかないたる道學を興起してよかるべきに、西施髻にならふ故に、かへりて本をそこなふに至り、上世の代、祭祀のみにして治りたるにはあらず、祭祀のみにして治りたる其故有、西施が髻の美なるにあらず、ひんも亦美なる其本あり、堯舜は受によりて大名有にあらず、天にしたがい人に應ずれば禪受しても無事也、堯舜の賢に傳へ給ひ、禹の子に傳へ給ふ、其義一也、聖賢の聖賢たる本ある事をしらず、其跡を學ては、西施髻にならふ悪女のごとく、悪女は其身一人の笑にとまれり、燕王は堯舜の子に傳へずして賢に譲り給ふ美名をうらやみ、聖人のまねをして國を亡し、天下の笑をとりたり、上世至治の代の風をとりて、今の時に用ひがたし、古今かはりなきものは三綱五常の道也、いつまでも學ぶべき事は、淳厚朴素の義と文武の勤也、「禰宜云、いにしへは、神の爵、利生をいひてをとし、人の悪事をせざる様にしたるもの也、神道と云ものは大かた此格といふ人あり、さもある事にておわ

しますや、「老翁云、さにはあらず、有徳は必威有もの也、君王に神武の威をわしませば、法令なく野なくとも、人の恐る、事白刃のごとし、賞罰を以て人をすめおごすは、徳のおそろるたる故也、上に仁愛の徳おわしませば、天下の人、其惠になづき、上に神武の徳おはしませば、天下の人、其威を恐る、不賞は惠也、不罰の罰は威也、今も内に仁愛明かにて、外に威猛有親の子は、父母にも孝に、作法もよきもの也、嚴君の下には忠臣多し、おごして悪をなさしめぬといふ説は、佛法わたりて後、後世を以ておごして、人に悪をなさしめざるの習ひよりをこりて、上古の事にはあらず、方便と稱して偽をいふ事は、天竺、南蠻の俗也、人性全からざる國の教也、「禰宜云、公達の御事を申者あり、學問好給へども其益有と見る事もなし、今世にある人はいふに及ばず、下々迄もほとほとにしたがいて、身にかまわぬものは少なきに、身にかまい給はぬ事のみ也、學のしるしならんと申侍り、「公達の給はく、身にかまふもかまわぬも、共にしかるべからず、世の中のかまふといふも、人の道の禮義に出たるかまいならば、いかいあるらん、かまはざる云も、

惰慢にての事ならば、ほむべからず、みづからかまわぬといふも、物むづかしくての事なり、惰慢にや近く侍らん、それ人道は禮義あるを以て尊べり、禮義有者は必ず文章有、身の衣裳は人の文章也、儉約とて、與丁、童僕と衣裳をひとしくすべからず、其程々の文章あるべし、かくいへばとて、富貴の人は文章有て、貧賤の人の禮義なからんにはあらず、雉は文章有鳥なり、鶯は文章のみるべきなし、雉は文あれども伏するを以てとる事有、鶯は文なれども風流也、人の道も、心賤しき人のよき絹着たるは、美なれども文章ならず、心けだかく上らふしき人の、貧にしてあらしき衣着たるは、心なき人の錦繡をかざりたるにまされり、身の文章は心より染出して、位と相叶ふべきものなり、唐鳥は文章有ていやし、あき人の能き絹着たるといへるがごとし、すゝみは文章なくていやし、庶人のきぬ着たるがごとし、官位高く身富貴なれども、あき人の心なるもあり、與丁の躰なるも有、身をかざりてもいやし、かざらでもいやし、此二色を世中に、身にかまふともかまわぬともいふ事なり、おごれども心と文章と相叶はず、儉約なれども仁愛無欲のなす

所にあらず、是故に二つの名あり、古はやまごおりの花やかならぬ也、しのぶすりの衣などきても、人の心けだかく風流なりき、今はから物あまた着て、やまごの染物もいろく美をつくせども、いやしきなれば、たい心より染出す色ならんかし、「社家云、我むかしより、繪を好みて書侍り、あしかるべきわざならばやめ侍らんや、「公達云、繪は古へより上らふのあそびなれば、何か苦しう侍らん、我みやこに有時、志のただならぬ繪師有て、繪はあだなるものにやと思ひけるに、こたへし、繪は人の教也、いかにとなれば、繪にかきてよきものは、皆常にして中を得たる也、上より下に至て、世中にありと有事の、繪に書てよからぬ事は道にあらず、選て常にしたがひ、非道を除むと也、其一二を左に記す、
 一家屋は、黒木作り、かやぶき、竹がき、しほり戸、民の家ならば、垣に桑の戸など書たる、見あかぬもの也、筑地、かわらぶき、板ぶきのなどは、見所なく、繪の位もおどりとみゆ、
 一賢君の御代をえがくには、屋作り衣服朴素にして、禮儀の備はる計なるやうにけだかく書へし、

一不賢の代ならば、屋作り衣服美麗にして、禮儀のかたはおどりとて、榮花らしく書へし、
 一柴門流水、松竹に雪の積りたるなど、昔より今に至るまで、常なる躰にてうち付たる物なれば、さるべき人の住居、心をやりてかくべし、
 一山水は、山のたいすまひ、川の流、隠居者の住居など、山水に心をすまじ度思ふ人のねがひに叶ふべき様に書たるは、見る程も人の心をすますものなり、青山我目をいさぎよくし、流水我耳をしづかにすることほり也、
 一武者繪は、日本の躰見所有、末の世に生て、古への武器は珍らしければ、繪によりて知こと多し、鎧の作法馬上の體など、随分念を入れて正しく書へし、尊氏の末の代より武道おそろへて、此頃の具足指物の躰は、よろしからざる也、
 一唐日本共に、衣冠東帯の躰を繪がきたるは見所有、禮儀の常なるが故也、人の手本になるよふに正しかるべし、
 一女繪は、女子の教を本としたるものなれば、上手ならでは一入書がたし、婦人の顔足衣服念を入れて、女

子の手本とすべし、賢女ならばおもりかにつたか
く、住居など物ふかく、迷にげとをかるべし、不賢
女ならば、おもりかにつたかきかたはしをくれて、
はなやかにうつくしくけちかく、顔色もよく見遣
て書べし、

一上らふ繪は、女しく様躰ゆたかに、顔などはむか
ひたる人にもさだかにみゆまじう、木丁あらば多
くは居がくれ、衣のすそ、袖口計みせたるがよき、
琴あらば琴のはしつかた、御籠、木丁のはづれより
しるしばかりに見すべし、きぬの躰、髪のかゝりは
女の衣冠なり、今の女躰を繪に書たるは見るし、
からの女まされり、風俗賤しく成たるしるしなり、
一平士の躰も、頼朝の時分まで、打刀、太刀、えぼし、
直垂の繪は、なを人道に近し、近比のかしらつき、
袴、肩衣、刀、脇指の繪は、さながら夷なり、
一似てよき物と、かすめてよき物有、末世の繪は、人
にても鳥けたものにて、すなをなるは書にくき
にや、大方美形なり、異形なるは似たる程見苦し、
一雲に鷹などは、鳥に似たるはあしく、かすめて書べ
し、平砂の落雁、葦に鷹などは似たるぞよき、牧の

馬、荷馬などはよくにたるはきたなし、大かたにか
くべし、

一人の死たる躰は見苦し、かゝで不叶事もあるべ
し、大方は前後を書て、思ひやらせたるぞよから
ん、合戦ならば、對陣の躰、大長刀のうち合ばかり
にて、人をころしたる所は、もたせてかゝぬもよき、
それも事によるべし、
一鳥獸の死たるは苦しからず、しかれども虎狼など
は、矢にて射たる所まで書て、血の出る所はもたせ
てかくべし、
一世中の神鳴の繪はあまりにおろか也、陰氣につ
まれたる陽氣の發出する理也、燒栗の勢のごとく
なれば、かたまりたる黒雲の中より、火の玉のやう
なる物、上へ二三はころび飛出たる様に書べし、惣
じて鬼神は形なし、神鳴の落ると云は、陰陽相當て
時に變化して、あまりたる糟の落る也、其日の支干
の形をあらはすともしへり、又昇と云は、糟に付て
下りたる精氣ののぼる也、
一鬼の繪は、おこりは魑魅魍魎の雲中より、それかあ
らぬかとおぼろげに見へしを、書うつしたるもの

也、それを象り添て、ありくしく書たるなり、ち
みといふものも、山鬼にて形はなし、時にかりにあ
らはるゝ事もあり、

一むかしの上手の繪師は、狂したる事の、用にたゝざ
る事は、かゝざりしなり、

「禰宜云、今までは、板ぶき、かわらなどの美麗なるを
常の屋作りとおもひて、かやぶき、黒木作りは、こと
そぎてわびたる物とのみ心得侍りき、いまだ明かに
辨へがたく侍り、「公達の給ふ、宮室を卑して、力を溝
洫に盡し、飲食をうすくして、孝を鬼神にいたすの理
なれば、我國にては、伊勢太神宮の宮作りより美なる
はあるべからず、しかれども、まろ木の柱かやぶきな
り、何を常ならぬわびたる事をばし給はやん、後世の
爲に儉約を示し給ふといふも、後の世の奢を見習ひ
て、しゐてつけたることば也、古へは國々の屋形、公
卿の屋作りはいふに及ばず、禁中の宮殿も、丸木柱か
やぶきなりき、伊勢兩宮を作らせ給ひし時は、王宮よ
りも美なりしなり、其古への天下第一の美なるをあ
らためず、代々に傳へたるをばしらで、後世の奢に習
て、わざと儉約を示し給ふと云也、内になる色のす

さみ、外になせるけもの、すさみ、たかき屋、繪がけ
るかき、こゝに一つもあれば、いまだ亡びざるはすく
なしとさきく時は、後の世のかわら、板ぶき、角柱の高
く大なる宮殿屋作は、非常の變にて、亡國の相也、「禰
宜云、妻は我より下さまなるものをむかへたるがよ
きと申侍り、小身の士など大身のゑんに成たるをば
そしり侍り、「云、たゞなを人のびんぎと、世の富貴に
めづる者をいひたるなるべし、帝王の姫宮、將軍家
の姫君をば、臣下にたまはらでは、いかゞし奉らん、
きはめてあしき事ならば、誰か申うけ侍らん、世俗の
ひがごとなり、下々の人は親につかふるにも、婦のく
だれるは心安し、家人とをしくだしてをごりなく、身
をもつにたよりよきといふ事をかし、たゞ人にても
少しよろしき人は、夫婦みづから親につかふる事は
なく、侍女のめしつかふべき者必あり、士以上の孝は
其身をたて、道を行にありとこそきけ、妻もあまりに
心安く我まゝならん人よりは、賓主の禮の如くなる
こそよけれ、妻をあげて妻として、夫のあなづりや
すき所あらんには、其おこりねたみ、本よりの高き
人にも、なごかをとらん、貴人の息女とて、夫の心

をきていつくしきには、をこたるべきやうなし、一言の制止を加へずとも、あしきは我と我身にあたりくる様に、自然の道理あるものなり、をこれる人こそ、女の爲にも、富貴の夫をば求め、賢なる親の、よき女もちたらんは、たゞ徳の叶ふべき夫をこそ求めらばめ、あるは夫妻の徳をく^イしらべ、あるは聲と男の志の叶ふによりなごせんに、大身小身の妨たげ有べからず、富貴にめづる者は、妻の縁によらずとも、あらぬ方にこそびぬべし、むかし大和國に宇多の太郎なにかしと云者あり、文武有士なりければ、國の守親しくいひよりて聲とせり、繼直出居のかたはらに、休所かまへて、かねて召仕べき者もあり、妻の住べき所は、奥にありてあり、妻いたりて三箇夜の後、めのだつ者めし出て、我今まで妻なき事は、思ふ所有故也、せばき家の内こそ、ひいな様の様に夫婦ならびぬすしても叶はぬ、我小身なれども、内外のへだて有、かゝる程の人は、夫婦賓主のごとくあるべし、互に用意なくては見ゆべからず、へだつとおもひ給ふな、妻などは主とすれば、をのづから常の用意あり、妻はさもなければ、なれすぎたがひの心のおくもかくれなきやうに成

ては、互にうとむ心も出来なん、且我につたなき性有て、不仁不禮の心、かたちを悪む心有、とりわき不慈のいかり不仁の事なごあれば、世の中のけがれをいごふ様にて、思ひなをしがたし、氣にぶくて我身のあやまちをだにたいしえざれば、まして人の惡をたやす事もむづかしといひきかせて、物むづかしくては奥に不^レ入、可^レ入ときは、必ずせうこそせり、妻のころむづかしき時は、めのと出て不例のよしを傳ゆ、もし奥に不仁、奢りの事なごあれば、其多少によりて、一句、二句、三句もいたらず、おりくせうこそこのみあり、それと人の過をあらはしがほにはあらで、書に見かりてなごいひ、あるは武事のはたすべき行ありてなごまきはすれど、心の鬼はしるべく、たしなみもてゆくほどに、あしき習ひなどは跡なくさへうせて、上らふしき心をきて、作りいでぬ、此男、道學武藝はいふに及ばず、歌の道、経管の遊びも、いごよくて、見るにあくべき人ならねば、妻もおなじく心に入てしなせり、生れ付すぐれたるにはあらねど、下地おほごかにて、上らふと作りなすべきには、あまの所ありければ、しなよくもつけて、花の朝、月の

夜などには、時にあひたるしらべ共にて、あらまほしきあはひに成けるとなん、「禰宜云、近代帝王の姫君をば、多くは比丘尼となし奉るはひが事にておはしますべきか、「云、尤道理なき事也、男御子は多くは出家させ奉り、女御子は比丘尼となし奉る事、もつたいなき事なり、びくびくには乞食也、釋迦は心もて修行の爲に乞食と成ぬれば、一かたの道とも云べきか、それも天竺のあらき夷より起りたる事なれば、學ぶべきにあらず、又國といひ、世といひ、はるかにへだたる事なれば、作りごとならんもしらず、生れながらにして官位ある人はおはしまさぬ天理なれば、帝の御子にても、將軍家の息にても、男御子は其うつはもの程の官位を授け給ひて、臣となし給ひ、女御子は臣下に下し給ひ、男女徳のたがふべきをえらばせ給ひて、夫の官位にあはせてしたて給ふべき事也、「問、女御子こそいくたりにてもかたづき給はめ、男御子の多くおはしまさんは、いかにかたづき給はんや、「公達云、先帝の御ねがひなりき、天子の子皆學校に入、ただ人とひとしくをきて、性理の禮樂の事をならはせ、中にて徳のすぐれたるを位につけ、三種の神器を傳

へ、それにつきたるは、三公ともなし、事をつかさどらしめ、其外のは、文學、禮樂、學びとりたるを、國々の學校の主として、賓客の禮にてくらし、祿すくなくもてなし、いつくしくて、國學に一人づゝをき、其子よりは其國の學校にて、其國のたゞ人とひとしく學問させ、其天理のうつはものにしたがひては、庶人となすともくるしからじ、しかれども源近き事なれば、敬のいたりにて、いまだ客人分なごいふ様なる名ありて、武士となるべし、ひこよりは何のきらひも有べからず、皇子すくなくば、攝家、清花、諸家の子をくらすべし、皇子の客となりたるは、諸侯の座上に置べし、攝家清花の子は、對座たるべし、諸家の子はすくしくたるべし、皇子のくだりたる國へは、諸家の子一人そふべし、文學と禮樂と、一人して兼がたらんが爲なり、攝家、清花の子にても、人によりて諸家の子そふ事も有べし、國學の主、二代とつきたもたせずして、都よりつきたちなば、皇女も、諸公家の女も、此學校の家に嫁し、二代めの客人分の武士に嫁しなば、坊主となし、比丘尼となすの愛有べからず、國々も後々にはあしきるびすの風俗化して、まとの君子國にや

なりなん、此願ひは今の公家の力にては成がたき事なり、大樹に賢人出来なば、此願ひ叶ふべきか、武家より心づきなば、何かあらん、此御願ひ有しをも、時の有職申給ふは、日本にて異國の例にはたがふ事おはします、瓊々杵尊を、まごこおふのふすまを以ておふひて、くだし奉り給ふたる例にて、御位につきた、せ給ふべき御子は、生れ給ふより御もてなし異なり、古はやすく平人の拜し奉る事だになきを、まして學校に入奉りて、たゞ人とひとしく習奉らば、神位の神法、天子の統はこれより絶侍らんと申給へり、先帝の勅には、應神天皇は、みづから大將軍となり給ひ、弓をひき馬をはせ、甲冑をぬぎ給はで、太刀を枕にし、野にふし、山を家とし給ひし事十八年なりき、黒糸おごしのよろひに半風生じて、しろくはいけるをなん、後世のいましめにとて、たゞはしのおごしは、はじまりける、平人とならび居給はでは、弓馬もいかで得させ給はん、山野を家とし給ひて、兵を下知し給ふ事もいつにてかならばせ給はん、難波の御子、菟道稚郎子も、びすちかく學ばせ給ひてこそ、賢王のきこゑは有けれ、まごこおふのふすまの事は、さす所有、女の様

にそだて、下の事をしらせざりしあやまりより、藤氏の人権をほし、いま、にして、攝家の名出来たり、平氏これにならひて、攝家の權を奪ひ、源氏又ならひて天下をとりたり、代をつぎ天下をもつ事は、天の廢する處也、しかれども、日本は他國の例に異なる事あるにより、かく皇統のたへざるは、神國のしるし也、よし今は昔のあやまりを是とし、ごめてもあやなん、其あやまり常となりぬれば也、王たる人よきとて、國のたすけにもならじ、あしきとて害にもならざれば、東宮は生れたちより、東宮のもてなしにてよからん、その次の皇子をば、源氏になして都にとりて、よき人がら有とも何にかせん、今の諸家だにやくなきにはあまあり、しかればとて、出家とし、比丘尼とするは、國の遊民をまし、民に害ある事すくならず、一問、學は治亂ともにかくべからず、禮樂は治世の備なり、師なくては叶ふべからず、世の助とはなりて害あるまじ、

三輪物語卷第六

「禰宜云、もろこしと豊秋津と、宗廟社稷の事、◎信哉山の宗廟社稷説は、下部兼俱の日本紀神代卷十一の五丁ウに見えたること同文なり、其神道説も亦下部家に私淑する所有るが、又云、此書に禰宜と稱するは即下部家に私淑する所有るが、又云、此書に兼俱の徒を指すか、名同じく義異なり、もろこしには、天子は七廟、諸侯は五廟、先祖の廟を宗廟とし、五穀の神を稷とし、土地の神を社とす、日本には伊勢兩太神宮と、八幡宮とを宗廟とし、其餘の神を社稷とす、伊勢外宮は國常立尊なり、内宮は天照太神なり、四海建立の神を立て宗廟とす、故に祈年の祭にも、太神宮へ幣を奉給へり、社稷は地祇なり、故に國郡の諸神を民の生所神とす、人皇の始の神武をば、宗廟とせずして、はるかに後なる八幡を宗廟とする事は、應神初て異國をかね給ひし故也、公達の給はく、天神七代、地神五代の御事は、言語の及ぶべき所にあらず、人皇の初は至徳にして文なし、其後良文明の時に至て、不幸にして人なく、神道を建立すべき才なし、儒道は訓詁のみ渡りて、性理の學なし、仙佛は知ある者は、身を利せんが爲にす、道に志あるものは、愚痴にして初て

開所を主とし、我をたてぬれば、たましく天質の美なる人生れても、師は針、弟子は糸なれば、終に大道をしろものなし、兩部聚合の神道出来、秘傳とて書に記し、口にいふをきけば、かたはらいなき事共也、此後王者に其人出給ふとも、神道を明らかにし、祭禮を正しくし給ふことあたはじ、時有て將軍家に賢君出給ふ事あらば、神道王道ともにおこる事もあるべきか、大道世に明かならば、始祖の廟かならず神武天皇にておはしますべし、◎信哉云、宗廟に神武天皇を祭るべしとの説は卓見なり、明治維新に至り此説始て行は、始祖のよつて出る所を祭は、國常立尊を外宮に立て、六代の天神をもかねて外宮にまつり奉るべし、天照太神を内宮に立て、四代の地神をもかねて内宮に祭奉るべし、日本は武國也、武道の神にて國に功おはしますせば、神武天皇の次に應神天皇を祭奉るべし、八幡の三韓を伐給ひし事は、故ある事也、義なくして他國を伐給は、疵とはなりて徳とはなるべからず、三韓を伐給ふ故に、宗廟とすといふは、大に愚成説也、八幡は日本の武國たる故を明かにして、異國の爲におかされじとし給ふ也、其上先朝よりの事也、孔子も天下の大事は、食と、兵と、信との給へば、此三の物一

もかくべからず、とりわけ日本には、兵をかきては、
 ひぐりのために奪はれて、神道の信も生ず、食有て民
 の生もかひなき事に成行なれば、兵を以て國の第一
 とする事なり、中國にては黄帝、日本にては八幡帝、
 軍神たるによりて、其功をあげて宗廟とす、三韓の事
 は其餘事也、「處士云、武道の始をひらき給ひて、國を
 武國と稱せられ、異國より恐れて手さぬ事は、應神
 天皇の御功徳にておはします、今は又武をば用ひず
 して、内間の用ひて、日本を亂り、終に奪取べき謀を
 なせり、是をよくふせぎとめ給ふ君有ば、八幡帝に
 つぎて又日本の宗廟たるべし、「公達の給はく、公家
 は人情に遠ざかる事久しければ、文學のことも、本才
 の方にはうとき事多し、武家は學あるも學なきも世
 間にまじはりて人情時變に通じ易し、此はかりごと
 は愚が及がたき所なれば、處士にゆづり侍り、こゝろ
 見に申給へ、「處士云、此春吉野の花見にまかり侍り
 き、一人つれたりし僕も、花を花とも思はぬ者なれ
 ば、立やすらふ勞も心をかけて、ふもとの宿に残し
 置、只ひとりこゝかしこの木の本にやすらひて、谷々
 かぞへありきけるに、雲井の邊にて、二三人打つれも

のがたりし行者有、跡につきて聞けるに、一人の云、
 世の中の人云へる事あり、にくきものは、のみ、しら
 み、ねすみ、馬かた、船頭、すね座頭、僧と云り、いかで
 出家は、かく人に憎まれ侍るや、「一人の云、佛法の方
 便は、吉野の花せのごとし、花せと云事は、吉野の山
 の神木は櫻也、むかしは山も谷も櫻のみにて、花の盛
 は雲かどうたがはれ、落花の風にしたかふさまは、花
 の波とも見へたり、まことに神異の威徳厚くして、奥
 山は萬木茂り、よく雲を出し、雨をおこし、山澤氣を
 通じて、流川深かりき、今は人の心いつわり多く、欲
 ふかく成ぬれば、櫻の木の下を畑とし、年中にいとま
 なく土を打かへしぬれば、實はへの櫻はおひつくべ
 きやうもなし、櫻は命短き木なれば、ふる木は程なく
 かれうせぬ、さればむかししげかりし櫻山は、花せの
 爲に失はれて、今はたゞ麥畑に成たり、花の跡といふ
 心にて、花せとはいふ也、我此山を見るに、貳十餘年
 の間に、雲井のさくらも十が一に成りたり、頼て吉野
 は名斗に成て、通り路のは、櫻のみならん、櫻にやど
 り木の生ずるは、櫻のかる、病なれば、やどり木の有
 所を切り捨れば、又久しくさかふるもの也、しかるに

それを神木とて手もふれず、木の根ざしをば鐵にて
 打されば、さくらは根よりかる、也、そののみなら
 ず、山にはつゝ、たる櫻をぬきもてきて、櫻を寄進し
 給へとて持ありき、所もなき路の邊に植置、其人通り
 過れば、又もてありく、たどひ其まゝうへ置たりと
 も、あさよもぎのごとく、少の處にせきうへたらんに
 は、何の用にも立べからず、まして跡より幾度となく
 ひく事なれば、生つくべき様もなし、彼是以て花せの
 はたは千萬倍し、櫻はこゝかしこの邊に残りて、いに
 しへの萬が一もなし、神は人の敬はざるによつて威
 なければ、山神の靈をも知るべなし、物知の坊主達の
 かくせらるゝ事なれば、賤男賤女は、神木をからして
 も苦しからざる事と思へり、「問、これ其佛者の方便
 に似たる事はいかゞ、「云、夫日本は神國なり、昔神道
 の盛なりしときは、佛者其神を敬ふにことよせ、神社
 の地のかたはらを少しかり居て、神佛は水波のへだ
 てにて、本地垂跡なりなごいひて、ちいさき堂をた
 て、後生をいひて諸人をまごはしす、めしより、賤
 男賤女はいふに及ばず、社家禰宜等までかたぶきて、
 信仰のあまりには、和尚上人とて上座になをし、父母

の身も我身も打まかせてはからはせ、はては、國
 郡の上たる人々までも信仰し給へば、次第に威勢付
 たり、堂寺は大國の法にておびたしく、宮社は日
 本の法にて、煩ひにならざるやうにちいさし、うち
 みる所より、堂は本になり社は末に成がごとし、威勢
 のつよき儘に、社領をわかちとりて知行し、後にはこ
 とく坊主の物となれり、社領と云は、朝夕の御供
 のため、修理の爲、禰宜等のつかへ奉る料なるに、坊
 主のまゝとなれば、御供をも備へず、魚類をも退け
 て、神道をなみし、知行は皆寺の用とすれば、破損し
 朽ても修理せず、禰宜をば被官のごとく追くたせば、
 百姓とひとしく成て、なきがごとし、しかのみならず
 祈禱といふ事も坊主のすれば、諸方の捧物をも取込
 ん、公儀は大やうなれば、此非道をも改め給はず、大
 破といへば御建立有、宮社に金百兩を用れば、堂寺は
 千兩にてもたらざるなり、公儀より建立なければ、諸
 方を勸進し、あまる程取ては坊主の榮耀とす、國郡
 の主をたぶらして、山林田畑をも寺領とし或は買取、
 國々所々のよき山林は多くは佛者の用となれり、在
 家は新も不自由なれども、坊主は澤山にきりとるの

みならず、やゝもすれば所の百姓等も、今はかへりて坊主の手より求め得也、かしやかしておもやとらるるとは佛法の方便也、吉野の花せによく似たり、又寺に鎮守とて神社を建るは、敬に似たれども、これも賽銭とらんがための手だて也、日蓮宗は三十番神を建て云、他の社々の神は、眞の神にあらず、皆魔也、我寺の番神のみ眞の神也、神も皆此寺の社へ参れ、子ども生所神参も此寺へせよと云、釋迦多寶へ直にうぶすな参せよとは、流石いひにくければ、如く此まがくしきたくみを仕出せり、賤しきもの、ことばざには、穢多の伯樂といへり、日蓮等出ざる前には、神明いまだ靈明におはしましき、苦魔のやどりはい、我満を本とし、邪欲を宗として建たる日蓮寺の番神堂にこそ、悪魔はこもり侍るべけれ、銅のやけたる畑の上には座し給ふ共、心がれたるもの、所には至らじの御ちかひなれば、一定日蓮寺の社には、神はおはしまさじ、然らば日蓮天狗を神として、木の葉天狗の社なるべし、我満ふかきは魔道也、欲深きは畜生の道也、魔と畜とを兼たるものは出家也、法華經を經王といへ共、法華の有るといふばかりのいけん

らめ、佛法に迷へる者の爲にこそ、經王にてもあらめ、迷はぬものの目には、わらはへの手習はうごに同じ、よし法華を至極のものにもせよ、たとひ天徳にても、盜賊か仁義には、天道神明は興し給はず、我満邪欲の坊主の鎮守には、神は住給はじ、「一人の云、南蠻は畜生國にて人の形有のみ也、しうねく人の國に望をかけ、意地わろく他の國をついやす事のみはかれり、南佛者はいへるには、日本は西佛の法を信する國也、其信する時をきけば、後世を頼むにあり、これ日本の欺安くして取得べきたね也、西佛の法の中にても、愚痴なる法は盛に廣まる事なれば、道理の沙汰には及ばず、たゞ幻術と後世とを以てまごはすべし、今は諸大名我もく」と大に奢りて、榮花を事とし、堂塔伽藍を作りぬれば、下民困窮せり、初の取入は金を以てみちびくべし、南佛の法ひろまりなば、五十年にして天下手に入べし、若ふせがるゝとも、百年の前後にはかならず手に入べし、いかになれば、西佛の法は、生國の天竺に亡びてもろこしにひろまり、もろこしに亡びて日本にひろまれり、日本の佛法も大方亡びにちかく、我南佛の法をふせがんに、文盲

なる國なれば、正しき道理を以てふせぐ事あたはじ、定て西佛の法をさかむにして防ぐべし、さありとも火消むとして光をますの類ならん、西佛の行者によき者ありておこるにあらず、たゞ南佛をふせがんがために、信あるも信なきも、おして宗旨を定め檀那をつくべし、出家は日々に多く、寺は月々に澤山になるべし、しからば西佛の力をかりて、日本六十六ヶ國の内、二十ヶ國は年々にうちとるべし、又たば草を以て田畠をあらし、それにしたがつ遊民を生じ、これにても年々に二三ヶ國は打取るべし、日本六十六ヶ國の内を、二十二三ヶ國毎年打取なば、わづか四十二ヶ國の小國と也なん、小國となるのみならず、うたれたる二十餘ヶ國の不足は、其残りたる四十餘國のつきまへなるべし、然らば日本國百年迄はこらへずして、衰微必ずきはまらん、其きわまりに饑饉なごかなからん、饑饉の蓄はへせぬ國なれば、大饑饉とならば、すでに亂國となるべし、其時はたれか西佛をひき、南佛をふせがんや、西佛は外むきの繁昌にて、根なきものならば、亂世の盜賊ならん、民の困窮は極るべし、其時に臨て我法を思ふ儘に廣め、貧なる者には

金をあたへ、後世にまごへるものには幻術の印を見せ、たくみにいつわりまごはさば、國をとる事日あらじ、日本は四海一の寶の國也、いぼにて鯛をつることやすかるべしといへり、「壹人の云、それは一大事の事也、左様の事上つかたに聞へてはよろしかるべからずと、一人の云、文盲無道の人上にたてば、我身の一榮一樂のみ思ひて、子孫のおとろへ、萬歳の悪名をたにはいかり給はねば、まして日本の國のため、末代の事まで思ふ人はなし、聞てもおとろき給はじと、此南佛者の謀事におとされなん事、掌の内なるべし、南佛とは今の切支丹の事也、西佛とは釋迦の法なり、「處士云、神は非禮をうけずと云ひて、道理に背きたるきたなき者をうけ給はず、此故に今神と云はまづしくおはします、佛は非禮ときたなきものをあつめてうけらるゝ故に、富かきりなく侍り、證據脇前に多き事なれば、委敷申に及ばず、當時佛のやうに信仰せらるゝ和尙杯の、大名中名の馳走にあひ、其弟子迄國々に請せられて、結構にもてなさるゝをきくに、家中の諸士はすりきりはてゝも救はず、百姓には過分の年貢をいひかけ、遅く出せば水籠に入、木馬に乗

せ、はしごにしばり付て水を呑せ、妻子をとらへ、さ
まぐの不仁無道の責をして、田地家屋敷を賣らせ、
妻子をうらせ、牛馬をはなさせて、はたりとり、萬人
のなげきあつめてとる金銀にて、長老になされ、紫衣
にせられ、堂塔を建立させ、朝夕の馳走をうけてよろ
こぶものは、非禮ともきたなきとも名付べき様なし、
扱其大檀那の心行は、情欲に流れ、不作法様々の榮耀
をして、文武の道の事は心にかけて、人のするまでそ
しりぬ、かゝる人を佛法信心の人とほめ、悟道者にて
かゝる所なきなごゆるせば、彌無作法長じて、不善
いたらざる所なく、天下の風俗の亂の初めと成ぬ、此
奢りの上に、又佛法の馳走に多くのものを費せば、む
かしより有來天下の用を通ずる公儀の山林までもき
りつくし、其うへ百姓の先祖より代々傳へ來りたる
田畠屋敷を取あげて寺地とす、堂塔を建てる地計りだ
に、大なるひがごとならんに、まして寺内とて多くの
田畑を費し、地主を流浪させ、其跡にかし屋をたて、
人にかし、借屋賃まで取集めぬ、田地相應のあたひを
遣す共、公儀づけのおしがひは無道也、たとひ五双
倍、十双倍のあたひを遣はす共、生付たる産業を失は

せて所をかふる事は、君子のせざる事なるに、年貢
を出さぬといふばかりにて、たいどりにどりあげら
る、事は、なげかはしきにもあまりあり、年貢の事は
地有てこそあたへけれ、地取られては何をか出さん
や、大名旦那もたぬ寺々は、寺を建てるぞ修理するぞと
ことづけて奉加し、あさましきうばかゝのもの迄取
集め、出されば信心うすし、地獄に落むとござして、
門役に出させなごするもあり、我無作法のいひわけ
のために、寺参りをし、佛に物さへおしまねば、佛に
成といひきかせて、心たしなみの教へは少もせず、此
故に、うば、かゝも寺参りし、後生ねがふものは慳貪
邪見なりと、普く人の云事也、されば出家は、よき分
が、死たる者の皮を取りあつめて富貴とす、穢多をき
たなしといへども、それよりも猶まされり、穢多とは
けがれおほしとかけり、死たる牛馬をとりあつかふ
ものをだに穢多といへり、況や死人を取扱、死皮をは
きて食とし衣とし、數百の墓とならび居者は、大穢
多ならずや、「云、人は尊き者なれば苦しかるまじき
にや、「云、人の尊きといふは心也、死せるものは、生
の厚き程けがれ多し、魚よりも鳥はけがれ、鳥よりも

獸はけがれ、獸よりも人はけがれたり、如レ此の不儀
無道のきたなき物を取集めて佛に供す、しかるに佛
にはこれをいむべき心もつかず、誠天竺は西戎也、戎
は犬にかたざれり、其生國の餘習成べし、おそろへた
れども神道には、いまだきかぬ事也、國俗の位、日本
は遙に高き事也、然るに神佛は一躰なごならべてい
ふ事は、まごにけがらはしき事也、「公達の給はく、
有道の世には、有徳の人富貴にして、不徳の者貧賤な
り、此故に世中の風俗いさぎよし、無道の世には不徳
のもの富貴にして、有徳の人貧賤也、故に世の中の風
俗きたなし、しからは佛は無道の世の富貴なるもの
か、

三輪物語卷第七

「禰宜云、他の國には、誰にても天下を取る人の王と
なり給ふに、日本にてはかく天子の御筋一統にして、
天下を知給ふ人も、臣と稱し、將軍といひて、天下の

權をとり給ふはいか成故にておはしますや、「公達の
云、夫中國は四海の宗國也、天地ひらけていまだ人な
かりし時、天地を父母として氣化の人生す、これを渾
沌氏といふ、この天よりふりける人數多し、男あり女
あり、此時の人は皆神人にして、不レ知不レ識道行われ
たり、之を百姓といふ、もゝの氏といふ義也、相易て
婚姻をなせり、其後は人の人を生れば氣化なし、この
ゆへに、中國は士と民とわかたことなし、民姓の系圖
をいはず、たゞ才徳の秀たる人を士とし、太夫とし、
公侯とす、皆天孫にして、高下なければ、誰にても天
下を取る人を王とす、堯舜の子に傳へ給はずして、賢
に傳へ給ふを道理の至極とす、然れども、天の賢に與
ふる時は賢に傳へ、天の子孫に與ふる時は子孫に傳
へて人力をからず、日本は邊國也、故に士民といひ
て、國土の生あり、是を百姓といふ、中國の名義に異
也、帝王は天神の孫にして百姓に異也、日本の百姓の
始は禮義をしらず、禽獸を去事遠からず、然るに天照
皇神武帝の御徳により、人々の心に神明ある事を知
り、禮義の風俗起れり、此厚恩は天よりも高く、海よ
りも深し、此國の人萬々歳の子々孫々といへども、報

じて報じがたし、此故に此國の有らん限りは、天照皇の御子孫を國の主と仰ぎ奉り、易べからざるを道理の至極とす、三才の至善は、所によりて宜ことあるものなり、大名は名なく、大道は法なし、何ぞ唐流と云ものを用ひ、何ぞ儒道の名あらん、日本にては、おのづから日本の宜き跡あり、只其實は一理也、天照皇、神武帝、堯舜の國に出給ひて堯舜たらば、子孫に傳へずして賢に傳へ給へし、堯舜又天照皇、神武帝の國に生れ給ひて、天照皇、神武帝たらば、神統を神統にして、王子の有徳をあらびて御位を繼せ給ひ、百姓の賢を以て助とし給ふべし、唐にては天下の爲に賢を傳へ、日本にては天下の爲に子孫に傳ふ、其傳ふる事は黒白のたがひ有ることくなれども、實理に符節を合せたるごとし、武將の天下を取人、天命を得るほどの人なれば、必ず徳功の昔を思ふ事あり、周人は甘棠をだに愛したり、況や天神の御子孫をや、「處士云、今の將軍、天下の權を得て、野人なりといへども、思の外に天子をあげ奉り、公家中馳走の事おはしますによりて、田舎に身をかくし給ひし堂上の人々も、皆京に歸入せ給ふと承るに、いかで公達は歸らせ給は

ざるや、「公達の給はく、弟にて侍るものをつかはして、相續せよといひやり侍り、みづからは此山山賤と成はてむにおしからぬ身也、道有御代にあふ事もかたき事なるべし」處士云、公家武家の交り承るに、其禮同じからず、あるは感懃なるもあり、又は無禮なるもあり、いかなる事にやおはします、「公達云、祖父なる者かたりしは、そのかみ武家の權威勢盛なりし時、ある國の守、攝家のもとへ來られしに、とめされよ、かくめされよなど、大やうなるあへしらひにてありし、折ふし清花大臣來會ありし、これはことばも感懃なり、其座にありし者の云、攝家清花のかわりはあれ共、當時は同じ大臣なり、國主は國持なれども三位にもいたらず、禮の過たるにやといへり、其後將軍に諸家をまねかれて、でんがく杯見物ありき、事果てつかきて、今日はかたじけなし、よき様に御取なし頼み侍る也、何となされよといんぎんの體也、大臣の禮には甚過て見苦し、さまでなく共、流非せんども誰か云つべき、武家の威にくだられて叶ぬ事ならば、先日國守へのあへしらひは又無禮也、其時はいかい

といひし清花大臣こそよけれといひき、大抵の大名は公家の家に来らず、來るは故ある人也、内々にての事なれば、衣冠にての交にもあらず、國守は公侯質也、こなたは虚官也、座と鉢こそ各別也とも、言葉は清花の内大臣にも成たる人をいふほどにはあるべき事也、また將軍家は公界也、官位の次第あれば、しなこへては近付ず、言葉も鉢もそのほどよりくだるべきにあらず、將軍は太上皇に准らひしこともあれば、かたじけなき通り頼入、もはや入給へなどあるべき事也、おくりて出たる老臣は、かの國守よりは官位もくだり、國持にもなく、若世の習と成て、家老をうやまはで叶はずば、兼て其心得有て、國持には猶感懃にあるべき事なり、將軍のあへしらひも、國持と家老とは各別也、感懃にありても苦しからぬ内々の人、又は禁中へ對し奉りては無禮也、將軍家にて思ひの外に感懃なり、諸家の參會いよ／＼禮儀なし、攝家の納言以下の輩は、官位の亂りがたきおもてむきの役にはしたがはず、中少將といふ人も束帯ならぬ日には羽林家の納言の下にくだらず、とめされよ、かくめされよなどいへば、納言は手をつきていへり、畢竟朝

廷をなみしたる事也、清花大臣家なども、無心得なる人は、大臣になりたる日より、はや地下の四位五位に向て、とせよ、かくせよなど、我下人にいふやうにいへるもあり、羽林家杯にも、國家にて士大將をもする歴々の武士に向て、何とめされて杯と云人もあり、公界にて官位の用らるゝ所にては、あたりへ來らぬ事なれば用なし、内々にて來る程の人は、故ありての事なれば、我位をたつべき所にあらず、それも將軍家の千石、貳千石の無位無官の人にも、其あへしらへならば尤なり、家かはりたれば、武家の人は其あへしらひにてはとりあはず、此方は納言にても、大方傍輩の參議中將程のあしらひ也、將軍家の五千石、萬石の人と、國家の名ある士との參會見るにも、座の次第少し上下あるばかりにて、大方ことば、同等也、武士に根本高下なし、君臣とならざれば、さのみへたてなきがゆへ也、旗本に無禮しがたき心得して、國家の士にも感懃なる者あり、かしこきものは感懃也、無禮なる者はかしこからずと思へり、今思あわするに、たがふ事なし、「禰宜問云、今時堂上の中にて、賢人の様に申入あり、家の學問いふに及ばず、儒學佛學共によくしり

給ひ、行跡よき人なり、公家武家共に崇敬あり、公家の無作法なるも、此人によりて慎み出来たる事侍るなり、此人の給ふは、日本は日本の法ある事なるに、儒禮を用ひて喪をおさめ、神主を作りて祭禮する事は、大なるひが事也、王道の破滅なる間、停止せられてしかるべし、その給ひしよし承はれり、儒道は上に御信心もなし、且微也、取立てたに行はれがたき時節なるに、かようにれきくの給へば、少越はんとする大道のかたはしも、とりひしがれ侍らんかど歎かしく侍り、「公達云、其日本の神道を破りて、なきが如くにしたるものは佛法也、喪祭ともに日本國中貴賤共に皆佛法なり、かほど破滅したる神道を、又いかゞ破滅すべきや、害ある佛法をばいまで、儒をさらふ事は不心得、禰宜の云、佛法は久しき朝廷にも用ひ來りたる事なれば、謗るは僻事也、佛法の喪祭、則日本流也、我は佛にても儒にても神にてもなし、何れにもかたよらず、たゞ朝廷の臣也と常にの給へりとなん承はりし、「云、實は佛者なれども、佛をいひて儒を破らんがための遁れ辭なるべし、其かぞへてよきといふ事は、我滿の心よりつとめて是に似た

るの非ならん、尤日本に生れては、日本の法に隨ひ度事也、しかれども日本の法には、したがひよるべき正法もなく、有道もなければ、すべき様なし、とても他國の法をかり用んとならば、むかしより官位冠衣等の制度文章迄習ひ取たる事なれば、死生人衆は一貫也、喪祭ともに中國にしたがふ事は、則正法にしたがふ也、佛法は各別のみち也、佛法を信する人は其法によるべし、信せざる者は人道に隨ふべし、日本の宮社の作、中國の廟の作、國土によりて制かはれども、同じく神道なれば、ねがはくは日本の制にしたがひたき事也、中國の神主の制、日本の神祇の傳も、同じく神道なれば、日本の神道に隨て叶也、しかれども日本には、いまだ公卿士庶の法度定まらず、をしてとり行ひがたし、暫有道の制の定を待べきほど、儒禮による事也、日本の神道をあらはし、ちはやふる神代の美風をかへさんとする時をまつ、かりの儒法をば害なりといひていみにくみ、停止を望み、長く日本の神道王道を亡したる佛法をば用ひ來りて、日本の法に成りたりといひて、根を固し枝を連せんとするの論をなす人は、日本の朝敵なるべし、天下の執權とり給

ふ人は、儒道こそ信じ給はずとも、事になれ給ひて明におはしませば、誰の給ふ共、かく道理くらく邪なる異見にはよも同心し給はじ、千に一も非道にかたぶき給ふ様成たのもしげなき事ならば、世のみだれ近きにあるべし、儒佛王法ともに亡ぶべし、もろこしより來る書は、制せらるべからず、後世時有てまた起るべし、ながき世の悪名をとり給ふべき、ひがごこの制法はよもし給じ、心安く思ひ給へ、内々其わたりの者の云ひけるは、天子にあらざれば禮樂を作らずといへり、佛法は代々の天子用ひ給ひて、日本の法となり、然るに今儒禮の喪祭を用る事はひが事なりとて、儒禮を用る人をそしり侍りき、予が云儒禮をひがごと、そしらば、聖人の言をも合て不用こそよけれ、天子にあらざれば禮樂を作らずとあるも、聖人の語也、得がたき事にも聖人の教を用ひ、又得がたきには謗る様なるひがごとやあるべき、又其人の言、よきと云ては堯舜の道にしはなし、しかれども餘りによくて、日本の夷にはあひがたし、其うへ父爲子隱、子爲父隱の道理にて、代々佛法を用ひ給ひし王者の非をあらはすも、臣としてはいひごとなれば、かた

く佛法にしたがふべき事當然の理なりと、予が云、王代にも、賢王は皆聖人の道を尊びて、もろこしより習ひ取給へり、佛法を用ひて神道を破り、國俗を亂り給ひしは、皆暗主にして、終に天下をも失ひ給へり、明王の道は日本流ならずとて不用、暗主の非禮をば日本流とて用るといふ道理なき事やあるべき、其上伊勢大神宮にては、佛法のすがたなるものをば神前に近付す、日本の主は此國のあらん限りは、大神宮にておはしませば、其御子孫として禁中を立置給ひ、崇め奉れり、帝王の帝王たる所は、三種の神器おはしまし故也、禁中の禁中たる大禮には、佛法は用られず、大禮にいたりては、名をたにいはずして忌詞あり、何を以てか佛法の日本の法に成たるとはいふべき、又武家の制法にも、儒禮をいみ給ひし事なし、頼朝、北條、尊氏の代々にも、儒道をいみたる事を不聞、しかれば人の信するかたにまかせて、神道なりとも、儒道なりとも、佛道なりとも執行すべき事也、本よりかくのごとく用ひ來るものなれば、今あらたに禮樂を作るにあらざる事明なり、又父は子の爲に隠し、子は父の爲に隠すといふは、今日の父子たるもの、至情を

いへり、君子はたゞ父子の間のみにとゞまらず、天下の人の爲にも、惡を隠して善をあぐるものなれば、父子の儀はいふに及ばず、父の羊をぬすみ、子これをあらはす、無智の律儀をよしとするもの、ために、しばらく此言ありたる也、あまねく人の爲にいふべき事にあらず、しかのみならず、今の臣下の先代の非をかぐすといふは、かへつて非をあらはす也、先代の帝のよく我國の神道を用ひ給ひて、國土ゆたかに徳さかんなりし時の道によりしたがひて、後世の神道に背き給ひ、國土亂れ、徳衰へたる時の事は、隠していぬこそよけれ、有道の風儀をばおしけちて、後の世の徳おとろへ道なき時の例のみ、我國の道として用ゐる事は、善をかくして惡を揚るなり、これたゞ我國の神を尊ぶ様にして亡し、佛法をいよくさかんにせんとなるべし、「かたはらの人の云、佛法をにくみ給ての給ふとや可申、予云、我國の神道王法を亡す者は佛法也、天照大神宮のいみ給、大和姫の神女の傳を守りて、朝敵をにくむものをとがむる人は、同じ朝敵ならずや、天下にくむべきものは、不幸不忠の賊なり、不孝不忠の者をひいきして、にくまざる者こそあり

やしむべき事なれ、すべて昔より正道をさまたぐる者は、無作法なるあらはの小人にはあらず、あらはなる惡人は、人の信せざるもの也、行跡よく學問ありて人の信じおそるゝ者に、異見ありて大道を害するものなり、

三輪物語卷第八

「彌宜云、大和姫は垂仁帝の御子也、いまだ佛法渡らざるさきなるに、大和姫の世記に、佛法の息を絶との給ふ事は、神道にて未來の事を兼てしろしめしたるにや、信哉云、延暦儀式帳に、既に大和姫の時に忌部を「公達云、定むと記せり、固より後人の所記の撰入なるべし」公達云、神道にて未來を知らざらば、佛氏天女附會の説にさき習ひていへる事也、至誠の前知は左様の事に有す、大和姫はことぶき長くして、神明につかへ給ふ事七百餘歳なり、されば佛法の渡りたる時までもおはしましき、「問、いまだ佛法の害も見へ侍らざりし時なるに、いかでかいみ給ひけるにや、云、天竺は同類



の國にあらざればなり、中國、日本、三韓、琉球は同類の國なり、風俗を同じて首にかぶりし、衣に袖あり、文字かよひて天理をしれり、八狄、七戎、六蠻は、又同類の國也、風俗は同くす、其しるしは衣に袖なく、文字かよはず、天理をしらず、佛法は、天竺、南蠻、鞞鞞などありては相應の法也、南西北の三方は、人の形ありといへども、生を性として、心は禽獸の性に近し、たゞ氣ことにして、至誠不レ息の神理なし、この故に生るゝも始あり、死するも終あり、やけば灰、埋ば土と成ぬ、木の葉の落て朽失るがごとし、しかるに生の厚きものは知覺ふかし、草木は生うすきの至也、此故に四時の氣に隨て生長收蔵すれども、動く事なし、魚はうごくといへども、感のみ有て死生の情なし、鳥は生死の哀聲あり、けだものは鳥よりも厚し、角ふりして死地につく事をいとふ心あり、人はいよく知覺ふかき故に、おくりむかへて生を好み死をかなしめり、情欲厚して執着あり、三方の人、生あつく知覺深きのみにして、仁義をしらず、此故に生に執着し、情欲むすば、死すといへども、沉魂滯魄なを殘れり、本なきものを作爲して、惡鬼の境界あるごとし、

執着の淺深によりて、或は五十年、或は百年に及ぶも有り、魔などをまじふるものは、二三百年に及ぶもあり、生れかわるの理はなけれども、執の様模によりて、滯鬼のよるがごとくなる事もあり、是佛氏の地獄輪廻をいひ出せる所も、神聖の國、生れて天理をしるもの、しらする事也、天竺人、本天理明德の性なくして生れたり、人となりて天理明德の性なし、死して又天理明德の性なし、是故に天竺の人は生れざるにはしかず、生れては天地萬物我心皆なきものなる事を知て、着せざるを聖とす、死して寂滅し、何もなきを以て極樂とし、成佛とす、佛と云は、無の稱也、無欲無心なるものは佛也、これを即身成佛といふ、無欲無心なる時は、天地陰陽の外に出て、陰陽の爲に生死せられず、これを生死流轉を離て大悟道すと云、「問、佛氏も慈悲をもとす、天理の仁なきといふべからず、云、佛氏の慈悲は、愚痴の慈悲にして、天理の仁はあらず、正直なれども畜生理直也、無欲といへども、犬馬のたゞ久なきがごとくなるを至極とす、敬禮すれども天理自然の發動にあらず、後世によくならんといひ、有難たふとと思ふ願ひの念よりおこる也、知

と云は、たゞ人をつらかすべき邪神妖怪の術也、須彌山などて、理もなく事もなき物を作り出して、用にもたゞざることに愚民をおどろかせり、本より天理にしたがひてある物の、しかもはかりしりがたきを知て、天下の用をなし給ふ、曆数のごとき正しき神妙にはあらず、佛は西戎の神也、其國にしてはきどくなり、天竺にてはそしるべからず、日本に來りて神明の國をけがさん事は勿躰なき事也、中國の外には、日本のごとく人の人たる明德全き國はなし、生には仁あり、死には義あり、よく仁なるが故に、生て欲なし、よく義なるが故に死して惑はず、凡人といはへども、思ひきりあり、不識に仁義全き故也、しかるに戎國の教を入れて、此仁義をみだらんごすれば、凶事これより大なるはなし、佛法の息をたつたの神託明白ならずや、「禰宜云、ある社家の説に、大和姫は、佛法已前の皇女なれども、三韓より通じて、天竺の佛法と云ものもろこしに渡り、如し此の説成りご事明白に聞へ侍り、其時分より三韓へは、はしごうつりぬ、大和姫は聖女なれば、其心法やがて日本にも渡るべし、しからば我神國に戎國と變せん事をし

ろしめし、佛法の息を絶との給へりといへり、又老子は八百歳ながらへておはしましたる様に、皇女も七百餘歳の御ことぶきなれば、佛法の渡りしまでおはしましたるといふ説もあり、何れか是にて侍る、「老翁云、兩説とも是也、渡らぬ已前にも明白に聞え、わたりて後もよくしろしめしたる也、「問、さばかり佛法をつよく忌給ひし事は何ぞや、「云、神道には、七のいみ言葉とて、佛をたちづくみともなごともいひ、佛書をそめ紙といひ、比丘をかみながといひ、比丘尼を女髮長といひ、寺をかはらぶきといひ、堂をこりたきといひ、塔をあらゝきといひ、とをかたかしは◎信哉云、齊宮式の片と云、日本國中の神社にきて、いづれもいむべき事也、むかしは、かく名をだにいみたる事なるに、兩部取合せと云こと出來て、いかなる大社にも堂塔を建まじへ、社家神宜をば被官のごとくおひくだし、社領を寺領に奪ひとり、日本の神道は、百が九十九とせせめられてなきがごとし、かく神國に敵する大賊なれば、いみ給ひし其聖知の深き事、あり難き御事也、これ皇女の忌給ひし根本也、且大神の威靈すぐれたまへば、たゞ伊勢兩大神宮にのみ堂

塔のまじはりなし、此皇女の戒めなかりせば、いつしか山田の地も佛國となりなん、禁中に僧尼をいむの古法も残らず、宮中にも堂寺まじはり、天子も御位ながら御ぐしおろし給ふべし、さあらば日本は天竺へうちとられたるといふもの也、佛者の根ふかくからみたる事なれば、つるには神道も人道も亡びぬべし、佛書に云、我道三聖、化三彼震旦とは、老子、孟子、顔子をさすといへり、誠に聖賢の性理文章をからでは、いかで佛法かくのごとくひろまるべきなれば、暗にひあてたるなり、今又吉利支丹が云、我二人の伴天連を遣はして、彼日本を化すとば、傳教、弘法をさしていへり、佛教の後生に迷ふ國をば、悉く吉利支丹望をかくなるとなり、是も亦暗にいひあてなん、歎かしき事也、「問、切支丹も佛法をばいみ侍らずや、「云、念佛宗と日蓮宗の敵味方のごとし、釋迦、伴天連、共に後世をいひて人を惑はす事は同じ、佛如來といひ、せんすまると云、其實は一也、釋迦は切支丹の邪術を習て神通方とし、切支丹は佛如來を取てせんすまるとす、「處士云、公達の給ふ神道は、まさしく中國の聖人の學也、儒理を借用ひて我國の神道明し給ふといふ人

侍り、「公達云、理二つあらず、中夏の聖人の道も天地の神道也、我國の神、皇の道とも、天地の神道也、易にも天地の神道とあり、◎信哉云、儒者の易の神道を以て日本の神道と稱するの非なる由は、伊勢貞丈の神道論語にも、宮室を卑して孝を鬼神にいたすこと有り、聖代の天下の重事は、神を祭祀するを第一とす、四書五經に見へたり、天地の神道よりなすわざなれば、人の五體のありやうも同じ事也、五倫のそなはりもなし、五常の性も又同じ、もろこしの書も渡らぬ以前より、我が國の人の心に天よりうけ得てあり、孟子の四端の説をみれば、誠に人々の心にある事なりと、符節を合てしらるゝ也、我が心に本よりあればこそ、如し此しらるれ、なきものを外よりつけます事ならば、いかにして割符の合べきや、又道徳の教を傳へしらするには、中夏の文章よりよきはなし、其文章といふも、本我國の人の心にあり、書にはじまりし所は中夏也、杉苗を方々へわけうふるに、杉によき土地には生長し、よからぬ土地にては植ても多くかるゝもの也、中國の文字もこれに同じ、三韓、日本の人には、心に天然の文質あるゆへに、中夏の文字かよひて、我國の文字となりぬ、文はかざる共よみ、ふみともよめ

Shin to Enjin

Christianity

Shin to Enjin

り、かざるとは、人道は禮樂、制度、文章のかざり有て萬物の上にある義也、此故に文字のかよふ國には、冠あり、衣に袖あり、かざりのしるし、天理自然の應也、南蠻、天竺、北狄の人には袖なし、半畜國にて文に通すべき心の神明なければ、是も亦自然の割符也、ふみとよむは、ふくむの義也、中のくを略していへり、天地人三極の道德、太虚の神理、萬事萬物の分理までも文にふくむと也、聖神の道德は言語に述がたく、又天竺の梵字、日本の假名、南蠻、北狄の字形の様なる事にては、昔おふせがたし、もろこしにても、太古には日本の假名づかひの様なる事にて、繩を結て用を達せり、伏犧氏の初て三畫をひき出して、天地萬物の理をふくみ教へ給ひしより、次第に文字出來たり、然ればもろこしにても、生付て本より文有しにあらす、人の心神明なる故に、伏犧氏の神書に通せし也、日本にても文字もかなもなき以前に、三種の神器おはしましたき、これ又易の三畫のごとく、知仁勇の三は天下の達徳也、直に器に象をとりて教へ給ふ、易簡明白なる事、中夏の文にも過たり、知仁勇といふ名をきかず、文字も習はぬ先なれども、理に二つなく、天地の

神道かはりなければ、自然に割符合もの也、心は日本神道の心にて、文字は漢を用るなり、漢字を用れば名も亦漢の名によれり、漢字は書にたよりよければ、次第に日本の上古の言葉はとり失ひて、今は心ばかり残りて、言葉は皆漢の字にうつりし也、佛法はもろこしへ取來て、後生輪廻の説を本にして、聖學の性理文字をかりて作爲したるもの也、中夏の聖賢の道とは、黑白なることを、色々に文を以てかざりたる故に、實をしらざるものは、三教一致などいへり、うはへばかりつけあわせられ共、眞は大にちがひたり、天竺へは文字かよはぬことなれば、もろこしにて出來たる佛法のありさまは夢にしもしらす、ただ本の天竺るびすの愚痴なれば、何の見るべき事もなし、されば其後天竺より名僧の一人も來りたる事なし、かばかり大にかりとりうるものはあらじ、天竺にてはしらざる事の中夏の聖人、神明の徳なくては、出來たる事なき制作のものまでも、佛のはじめたる様にいひなせり、方便といひて大なる偽りを以て、少しの人の惡をこゝめんとす、尺をまげて丈をのぶる事だに、利に近ければ君子はせず、況や佛氏丈をまげ

Is the reality Chinese

our

て寸をのべんとする利心なるをや、賢父兄たる者は、おさなき子をすかすにも、あざむくことはいはず、一旦幼子のなきをやめ、わるさをこゝむといへども、その偽りは久しくしてはかくれなし、三歳のわらはだに又欺くといふ事はしれり、況や佛氏が方便の妄語、幻術の邪偽をや、儒道の理をかり文をかりて作りたる事は、かくのごとく明白なれ共、實のあはぬ所をしらねば、全く拵へたる事をするものなし、今日日本に來て、佛と神とは水波のへだて也、本地垂迹などして、兩部取合の邪説をなし、日本の神道を悉く奪ひとれり、しかれども心かれに迷ひたれば、いかなる偽を云ても皆誠なりと心得て、ありがたしたふとよしと思へり、昔もろこしに男色によりて君に得られたる者有、主君にも、のくひさしをあたへたれば、かく厚味なるものをみづから食せずして我にあたへたるは、忠心ふかしと感し給へり、又母の煩ひしに、主君の車に乗て行ければ、親に孝行なる心より、身の難をもかへりみず、我車をかりて乗たりとて稱美せられき、後に色おとろへて、色々の奢、無作法も目に見へて、にくき事哉、我に桃のくひさしをあたへ、我車をぬすみ

乗たりとて、罪の數にかぞへられしとなん、今佛にまよふもの、心には、日本は佛土と成たりとよろこべども、佛にまよはぬもの、目には、神道を亡し、王法をなみし、神國を變じて我國となすの大賊とみるなり、罪の重き事死にも入られず、日本に生れながら、如此大賊の味方と成ぬるものは、主君の知行をうけて妻子を養ひながら、己が心のひく方にまかせて敵にくみし、かへりて我父母の國を亡すがごとし、誠に神明は佛の名を聞くことまでいみ給ひし事むべなるかな、「問、かくのごとくなる大罪人のかたはし罪し給はで、たてをかる、事は、神明とも申がたからんか、」云、人多き時は天に勝の理にて、あしかれども、天竺より唐日本にいたりて、大勢の人のかたぶき來る勢ひには、天道の至善も、一旦は負給ふがごとし、人は天地の主也、主の心の惑ひたるはずべき様なし、神は隠のくらゐにて、人に天下の事をゆづりまかせ給ふ道理也、造化までは神明つかさどり給へり、造化已後は人のつかさざる事なれば、神明も人には勝給ふ事あたはず、聖人も終て神と成給へば、人事をばきこしめさず、このゆへに帝は隠居と申事なし、天に二の

treason

日なきが爲也、もし故ありて隠居あれば、神の境界のごとくにて人事に交り給はず、三輪の太神の國をゆづり給ひて跡をけし給へるが如く成べし、神も邪なるはさあらず、帝王も隠居有て後は、權勢退ぬる故に、只今迄君なりしも、おぼすまゝにはならせ給はず、それも隠居のかた悪人なれば、道理にそむきて、剛惡を以て其儘權威をとり給ふ事あり、神明は正直なれば、わたすべき道理にてわたして後は、いろひ給はざるの儀也、日本の神國たるしるしばかりに、伊勢兩太神宮にのみ古風の残りたる事は、神靈の威徳ありがたと云も餘り有、天定る時はまたよく人に勝の時なからんや、我神國に生れて神恩を戴きながら、西戎の佛につかふるは、我親を捨て人の親を養ひ、我君を捨て人の君につかふる也、況や佛者は我君父を亡すの大賊なるをや、心あらん佛者は、なごねぶりをさまして還俗せざるや、「處士云、日本は神國なれば、神社の修理造營はなくて不叶事也」といへ共、折ふし士民ももにつかれ、山もあれ造營難儀也、されども、羊を惜み禮をおしむの理にしたがひて、難儀なり共建立すべき事にや、「老翁云、愚拙いまだ經書の心をもわき

まへざるさきに、夷中に春日の社ありて、殊更あれたる體也しに、わびたる神主あり、これも雨だにたまらぬ住居也、其神主にむかひて、神慮の儀なれば上へ申すか、もしは郡中をもよほしてなりとも、なごか建立せざるといひければ、神主の云、これは勸請の社にておはします、すべていづれの神も勸請の宮社は、よくの義ならではあるまじき事也、宇佐八幡宮は、あまり遠國なれば、源氏の御爲、男山へ移し奉りても可ならんか、神はなれてけがし、勸請多くしては威をおとし奉ることなれば、天照宮ならば伊勢山田ばかり、八幡宮ならば宇佐ばかり、武雷命ならば鹿島ばかり、日本武ならば熱田ばかり、出雲大社、攝州西宮、洛陽賀茂の社、其外如く此の徳あり功あり故ある神は、其本社斗の造營修理はなくて叶はざる御事也、勸請の宮社、不靈の地に澤山なる事敷をしらず、其神明の威をおとし、徳をけがすの第一也、我等飢死に及ず、逐電すとも非禮の再興は思ひもよらず、幸ひ社のうしろに、我等幼年むかしよりよき松を植をき侍り、是を神木として、社にかへ、民の生所神として祭り奉るにも、此松にかき、しめめぐらして可也、後世をわづら

はさじのはかりごととなり、又云、公儀より造營なくては不叶大社なりとも、大破以前はうはぶき修理等を加へらるれば、又五十年も百年もたもち侍る事也、公儀は大やうにてしろしめされざる事もあるべし、神主たるもの大方心なき者ごもなる故、今新に建らるゝよりは、本よりの木柱まさりたるをもうちくづし建立させ奉り、また雨も朽るを待て申上などする事、甚だ神慮に叶ふべからず、宮社はかみさびたるこそ殊勝におはします、随分かゝる程は、上ぶき修理等を加へて、ふるきをたもちたるこそよく侍れ、伊勢の宮貳十一年に遷宮おはします事も、少しの間なれば、随分かろくすべきの神慮にておはします、一説には建て貳十一年を経て、御體をうつし奉るべきの故也、あたらしきものゝけがれをさらむとなり、二十一年に一返の造營の義は、伊勢大神宮ばかり也、他の神社はいづれもうはぶき修理等を加へて、かゝるべきは古きを用るの義也といへり、三輪の太神は山を社にて、鳥井ばかりを用ひられたるは、誠に殊勝の御事也、天の神の御子孫に國を譲り給ひ、跡をけちたる神故と云説もあれど、實は日本の山川をは

かり、後世の奢をよめ給ひしもの也、日本は神國なり、神社だに猶しかり、況や堂塔寺の結構にして、敷しらざるは何事ぞや、日本國、國々の土屋敷、町屋家等を見るに、大形たふれかゝり、やね折て、たへがたき跡なれども、朝夕の煙りを立る新だに大切に建て求めがたければ、家屋の修理にいとまなし、釋迦は鳩のはかりにだにかゝれりしといへば、山澤の方つきて、材木新不自由なる時節に、相争ひて數々の堂寺を建らるべきにあらず、今の出家は多くは無慙の盜賊にひとし、少し出家がましきものも愚痴にして、左様の思ひはかりにもいたらずとものがたりし侍りき、今思へばたい人にあらず、其後たづね侍れども、行方をしらす、右の理にて思慮あらば、其可侍りなん、達磨功徳の心をしるものは一休ひとり也、其心なくて堂寺を建るもの無功徳にして、其心ありて建るものは功徳とのみ思へり、其心あるものは、今の時におきては、堂寺をばたてざる事をしらす、「處士云、勸請の社多きは、神の威をかるくするといはるか、」社家は倉稻魂、上の社は太田命なり、今傳て五社といへる

は、後にそひ給ふなるべし、しかるに佛法其本源をか
くして、東寺門前にて稻を荷へる老翁にあふ、是より
して東寺の鎮守とす、これいなりと名付るの名義也
といへり、これ大きなひがごと也、地主荷田大明神
の地に倉稻魂を置、これを以て稻荷の二字の神號と
す、夫此神は本朝衣食の祖神也、蒼生安逸の靈社也、
故に天子諸侯といへ共、箸を下ざる前に、宇賀姫を祭
り給ふ、萬民飢寒をまぬかるゝの神恩を報すとたり、
尊信の餘りに、みだりに諸國に勸請せしかば、後々は
狐の人に付たるをも、ほこらを立ては稻荷といへり、
俗多くは狐の神と思へり、これ神の威をおとすにあ
らずや、「處士云、狐の使者たる事はいかゞ、「社家云、
使者にはあらず、稻荷山に狐多くすめば、神を敬ふの
餘りに、狐をも恐れて手さす、後には誤りて使者と
せり、三月の中の午より、四月の初の卯まで、御かり
やにおはします事は、稻荷山の狐の子をうむ間、けが
れを避給ふとなり、「處士云、狐をあしくして、稻荷の
神の罰をかうふる事はいかゞ、「社家云、神は寛仁也、
凡女のけはしきごとく、人に罰をあつるといふ事な
し、たゞ其人の心に邪あるゆへに、邪神のふるゝな

り、むかし天狗の人に付たるが云、慈愛なる人ほどお
そろしき事はなし、不慈なる者は我同類なれば、あな
ごり易しといへり、夜鬼を恐るゝも、またかくのごと
し、仁愛正直なる人は神明と同體也、吉神常に守とな
れり、邪鬼は正人を恐るゝものなれば、正人は何をか
恐れん、狐も邪人にあはざる時は無事のけもの也、邪
人を見る時は、邪神又狐の形をかる也、只狐のみなら
ず、狸、いぬがみ、とら、ひやうの類ひまでも、邪神の
乗物多し、人道正しければ邪鬼なし、又狐狸の妖怪な
し、佛法ひろく成てより、人心惑て邪知邪欲に也、こ
れによりて邪神時を得て、狐狸神通をなせり、悪人の
たゞりをなしたる者共をあつめて、天王、御靈神、八
幡杯と勸請せり、誠に勿躰なき事、歎くにも餘り有、
世を経て後は、まことの明神八幡なりと思へり、又邪
知のもの共、正神の號をおかして、こゝかしこに建た
るもあり、社多くて朝夕みれば、敬すべき心もなし、
日月程の生神はおはしまさね共、毎日見奉ればさの
み恐れ尊ぶものなし、況や形象を見せ給はぬ神靈に
於ておや、「禰宜云、遊民とは當時何々をか申侍らん、
「老翁云、坊主、山伏、判はんじ、うらやさん、みこ、座

頭、ごせ、猿樂、あやつり、かぶき狂言、其外門々あり
く乞食の類に至りて、色々の遊民多し、博學の物よみ
にてはなく、文學もあるかなきかにて、道理も明白な
らず、道たてをいて何の役もなき者あり、これも遊民
也、又職人商人の内にも遊民あり、天下の奢につれて、
世のそこなひになるあきない所作にて、道ある世に
は少もいらす、日用の役にたゞざる事をする者あり、
武士の中にも遊民あり、人民を教へ治る役人にして、
何の辨へもなく、かへりて下をしへたげしほり取て、
己が榮耀とし、武道武藝の心懸もなく、事有ても何の
役にも立まじき者あり、國の警固にもならざれば遊
民也、又遊民の中にも、遊民ならざるもの有、出家の
人がらよく、地獄極樂の説を以て人をも惑はさず、
悟りを授て我儘氣隨もさせず、其身忍辱慈悲にして、
愚人を教化し、人の慈悲正直の心をそだて、其身儉約
にて、人の物をも多くとらず、堂寺の美を好まず、出
世の外聞を心とせず、其上に文字有て、人に教るあ
り、これは出家なれども、人の助と成て害なし、遊民
の中の本民也、然れ共よしとはいふべからず、其身一
人はよくても、弟子は大躰の坊主なれば、あしきもの

多くつぎ起れり、「問、山伏は神道者の類也、うらや
んは易を本にし、みこは神主同事也、遊民たる事はい
かゞ、「云、山伏は役の行者の流れといへども、役の行
者は山川地理に通じて、此國に功ありし人なりき、今
の山伏は眞言坊主と同事也、神を禱るといへども、神
の傳にてもなく、剩へ人をたふらかし、大に人道をそ
このふもの有といへり、うらやさん、判はんじは、清
明が流といへども、清明は神に通じて能博士也と聞
ゆ、易は至極のものなるゆへ、烏帽子をいたゞきて人
をたふらかす事也、みこも神前などに侍るにはあら
で、たゞきみこなごて、むざとしたるものあるを云
也、「問、座頭、ごせは、無是非かたわ也、遊民とはい
かゞ、「公達云、工商にても奢の事をなして、無用のも
のは遊民とす、座頭、ごせの役は、音律に達し故事を覺
て、内外共に人の助と成を役とす、今は彼等が心とし
たる罪にはあらず、世に道なくての事なれば、不便な
る事也、先帝の御願とさき、世を道行はれば、座頭の
座をやぶり、正しき音楽の役者とし、さては三史を初
として、二十一史をわけて一部づゝに家たて、其故事
と時變とを覺へさせ、樂の方へなりとも、書の方へな

りども、思ひく器用次第にかたわけ、樂にても書にてもよく覺へて、盲者多くひきまはす者を頭とし、祿も多くあたふるやうならば、座頭、ごせどもに遊民たる事をまぬかれなんぞ、「又曰、こもそう、はちたゞき、猿樂、あやつり狂言、歌舞妓などは、人數少なき事なれば、道ある世には、いかやうにかたづけんもやすき事也、左様に大によくこそあらためられずとも、今の分にて猿樂もむかしの猿樂にて、謠をよくし、あやつり狂言も、人の善心感發するやうにあらためば、其費すくならんか、歌舞妓などはいつこてもあしきもの也、門ありく乞食の類の遊民は、上より道をきてにて制せざれども、おのれと有付出来て、なく成事也、只坊主のかたづきのみ、大に道行はれば、佛者の迷惑せざるやうに、己れと化に服し、人道に歸るべし、かへらざるものも、佛の法を守らば大なる害あらじ、賢君良相ならでは成がたかるべき政道也、「處士云、傳に云、日本は東夷の頭國、南西北の君國也、夷の字をはなちて見れば、一、弓、人也、二つにして見れば、大弓也、弓矢の道にすぐれたる人はと云心也、東夷九國あり、しかるに日本のみ武國なる事は何ぞや、

「公達云、太陽の出給ふ本なる故に、國土の山川靈明にして、人心仁知也、仁者は必ず勇あるの聖言むなしからず、「又問云、四海の君國なる事は何ぞや、「云、天地の間は陰陽のみなり、日は陽の靈也、月は陰の靈也、日は東に出て南に行、月は西にあらはれて北に歸す、南は東につき、月は日にうく、男女の形、君臣の義也、しかのみならず、南蠻の字は虫をかき、西戎は犬をかき、北狄はけものをかき、皆半畜國なれば、三方ともに文字通はず、禮樂傳はらず、人倫明らかならず、かくのごとくなれば、天竺國は日本の同類の國にはあらず、しかるに佛氏のいやしき法をうけて尊敬し、日本の尊き神道、王法の上におき、佛を本地といひ、神を垂跡と云、月は日の光をうけて明ある道理なるに、月の光を日のうくるやうに上下をいひみだせり、菩薩は釋迦の弟子也、諸天は佛の使者なり、しかるに應神天皇をば菩薩と名付、素盞鳥尊を午頭天王といへり、日本の王をば天竺の弟子とし、日本の神をば天竺の佛の使者とす、かくのごとく日本をいやしめられて、其故をさぐる事なし、若弟子と成べくば中夏の信哉評、蓋山は日本の神を、その聖人と稱するものの聖人の弟子とこそ成べけれ、

の弟子と云ふとす、日本の神天竺の佛の弟子と爲すものと五十歩百歩の論なり、中夏は天地の間の中國として、四方の宗とする所也、聖人かはるゝ、おこり給ひて、萬事萬物の初をなし給ふ國也、四方より來て習ひ、ならはざるはなし、南蠻、天竺、北狄は不知にして道藝に通せず、只に事物の制作のみならひとれり、日本には文章禮樂を習ひとりたる事なれば、其恩尤ふかし、これ日本の人の、中夏の人におとらざる生れ付ある故也、「禰宜云、佛法は是王法の治具なり、佛法衰ふれば王法も又衰るといへり、「處士云、佛法のさかんなる事、天竺にも、もろこしにも、今の日本のごとく大にひろまりたる事はなし、佛法のひろまるにしたがひて、王法は年々におとろへ來れり、天萬物を生じ給ふに人を貴とす、この故に聖人禮樂を制して、神を祭祀するに魚肉を用ゆ、日本の神道、王法又同じ、しかるに佛氏は父母を廢して虫魚を憐む、我身父母の遺體なる事をしらすして、身をこら狼に投じ、肉を蚊虻に饜、天道造化の理を不レ知、聖人食政の義をしらす、不殺生を以て仁とするは愚の至也、それ仁道はひろくしていひがたし、殺と不殺と仁中に有、仁者は天下を得るといへども、一人の罪なきものを

不レ殺、佛氏の殺生戒に異なり、何を以てか王法の治具と云べき、佛をあがむるは神祇をなみする第一なることをしらす、「公達云、すべて佛氏は義を不レ知、もろこしにても、日本にても、義を不レ知者は佛法を悦べり、東西はるかなれども、同氣相求る也、今取分公家は義をしらざる也、道をしらざれば、明らかに不なれども、少義をたつる者は武家也、これ天下の權の自然とつりかはりたる本なり、今公家の風俗を見給へ、あしけれ共家本といふものをば用ひ、よけれども家本ならぬをば用ひず、今庶流の家には、人がら公家らしく、作法正しく、所作もよき人あり、しかるに家本よりをさへて、かしらあげさせじとす、人の師範となさしめじがため也、人がらよければしるて争はず、我と人の師たらん事を求めず、其上無理の利を得たるためし多し、家本のもものは、人がらあしくて公家らしくもあらず、作法みだりにて、所作も宜からず、家に凶徳ありて、人倫にあらざるものあれども、公家の權威をさぐる人も、其凶徳の人をば取立なんどす、吉人を凶人より押たをさんとすれば、共に助べき勢ひ也、かゝる人を公家の賢者といひ、物しりとして

Shinto
Shinto

其下知にしたがひ、恐れはゞかれは、公家の内にも古風をしたがひ、公家の所作をも習はんと思ふ人は、かの凶人にはしたがり度もなし、吉人にしたがはば人は人ゆるさず、おのすから無能無藝になり行て、俗とひとしくなる事也、禮樂は人々の所作なれば、其家といひて有べき義なし、王代のむかし、藝者の様に定りたるものなし、かくのごとく義理にくらければこそ、義理のなき佛氏が法をば尊信せり、義理明かなる神聖の大道は、心に通せぬ事なれば、いみさらふなるべし、

熊澤先生著

右三輪物語八冊、熊澤藩山著也、以副島知一本令書寫一校畢、明治四十四年九月二日

三輪物語終

神宮續秘傳問答

問曰、子が作の陽復記には、國常立、國狹槌、豐斟淳は、乾の卦の三爻を表すと記し、同作の秘傳問答には、三氣の様に記せり、其同作異説は如何、答曰、陽復記は世人の或説を記して、秘傳にはあらず、周易を相傳もなく、淺く心得、乾の卦は三文字を書様に、一時に三書するを見る人、如此云也、八卦は先畫すれば、陰陽の兩儀現じ、其陰陽の爻に一畫を重ねれば、大陰、大陽、少陰、少陽の四象現じ、其大陰、大陽、少陰、少陽の爻に、又一畫を重ねる時、三爻成就して八卦となる、乾の三畫の奇爻も、八卦と共に現する也、八卦の最初に、乾の卦の三畫の陽爻計一時に現すると心得る故、今の世の人のみならず、何れの時代よりやらん、乾道獨化、所以成此純男と云十字の加筆、日本紀の神代卷にあるを、中古の人其説を信じ、熟讀もせず加筆とも不知して、乾の卦を裏にして、表に國常立、國狹槌、豐斟淳と號し奉ると心得るは、甚以誤也、此十字を入ては開天闢地なりがたき子細あり、能察すべ

し、予が始て云にはあらず、此の事不審多年なりし、以後長寛年間大外記師光が勘文を見しにも、此段を引て此十字なし、又國初文記にも十字なきにて、後人の加筆なる事炳焉たり、其上此十字無之れば、後段の乾坤之道相參而化、所以成此男女と云十四字の文義分明也、十字入ては後段まで義理不通、能々可味之、但國常立、國狹槌、豐斟淳の三神を三極と見ば可ならんか、一太極を天地人の三極と云も同理也、元氣を天地人の三氣として、其中に在る太極を三極とは云也、然らば國常立は太極、國狹槌は地極、豐斟淳は人極、理合一、三神一體也、又涅土煮、沙土煮、大戸道、大苦邊、而足、惶根の六神は、坤卦三畫六斷の體に似たる故、此六神を裏には坤卦と心得、表には六神の御名を稱するは淺見のみならず、神道も易道も一向無會得事也、剩へ神皇系圖、神皇實錄は、兩部習合者の加筆者とも不知して、陰陽以前に木火土金水徳の神ありとし、地水火風空を配して諸神に當つ、地水火風空は佛語也、能可三明辨之、古今異朝の書にも、大極生三陰陽、陰陽生五行とこそあるを、陰陽以前五行の配當、次第錯亂す、但豐受大神を水徳と云秘傳は各別

也、内宮火徳の日神に對して、外宮水徳の月神と相傳也、是は太神宮にて御鎮座に付ての事也、日本紀の上などにては講じがたし、天御中主、國常立は陰陽以前の神なれば、五行の徳を合たる神なれども、水は五行の始なれば、水徳とも月神とも云は其理有に依て也、内外宮を水火の二徳に配する子細、能々工夫して自得すべし、問曰、外宮は皇孫尊にて座の由、東鑑、大中臣能親書狀、其外神書等にもあり、何たる説ぞや、答曰、皇孫尊は外宮東相殿とぞ、御同殿に座せば豐受大神宮の一神也、宮の字にて知べし、宮の字を除き、豐受大神と計云時は、國常立尊也、此等の説、口授なくして不案内の人、神書推察は相違ある事也、殊に長寛勘文には、延喜の御記の中に、有大神宮與豐受宮如君臣之文と云へり、是は豐受宮には五神ありて、天兒屋命、太玉命も西相殿とし、其五神の内なれば、天照皇大神には君臣の文あるべし、但し延喜の御記全文見ざれば推ては云がたき義也、天祖國常立尊をば天照太神の臣とは中々難し申事也、◎信哉云、外宮の祭神は、本居皇長の辨出づるに至て始て確定す、問曰、外宮は國常立尊なるを、天照大神とも云は何たる故ぞや、答曰、外宮天照座豐受

大神宮とも奉_レ號也、問曰、外宮に天照の神號ある事、何たる神書に見え、何れの帝の勅號ぞや、答曰、天照は二宮の通稱、大神宮は大廟の本號と神書分明也、内宮は火徳にして日神と奉_レ號、日は天を照す、故に天照大神と奉_レ號、内宮の日神に對して外宮を月神と奉_レ號なれば、月は天を照す故に、天照座豐受皇大神と、鳥羽天皇の宸筆の宣命にあり、兩宮天照大神の神號あるゆへに、今も兩宮通用して毎度一紙の宣命也、天照大神の神號外宮になくば、何ぞ一紙の宣命、兩宮通用し玉ふべき、若又別通の宣命の時、鳥羽天皇の如く、天照座豐受皇大神と戴給ふ事也、秘傳の神書に、往々外宮に天照の神號を記せり、問曰、外宮の尊神を國常立尊と云、又天御中主命と云は、同體異名の尊神、君臣一同の祖神の由也、其子細如何、答曰、國常立と云す時は、帝主の始祖神也、○國常の風水章亦此說に従ふ、帝王より出たる系圖の人は、神拜に其心得あるべし、天御中主と云す時は、萬姓の元祖神也、其心を持て萬人神拜すべし、是は今の世までの系圖の法也、雖有_レ深意、委曲難_レ言、可_レ密察_レ之、問曰、内宮は女體の神にして、外宮は男體とは何たる故に云や、無形

之天御中主、國常立となるに、男體とは如何、答曰、内宮火徳の女體の尊神に對して、外宮を水徳の男體の尊神と申し奉る也、日神は南方火徳なれば、離の卦にかなひて、陽中の陰、離は中女也、月神は北方水徳なれば、坎の卦にかなひて、陰中の陽、坎は中男也、是は易に習合と云べけれど、自然にかなふは難_レ捨事也、能工夫すべし、天御中主、國常立は、無形の神なれども、水徳と云より男體とは云也、水火の二を以て世界は建立の事也、無_レ偏廢_レ可_レ奉_レ致_レ尊_レ崇_レ之、但月神ぞ、水徳ぞ、男體ぞと云事は、倭姫命の外宮御鎮座し給以後奉_レ申相傳の秘義也、其理奇妙、凡慮の非_レ所_レ及、普通には天御中主、國常立尊は、水徳とも、月神とも、男體とも申さぬ事也、其理あるによつて内宮に對して兩大神宮と現し給ふ上へ奉_レ申也、此義最極の秘傳、口外し難き事なれども、末代にも信心の輩に其傳を知しめん爲に云也、祭祀にも參宮にも其心を可_レ持也、猶有_レ深秘口傳、問曰、兩宮千木を片搯の内外の相違、又鯉魚木の員數相違は何たる故ぞや、答曰、内宮は女體の尊神なれば内を搯ぐ、外宮は男體にこれば外を搯ぐ、鯉魚木の員數、外宮は男體の故奇數にして

九九、内宮は女體の故、耦數にして十九、奇耦の員數、内外の片搯、能可_レ致_レ觀察、外宮は別宮末社まで千木の外を搯、鯉魚木も奇數を用、内宮は別宮末社まで千木の内を搯、鯉魚木皆耦數を用也、問曰、外宮は男體にとらば父に配し、内宮は女體ならば母と心得配すべき歟、答曰、然り、孝道も神道にて會得する事也、有_レ母父なくば不可_レ有、父有て母なくば不可_レ有也、内外宮の尊神不可_レ致_レ偏廢、陰陽、奇耦、内外と云にて、神道孝道の深意可_レ有_レ觀察也、往昔より内外宮の祠官職掌人まで、尊神の高卑を論ず、心引故にや、渡世の爲にや、言語を絶する義也、外宮の參道は北より入て西に折れ、少又北に進て北面して拜す、又内宮の荒魂荒祭宮は、本宮の北の山に御鎮座、外宮の荒魂の多賀宮は、本宮の南山に御鎮座也、又東西の寶殿も内宮は正殿より少北に退て左右に立て、南面に御戸あり、御扉を外に開く故に、東の寶殿を假殿に用たる例あり、外宮は正殿の南に、左右に立て、北面に御戸あり、御扉を内に開く、故に假殿に用たる例古今一度もなし、皆是故ある義也、能觀の上に自得する事也、問曰、多賀宮は神直日の神、大直日神、荒

祭宮は八十在津日神と也、然るを秘傳問答に、其説を不_レ取して、氣吹戸主神、瀬織津姫と計云は何たる故ぞや、又神直日、大直日の二神を合せて、氣吹戸主神と號すと云も不審也、又八十在津日を瀬織津姫と號すと其義如何、答曰、是は倭姫世記の註より出たる説なれど、古代より相傳の神書秘記には會て無_レ此説、此世記の註は甚く誤なるべし、伊弉諾尊、檉原にして被除の時、左右の御眼を洗ひ給て、化生の日神月神を兩大神宮にしては荒魂と云て、其神名を瀬織津姫と云ひ、氣吹戸主神と云と、御鎮座本紀、御鎮座傳記、御鎮座次第記、其外の秘記等にも見えたり、被除の時、荒魂は化生し給と聞て、相傳も無く、神直日、大直日の二神を合て氣吹戸主と申ならば、秘記に又被除の時、御眼より化生の月神を氣吹戸主と申となれば、合て三神共に氣吹戸主と云ん其理なし、甚しき誤也、是は被除の時、化生の天照大神、月讀尊の荒魂也とは會て不_レ知、人體の天照大神、月讀尊也と心得誤り、且又被除の時に、荒魂化生の由は略聞ながらも、其傳受を得ざれば、何れの神を荒魂とも不_レ知、九神の内、底津少童命、底筒男命、中津少童命、中筒男命、表津少

童命、表筒男命の六神は各鎮座所も儘にして、兩大神の荒魂に當べき神ならぬ故、殘る三神の鎮座所知れざる八十柱津日を推て瀬織津姫と云ひ、神直日、大直日は二神なれども、強て合せて一神の名として、氣吹戸主と云、此註は無知妄作の加筆也、世記の註には、往々兩部習合者の加筆あれば、能可明辨之、正説には非ず、後代家行神主の類聚本源、又親房卿の元々集にも此説を取給ひ、誤とも知給はざるも亦不意の誤也、但此義先賢の誤也とは、末代の愚拙難申事なれども、兩大神宮第一の別宮の御事は、細事ならざれば難く黙止て、傍人の毀をも不願して言に出し侍る、問曰、瓊々杵尊は外宮東の相殿と也、火火出見尊、葺不合尊は、大神宮にては何の神社ぞや、又火火出見尊、水府に行給事、秘傳問答に記ても、異國の雜書に云ふ孫思邈水府に行、千金方の中の秘方を傳し事、又浦島子常世郷に行し小説と云がたし、猶明辨あるべき歟、答曰、火火出見尊、葺不合尊は、伊勢兩大神宮に御鎮座所記文見當り侍らず、火火出見尊、海宮に行給ふ事は、神詠を考て一島なる事を知れり、秘傳問答を記せし後の考索なり、委細越前國山本氏廣足へ演説せし

に、其趣を筆作して神代講述抄と名付、當時梓に刊行せり、披見あるべし、問曰、近代まれに先づ内宮へ參詣して、後外宮へ參詣する他國人あるは故あるや、答曰、外宮御鎮座ありてより以來、其義神籍に所見無之、勅使の參詣、毎度外宮を先にし給ふ、豐受大神宮を可先祭との依内宮御託宣也、外宮祠官の私に云にはあらず、神書分明也、但し内宮の祠官計は先づ内宮より參詣は尤也、然ども内宮の祠官、年首の外宮參は正月一日式日也、外宮の祠官年首内宮參は、正月二日式日也、六月、九月、十二月の三祭禮、共に外宮は十六日、内宮は十七日式日也、今も毎年相違なし、又二十年に一度の式年の遷宮も、九月十五日は外宮、十六日は内宮の式日也、是にても外宮を先に參るべき事を知べし、問曰、神道の二字は易の觀卦より始て出たれば、日本の神道も易より出たるならんや、答曰、如何、答曰、其以不可也、今世儒學の輩、心引方に執して、吾國をも忘れ、如此云也、神代より相傳の神道は、何ぞ周易より出たるならんや、佛家の兩部習合は、嫌ながら、儒家に又易より出たる日本の神道と云は、易習合也、但し自然と符合の所を捨よとにもあら

す、神道と云漢字の連綿は始て易より出たれども、加美乃美知と云倭訓は、神代よりの相傳也、能可辨之、問曰、三代實錄卷三十五に、大神宮の氏人に、有三神主姓、荒木田神主、根木神主、度會神主と云へり、根木神主とは何れぞや、答曰、此事今世難知義也、但し先年内宮の禰宜荒木田經盛神主へ尋侍れば、根木神主とは、今の内宮の物忌等を云と也、内宮の物忌等は、天見通命の末孫也、神書の中に、天見通命を神代の禰宜と記したるを、字皇の沙汰文に、禰宜職は天武天皇の御代、始て置給也、何ぞ神代の禰宜あらんやと難じたり、根木神主の事、皇字沙汰時代にも不儘にや、但し諸國神社の神主は神職也、荒木田度會に付たる神主は姓尸也、根木神主も姓尸にや、故に有三神主姓と云へり、姓尸とは、今の朝臣宿禰など云が如し、天武天皇以前二所大神宮の大神主とて、兩宮を一人して兼たるは職也、自身の位署には荒木田神主某、度會神主某と書也、他人を記する時は、荒木田某神主、度會某神主と、神主の二字を名の下に書は、他人を恭敬の體也、問曰、今世山田總中を云て、山田三方とは何たる子細ぞや、答曰、先年明德二年の解狀の草藁を見

しに、山田三方神人等謹言と端作ありて、其奥に名々判して肩に須原方神人、坂方神人、岩淵方神人と記せり、然らば、山田中を三に別て、山田三方と云にや、問曰、岩淵は繼橋郷也、山田原は沼木郷也、何ぞ岩淵を山田と云や、答曰、山田原は御鎮座所名なる故、沼木郷、繼橋郷、共に據て往古より山田と號し來れり、問曰、繼橋郷と何たる故に名付るぞや、度會郡と云も、繼橋の郷より起りたる名と也、如何、答曰、大國玉の神と佐々良姫と、梓弓を橋として度會給故に、度會郡とは云也、其橋の故跡は、高神山の麓にあり、此橋の名を月弓橋と云と、北畠親房卿の筆跡にあり、神名秘書に云、大國玉神奉迎之時、以梓弓爲橋而度焉、爰大國玉神佐々良比賣參來、迎三相土橋郷岡本村、自爾度會焉、因以爲名也とあり、今の茜の社北、祇承が橋と云土橋是也と云人あり、沼木の郷と繼橋郷との堺也、ちといと音通すれば、土橋とも繼橋とも云にや、大國玉姫社と云も此橋より近き高神山の巽方の谷にあり、此谷を大黒が谷と今の俗は云、實は大國玉姫神社ある故也、神體二座也、黒と國と同音故誤にや、又大國玉の神は大黒天也と、兩部習合者は、其

故にや、度會郡の名も此橋より起し事分明也、問曰、箕曲社は、繼橋の郷岩淵の東にあり、箕曲の郷にあるべき事也、如何、答曰、岩淵の末にあるは美野社也、其所の名も古記には繼橋郷美野村と記せり、今俗誤て箕曲社と書り、外宮の末社の箕曲氏は、久志本村の北勢伊太川の南の岸にあり、俗に流社と云也、久志本村は箕曲郷やらん、繼橋郷の内やらん、儘に知人なし、此社の北の川瀬をみのせと云、箕曲淵の訛にや、此社の西北の船江は箕曲郷の内也、按ずるに、此神末孫に箕曲氏の人ある故に、箕曲氏の社と云か、但し天牟羅雲尊鎮座之由、此社の祝詞にあれば、箕曲郷に鎮座の度會氏社歟、問曰、順和名鈔度會郡下に伊介郷とあり、今は何れの所ぞや、答曰、宇治郷松下村の東に今も伊介浦と云あれば、其近邊は伊介郷にや、但し伊介御厨を郷と云へるにや、今は志摩國鳥羽領と成たれば、儘には不知之、但し伊介御厨と云は、度會郡の内の由儘なれば、昔は太神宮領にて神三郡の内也、古來神領の名を記したる神風鈔と云物あれば可考之、問曰、佐古久志品宇治とは何と云事ぞや、答曰、佐古は拆也、古と久と五音通ず、久志品は

奇也、宇治山谷拆、奇妙の風景、言語の非所及也、宇治と云は猪路を云との説あれば、拆て奇妙にして人は通じ難き嶮岨の猪路を云にや、又宇治は内也、内宮御鎮座故の名ともいへど、倭姫命世記に、内宮御鎮座以前の詞に、佐古久志品宇治之五十鈴川上とあれば、内宮と云に付ての名にはあるべからず、其上外宮御鎮座ありてより内宮と云へば、是の雄略天皇以後の説也、上古は猪路を云へるにや、拆鈴五十鈴と云は、鈴は口の拆たる故の枕詞とも記せり、信哉按、拆鈴は口を拆るなり、口を拆るは、口を常陸風土記に、くしちと書けるにて知るべし、鈴の形の、口の拆けたる如くなれば云なるべし、さてくしちるは今の鹽口の如く、打ち敷きてぞ鳴しけん、因て宇治の枕詞は爲したりし、尙ほよく考ふべし、問曰、近古愚堂和尚、中山寺を建立して、山田に住せられけるに、或夜話に、外宮領を隔て内宮領の瀧原等の在は不審と云人ありければ、愚堂云、外宮御鎮座は内宮より後と聞ば、其以前は皆内宮領也、外宮御鎮座より其内を取り外宮領とすれば、外宮領は内にあるべしと云へり、又愚堂云、兩部習合の神道は、聖德太子より興ると云、實ならば恐くは太子の御誤ならん、其道は他の道と強て混雜せぬ事也と云へり、道理有様に覺へ

侍る如何、答曰、一道に明なれば他の道をも發明殊勝也、無我なれば萬事に通ず、祠官職掌人等可取之、問曰、兩部習合とは何たる故に云や、答曰、伊勢兩宮を胎金兩部、大日如來に配當し重ね合する故に云也、習は重也、習坎の心にて重合すると見るべし、ならひ合すると云人あるは誤なり、問曰、神事に拍手は何たる儀ぞや、答曰、韻會小補動字云、周禮九拜四曰振動、以三兩手相擊而拜、集韻一曰、今倭人拜以三兩手相擊、蓋古之遺法と云へり、是は異國よりの説なれば證に取難き事也、但し上古は倭國へ漢土の禮を摸したる事許多なれば、さもありけるにや、本朝の説は、文永十二年二月十六日記曰、禪二條大納言入道云、拍手事、木偏は僻事也、拍手とす、可爲三手偏之由、存知之處、式之古點に拍手と書て拍手宣と點之、如何、答曰、供神之物皆備柏、新嘗會、神今食之時、御食御酒盛柏供之、天子間食御酒之時、拍御手召之、仍拍手者也、實者雖爲三拍手之義、供物依盛柏、號之拍手乎、然とも拍手の二字をかしてはでうつと令點之條、義理尤有與事也と云り、兩部習合の書ながら、拍手の口決とて、神道灌頂觀想云、神語云、

天空虛而運晝夜、地虛無而顯草木、人無心而成動靜云々、皆虛而有靈妙也、手を拍も然り、掌の内一物もなき虚空より其音をなす、是亦虚而有靈妙也、妙則神也、其神妙拍手則顯、手其妙をあらはさず、其顯るは是神也、天地の間妙にあらずと云事なく、神にあらずと云事なしと云へり、道理あれば習合の書ながら捨がたし、拍手に入開手短手と云事あり、拍様は家々相傳して不同ある故難一決也、問曰、朝熊岳は虚空藏也、何ぞ諸人尊崇して外宮内宮朝熊岳を三宮と云や、答曰、朝熊と云は、岳の麓朝熊村と鹿見村との間に、朝熊六柱の神鎮座ありて、其神社近邊に鏡宮と云ふあり、上古水中の岩の上に神鏡二面御座す、而るを諸人參詣して拜みしに、長寛元年神鏡自然に紛失の聞、同年五月六日被立勅使、祈申させ給に、其後如本歸座し給ふ、又正治元年五月の比、右の神鏡一面を或僧盜取て山城國稻荷山に崇めけるに、同年八月十五日立公卿勅使て被祈申、偏致精誠て所奉待歸座に、神鏡の御在處顯して、寛喜二年正月彼神鏡二面ながら爲狂人、被盜取給ふに、忽に顯靈威、出現し歸座し給ひ間、新構新殿、可

奉鎮座一歟、被問三宮外記並諸道之處、尙御三座岩上、又文永六年十一月に、昔正治元年紛失之神鏡一面令紛失給ふ、即本宮より經三奏開之間、被行御卜仗議等、被下御祈宣旨、而るに同七年正月飯座し給ふ、此事は小朝熊神鏡沙汰文並に神名秘書等に詳也、其社も久く退轉せしを、近代大司大中臣精長朝臣再興也、其神鏡今は堅田神社寶殿に奉納と申傳へたり、朝熊神社は、今朝熊岳五六十町餘麓にあり、岳は風景よく、伊勢國中のみならず、富士山なども雲間に見え、殊に坊舎數多ありて見所あれば、諸人參詣には面白く殊勝の靈地也、縁起あれども神鏡廣記と云物の抜書、兩部習合者の作の書なれば難信、神宮の神書には、延曆二十三年の内宮儀式帳に、内宮領の神境を立て、以東は石井嵩、赤木嵩、朝熊嵩、黃楊嵩、尾垂嵩と記せるより外見及侍らず、今の虚空藏を太神宮末社朝熊神社と心得は、甚以不可也、兩太神宮參詣竟て後岳へ參ば、風景もよき山なれば尤也、參宮以前に佛寺參詣は不可也、可有思慮一義也、近年は外宮、内宮、朝熊岳を一日に參詣は、三宮とて神慮御納受あるなど、云俗諺はやりて、一旨奉乘旨事也、三四十

年以前までは曾て耳にも觸る義也、朝熊岳は佛寺也、神宮にはあらず、能々可辨也、太平記に二見の澳に岩に添て神代の神鏡あり、案内者を頼て拜之由記せるは、右の鏡の宮の事ならん、但し傳へ聞計にて目には見ざる故に、澳とは記せるにや、鏡の宮は二見が浦よりは南方の山際也、半里計隔れり、此朝熊の神社の櫻は、日本最初の櫻也と太田命傳にはあり、愚詠ながら「神代しも今うらめしき朝熊や散ぬ櫻の種子ならずして」と讀しも此故なり、内宮一殿の邊、櫻宮と云ふ壇も、朝熊六柱の神を拜するなり、問曰、外宮には天御中主、瓊々杵尊二神御鎮座故、外宮を二所大神宮と云すとの説、羅山子の神社考に見えたり、其義如何、答曰、是は神皇正統記垂仁天皇の下に、内宮御鎮座の子細を記し、又雄略天皇の下に、外宮御鎮座の二神御同殿に御鎮座あり、自是二所太神宮と號すとある、自是の二字は上の内宮を受けて、外宮御鎮座より内外宮を合て、二所太神宮と申との事なるを、博學の羅山子なれども、伊勢大神宮の御事は不案内故、天御中主を正體とし、瓊々杵尊も東相殿とし、二尊御

同殿に御座す、自是外宮を二所大神宮と申と、神社考に書れたる様に文句開ゆ、正統記を見誤て歟、古今の神書に外宮計を二所大神宮と申との説なく、又相傳もなし、問曰、外宮御池の中堤の中央にて、西方に向て拜するは何れの神社の遙拜ぞや、答曰、是は秘拜也、但し日隅宮拜と申傳たり、又月輪の拜とも云人あり、有深秘一歟、問曰、内宮風宮の橋の中央にて東方に向て拜するは、何れの神の遙拜ぞや、答曰、是も秘拜也、但日若宮の拜と云傳あり、又日輪の拜とも云へり、是にても兩宮御鎮座陰陽の故ある事、工夫を可用也、問曰、多賀宮を少し下り、内宮遙拜所の前にて、乾方に向て拜するは、何れの神社の遙拜ぞや、答曰、此拜世人不知事也、但し大司大中臣精長朝臣へ問侍りしかば、家に申し傳へたるは、鈴鹿を拜すると也、尤鈴鹿は乾の方也、禰宜の家には其傳絶たる歟、知人まれなり、但し秘記あるか、問曰、鈴鹿の拜とは、今の鈴鹿山の坂の中にある社を云歟、延喜神名式の上には、鈴鹿郡十九座の神名あれども、皆小社也、しかば何れの神社の拜ぞや、答曰、日本武尊の能衰野白鳥陵を拜するならん、日本武尊は伊勢國鈴鹿郡能

衰野にして薨御し給ふ、其野に陵あり、白鳥陵と云と日本紀にあり、延喜式に、在伊勢國鈴鹿郡、兆域東西二町、南北二町、守戸三烟とあり、今も白鳥陵跡残れる歟、其處にいまだ參詣せざれば、陵の有無を不知也、日本武尊の御事は諸人尊崇すべき神なれば、尤可拜義也、公家武家殊に信仰し給べき神なるをや、八幡の御爲には祖父、神功皇后の御爲には舅にて御座也、其武功詳に日本紀等に見えたり、問曰、遷宮の時、祝詞讀に、履を脱と不脱との時あると聞、何たる時ぞや、答曰、遷宮前後の祝詞を一紙を折て表裏に書き、古殿の前にて遷御以前の祝詞には履を脱掛て不脱、新殿へ御神體遷御了は、左右共に履を脱て祝詞を讀事、故實也、此義凡人聞ても其益なれば無用也、祭主宮司などの家には其子細相傳の事と也、問曰、内宮與玉石壇前にて、履を不脱して拜すと聞、しかるか、答曰、與玉を拜する時は、右方隻履計脱して拜す、凡人も草履の右方計脱して神拜秘傳也、其故あるにや、外宮にても北御門社にして隻履計脱して拜す、故ある事ならん、皆是太神遷幸の御時、御先に出現し給ひし神也、問曰、參宮の時は、先大麻を取り

解除する作法と云、しかるや、答曰、然り、大麻なきときは、扇を大麻と観じて、扱して後參宮、毎度の儀式也、勅使參向にも、二鳥居にて獻_二大麻、他國人の參宮にも、參詣の前に大麻を出すを頂戴するは此故也、但し今の世は自他共に輕忽す、大麻頂戴無_レ之參宮は神慮不納受の由也、必可_レ勤_レ之、問曰、今時、參宮の前夜より日を待、尊者を招て、終夜絲竹の聲を聞て、夜明て參詣する輩あり、物の音は參宮の前には嫌_ふ事也、如何、答曰、音樂は六色の禁忌の其一にして、齋の内には倭姬命の重き御戒なれども、末代の凡愚に對してとかく難_レ言、心あらん人は慎むべき義也、問曰、諸人上下に通じて神道の心得あるべき事也、何事を工夫して神慮にかなふべきや、答曰、神慮不測なれば、愚拙とかく申しがたし、但し正直は神明にかなふ事、神書分明なれば、朝暮工夫を用て心中と言語と相違ある歎なきかを省て、久しく其功を積み、心の問ば如何こたへんとよみし古歌の如、慎て表裡なく、人を欺く事なき時は、神道者とも云へし、神書博學にして、講談も懸河の辯を以てするとても、朝暮の所爲表裡ありて、心中と言語と相違あらば、却て神罰恐

し、諸人指す所は即ち神慮也、可_レ恐_レ可_レ耻、利祿の爲の神書博覽歎、又名聞の爲の神籍博學歎、我心中に問て、一念も其心あらば、改るに勿_レ憚_レ事、神慮正直の道に甚違ふ事也、人前にしていはれまじき事は大方は惡事也、工夫を用て改むべし、心中正直ならずしては、神書博學其詮なき義也、可_レ慎_レ之、是は大方の正直の工夫也、一步を進て云時は、凡夫も神明の域に到るの捷徑、正直の二字にある也、言語に述がたし、正直爲_レ神と異國の書にも見へたり、問曰、人前にして云はれまじき事は大方惡事ならば、密謀をも皆泄せとにや、答曰、密事あるは泄すべき義ならず、さしてもなき事までも物かくしする人は、不正直の人と知るべし、又正直と云を惡く心得て、密謀までを泄する淺智の人、甚不可也、云れまじき事は大方は惡事にある義なれば、惡事ならば其惡念を改よとの事也、密事は自他融通なく二ツに成故に、大方は惡事惡心也、惡心ありて神慮にかなふと云事は、稀にも無き道理也、神慮は正直にして明鏡の如く、惡心は不正直さびに似たり、直不直は水火の如し、水火は尅する眼前の證據也、予稀年に近くまで時々工夫すれども、凡愚なれ

ば火を鑽_く如く力を用ざる故にや其驗もなし、無念口惜き事也、問曰、正直の人はつよく、物にあたつて仁心なきと云は如何、答曰、神慮は仁心を以て本とすれば、たとひ罪人を殺害するとても、仁心を以て殺すは秋冬の氣のあらく寒き如し、是も畢竟は五穀成就して、又萬物生長する事なれば、天意は仁心也、私の心を以て人を愛するは却て仁心とは云がたし、後に必ず害ある事也、心中に少も私なく正直なるは神慮に同じ、是に過たる仁心やあるべき、雲掛らざれば日月明なる如し、人を惡む心なく、惡を惡むべし、是正直の仁心也、能可_レ辨_レ之、問曰、大神宮には、牛、馬、猪、鹿、犬、豕、熊、猿、羚羊の類の肉を食する人は、六色の禁忌の一なれば、百日の間別火にして參宮固く禁止、其肉食用の人と同火は廿一日禁忌、其廿一日の人の同火は七日別火、參宮制禁、甲乙丙三轉と也、是は殺生を忌給ふ故歎、又肉を不淨との故か、答曰、御贄に魚鳥を神領より備へ奉る事、上古よりの例なれば、一向不殺生にもあらず、但し牛、馬、猪、鹿、犬、豕、猿、羚羊の肉、御贄に奉る例、大神宮にては古今神書に無_レ所見、牛の肉を食_二田人_一しに、御歲神發_レ怒て苗

の葉枯たる事、古語拾遺に見えれば、神の惡む所不淨とも云べし、然れども白馬、白猪、白雞を以て御歲神を祭て、枯たる苗の葉茂て、年穀豐稔とあれば、あながち不淨のたゞりとも不見、農を助くる牛を殺せる故歎、但し白馬、白猪、白雞を殺して御歲神を祭るとは不_レ見、生ながら神に奉る計にて、神馬、木綿付鳥などの類にや、情思ても見るべし、人畜は異類ながら、禽獸は人に近し、愚拙幼童の比、小鳥を取て玩しに、其悦不_レ斜、其日漸薄暮に至て、彼鳥籠の内に悲鳴し、籠より出んとする躰を見て、中心其悲に不堪、即時籠の口を開て放やりしより懲て、今年六十八歳まで家に小鳥を不_レ飼、まして殺生を禁ず、但し出家などの様に一向不殺生にして、盜鼠をも不_レ殺、死たる魚鳥の肉まで食ざるには非ず、海魚までも石決明、榮螺、蛤蜊などの類の死たる肉は、食用に味悪ければ、客饗應の爲には不_レ得_レ已、生たるを門内へ入侍れども、其外生たる魚鳥を會て門内に不_レ入、是は強て戒むるにはあらざれども、殺生を不_レ好也、石決明、榮螺、蛤蜊などは面目もなく蠢動する計なれば、餘の魚鳥とは各別也、佛者の殺生戒にも非ず、儒者遠_二庖厨_一との戒に

もあらず、神職の家に生たる故也、異國人の狗彘雞豚などを數多養は、愛するに似たれども、終には殺して食用の爲也、予倭國六畜の肉を不食の國に生れて、殊に大神宮の神官なれば、儒者にあらざれども儒の戒に近く、佛者にあらざれども佛の戒にも近し、但し殺を禁ずとも、盜賊し、物を害て罪あるは、人にても殺す事、道に少も不背、まして田島を荒し、農をさまたぐる禽獸は殺べき事也、但し鷹を飼の爲に、田島に網はり、雀を取り、人として禽獸よりは田島を荒して農を妨ぐるは、土民の嘆嗟、放逸の所爲也、仁心有ん人はいたく戒むべし、佛家には其報を恐る、神道には報の有無にはよらず、罪なきをば禽獸までも愛す、まして人たる農民をや、日本紀に、天武天皇四年四月庚寅、詔諸國曰、自今以後云々、莫食牛馬犬猿雞之肉とあり、且又古老口實傳と云大神宮相傳の神書にも、鷹飼事禁之、沼取雜魚等一同禁之、鶴諸小鳥飼事禁之と有をや、多田新發意滿仲ほごころ勇猛の信心なくとも、神道を開て興起せば、みだりに殺生し、農業に害ある事は即座にも禁止有べし、何事に付ても善に趣事速なるは最神道の專要也、

萬治三年、既撰述秘傳問答、然有遺漏、則恐後葉可失、故實一歟、方今暮齡六十有八、耳之所納、目之所接、復集撰之、曰續秘傳問答、非不背鐘鳴之類、依紀州淡島神主紀如尙之需也、
天和二年壬戌三月卅日、謹記之、
天牟羅雲命四十四世孫
權禰宜從四位下度會神主延佳

右神宮續秘傳問答卷册、以和田英松所藏本令書寫一校畢、明治四十四年九月二日、

神宮續秘傳問答終

依勤績并高年申加階狀

河邊 精長

前大宮司正五位下行神祇少副大中臣朝臣精長誠惶誠恐謹言、

請下殊蒙鴻慈依勤績并高年因准傍例加叙從四位下狀、

右精長、承應之初、拜任司職、而釐務二十二年、僣僂從事、無敢怠矣、其間勤于幣使、四箇度矣、隨于造宮五箇度矣、又蒙勅命奉仕于大殿祭矣、又誘神人而修復兩宮攝社四十字矣、又訴武家而與復二宮大宮院廻内玉垣各一重矣、是皆雖職分之所當爲、而亦不可謂無憂勞矣、自餘之勤績、不遑枚舉焉、加旂延寶七年、皇帝陛下御不豫、被下御教書于司家之日、仰祈伏禱、先是雖被恩免劇務、奉君之情、老而彌切、靡日不祝寶祚矣、于茲御平復之後、二宮祠官等各關勸賞之總級、精長願齡八十二歲、均勤節於寒松、而五株洩賞、同悲鳴於阜鶴、而九天隔聽、歲月滋盛、愁鬱尤深矣、夫賞功

依勤績并高年申加階狀

養老者、明君之政化、精長齡踰八旬、功非一、伏惟自正五位下不歷正上而拜從四位下者、祠官加階之前蹤也、望請乾臨降以憐恤、任件例殊被授從四位下者、將戴天朝感老之恩、以勵後裔守職之思、精長誠惶誠恐謹言、
天和二年十二月十九日 前大宮司正五位下行神祇少副大中臣朝臣精長上

精長、宮司職を男長春に讓與し、今齡八十二歳、然るに天恩難報上、自分之功勞を申上、加階を望候事、旁以恐入奉存候へ共、老後之面目、竊に四品に望御座候、凡精長承應二年被補大司職、釐務之間、年中數ケの祭祀を勤役し、今職を退候迄も、寶算悠久之懸禱、更無怠慢候、殊に明暦元年、進禁庭而勤仕大殿祭、其外例幣使を奉る事四ケ度、又萬治元年大神宮回祿、仍身力を盡し、一晝一夜之間、雨覆の假殿を奉營、暫奉安鎮御體候、同二年同宮假殿遷宮奉行、及臨時造宮使を勤仕し、其間不日之功を勵し、無爲に奉成遷御候、又内宮所攝廿四社、外宮所攝十六社、嘉禎寛元之後、四百歳之間修葺之沙汰も無之、且社

地多他領に成候後は、其跡知る人さへ稀に成行候事、餘に歎かしく奉存候へども、家貧く朝暮を送兼る體にて御座候間、尋ニ求遺跡、存ニ神忠、祠官等を勸、合力を以て諸社の神殿四十有餘宇奉ニ經ニ營之候、又寛文四年外宮假殿遷宮を奉行し、又二宮四重の御垣も、瑞垣一重相殘、盜賊亂入之恐不レ少、且舊制之衰廢歎かしく奉存、寛文正遷宮之日、其趣を武家に申て、二宮内玉垣是を再興候、就中延寶の年、聖體御不豫之日、既に司職を辭讓すといへども、老衰の身神前に至て御平復の御祈を勤仕し奉り候、然に殊驗あるを以て、二宮祠官等各預ニ加階、或は其中忝ニ四位ニ輩不レ少、精長前官たるを以て、其賞に洩、位猶正下の五位に止り、將今足下繼ニ絶興ノ廢、有功之祠官も亦預ニ其賞ニ畢、伏願は是等雖ニ爲ニ微功、偏哀ニ八句之衰翁、被ニ舉ニ達天聰、忝ニ四品ニは、歳老齡傾、餘日雖ニ不レ幾、生ては寶祚の安全を祝し、死ては榮名を無窮に顯乎、精長誠恐謹言、

九月廿六日 前大宮司大中臣朝臣精長
進上祭主三位殿政所

口狀之覺
前大宮司精長申ニ加級之事、職辭退以後候得共、官神祇少副候、宮司所勞故障之節者、爲ニ司代ニ從ニ神事ニ候、且又職辭退以後加階事、餘社賀茂前神主等預ニ階級ニ候、精長八十有餘、不幸位不レ及ニ權禰宜ニ旨、所ニ歎申ニ候、非ニ無ニ其謂ニ候歟、此等之趣、申御沙汰可レ被レ成候哉、以上、

九月四日

景 忠

信哉曰、二所太神宮神名略記序云、寛文年間、大司大中臣精長朝臣、奮然興起、正名問レ址、得ニ費神人、既以經營、其功可レ謂レ偉矣、自レ爾以來三十有餘年、其間雖ニ經ニ遷宮、而攝社不レ與焉、精長男大司長春朝臣、欲接ニ其武ニ而不可也、於是與ニ度會延昌、延經兄弟等、暨橘成胤等、戮力一心、而循レ名督レ實、損餘補闕、又鳩ニ金神人ニ蓋構理事、頗復ニ于古焉云々、
又曰、泰山集云、出口信濃守延佳、亦重加之師也、伊勢之法、中臣祓十人神主之外不レ傳之、故信守以不

神道大意註

レ知謝ニ垂加、爲ニ之先容、詣ニ大宮司精長、受ニ中臣祓ニ焉、同書又云、垂加翁受ニ中臣祓於伊勢大宮司精長、然未レ得ニ許可、不レ能レ傳レ人、筆ニ之風水抄、爲ニ箱傳授ニ云々、
又曰、神道或問云、出雲路信直曰、中臣祓は道の奥義也、然ども垂加の門と限りたるには非ず、伊勢にても重き傳なるぞ、翁も伊勢大宮司精長より傳授ありしぞ云々、

右前大宮司精長加階狀、天和三年神宮祠官位階狀寫所載也、今以予所藏諸書一校畢、明治辛亥八月朔、

依勤績并高年申加階狀終

仰に曰、大意は大槩、大綱の心、定家卿和歌の心をすべて解し、詠歌大槩と號けり、此大槩是に叶、唯我道は天地を以書籍として、四徳行る、所を證據として、此に則り日月をつとめ、他道によらず、理りを道のをしえとす、
夫吾國波、天地登俱仁神明顯坐須、故仁國於神國登云此、道於神道登云布、國止者干界乃根本奈利、
三國の當然を以みれば、我國は東方に當れば、當然に因ても萬國最初の理り明けし、然ば日月先づ我國よりあらはれ玉ふ、日月は陰陽也、其陰陽をなす所以の一靈あり、此を國常立尊と云、此神明の徳始て我國にあらはるれば、國を則神國と名く、亦此神動て道をなし、人其跡に因て求めず道こゝに建、故に道を神道と云ふ、
故仁日本登云布、
我國は萬國に先立、東方にあたれば尤然り、詩歌にも春は東より來と詠ず、故に唐より日本と名けり、

〔原註〕日本の號曰土、
 唐は南方にあたり、天竺は西の方にあたるを以て、
 月星にたとゆる説あり、
 日波太陽、月波陽乃耦生、星波陽乃散氣奈利、三光皆我國
 與利出天、三神此土仁垂迹須、

日は陽の精、月は陰の精也、陽は大にして世界をつ
 つめり、耦生は神代卷にたぐいなるを訓せり、日あ
 れば月と云たぐいあり、一あるは二有、是に隨、た
 とへば日月は男女也、男あれば女たぐふ也、星は太
 陽の精餘て形をなす、故星の訓をほしの上畧也、此
 大秘訓也、〔原註〕星の訓、一説に細しの時、日太陽の一氣よ
 月星の訓、一説に細しの時、日太陽の一氣よ
 月星の訓、一説に細しの時、日太陽の一氣よ
 り萬星を生ずるは、道體の一理より、分て萬殊とな
 るが如し、地のあらゆる形は、亦天の星なり、○垂
 迹、ほしいまゝなる説に似たりと雖、其形顯る本を
 尋れば明けし、三神皆我國より顯て、垂迹も亦名た
 れ玉ふ、

神止波常乃神仁非須、乾坤仁先氏留神於云、
 神代卷に、古天地未割、陰陽不分明ときと云り、是
 乾坤に先だてる所、萬物の根元にして、亦道より起

り、爰を誤て老佛の無と云、有と云、是に迷へり、天
 地未分の時を暫く云ば、鳥の玉子の如し、天地未生
 無物の始なれば、虚に似たりと云ども、穀の開に及
 で、雁は雁、鴨は鴨と分る、所は、未形より先に其
 一理有て然り、其妙體をさして常の神に非と云り、
 道止波常乃道仁非須、乾坤仁超多留道於云、

まろがれたるものより顯る道をさして云へり、天
 照、春日の今日の道にあらず、此より天神七代の神
 明もあらはれ玉ふ、清陽なる者は海靡て而爲て天、
 重濁る者は淹滞て而爲て地、然後神靈生、其中一焉、
 此道の根ざす所也、天は高くして上にそなはり、地
 はひく、して下に位す、これにならつて君は上に
 有て下を恵み、臣は下にあつて君を敬す、親は子
 の上に有て尊く、夫は妻の上に有て尊し、五ひ其道
 を以、接て和順するなり、

神性不レ動志天動幾、靈體無レ形志天形須、是則不測乃神
 體奈利、
 道體は杲を不レ動、其不レ動所に又大に働もあり、
 其妙體不測にして手をくだしがたし、暫とせば不
 レ動して動と云へし、靈體無レ形形すを説は、一

統下て示せり、其體を求るに無物也、然ども是より
 形するを見れば、無形にして萬物をなす、此則國常立
 尊にして、みちんの中にも其靈やとらすと云こと
 なし、物あれば必靈そなはる、故に不學にして天然
 に知るもの爰にありと雖、私欲に仍此を失す、然ど
 も我道は先輩に起居動靜のわざを習ふ、習ふ中に
 又其理も有ます、

天地仁在天波神止云此、萬物仁在天波靈登云、人仁在天波心
 登云布、心波則神明乃舍、混沌乃宮奈利、混沌止波天地陰
 陽不レ分、喜怒哀樂未レ發、皆是心乃根本奈利、

是皆本は一神にして分れたり、混沌はまろがる、
 と訓す、神代の卷まろがれたること鳥の子の如ど
 云に、是を書り、我心に天地を包備す、果してしか
 り、佛氏の云芥子に須彌入の説はたとへ也、我道の
 混沌の宮は、全比喩にあらず、重々口決あり、混沌
 は天地未分にして、人に對しては喜怒哀樂未レ發を
 云ふ、

心止波一神乃本、一神止波吾國常立尊於云、
 人々固有の心をたづぬれば、天の一神よりわかれ
 て、則國常立尊也、

國常立尊止波無形乃形、無名乃名、此於虛無大元尊止名
 久、

國常立は、形もなくして形をなし、名もなくして名
 を得玉ふ妙體也、其理をとけばそらと云ものもな
 し、空は形に對すれば、其虚と云にもいまだあづか
 らずして、又大に爰に形をなし、萬物の大本たる斷
 有、そらなきを以、反て萬物をなし、しづかなるを
 以、反て大に動く、道を知者に非ば焉ぞえん、悟し
 がたし、

此大元與利一大千界於成天、一心與利大千乃形體於分津、
 先に云國常立尊とは、無形の形、無名の名、此を虚
 無大元尊と名くと説り、本陰陽をなす所以のもの
 あり、然ども一物有とする時は不レ可得、虚無大元
 にして虚也、厥虚と云にも未預ざる無物の始、此道
 體の源也、如レ此そらなきものかとすれば、又天地
 陰陽五行の元にして、萬物此に根ざす、無空と説去
 て、反て大元とす、此有無にあづからざる所に中
 有、此妙體を無形の形、無名の名と説り、名は一物
 あれば自定る、元來無物なれば無名也、無物にし
 て而も萬物を成せば、因レ茲名あり、是大元より大

千界を成すと、此間工夫あり、忽にすべからず、道體の妙、窺難ふして且易し、虚云ものも無と云大元と轉ず、其故何ぞ、當然萬物の化生す、何れより出、此大虚よりなし來る、然れば大元と謂べし、此大元を物にあづけて説けば、易に似たり、こゝにありし胸中にして又得がたし、又曰、混沌として號べき名もなき物より、一大千界はなす、古天地未割、陰陽不分、混沌如雞子、溟洋而含牙と、其ふくむ所の本、則大元にして、夫清陽者薄靡而爲天、重濁者淹滯而爲地は、大千界の成姿也、然後神靈坐其中焉と云所也、清濁天地と成て、一理の妙體、其中間に備て、大千の形體を造化し王ふ、人此を得て一身を主とす、天に有て神と稱し、人に承て性と云、心と云、理と云、中と云、名と云にして、其理一般也、陰陽形をなして此神をつゝみ、而して五行五體をなす、神と云、人と云、物と云、皆此一神より形をなす、何況やの文意なり、

何況森羅萬像、蠢動含靈、都天一神乃元奧利始利天、佛語也、兼直天氣を窺い、彼近ふなる、所に因て筆を翫ぶ事しかり、蠢むぐめり、手足もなき類いに至

まで、此一神よりなせば、其靈氣にあづからずと云ふものなし、

天地乃靈氣於感仁至天、生成無窮奈利、心乃本源波一神與利起利、

是又要所也、萬物是一神より始るに、人、禽、獸、草、木、魚、鼈と分し、或は蠢動のごとき、生にも賢、愚、貧、福の品あり、一神よりなせば皆上品たるべし、は何の理ぞや、儒にも天地之間、感應而已と説り、賢、愚、貧、福は、氣稟の清、濁、厚、薄の差によると論じて、此に安んず、佛は過去を建て、因果の理に安んず、此を推て不審を入るに、儒佛に論の決せぬことあり、門人の覺悟の爲に此を辨す、夫清濁厚薄とのみ説去ては、天命は空し、中庸に、天命之謂性、性は天命也、前に異端を惡んで、後へは彼に落つ、且佛に因果と説は、佛も衆生なき時は何の因果か有て此をさとり、此を不悟、貧く貴き當然によらば、世々萬々に渡て其論しかり、凡物其所以あり、萬物一神の元より形をなすに、感應にしたがい、生成無窮、火に近づけば乾、水によればしめる、善を感じ惡を感ず、其應必至る、心は萬境に向て轉遷する、

つゝしむべきこと也、

國乃宗廟波萬州於照須、

國の宗廟は、天下の宗廟也、宗廟を祝するは、天の一神の本にかへる、一國に於ても其宗廟を祭が肝要也、一神に歸る宗廟なれば、萬人此をうやまい、或は祈願をかくると云とも、納受の眸を垂、天下の宗廟は天下を守、一國の宗廟は一國を守る、感する時は徳を天下に曜す、天の一神に歸ては、士庶人に至まで本一神より始まるは、貴賤に差なふして、厥徳四海に及ぶ、子孫の榮を求に、我先祖を祭に不_レ過、人々先祖を祭事を忘る、明神と云とも、上代の人にあらずや、

譬波一水乃徳於以天、萬品乃生於育加如之、

一神の本に歸るは、喻ば龍の一水の徳を以、萬品を潤すが如く、其徳天下に滿て、萬人を守る徳有也、儒佛乃二教止波、萬法乃流典利、一心乃源於分津、

我道は如_レ此と説て、此より儒佛を論ず、儒佛、或はパレンが道と雖、本此一元より起れり、其ほごこす所は、各土地の風に依て教へり、理に於て異なる事なし、爰に山水を心にたどへて説く、一源の水、

谷に流て派となるに及び、用水に用ひ、或は洗水に用ゆ、又儒佛等の其國に行る、所も、此にひとし、顔子易_レ地然と云る如く、釋迦日本に生じて道を説、天照天竺に生じて道を説玉は、釋迦神道を以てとき、天照佛を以てとき玉はんや、理に天竺、漢土、日本の差なし、然ども事は大に隔別なり、日本は神道、天竺は佛にして、初て可也、此を日本にはごこせば、器に不_レ合、蓋をあたふるに似たり、佛は妻子を捨て、山林に入て一箇の心を安んず、神道は干戈を帯して日用を要とす、然るを我國に用ば、如何益あらんや、山林に入も、無道を成者よりは殊勝也、

釋迦、孔丘、其仁性命於天地仁受氣德行於夙夜仁施須、是吾神明乃託_仁須留非哉、

釋迦、孔丘、天命の然ることほりを知て、夙夜にはごこす所々、神託の外にあらず、

佛波則神乃性、人波則神乃主奈利、

弘法の惣秘決に、佛は衆生之性、先心謂_レ性、先_レ性謂_レ神と、是に本づきてかけり、此性は出生する所の一佛生を云ならん、人波則神の主とあるは、異本

に神の器なりと書せり、此説によれば解し易し、神の主とは、神明の妙用は人有て行はるゝことよりいへり、

梵漢乃爾聖、心地於和光仁開、天地乃一神、道化於塵埃、

釋迦、孔丘、心地のことはりを和光に開て、教をたゝるゝ所は天地の一神、塵埃をいとはず、普通化を施し玉ふ神徳に均し、

大道一元乃元、天心^元神一貫乃貫、此我神道仁非哉、

大道は道教、一貫は儒教也、儒佛道を三教と云ども、理は一也、神道の外にあらず、然れども、事に於ては各異なるといへども、時に佛は此に反せり、抑開闢乃初運、宗廟乃元由、他邦雖^レ異、蓋其宗我國仁在、其源吾神仁在利、誰不^レ可^レ仰^三吾國^一哉、

其宗其源は、宗源の二字をとけり、解して曰、宗と云は萬法の所^レ歸、源と云は諸縁の所^レ起と、我國天地開闢の端的、萬州に先たり、故に其源我國にあリ、萬州の始に生ずれば、又神も我國にあり、然れば他邦と雖^レも、我國の道は可^レ仰、況國民をや、

天兒屋根命三十七世孫神祇道管領勾當長上卜部朝臣兼直撰^レ之、

此注者、吉川氏緒足之述書也、

延寶戊午(六年)五月書寫畢、

享保癸卯(八年)五月廿一日寫畢、秘本、

藤原姓心弓齋

兼直神道大意、雖^レ不^レ免^三儒道傳會、佛教習合、三國基^三於三光、三才歸^三于一元^一之理、深矣切矣、吉川氏注解、誤字脫文不^レ可^レ句、惜哉、

元文五年庚申正月申浚 谷垣守拜書

右神道大意註卷册、以東京帝國圖書館藏本合書寫、一校畢、明治四十四年八月十二日、

神道大意註終

神道四品縁起序

此書は橘氏の翁ちらしおける反古の中より探し出して、門葉のそれがし家のたからとせるを乞取て、梓に彫て世に流布すべしと持來て、予に校合せよと促す、披見るに、翁の心も日本の直道の異道に紛れて正しからざるを憤り、吾神道の榮ん事を願に有、同氣の應、同聲の響、ともに類は、胡越同舟の志無^レ違事、來去前後して面を合さざる悔有といへども、翁も此道の長にして鳴^レ名、我亦不^レ及ながら神の事觸して年を経し身なれば、渡の船暗の灯といさみて、跋を添ふ、只何業も吾國の傳へ道をふみたかへじ、人に本の道筋に還れかしとのみ、

源 最 仲
七十七歳書^レ之

神道日月星待縁起

橘三喜撰

日待の事

夫日神の本地を委く謹でかんがふるに、天地ひらけはじまらざる時、まろがれたること、とりのこのことく、めを、いまだわかれざるに、くもりてきざしあり、そのかたちあしかびのもへ出たるがごとくなり、則化して神となり給ひ、國常立尊と申奉る、此神の徳にてこそ、あめつち萬のものはいでまし、此神天にましく^レて元氣のもと、地にましく^レて一靈のもと、人にましく^レて性命のもと、かるが故に又大元尊神とも申、天御中主尊とも申奉る、此神衆生濟度の爲にとて、終に日の神天照太神とあらはれ、伊勢太神宮とあがめ奉る是なり、國常立尊を天神根元の第一とす、第二代は國狹槌尊とて、水とくの神にして、百億萬歳をたもち給ふ、今日向の國八天宮と申是なり、第三代め豐斟淳尊とて火徳の神なり、是も百億萬歳世をへ給、出羽の國鳥の海乙宮にいわる奉る、第四代泥土糞沙土糞尊、木徳の神にして、貳百億萬歳たもち

給、今河内國志貴神社とあがめ奉る是なり、第五代
 大戸道大苦邊尊、白雲に乗りて、貳百億萬歳をくりた
 まひ、大和國山邊明神は此御神のすいじやくなり、第
 六代面足、惶根尊と申、黄雲に乗りて、これも貳百億
 萬歳たもち給、和泉國桑會好宮といわゆる奉る、第七
 番目伊弉諾尊、伊弉册尊、めをふたばしら神、みとの
 まぐはいまし、海國山川草木、萬の物をうみ、終
 に日神、月神、星神、もろくの神たちをうみそなへ、
 伊弉諾尊は安靜の地にかくれます、此神世をへ
 給ふ事、貳百三千四十歳、此ふた柱を天地じゆんくわ
 ん、萬物しゆうしゆの御神と申奉る、此二神一女三男
 をうみ給ふこと神書にみへたり、先一女とは伊弉諾
 伊弉册尊、ともにはかりてのたまはく、われすでに
 大八洲國、山川草木をうめり、いかんぞあめの下の主
 君たるものをうまんちかひ、則天照太神を生給ふ、
 此神ひかりうるはしく、唐天竺其外國々残りなくて
 りかやきて、無双無二の妙躰なりき、二柱の神のた
 まはく、清淨、正直、道徳全備の神なりとぞ、ほめて天
 上へおくりあげ、則日輪とあらはれ、百億の世界を照
 し、萬民此恩澤をかふむらすといふ事なし、誠にたつ

とき明神なり、三男とは月弓尊、蛭見尊、素盞鳴尊な
 り、先月弓尊と申は、日につきてそのひかりをうけた
 もふ故に、御名をつきといふ、この尊初て弓のかたち
 をあらはし、天が下長久の器を末代につたゑたもふ、
 有難御神なり、今伊勢の國月よみの社、其外月の神を
 いわゆる所あまた有なり、次に蛭見尊をうみ給ふ、
 此御子三歳になれども猶足た、す、二柱の神是をに
 くんで、あまのいわくす船にのせつ、はなちすつ、そ
 の船津の國にながれつさしに、其所のゑびすもりそ
 だて奉り、終に西宮大明神とあらはれ、萬民をまもり
 給ふ、三郎殿と申は、三番目の御子なる故に此御名あ
 り、今の人三郎殿をゑびすと心得るは、大なるあやま
 りと知べし、次に素盞鳴尊を生給ふ、此神常になきな
 げく事をすきこのみ、萬民うへこゆべき事をのみ
 わざとし、或は人にやまひをさづけ、よき心ねを悪く
 し、道をさまたげ、わざはひをなし、かくの事どもや
 まざる故に、父母の神、根のくに底の國にいねとのた
 まひやらひつかわしき、然ども此神のけんぞく残て、
 あしき風疫病などをさづけ、人民のなやみとなる事、
 此けんぞくのしわざなり、そそのをの尊のけんぞく、

九萬八千五百七十二神、又その眷屬九億四萬三千四
 百九十神、此神あれたつ時は、宮々の惡事さまくの
 さいなんをおこす、或は一心散亂、一念迷倒させて、
 ちごくにおとししづましむるも、皆荒神のしわざな
 り、されども天照太神は廣大無邊の御慈悲まします
 神明なれば、我名を唱へば、たちまち神變をあらはし
 すくひとらんちかひ給ふ、又さいさん惡念をはら
 ひ、萬民をすくはん爲とて、祓の教を廢し置給ふ、し
 かるにこの中臣の神經、三種神器、神籬、繁境などは、
 唐天竺にもつたわらず、我國にあがめたふとぶ事こ
 そめてたけれ、誠に有難神經也、皆人此祓を勸誦して
 たすかるべきものなりと、古の知識たちのへ給へ
 り、女は罪深くしてたすかりがたしといへども、神の
 道にはさらく男女をへたつる事なし、天照太神女
 體にてまします、是にても知べし、道者をどうとみ、
 神經を信せば、ぐちむちの男女なるも、すみやかに
 高間が原にいたらしのんちかひ給ふ、ありがたき
 神慮ならずや、そのうへ開耶姫、神功后宮、玉依姫、ご
 よすき姫、やまと姫、皆神の道を傳へ、女にしてさと
 りをひらきたまふをおもへば、いたりやすきおしへ

と知べし、同じ天地の間に生る、といへども、此神明
 の光胤をたなつき、大神の教をうけ、此祓など傳ふる
 事、現世未來の安堵ならずや、三社誌にも衆生に善な
 し、我善を以て萬民にはごこすとあるも、祓の事とこ
 そ、去程にそそのをの尊も、この祓にてぞ惡心を翻
 し、すがくしの大悟をば得給ひける、此神すいじや
 くの處は、出雲の大神に大あなむちの尊と同殿にま
 します、地神第二代忍穗耳尊と申は、則そそのをの御
 子なりしを、ゆへ有て大神の養子としたまひ、栲幡千
 千姫をおしほの尊の后にそなへ、御子瓊杵尊出來
 させ給ふ、此神初て此國に下り、天下の主となりて、
 衆生にめぐみをもごこし給、地神第三の神とぞ申、日
 向國に宮柱ふごしきたて、住給ひしなり、此神大山
 祇命の御むすめ開耶姫を后にして生給ふ御子を、出
 見の尊と申奉る、是第四代の御神なり、此時神の道こ
 とくくひろまり、龍宮までもいたりまして、龍神三
 熱の苦しきをもぬき、六合かくる所なく、神徳神恩を
 かうむらすといふ事なし、此神聖玉姫を后とし、あれ
 ます神を、葺不合尊と申奉る、この尊までを地神五代
 と申なり、

天照大神 あまてらすおんがみ 地神第一代なり、治世二十五萬歳、伊勢大神宮にこれなり、
 忍穂耳尊 しのほのみみのみこと 第二、世を治給事三十萬歳、今山城國木幡山に奉祀、
 瓊杵尊 にぎはきのみこと 第三、此尊あまくだり世を治たもふ事三十一萬歳也、伊豆神社にいわね奉る、
 彦火々出見尊 ひこほのひらみのみこと 第四、治世六十三萬七千八百九十歳也、今箱根神社にあむめ奉る、
 鷲草葺不合尊 うさぎくさむすひあはひのみこと 第五、地神のむわり、世を治め給ふ事八十三萬六千四百二十二年、今日向國鷲戸神社にいわね奉る、
 此尊不合尊、玉依姫をめぐり給ひて、うみたまふ御子を神武天皇とぞ申、人王の神なり、このときより天照大神をまつり、天地神祇をくわんじやうする事はさかんになりぬ、日本紀を勘ゆるに、神武天皇都を大和國にうつし、神教を天下にほごさんとし給ふ時、丹敷戸畔、長髓彦など、云、道をさまたぐるもの多くして、軍をおこして皇軍をすむ事あたはず、その所に入あり、名は熊野高倉下、たちまち夢を見けるは、天照大神武甕槌神にのたまはく、あし原の中津國さはぐ事あり、汝ゆひてしづむべし、みかづちの神、口合て申さく、それがしくたらずとも、昔國をたいらげし寶劍をくださば、國ごとくくたいらぎなん、大神のたまはく、しかせよと、時にみかづちの神、高倉下をめぐりて、此劍ふつのみたまといふ、今いま

しが藏のうちにおくべし、とりて天皇のもとへ奉れど、夢さめ、あくる朝、藏をひらきてみるに、夢の教のごとく、おちたる劍くらの板敷にさかさまにたてり、則とりて皇軍のもとへ献じ奉る、その時天香山の土をとりて、かわらけをつくり、天皇みづから神をまつり、日輪のすがたを背におひたまふ、今のほろといふものなり、終にそむくものども、一人も残らずしたがひ、あめがしたたけにいらかになり、神の道世界におこなはれたるなり、されども日待の來歴とは云がたし、人皇五十二代嵯峨の天皇に、天照大神の告有て、吉田の先祖春日大明神よりは二十七世の孫、智治九と申大悟の人、みことのりし給て、如意がだけにて餅、酒、鬘斗、昆布などをそなへ、別火潔齋して日待をいたし、日の神天照大神をまつる儀なれば、わざとのし酒をそなへ、潔齋をいたし拜べき事、我神國の掟たるなり、又本朝の法には、魚をさらわすなど、いふ事斗聞て、美食の爲に魚を料理、別火をいたさず、ほうらつなるもありとなん、人によりて別火なりがたきことも有べし、然らば別火のかわりにせめて精進いたし、神前にはのしをそなふべし、日待にのしを用る事は、

大神宮の御祓にのしをそゆる、是にてもしるべき事なり、又別火をいたし、けがれをいましむる事は、上代よりの遺戒なり、けがれは死人、月水、獸、火など斗にてはなし、よろこぶまじきをよろこび、にくむまじきをにくみ、いかるまじきをいかり、邪欲邪念、皆以けがれなり、そのうへ道をさまたぐる人、むさくよごれたる人、無禮、非儀、外道、外法、是則けがれなり、今時の人、けがれをけがれと知らざれば、神意にそむく事出来るものなり、本朝に生を請し人は、神の教を貴み、我國の掟をまもる事、人々おのづからそなわれ本心なるべし、されども神の道しらする師匠まれなる故に、本朝の正法をそむき、人の人たることばりをうしのふ、誠に我家を忘るより、我身心までを忘るものともなりなん、神のおしへきかざる故とは云ながら、人々元祖の大神をもおろそかにおもひ、日待などは天子より外のものいたす事に非ずとあやまり、又日待をいたす行作をみれば、日輪の御本地なる天照大神をしらす、觀世音、勢至菩薩など、唱ふ、遠慮有べき事なり、たとへば餘處の名を云、其人をよぶがごとし、なんぞかかおう有べき、かゝる事より我主君

を忘れ、我父母をしらざるまごひ出くるものなり、外の道におち入たるもの、此ことばりを聞なば、我得かたの事のみを引出し、大象をさぐるたとへ、夢幻の語をかり、大道郭然としてとるべきおしへもなく、守べき法もなしなど、て、物毎かきやぶりになり、無の見にてはなしと云ながら、無の見におち、我先祖の遺言をそむく事、あけてかぞふべからず、聖人の一貫、佛説の眞空を聞て、これはせばし、是はひろしなど、評判するは、おろかなる人の有事なり、神の道のちいさき事をかたらば、けしつぶを百萬億にわりたるひとつ程のもの、うちにも、そなはりすは神なり、又廣大なる事をいはし、天地を胎内におさめ置給ふ大神なる故、一貫眞空の極意の傳授ども、神明の教にことごとくそなはれり、其上大道をまなび、安座巡行などつとむる修行者は、異道に著したる者のさとりたる悟は、眞の悟とは間の有事をよく知るものなり、さやうの眼のひらくる事も、わたくしのなすしわざにあらず、皆大神の御かけなるべし、儒教は唐土の神道なり、佛法は月氏國の神道なれば、儒佛を惡しとせしるべからず、月氏國の人ならば、成程勢至や觀音と唱

へ尤なるべし、本朝にて理非をもわきまふる人、むりに天照大神の御名をすてたがるは、我國の人とは云がたし、かゝる人は神敵の心をふくみ、二心ある人かど皆人うたがひをなすべし、若し異國にかたぶく心ある人此書をみば、我心の着有事をしらず、あしざまにおもふ事も有べけれど、吾神國をたふさみ、後のうれへまでをおもひめぐらせば、かくしるし侍るものなり、右の趣をしりて、天照大神を拜し奉らば、誠の日待と有がたかるべし、能々わきまへ道に入べし、

月待星待の事

月待、星待など云事は、日待をいたすより事おこるものなり、月の神に三つの御名あり、月弓尊、月夜み尊、月讀尊とて、天照太神の御弟、男神にてましますなり、星の神とは、傳にいはいはく、そさのをの尊也、此神又の御名、神素盞鳴尊、速素盞鳴尊、以上三名有、日月星の神、をのく三つの御名まします事、そのいわれ習あり、かやうの事あらわしおくもいかなれども、我國の人々、神の道をしらず、一生を過さんも、むげの事なれば、あらまししるし侍るものなり、是をたねとして、いよふかきことほりども、師をもとめて

傳へ給は、眞の大道をさとりて、神明の威光、大千世界にあきらかならんかし、

神道庚申縁起

橘三喜撰

抑庚申待の事、この本地は大事の神なり、其趣をしらずして祭る事どもは、よこしまのふるまひあらんとおもひ、粗しるし侍るものなり、金とは金のえとなり、申も又金なる故に、金金大過してつゝしむべき日なれば、此祭をとりおこなひ、五行相生の道理にかなはん爲の神事なり、六月なごしの祓もこの心に同じ、夏は火にて、秋は金なり、夏より秋にうつるは、火尅金とたかふ故に、中に土をいれ、相生の理を得るおこなひ也、此みな月の祓とは、さいなんをはらひ、命をのぶる儀なりとあり、歌にいはいはく、

みな月のなごしのはらひする人は
ちとせの命のぶとこそきけ

おもふことみなつきねとて麻の葉を

きりにきりてもながしぬるかな

公家武家とも、たへずとりおこなふ神わざなり、先かの文さるは、猿田彦の大神つかさどり給ふ日なるによりて、此日つゝしみねぶらすして、この神號をとる時は、悪事しりぞき、善事増長する事うたがひ有べからずとぞ、夜に入ては、鳥までとかがるは、其日の内をつゝしむ義なり、この猿田彦大神と申は、しやうげ神ともなり、又うがの神ともなれり、善惡ともに二六時中人々おこる處の、一念の萌にしたがい、しやうげわざはひをなし、又善心にうつり、さいなんをはらひ、福祿をさづけ、折にふれ時にしたがいて、變化自在の神なり、しかる故、晝夜におこる悪念を打はらい、この神號をとるは、道の事をなさば、神明その正直の頭を照し、諸願成就すべしと也、神道にざんげするとは、悪念を拂ふ義なり、はらいたる處に、のこる罪科あるまじきなり、此神を念じまつる時は、勝利財福をさづけ、後生善處にいたらしめんとちかひ給ふ、又悪事をなさば、たちまちさいなん中天をうくべし、人々の善惡をしるし高天原の神明に告給ふ此日な

り、故に此日をつゝしみ、潔齋をいたし、御供御酒のし、こぶをそなへ、阿奈猿太神ととなふる時は、すみやかに降臨のうじゆありて、祈願成就すべし、又人を極樂へやるも、地ごくに落も、此神のはからひなり、萬事の道びきと成て、今生後世までをまもり給、道祖神、亦御神とも申奉る、神宮にては奥玉命、山王にて早尾、打風にては白髮大明神と申、船にては船玉、幸玉と現じ、軍所にては、事勝太神と申奉る、蹴鞠のつぼにて精明神と出現まし、清道の御拜みたまふ、鞠の三神、金色の文字をひたいにあらはし、まりをいたいて出現なり、そのもじ秘曲なればあらはしがたし、しかるあいだ、年の初の鞠、又ははれのまりなどは、申の日のさるの時興行する、常の法なり、清道卿、この三神をいわるたもふ、在處は洛陽中の御門、西洞院滋野井なり、神主は紀氏のもとをさだめおかる、よし、記録にみへたり、又幸神、結神など、申も、皆此神の御事也、往古此國のあるじ天照大神の御孫、天津ひこをに、ぎの尊、天上より日向くしぶるのたけにあまくたり給ふ時、あらはれ出で道びきし奉る、則此庚申の御神なり、又彦は、でみの尊、釣針をうし

なひ、求かねおわしまし、に、鹽土老翁しほつちのぢいと現じ、龍宮の道をあらはし、つゝに失し針をとりかへし給ひける、又垂仁天皇の御宇、大和姫の皇女、神鏡を安置すべきとて、國々所々をめぐり給ふ、ある時伊勢の國五十鈴の川上に至りまし、に、おち合のあたり、たけ高きいじめし神まします、これ猿田彦大神なり、まなこは日月のごとくとりかへやき、矛をもちて居たまふ、その時やまご姫おそれころびて、御もすそよごれける、是をその川にてあらひたまふゆへ、御裳みらふに川と云、また五十鈴のある處よりなれ出たれば、五十鈴川ともいへり、右の猿田彦の大神、皇女をおつかけてのたまはく、なんぢを待し事八萬歳の間なり、爰にしたついはねをしきて奉らんと、そのたてはじむる宮の名を、磯の宮と申、是大神宮みや作りの初なり、此神の教によりてこそ、伊勢國に大神宮を立、日本第一の宗廟とあがめ奉る、尤たうとむべきものなり、此神をよくしんかうする時は、清淨の善心こころにもとづき、自己の神光をささり、後生うかぶ事も、何のうたがひかあらん、今時正法をかざれば、あしくこゝろゆる有、今生ばかりの神教にて、後世は佛の

たすけたもふとおもふ、是大なるひが事なり、釋迦も今生にて佛と成、一切の經文をとき、極樂をば得給き、我國の人として、神の道をあしくおもふは、我とわが身をほろぼす道理なり、左様の心根少もおこらば、則神罰來ると心得べし、大神宮をあしざまにおもふもの、いへる事あり、「神に三ねつのくるしみ有」と、また「神は九せん、皇は十せん、佛は十二せん」と、又「ちかづく神にばちあたる」など、て、人々元祖の大神をとをのけ、聖人や佛よりおとりのやうにおもひあやまる、以の外の惡心なり、又此語をよしとおもひ、人に云きかするは、則ちごくのたねをまく人と、そらおそろしくおもわれ侍る、若し神をおろそかにいたす念慮あらば、此神號をとなへ、正しき心にもとづくべし、今生にて神慮にかなわざるもの、後世にて神や佛となる事あらじ、神教にしたがひ、神慮にかなるば、則うかび、神と成也、

一、夫れ天地の間に生ずる人は、皆大神宮の子孫なるぞや、高天原の神明より心の神をうけ得、生れて行住座臥、造次顛沛、神道しばらくも離るゝ事なし、生前のおこなひよこしまなければ、則もこの高天原に上

天妙果し、神明と同座すべし、人々信心をおこし、此神號をとなへ、我朝の大道を受用すべし、敬ておこたる事なかれ、

一、日待潔齋の事、明朝の日神を拜むとおもはひ、今日よりゆあみ、かみあらい、衣裳などあらため、火をもみ別火にいたし、けがれの心おこすべからず、

一、別火の時は、必もみ火を用ゆ、そのゆへは木生火と相生するをたふとぶ義なり、

一、潔齋の時、水をかゝらずゆあみするは、先あかよくおちる故なり、その上水にては陰分のけがればかりをはらふものなり、陽を用るは、水に火をそへて陽となる故に、陰陽兼備りて、汚穢けがれことくはらはれ身心清淨になる故なり、

一、ゆふだすき、ぬき、しやく、すい、かうろなどは、日月を待、先祖をまつり、いづれの神を拜む時も入物なれば、人々兼て用意有べき物なり、

一、日待は日神の神號を唱、月待は月の神の神號をとなへ、猿待は庚申の神號をとなふ、又だんにも其神號をかけ奉る、

一、かけたる神號の前に、机をたて、だんとすべし、

机の上に柱鈴、香爐、神の枝、時の花などをたて、常灯をともし、机のうへに御膳をすゆる、兩脇に三寸さんすんをそなゆる、其外洗米、餅、菓子、心の及び身にかなふ程、ていねいをつくすべきものなり、

膳は三ぼう、神前の方に御供、左にのしにても、するめにても魚物をそのふ、右に大根か、こぶか、めにても午房にてもそなゆる、

日待、月待、庚申、其外の神にそなゆるも、これにてこころへべし、其外みきなご備る事、別にしるし侍る、此御膳をそなふるは略しての事なり、ていねいにいたすには、山の物、海のもの、野の物、里のものなど、式々にそなゆる作法もあり、

一、日待の事、日待には朔日、十一日、十六日、二十一日、其外は神吉日をえらぶべし、月待には三日、十五日、十七夜、二十三夜、星待には、七日、九日、十二日、二十八日、此日を用べし、又三長月、三旬の祭日など云事もあり、又日待大事、月待大事、星拜みの大事、庚申待の次第、いづれも傳受の事なればもうし侍る、

一、神前には燈を用べき事、朝家の神事公事に、らうそくをそぼさずして、必常灯を用る、その巨細いか

に云に、一灯をあげて五行をわかち、五行をもつて萬法をなす故有、先燈盞は金輪にして肺の臟なり、是を二つ重ねたる、地輪にして脾臟なり、灯心は木にして肝臟なり、油は水にして腎臟なり、火は則火にして心臟なり、人の諸病は寒熱の二つよりおこる物なり、火は腎水にてやしなひ、腎水を又心火にてやしなへば、其身をくさい平安なるなり、然るに心火さかりにもゆれば、腎の油がつくる、腎水つくれば心火きゆるなり、人の性命は水火をもてやしなふ、是則心腎の二臟なり、ひとつともしびをあげて、人の生滅をしめすものなり、灯盞にひとつかわらけをせぬといふは、五行の徳ひとつかくる故なり、かくはいへども、らうそく用すしてかなはざる事有時は、又その義理のまゝに用ゆべし、何事も道をたつとむかたにしたがふべし、一、諸社參詣の事、前夜よりけつさいして、姪事をとごめ、あくる朝行水して參詣いたすべし、毎日の所作さだまりたる勤行には、不浄を少もきらはざるよし、服忌令に乗られたり、又國をへだて、式法の社參にして、前齋後齋を勤むべし、

一、日神御拜みの事庭上或縁にて尊號をとなへ、御祈

願の事、直に向て御申の儀くるしからざる義也、そのいわれは、下界にまします宮社は、境地をさだめらるる故、淨穢のへだてをもつばらにすべし、天下の神明は、三千世界を照し給へる御徳廣大なる故、清淨も汚穢もへだてなき神意なり、故に穢るゝ時も、直に向て御拜み、くるしかるべからざるよし、吉田二品卿より、法住院へ御返事の旨あるなり、

一、天照大神は、諸神諸佛の本體なり、元氣の神は無爲無念なり、此神一度拜たる位を理と云、この理は善なり、是また人々具足したる自己神なり、神樂の歌に、

いかばかりよきわざしてか天にます

ひるめの神をしはしといめん
 書目神とは、天照大神の御名なり、大日靈貴、亦天照大日靈尊とも申奉る、凡人悪をおこなへば、邪鬼あつまり、わざはひをおこす、もし善をおこなへば、天照大神影向まし、よろづの幸ねがわされども來、人の善心は則天照大神の内證にかなふ、萬物一體といふも、此ことわりよりいたるべし、よきわざとは道理にかないて、すぎたる事なく、又たらざる義もなきを

至善とて、諸神の善とす、善根にも分に過たる事をなし、道理至極せざるは、善ににたる惡なり、凡夫の善といふは、惡に對したる善なり、善惡をはなれたる善は、天照大神の御心にして、眞妙の理なり、神明の教を聞示し、傳受をうけ、安座巡行の修行を勤めば、すみやかに自己神を發明いたさん、勤めよく、

一、天照大神、潔齋して神をまつりたもふ、一神といて申さく、大神の外に、いづれの神かたつとき、答てのたまはく、吾天神をまつると、又一神右の如く又とひ給ひしに、大神の宣く、自己神をまつると、此二つのこたへ、ふかき意味有べし、よく修行の功つもらば、太神にそなわりますます答の外の答をしりて、道のさとりをひらくべきなり、

一名號親口傳云、天照大神と音にとなふる時は、顯露教にひかる、故に、穢不浄を忌事あるべし、阿麻豆羅須巢賣保牟賀彌と唱る時は、隱幽の教たる故、全く穢れ不浄をいさざるものなり、然も參詣の時は、其宮社の神主のおきて次第に、忌穢をもさらふべきなり、我宿にて、元祖先祖の靈璽を靈璽といふ事也、立置たる神壇にむかひ、神拜なる、勤る時は忌穢少もさら

はず、其謂れは、凡夫としては、穢不浄我とさりがたし、おほん神をたのみ奉れば、あたなより不浄を拂ひのけ、今生後生たすかる事、皆是神意の慈悲、廣大の御内證なる故也、臨終の時は勿論、常々二六時中、御名號おこたらざれば、其功德にて、一切の地獄、餓鬼、畜生、修羅等のくるしみをまぬかる、しかるゆへ、神壇の正面には、天照大神を本尊と定め、其脇に佛や聖人の像をおきたくば置べし、壇の左右には靈璽をすへべし、靈璽は我がよしあ、ゆめく大神を脇に致すべからず、又神明の本尊は、おかでもくるしからざるなど、おもふ邪心をおこすべからず、惣じて垂跡の社には淨穢を隔る事あれども、本地の神には心よりたゝまざる穢はかつてさらはず、其上天照皇大神は、諸神諸佛の惣御本地なれば、忌穢少しもどがめ給はず、死穢、産穢、月水穢、其外何れの穢有時も、御名號をととなふは、其功德によりてけがれ悉くはらはれて、一切の願ひ成就すべしとの神教なり、引導の歌にい

生れ來ぬ先もむまれて住る世も
 死ても神のふところのうち

追加

增穂源最仲

日待月待之事、宗源之日月は、萬民の蒙むる徳を仰ぎ奉るなれば、賤山賤も祭奉るべし、齊元の日月は、天子に祭らせ玉ふ御事にして、下民凡俗の身は奉る恐祭る事にあらず、又伊勢參宮も、宗廟として祭玉ふは上御一人に限り、凡俗は其恩澤を忝として御庭を踏のみ、禁裏の砂を頂て還る心なれば、參宮の恐れなし、此二筋の分別なく、下民は瑞垣に近づくべからざる教を成は、敬して遠ざくの異國魂よりぞ、能心をつくべし、和光の御惠の厚して、宮所を邊地に鎮座すの神議を取失ふ事、彼支那の經典に泥んで、吾神道を捌故也、口傳、庚申待之事、吾國の古例なし、中昔より上下俱に祭り來れる事、源は、彼道家より編立し三尸蟲の物語より起りて、勸善懲惡の一助に用來れるなり、全く惡しき教にあらず、愚夫鄙俗に恐れしむるに利有り、故に國擧て成す業となりぬ、抑其濫觴は、攝州天王寺を聖徳太子御建立の後一百五歲、文武天皇大寶元年辛丑正月元日庚申日、此寺の住侶僧都蒙範、蒙不

思儀之靈夢、一人之總角童子、過僧都室告曰、吾是帝釋天之使はしめ也、爲除末世衆生殃疫、庚申日可慎之法可訓、以無礙辨明說之、而、則青面金剛之像授蒙範、右は天王寺之界縁如件、蒙範は戒行徳厚、道力勇猛所許人、功驗名高世、多年依勤修、得一時感應、於其道不珍、一向是虛談賣僧評、屈儒之扁見習て、今時神道者左祖事なり、夫念彌陀、感彌陀、念觀音、感觀音、舉不可計、吾國人念神感神事希、其丹誠不凝故、然世上並庚申待成、日本人ならば猿田彦を可祭、又甲子も摩迦伽羅天にはあらず、大己貴を祭可申、信心厚、何其御形感、所願忽成就、不可疑、三尸蟲は作物語にもせよ、庚申の夜を守る事は、世の爲人の爲なり、青面金剛は虚偽にしても、不見猿、不聞猿、不言猿は能誠也、思之、

享保拾七歲壬子孟春吉祥日

帝都

寺町五條橋詰町

書林天王寺屋市郎兵衛壽梓

右神道四品緣起及追加登册、以東京帝國圖書館本令謄寫、一校畢、明治四十四年九月一日、

神家常談序

按するに、凡天神地祇及先考につかふる事は、和漢其の通禮、王侯卿大夫士庶人に至て、皆一つに其忠と孝とに發して、推て天理に本けり、されば自先祖の遺體を主として、其神靈を依しむ、感應の理甚妙なり、故に上古より祭官の任職は定りながら、王公も親是を勤させ給、唯祭には分限品級ありて、祈には貴賤上下の分別なし、惣て祭官の重事は、北畠准后親房卿職原抄を撰し給ひしにも、先神祇官をもて百官の最初に置、從て注して曰、以常官置諸官之上、是神國之風儀重、天神地祇故也、又曰、祭官之職者上古之重任也、又神國之故以常官置太政官之上乎云々、後世宗廟の神職を補任するにも、四世の祖を糺し、神胤氏人にして實に重任なり、しかはあれど神道の故實おほく衰微し、又諸の神家も家業を忘れしより、交今はせんすべなき事おはし、近來は世の人も神道のかたはしを窺、豐葦原のむかしをしたふ志もあれど、よく弘る人の稀なればにや、半は信じ、半は疑を發の端となれ

神道四品緣起終

神家常談

る事も亦少からず、千早振神道山は分のぼる徑おほくとも、人の心の區々なる麓の叢をわけ、神風五十鈴河のすゑくは、瀬々の岩浪派分とも、彼岩浪を避てひとへに水上のいにしゑを仰べし、僕も神家に生つれば、時々心に動事のいはまほしき事なきにしもあらざれど、書も乏しく師もまれなる事なれば、僻心得の事なごいはむも、還て世を惑の事にこそ、唯往々聞にし談の中に、耳底にとめし事のみを粗記て、神家常談と名付ぬ、同志ならん人の神學を勵べき一助ともならば、是予が本意の幸なるべし、言の拙、筆の短は、生徳なければ耻べきにもあらず、心をもてむかへ給てよ、言をもて志を蔑せば又無道ものなり、貞享四年仲冬望、尾陽海部郡門眞の庄津島にをりて、眞野時綱手謹記、

神家常談上

△或神家の云、物盛なれば必衰る事は、天地自然の理

にて、易といふ書の實理とかや、故に神道も唯中常の道をおこなふを宗とするがゆへに、國を葦原の中國といひ、道は中極を尊ぶなり、元祖天御中主の尊の神の國、御中主の神の道にして、高天原より傳來處是に過ず、世と共に鎮なるがゆへに、國常立の御名もあり、然るに神代十二世の後も人皇十代の比までは、無事自然にして、神道もをのづから盛なりきと聞、十代崇神天皇に至て漸神威を恐させ給ひしは、其謂本紀に粗ありながら、神代もいまだ遠からぬ御代に、神鏡と御別殿の事、愚意の疑はれず、いかにとなれば御同殿に永坐べき御事は天照太神の御遺教なれば、假神威を恐させ給てても、益御愼ありて、神鏡と御同殿ながら、御崇敬も今しほの御事なるべきは、拙者の推量奉るにやは及ぶべきなれど、三種の御影を摸し給事も、舊事紀古事記日本紀には見へず、然共其世の御事などは今より知奉がたく、殊に宗廟の御正體に建給へば、此には微妙の道理おはしますなるべし、又おもふに、此時宗廟を建給はむ前兆に、神鏡を別殿に遷奉れたるや否はしらす、御同殿に坐ても宗廟はあるべき御事なれば、此等の理道しる人に尋をくべき事な

りぞぞ、

△或神家の云、天地の道理變易して常なし、其中に鎮なる一理を備ふ、是我神道の名ある處ぞかし、故に神代卷にも、怪力亂神共に神理に根ざしたる縁を明し、神性にも善惡邪正ありて、一事も去べきなし、其中自然に善を勸、惡を懲、抑揚褒貶して教誨窮なし、一概に泥べからず、又今世の神家、神道衰て他教のみ盛なりと歎す、宜なるに似て又しからず、佛法なども東漸すどかやいよて、日本に普く盛なるべき道理のごとくいふは不審事なり、是も盛衰なるべし、彼釋尊の生國には廢て、他邦にのみ弘る事を、佛の願とし給はむや、萬國一統ならんこそ佛の本願ならめ、是も天竺には衰て我國などに渡ては盛なれど、いにしゑを聞て近代を考るに、正法を得道する佛者も稀なりと見え、區々に別れ、宗派の偏執專にして、堂塔の盛なるには似ず、彼唐の玄奘三藏も渡天し給ひて、佛の生國には佛法も大半廢にし事を歎きたまひしとかや、堂塔も所狭まで建廣る事、正税の費十分の五なりと、意見封事といふ文に記され、太政官符弘仁にも是を禁じられつれど、時勢によりて今は盛なり、されども今の

ごとくならば、をのづから新地法度も亦盛になりて、文に過るの弊なかるべきか、唐の或君佛閣の大夏を建て珠玉を鏤、其功徳に誇給ひしかば、争臣ありて、民の妻を賣子を賣て出せし財をもて大夏を營たまふ事、功徳にはあらず、佛もし佛ならば、此罪還て此浮圖よりも重かるべしといひし事あり、又或争臣は、民を苦しめ其財を聚て、大夏を營光彩を加ふるは、民の血を塗、民の膏を塗なりと諫しも有、達磨の所謂無功徳おはかるべし、神道御崇敬なれば、行末神社の繁榮も何ぞ堂塔のごとくのみならんや、是神國の本基なれば也、今諸國の神社氏神産神は衰て、里々にあるは山林塚廟となり、式内の神社も國人の知事なく、四至の宮地の境もなく、少林形ばかり残り、或は絶て宮地のしれぬもおほかるべし、かくまで衰ぬるぞなげかしきと也、

△或神家の云、今世神道の故實衰微し、或は斷絶におよびぬる事、太神宮を始、齋宮、齋院の御事、此外も大禮廢て、我國の事にもあらぬ事のみ盛になりぬ、凡物に本末あり業にも終始あれば、先本朝の故實を本とし給御事は、むかしにかはる御事なしと見ゆるに、今

世の人神道の物事は、名を聞にだも目をそばだて、唇をかへすがごとくなりぬる事、時勢の風俗による事なれば、是非なき事也、此等の理は唐の書にも歎きをける事なれば、我國のみに限たる事ならず、さりながら我國は大八洲とて、異域にかはる由緒おほし、神代卷のはじめにては、萬國の元始をいひたるが如くなれど、大八洲の起源明也、元祖の神も枝葉の神系もしく、又人皇に至ても、正統枝別與に諸神の御裔にて、宗廟社稷天社地社も分別有、且萬代不易神皇一姓の御由緒正しき國の風儀をもしらす、他邦の道のみにか心ひかれ侍る人有、いかにぞやはかり難き事也、むかし我國より遣唐使度々なるに、皆我國の元祖神系など問る、毎に、明白に答し事、神名までも異國の書には載たり、唐人も來朝する毎に、我神國の道のみ巨細に問しとぞ、いづれの時にか我國の儒者の應を問て、それは唐の事なれば吾よくしれり、唯日本の事を問なりと嘲りしとぞ、又貞永の式目最初に神祇道の事有を見て、國の善政是一事をもてしといふて、奥をば見ざりしと也、假初にも唐人の書に載て批判せむ事は、國の爲に耻べきの甚なり、日本紀を引て正史と

稱美したる書もありと也、凡異國より我國の事を書に載たる事、後漢書以來あまたなりとかや、國史の中にも遣唐使の威儀正しきを見て、君子國の名に相應せりと稱美せし事あり、然るを動れば我國の人の書に、粟散國など記るは何事ぞや、むかしより豊葦原中國、千五百秋瑞穗國などこそいひ傳侍れ、又異國よりさへ君子國などいふなるを、吾神國に生れ神國の粟を食し神恩に飽ながら、少の主意の隔によりて、身は神國に置ながら心は國敵の基とも成べし、慎べき事也、且終に我神國の耻を取たるためしなし、是皆むかしの人は博學にて、他邦の人にも神道など問る、毎に、明白なりし故ならずや、然るに近代の學者異國の事を我國に弘めむとの心のみにて、いかにぞや、吾國の道の廢をなげく人を聞ず、神道の羽翼にすべき事を、還て本道のごとくにおもえるは、是非なき事也とぞ、

△或神家の云、儒道などもすゑくは、異端さまく雜て、正論普からざりしと也、宋の世には眞儒あり乍ら、彼混雜の弊救かねて、とかく邪を受るは、自家の道虚したる故なりと論せりととかや、神道もすゑく

に虚したればこそ、兩部習合などいふ事雜りて本を失なへり、今又本を補べき人も稀なるべし、假其人ありとも、私には否の事也、是を思ふに唯神家には過あり、私に否の事也とは非家の人の事なり、神職に在りては専神道を勵、分限相應の勤はあるべき事なり、しからずば見任を解し、職分を取放るべき事必然の理なれど、忽なるは有難事也、上よりの御下知最忽ならず、然るに近古より神家神道をもて名を得たる者僅なり、先伊勢にても、上代の神家撰せし舊記あまたなれど、中古浮屠に流入て其説を加筆せしとかや、近來は漸中興の聞あまねき事、宗廟の神威も今一しほの御事にや、忌部家には廣成正通が徒、世の人に超たる者となれど後なし、卜部家は代々先達もあまたにて、一家の秘書も多からめど、世に普からねばしらす、兼方の釋日本紀など其功少からず、其外何流角流といふ神書、非家の輩の名を假事を託せる類は、一二策を取べきも稀也、古代より傳る習合家の書には、故實を載、今絶たる神書なども引たれば、後世の勘文とすべき事もありて還て捨がたし、公家には古よりの正記をつたへ給ふ事勿論おほかるべし、神道の御相傳

も推てゆかしき御事也、北畠親房卿藤兼良公の御述作、あまねく人の知事也、唯古書の秘傳となれるせんかたなき事也とぞ、

△或神家の云、神職の者家業を忘れ長袖の名を避ば、武家の風儀を羨に外なし、太平記以來の軍書に、神家も戰場にたづさはる事往々見ゆれば、時宜によりてむかしを聞に、最其例有事なれど、平生武道を事とせば、陰に神慮を恐ず、陽には還て國風を蔑するに似たり、さるによりて諸國の神家として、可なる神書を一卷撰事も稀也、一社の傳義舊記をさへ浮屠氏の手にて邪正をしらす、世の人も共に神道の事は知者稀なれば、尋問る、事もなきまゝに、愚は益々愚にのみくらせり、夫文武兩道は神代に備て、神器の中にも御鉢、劍、刀、弓、箭、楯、靴の類なきにあらず、不道を攻、有罪を刑する理は、天討に代る事となれば、なごか忽ならむ、然といへども又既に神宮にをめては輶の音を聞すとて、神前の邊弓の弦音の類さへ大倭姫命は忌給ひしなり、殊に兵仗を帶して神前に至る事、禁忌の法也、諸社とて此心得あるべきか、神職のふるまひも、よのつね武道を事とすべきいはれなし、權道時

宜にをみては又一日の談にあらず、又云、文武兩家の別し始は、神武天皇の御宇、道臣命の率るを久目部といひ、味間知命の率るを物部といふ、是を俗に物部といひて則武官の始なりき、兵器をもて神の幣物としたまふ事も、垂仁天皇の比より盛にきこゆ、近世は神寶の兵仗さへ其制法しる人稀也、傳の絶てしれぬ事も亦おほし、唯當時の神家たらん人は、かやうの故實を糺し知べし、しからは還て求ざるに和軍の術をも得道すべきか、徒に威儀を假ていやしまれじとするは、みづから快や否や、おもひを致べし、彼僻心得によりて、神領なども神税の辨なき時は、小破の修理怠て大社も破壊し侍るべし、天武天皇の詔にも、天社地社神税三分之、一爲擬供神、二分給神主と侍るをや、武家にも亦無道の人は神家をいやしみて、神領など掠られし族ありしとぞ、上代より神家は神胤を規模とす、武家も其系譜を糺せば神胤ならぬはなし、其本の同じきをしり、國政をも仰ぎたまはん人は崇敬すべき事なれど、それも神家よりいやしまるゝ事にて、自家のあやまりにあらずや、式の太政官の下にも、禰宜祝興人鬪打及有他犯、詳其由、移送此官、國司

勿輒決罰とも侍る、按するに、權道時宜にいたりては、淨不淨をも論せず、況國家の大事朝敵國敵におゐては、神職にかぎらず誰人か程につきての忠勤を勵ざるべき、むかしも神家の軍忠をつくせしは有が中に、扶桑記に元正天皇養老老年中に、大隅日向逆亂す、公家宇佐宮に祈り給ひ、神家に辛島勝波豆米といひし者ありて、神軍を率て彼朝敵を討し事あり、神道におゐて義理を明にし、國恩を忘れずは、よのつね武を事とせずとも、時に臨ではたとへ槌をもて堅甲をうつ程の忠勤なりとも、なごかなかるべき、第一朝夕の星を戴て天下國家の安全を祈り奉る事、職分の常にして、又神家の忠厚なり、職分を忘るゝ時は、忠厚を勤むべき時にも怠ぬべき事兼てしられぬ、さればむかしより神家の名も、神記の中又は和歌撰集の中にて見たるは、其社の尊さも彌増に、神家の規模も今一しほの心地す、偶も軍書の中に神家僧徒の名を見たるは、忠厚の時にこそよらめ、ことやうにして似氣なくおほへ侍る事、誰も此意ひとしかるべし、但かくいへばとて、神道に勇を取ざるにはあらず、神劍は勇を捨べからざるの表なり、仁義の勇にして血氣匹夫の勇

にはあらず、職分を守るは義也、義あれば又勇あり、豈匹夫匹婦の諒を則とせんや、且よのつね御政道にも、神職には神祇道を勵べしとは侍れど、武事を學べとの御下知なし、古人もいへり、獸窮時は獨鳥窮れば啄と、いづれの物か勇なからん、唯人倫は義に従べしとぞ、

△或神家の云、神職の人常に思ふべし、今時神道の學者と世に稱する人の文才、儒家佛家杯にて大概の學生程なれば則名を得ると見えたり、儒家佛家などは學問盛なるがゆへに、大方にては世の人もしらず、故に囊中の錐のごとき聞なし、神書は乏しくて世の人神道の廢たるをしらず、大方神書の目錄をおぼへたる人をさへ是を稱せり、いでや神書を學むとならば、儒學大概に勤て、舊事記古事記日本紀打續く帝紀、又は律令格式其外國記家牒の類、縁を求て涉獵し、識者につきて故實を粗も同ほどの事はいとやすき勤なるべし、神書も今世に聞へたる分は一部五六十卷に過ず、大部の書は全部稀なるべし、或又其理を窮、諸子百家に尋至むは氣量によるべし、嗚呼是ほどの志興起なきはあさましき事也、彼不學者遁辭をかまへて、

家督に際なく貧乏なりなどいふ族あり、自家の嗜好事には還て身命家財のほろぶる事もしらず、神慮をも省ざるものなりとぞ、

△或神家の云、夫神國の重任祭官の縁は、神のむかしにも漸其名は聞、神功皇后も親神主と成給、祭給時は其の御理いつも齊しかるべきか、伊勢賀茂齋王の御事、神祇伯も古は諸家に混じて任じ給ひ、清仁親王以來は白河殿に御任じとかや、大中臣齋部下部は大副までに至り、よのつねの神家も其家によりて二位までの昇進あり、或人の云、諸國の神家百官の名を賜り、受領に預る事にしるには聞ず、神家には定れる家名ありて、位階をのみ叙する事、上代の例にや、百官の御事は職員定りぬる事となればおもひやるべし、神家は其家名則官職にして、是神役人なれば勿論百官にあらず、祭服もむかしより定る名あるにや、百官受領に預り朝服をも着する際は有難事なれど、又其始をしらず、何よりの御事にや、諸職人に賜る受領なども、未公文とかいふよし或書に見えたらば、其子細あるにやといへり、手按するに、此説は古今の分をしらぬ身の、推ともあたるまじき事なれど、物事皆むかし

有て今なき事もあり、むかしなかりし事の今有事あり、時と共の損益は此等の事にかぎりたる事ならず、まして公事の御事は凡人の得て知奉がたき事也、且大中小社も或は勅願官幣に預り、不時の御祈の賞に官社に列し給ふ類おほければ、天下國家の爲に祭られ、其神役人に定をかれ、神事公事本より一致にして不二なれば、官名受領などに預る事いづれも神家の規摸ぞかし、出世の僧綱をもても知べし、大師號などは最贈官ながら、異朝の重任僧徒の職に非ずといへども、其例ある事にて、しかもいはれればなるべし、殊に本朝は神國にして神祇を御崇敬あるより、神祇官をも百官の最初に置給ふとなれば、ながれの末ならぬ身とても神職を勤る事は、本朝神民相應の職にして有難事也、或人の説につきてしばらく祭服の分を考れば、禪小忌大忌明衣淨衣などの名は、それとばかりにて知る人さへ稀なりと見ゆ、神家の怠りみづから耻べしとぞ、

△或神家の云、神職の家品家名などもよく辨をくべき事なり、其中官司主齋主などいふ號は神代卷に見えたり、其外は帝紀の中諸社の舊記に雜出もあり、

案するに諸社の社務職、むかしは武家などの兼任たりし事もありといへり、或説に、神家の名に何の大夫角の大夫などいふ事も、武家諸大夫の兼任たりし名殘にやといへり、さもあるべきか、禰宜といふ號などを、世俗には下輩の家名とおもふ事なれどしからず、伊勢にては三姓神主の其一とかや、荒木田度會根本是を三姓神主といふとぞ、但伊勢にては姓也、諸社にては職なり、何れの神家にも禰宜號を世もてしらぬを愛て「禰宜といふ名をたにしらで千早振、神にいかでかつかへ申さむ、とよめりとぞ、此歌は鴨の長明菊大夫たりし時の口占なりと或人いへり、可否をしらず、事を好人の説に、禰宜といふ號は二所太神宮を宗廟と申によるか、いかんとなれば宗廟とは異朝の宮號也、父の廟を禰といひ、又宜といふ祭もあればなるべし、禰に宜といふ心にて又宜禰ともいふにやと也、一理あるに似てか、はりたる説にや、根本神主の號本據なれば、禰宜は假名書なるべし、御師職といふ事由緒はしらず、先は詔刀師といふ事にて、高家などの御祈の時、其詔刀を勤るより略て御師といふなるにや、東鑑に、武衛の御藤師豐受宮權禰宜光親と見え

たれば、御藤師も詔刀師も同じ意にやとぞ、△或神家の云、神道は儒佛にかはり、其學所狭しといふ人有、倭書をのみ一生學とも其理盡べからず、三種神器の理解し盡すべきや、徒に博學をのみ事とすべからず、講述抄にいへることごとく、神記は數聖の發明を経ざれば、異朝の聖經に賤たるがごとくなれど、天の主宰を天御中主尊と申し、天瓊矛などの理心御柱の甚秘、其外神道の意味ふかき事とも等閑にして、唯人は怪を好異學に陥り、正理に眼を付る事なし、神人の勤る諸の行事も、其宮其社の舊傳は由緒も各々にして、微妙の道理をそなへ、むかしおぼへて殊勝なる事おほし、今世は習合家の流弊おほかるべければ吟味すべき事也、情案するに祭神の法も、神のむかし眞坂樹の根こじなるに、三種神器を掛て神樂を奏し給を縁として、いはれふかき事おほし、神樂の品々など今はしる人まれなるべし、人皇の始神武天皇の祭神、五十串立給ひし故實もあり、惣て神寶神器の品品、祝詞の分皆神家の急務ぞかし、延喜式に見えたる諸祭祝詞の類は、公事の故實など世間に通用ならずといへども、其道理は窺知べし、祈念などは氣轉なく

してなりがたしといふ説もあれど、それもさる事ながら唯一向に古法に従の外神明に任奉る事あるべからず、信の字をまかすと訓じ、任の字をもまにと訓じたるは、私意なきの理にや、菅家の御歌に、紅葉の錦神の任々と侍るも此意なるべきか、太占をもふとまにと訓たれば、占も本意は任るの理にや、よく工夫すべし、又云、諸社の宮殿なども、大中小社に従て造營の法諸殿の數など定るにや、舊記に太政官符を載て、菅葺檜皮葺又は板葺の分、諸殿の區數四至も、大社は九町中社は八町小社は四町の別、諸殿の高下廣狭の寸尺までも全備せり、宗廟の御宮造のみ日少宮の圖形を摸し給となれば、比類なき御事也、神代にも大己貴命の日隅宮の事、八尋殿の事あり、いつとなく大中小社も小社も、四至の敷地本制にかなふとは見えず、里々などに産神氏神の神祠を營ぬるを見るに、神社とも佛閣ともしれぬ類のみなり、又神社の御籬の内は夜半など人の出入を妄に許まじき也、夜參などさへ諸神會集の時なれば憚るべきかのよし、古老口實傳といふ書に見えたり、且關入大社門一徒一年、關入中社門一杖八十、亂入小社門一杖五十を捷事、律の定る制

法なり、又千木鯉木なども、むかしは諸社共に有ける事にや、民屋に鯉木を置しあやまり有て、雄略天皇の逆鱗を蒙し様、古事紀に見えたりとぞ、
 △或神家の云、神道に生死の説を聞事稀也、或書に人物皆高天原より出て又是に皈し、神道に背時は根國に没落すといへり、本より生死の辨も、儒書に畢竟かはる事あるべからずといふ人あれど、聖人とてもかたり給ぬは生死の深理にこそ、唯生するいはれを知るときは、死するいはれを知るとき、ふかく諭給さかや、天智天皇の昇天、日本武尊の白鳥の化、大倭姫命の石隠の御事、凡人の則とし奉るべき事にあらず、神道にては死を神退とも神避とも石隠ともいふの常談なり、本より生死は陰陽五行の聚散なれば、晝夜の消息又は寤寐の理にもひとしくこそ、因果輪廻の事は強てかゝはるべからずといへども、鬱結冤死の氣散せずして、妖怪となるためしは誣ひがたきに似たり、唯其氣は常理にあらず、終には散じ盡がゆへに、其説を專とせざる事、理書の辨已に明也、神書にも黄泉の事黄泉醜女の事あれど、陰神崩御の事につきて、皆造化の理説より外古より邪説なし、伊弉册尊崩御の事も、

尋常の生死を云に似て不滅の神理を明すにや、生平の如くにして伊弉册尊に對し給ひ、又吾當寢息、請勿視之の神話をもて考べし、されば神道學者も生死を晝夜寤寐のごとくに脩する工夫積なば、高天原に皈るぞかへらざるぞとあてゝする事なくとも、根國に没落する事はあるまじきにや、根國とても定れる所あるにあらず、極陰の稱となればおもひやるべし、さりながら善人は死ても、天御中主尊の玉座の左右にいたるべき事神記の旨なれば、ごかく生死共に、詮する處は我神明に打任奉りて、疑の私意ならんぞ神道の宗なるべき、續後拾遺集神祇部に、前大納言爲世卿、春日の社に讀て奉り給歌に、「後の世も此世も同じ知べにて、をろかなる身の惑すもがな、同社に安喜門院の高倉讀て奉れるにも、「同じくはそむくうき世のしるべせよ、まことの道も神ぞしるらん」と同集に見えたり、或人間神道にも平生の日所作は勿論、さらぬ時も、佛家の念佛のごとく唱たのむべき神號は、何れの神か其徳は勝させ給にやと、是最ふかき信心なれど、何れとむかしより定りたる事を聞ざれば、今更分て申さむもおこがましけれど、日所作には二所太神

宮をはじめ諸神を拜し、神家ならば我奉仕の神より始、さらぬ人は産神氏神より始るも道理有、按ずるに國常立尊天御中主尊は諸神元祖の神にて、一體別名の御神なれど、傳聞豊の宮を拜し奉るにも、皇別ならん人は國常立尊拜し奉り、庶人のごときは天御中主尊と拜すべき深理もおはしますとなれば、よのつね唱奉るべきにも、天御中主尊に過て尊き御事あるべからず、されども何れの御神も自て出給所は一脈の神理なれば、勝劣を存べからず、先神家ならば我奉仕の神よりはじめ、さらぬ人は氏神産神より推て八百萬神をも拜し奉る事然るべきにや、或人又我國の葬禮服忌の故實を問、今世我國の古法の葬禮とて、誰おこなふべき事にもあらざれば、古法の全備を聞ずといへ共、神代卷に古法の大略は見へたり、帝紀の中にも往々所見あり、棺槨などにも横を用べき事神勅に出たり、輿津乘戸といふ事などあしく心得て、水葬野葬の事とし、殯儉哭女喪屋などの字神代卷に有を見、儒書の説を附會し、其外色々の説皆信用しがたし、火葬などは禁忌勿論なり、今按ずるに、葬禮も時に從て強かゝはるべき事ならず、たとへ古法とても

あまねく私にすべきいはれなし、葬といふ事も忠孝より發となれば、おもひやるべし、神代卷に出たれば古法なきといふにはあらず、時に從損益を守る事、神道忠孝の勤ぞかし、服忌令本より王道神道也、諸社の服忌の區々なるは社傳の異なり、故に物忌の輕重不同也、服忌、食穢、五辛、魚鳥の穢、六畜の事、忌火理なども、吟味を聞ざれば世間おほくは拘過て忌事あり、觸穢の道理をわきまへざれば又私おほし、權道時宜を考ざれば塞る事あり、諸社の服忌令其社傳によりて大同小異あり共、其本二致あるべからずとぞ、家君重綱常に命じて云、神家に神道を學び、恒例の祭祀忌るべからざる事、誠に職分の常也、其中に服忌忌火の事、外儀のみ勤て心に忽にすべからず、陽に國法家業を蔑し、陰には冥監の懼處也とぞ、
 △或神家の云、儒書も秦火の災に罹てより後は、漢の世には訓詁を事とし、宋明の比より理學心法の受用其説又委しとぞ、それすら異論區々にきこゆ、然れども聖經賢傳をなはりて乏からず、是をおもふに神學も當時の心得あるべし、第一神書乏しく家々の秘書となり、或は蠶魚鼠の巢となり、偶殘るも闕卷偽書半

に過たり、國史のごときもすゑくには錯亂衍文誤字などの見ゆる事、ひとへに烏焉馬のあやまり、家々におほくなりて、末學のわづらひなれば、縁を求正本につきて校合し、社傳舊記なども校正を事とし博覽の人に糺し、神事の故實又は行法の邪正なども吟味すべき事也、今善政の時にあひて此に心なくば、諸社の舊記來歴を行末せんかたなかるべし、是當時の急務也、神書に足なば興起の人などかなからん、今國史の闕たる、風土記の全部せざる、諸社舊記の絶或は習合の説の雜りたる、何れも歎てあまり有事也、國史など高家には全部御相傳あるべけれど、風土記は全部する沙汰を開すとぞ、

△家君重綱が云、今時の神學者、書乏しく師もまれにして、僻心得のみおほければ、佛者にあふて、一言にもおよばず負を取べしと歎する人有、此人はいまだ對談なき前に負たるものなり、いかんとなれば、道は人によりて廣狹あるべけれど、學力次第いひ勝などのごとくせば、一座の勝劣ありとも、人の負るにてこそあらめ、何ぞ道に勝劣あるべき、むかしより聖教は一致にならびおこなはる、佛者の宗派の論、儒者の異論

も、人に勝劣ありて法の勝劣をきかず、何ぞ天地の理聖人以下の人の言に盡すべきや、天地は一理にして國異に風儀のかはれるがゆへに、法の建立亦同じからず、其あらそふ處はをのくよる方にひかれ、剩習俗異なる他教を強て合せん事を謀、故に初入にはや道理に背て公道を失えり、しかも強て合するを大同とおもひ、公道なりとおもふ類は、還て我道をも狭むるなるべし、本一致なる事をしらば、それぞれの道の筋目をみだらぬこそ、公道の本意ならめ、佛説に所謂獅子身中の虫おもひ知べし、神國の道を食むとする者あらば、はじめより黙してあらそふべからず、且神道は王道なり、私の事として強てあらそふべき理なし、をのづから過を知事なごかなからん、唯博學の人ならば黙し従て、神道の羽翼ともなるべき説は取用する事、今の時勢にかなへりとぞ、

神家常談中

△或神家の云、儒には敬學養氣など、心法受用の論有、佛家には座禪觀法あり、神道にをみて心法受用を論する事切なるはまれなりといふ人あり、予常に是をおもふに、神代にをみて天照太神、皇孫尊に授給し三種神器は、至理具て、神皇御相傳の今の世に至まで正しく神道の眼目、殊に神器に添られぬる神勅など、又御遺教のあさからぬ事はしられぬ、神記に載る微妙の道理おほき中に、天に有ては天瓊矛、地に有ては心御柱、人に有ては性、是天地人一貫の神徳已に明也、又天御中主、國常立など申奉る尊號も、御靈徳の上を稱し奉るとなれば、深く味奉るべし、唯中極の道理は鎮なる事なれば、神道も中常の旨に叶ひて脩し行事とかや、此神理天徳を人心に受用すべき朝夕の工夫、忽に思ふべき事ならず、いかにして受用すべきとならば、拙き心をもて量難き事なれど、先格言を知べきにや、御鏡に添られたる神勅に、吾兒視此寶鏡當レ猶レ視レ吾也、天口事書に曰、皇天盟宣久、天皇如八坂瓊之勾、久爾、以三曲妙治御宇乃政免、且如三真經

津鏡久爾、以三分明、看三行山川海原、支、即提、是靈劍、且、平三天下、天利三萬民、度言壽布と也、又の御託宣に、逆レ天則無道、逆レ地則無徳、而外三走本居、沒三落根國、故齊三情天地、乘三想風雲、爲三從道之本、爲三守神之要、將除三萬言之雜説、而舉三一心之定準、即配三天命、而尊三神氣、又の御託宣に、人者則天下乃神物奈利、須レ主三靜謐、心波則神明乃本主多利、勿レ傷三心神、又神記に云、任三其本心、皆令レ得三大道、又大倭姫命、宇太大臣禰奈に誨給ふ御言に、無三黑心、以三丹心、清潔齋慎、左物不レ移レ右、右物不レ移レ左、左々右々、左返右廻事、萬事違事奈久志巨太神奉レ仕、元レ元本レ本故也と、此等の尊き御教をもて、情慮ながらも案するに、皇孫尊に授給御言を始め、上御一人の御事は申に及ばず、普く我神民までに誨諭し給ふが如し、誠に有難御事也、彼智信勇柔剛正直の教も、三種神器の理にひとしとぞ、御託宣の中にも常に味奉るべきは、齊三情天地、乘三想風雲、舉三一心定準、主三靜謐、勿レ傷三心神、又は任三其本心、又左右を左右とし、元、元本、本すべきの誨、ひとつとして忽にすべき事なし、其中にも亦舉三一心定準、主三靜謐、任三本心、の三言約にして切なるべし、陽

復記にも此御託宣の理詳なれば考知べし、同記に、鏡のさびをさるは大學の誠意の工夫、然れども鏡の本體平ならざればうつる影ゆがむもの也、其平ならざるを平にすれば、向ふ姿をそのまゝに移す、是にて正心の功夫をすべし、正直といふも此事也といへり、誠に無欲集義の功つもらば、御託宣の理をも獨知べき御事にこそ、一にして形なく虚にして靈ある元神の御徳用を禀て、かゝる神勅を仰べき神道なれば、記誦の上にて沙汰するのみとは心得べからず、或書には湛然不生傳、湯津磐色傳、安座功夫直傳などいふ事も見えたり、家々によりて文句は異なりとも、其理は一致なるべきか、性心情意の分別も、神代卷にをりて秘ありといふ説あり、又心といふの和語、疑の字の訓意にて、本體の靈明敬の上より名を得たりともいへり、儒書に敬の字義を注するに、神祠に向の心とも侍れば、誠に神祠にむかふ時は、放心聚り内外一致の意味あるにや、神代にも伊弉諾尊は、執心を悔て被し給ひ、素盞烏尊は、惡神の御名を負給といへども、大蛇を斬清地にいたり給ては、吾心清々之の言擧し、三十字に其神慮を宣たまふとなれば、末世の神民神學

の心法受用にをりて、忽なりとは心得べからずとなり、
 △或神家の云、太神宮に僧尼法體人の類を忌、經佛なども名をさへかえて忌來る事は、大倭姫命の禁令にて、内外七言も定り、又禁裏の内侍所にも、僧尼の許より奉れる物をば供給すとかや、是又佛法をもむかしより御崇敬ながら、吾神國の道の筋目は各別に慎せ給にこそ、然るを習合家の書佛家の書などにも、太神宮に僧尼を忌事色々附會を筆し、社家の私のごくおもえる事常におほし、唯なげかしきは博學の人ごとも、神道の筋目いかやうの事ともたづね窮すして、一向に偏執のごとくおもえり、昔の名僧などは各各に心得て、吾國の古法を尊ぬるゆへにや、神助もおほく、求法も成就せしと見ゆ、惣て何れの家の人ごとも、神國の風儀を欺心得は、陽には神人の非を誹るに似て、陰には王道を蔑するもの也、最後大倭姫命の禁令に、屏佛法息と宣ひしは、我朝に佛法いまだ渡らぬ前の事なれば、いぶかしみ思ふ事も理の如くなれば、其理は聖女の御心なれば何ぞ量するべき、神職は唯其遺誠に從奉るのみ也、傳案するに、たとへ皇女の

禁令し給すとも、他邦の法と我國の古法と各別に論給事を、強いぶかしみおもふべき事にもあらず、香をさへ異國の物とて神前には焚ぬ事となれば、まして我神脈を禀て我國に生れたる人の、異國の風俗にかはりたるを忌給事、申におよばぬ事也、太神宮の外他の神社には、僧尼の參詣忌ぬにてもしるべし、宗廟は禮の先ずる所なれば也、それゆへ同じ神明にても、勸請の神明諸國に坐す所にては、僧尼佛經をも忌事なし、是又宗廟は幾處にもなきいはれなれば也、且尋常佛法を忌といは、大なるあやまりなるべし、殊に禁裏年中行事にも佛事おほしとなれば、まして地下國民にをりてをや、唯神道に混する事は流弊なりとぞ、
 △或神家の云、今時托鉢の凡僧杯、動れば觸穢の限をしらず、問ずして神社に詣する事あり、それとて神罰を蒙る事を見ず、然れば服忌といふ事も本よりなく、僧尼を忌給事も神慮にはなき事やらんといふ人有、是に答て云、僧尼を忌は内外宮に限り、穢中に參詣する事、凡僧の事は論するにたらずといへども、中人以下

の僧にも自然此過はあるべし、觸穢の限もしらざるは不意のあやまりにて各なきに似たれど、已に穢にふれて神社に憚有事を知らず、服忌觸穢の限も問ず、推て參詣せば、あやまりには非ず、犯といふものにして、面の罰よりも甚しき事有、いかんとなれば佛道も王道國法を欺べきや其理なし、しかれば還て自が道の本意をしらず、佛意にも背ものなるべし、神道に於ては、潔齋して神拜する事はすして諸人普く知事也、是本我國の正教なれば也、諸社毎に信心ありて詣むとならば、其所の服忌令に従こそ眞實の參詣ならめ、且服忌令は王道也、諸社の服忌令もあやまる事あらば社家の意としるべし、徒に神佛一致のみ心得て忌穢をしらざるは、愚昧の事なれば云にたらず、智識豈しからんや、服忌とても權道時宜により急難等の事あらば、神前にも至べき理あり、是非常にして權道なれば、私意にあらず、若私意をもてせば又犯なり、故に其事畢れば又本にかえりて憚事なり、急難の時忌穢を論せば神道の弊なるべし、むかし釋の性運は死骨を負て熱田の社に近づく事を憚しかば、神其意を恵給ひ、釋の常觀は吉野の神祠に詣る途中にして、やむ事を得ず死穢に觸て、穢を憚神祠に詣

ざりしかば、神其心を受て是を詣しむとかや、誠にさもあるべき事也、二僧共に神事には觸穢の憚ある事を明白に辨知て蔑せず、其信心は厚き物から、神慮を恐し誠にによりて、神是を承引たまふにこそ、今の僧尼も信心誠にかなひ、神慮に承ひかるゝ事、二僧の如くならば可なるべし、いとおぼつかなき事也、いでや萬物に體する所の神靈を論せば、何ぞ淨不淨の分別あるべきなれど、既に一靈萬殊にわかれ、物異にして淨不淨ある事も亦天理より來る所にして、物忌も自然に本づけり、萬物一源の理にの心眼を付て、するを捨る人は、また一源の道理も意味すべからず、神理にかなひたる人の前には、物忌といふ事も穢といふ事も有まじき事なれど、服忌を定しは遠て聖者の所爲、忌火本より神勅に出たり、豈其法を守らざるべきや、拙工の爲に繩墨をすてすと、況我神道の大禮をや、彼死靈も本是神靈一致と見るは、天理渾然の上につきては一致也、それは萬物一源の理、服忌は禮なり、しかも神道にをみて神靈死靈一理にしても祭るにをみて一ならず、靈社は有功有徳の人を祭る神社也、是も服忌は同前なり、況神代の諸神をや、豈又吉禮と凶禮を

混すべきや、凶服の者は公門にいらす、神門に入べきや、忌火は神代に起、物忌は人情に本づきて天理を守る、試に問む、死者と生者と何れか淨き、祭服と凶服と何れか潔き、惡臭と香と何れか穢しき、若死者を淨とし、凶服を潔きとし、惡臭をかんばしきと云ば、人情に乖れり、彝を乗ものならんや、禮の本は人情に従ふ天理の節文なり、古人いはすや、禮は天より降にあらす地より出るにあらずと、人情則兼て天地の理を具たれば也、故に禮は人情に乖て強るにあらず、おもひを邪にすべからず、或人のかたりしは、一僧觸穢の限を問すして神社に詣る事ありしに、神人のいはく、足下には近く穢にふれ給る事我是をしれりと、僧の云、しかり、神人の云、然らば何ぞ今此に詣給るや、僧の云、佛神は水波の隔其本又一體にして穢なしと、神人のいはく、しからば何ぞ自家の佛のみを拜せずして、過て此にいたれるや、夫心と佛と一理といふ、なんぞ座禪功夫のみにあらずして佛像にかゝはるやと、此にをみて僧無語すとかや、又或法語を見しに、癩病人古佛の像をもて盥とす、一僧呵して云、汝かゝる意より其惡病を稟と、癩人のいはく、我實に此罰のがれが

たし、此佛像は又何の報によりて今我盥とはなれるや、彼僧答る事あたはずして、其師に糺す、師のいはく、其意則癩なりといへりとかや、誠に美談なるべし此師の言をもて按ずるに、人として法を犯、神佛の罰を恐ざるは、人面獸心なり、禽獸に罰を論する事を聞ず、慎べしとぞ、

△或神家の云、惣て兩部習合本地垂跡の説などは、少し文才ある人は辨せずとも知べき事なれば、強論するにおよばず、情人情を案するに、何れの學者も我國に限ず、自家の道の外には委からず、大方他の道には等閑なるによりて、貶めそしるると見へたり、神道をも他家の人詳に辨ざるより、附會の説もありと見えたり、道の勝劣を論するに似て唯偏執を先とせば、佛に入ても佛意にそむき、儒にいりても聖意に背なるべし、たとへ異國の道に神道の劣たる事ありとも、輕しむべき事かは、今の學者は一向に他邦の聖經の備れを見るを見て、神道の傳の闕たる所を、道の劣たると心得にや、しかも神道の闕てかけざる事を味す、神代卷なご神道の相傳もなく、強て始終を易にあはせ、佛經にひとしからむ事を求、本より天地の道理諸法共に二

つなければ、其暗にかなふ所をば自家の才覺のごとく稱し舉、相違の處に至ては相傳の望もなく、還て不經とやおもはん、神道の故實なども闕たる所を補むこそ、博聞の甲斐有て神忠ならめ、神道を輕しめ神をもて佛に變するや眞實の學者なるべき、習合の神道を説人、神佛同體異名と見ば、佛を捨てて我國の大祖たる神を崇むべきに、それほごこそ眞實なくとも、神を佛に變するまではあまりなる事なり、其神名を捨て佛名に變じ本地也といふをもて神名を輕しむる主意はしられぬ、聖徳太子は吾朝の聖にて、儒釋道に通達し給ひ、神道は勿論の事にて、馬子大臣と共に佛法を弘む事をのみ願給したに、舊事本紀を撰じ給に、神名を佛名に變じ給ふ事なし、是一事にても知べし、又神名を佛名に變するをもて、專神道を敬事といひて打まかせなば、天下に神號を唱者なく、我父母の名をしらぬがごとく成べし、道理に二つなき事をしらは、なご速に我國の道を本と仰ざるべきや、佛者とてもむかしの名僧は各別にや、吉水和尚は本地垂跡の説を用給て、跡を垂とは何ゆへかいふと讀たまひ、公顯僧正は異域無縁の身を尊みて本朝相應の像を輕すべ

からずとて、淨衣を著し幣を持して神を拜し、土佛法印は伊勢參て家行神主に神道を聞、出家の神前に遠なげきを記、無住國師の砂石集には、天照太神の託宣也と、世もて久しく過來る、三社の託の中なる、謀計眼前の利潤たりといへども、聖德太子の御言也と著給とぞ、

△或神家の云、或人の間に、太神宮の末社に繪木像を置事は、近古のあやまりに出來ぬときけば、是を例するに太神宮すらかくのごとくましまして諸社の御正體と崇るも、みなもておほくは佛像なるべし、しかれば拜するも神佛兩般の猶豫あるべし、など述にあらためざるや、末世の事とはいひながら、神人等も心あらば、假自分のはからひにかなひがたくともせんすべあるべき事也、供僧社僧などいふ事も、本地の沙汰につき、御正體佛像なるが故なるべしと、是に答て云、凡大社の御正體は由緒によりて其品一にあらず、神記の載る所也、小社などは世するにたりては、佛像など安置せる處もあるべければ、否とはいひ難けれど、但吾子神社に詣る毎に、御神體佛像か否を問て後に拜するや、神人も亦しかなりと云や、しからずば其

所在をしらし、知ずして佛像の疑甚無益の事也、たとひ神人愚にして、當時佛法の信仰盛なるをうらやみ、其信を奪む爲に、神體佛像なりといふことも、信せずして可なり、夫神靈は感するに應あり、むかし惠心僧都の妹安猿の尼、或時太神宮に參て、遙拜の序によめる或云西「何事のおはしますとはしらすねども、かたじけなきになみだこぼる、と打誦じ侍りとかや、是ぞ諸人神拜の心得なるべき、しかも神道の旨にかなひぬ、いかにぞや其神體佛像たる事をもしらす、人のかたるにまかせて推て不敬の意あらば、何處にむかひて求むべきや、惣て習合ならぬ社とても、御正體内陣の御飾などは問求べからず、神人とても白地に拜せぬ事也、口に説事すら中人以下には知しめ難き甚祕おほし、鬼神を敬して避よこの教も、衰て瀆安き理あるをもてなれば、慎の一字神道の眼也とぞ、

△或神家の云、日本紀神代卷古來よりの諸抄を見るに、北畠親房卿の祕傳は、其旨ふかくして初學者見得する事あたはず、公望公の私記、藤兼良公の纂疏、兼方の釋日本紀等は事理よく備り、部正通の口訣は漸其理委き所おほし、環翠の諺解又は兼俱の抄、いづ

れも後學の益おほくなりぬ、直指抄に引用る所の古書の名いぶかしき事あれど、其説可なる所おほしとぞ、近代の抄には講述抄前人未發の理おほきにや、或人の云、神代卷を釋する人のいはく、儒にてよく通ずる所あり、佛説にも似たり、雜書にも類せり、千變萬化にして見る人一訣しがたき事を歎すと、宜なるかな、其一訣し難き中に於て、神道の筋目しかも萬事にわたり一事も違事あるべからず、彼一訣しがたきを歎するは、偏僻の見ありて、主意神道にうすきゆへなるべし、主意神道にあらば一訣せざるを其まゝにて、儒佛百家の道理まで本より二致なく、還て羽翼となるべし、唯解しがたき事あるは、神變のみに泥、譬喩のみにかゝはりて、事理を明さむとするがゆへに、正統に暗き事有、一概に泥べからず、いづれの聖經も理に二つはあるまじけれど、其國々の人情習俗につきて、道の入かたは又同じからず、是亦天地自然の理なり、故に人道より推て天地の沙汰をするも、其來る處を明め、動靜共に天地の理に従つておこなふべきが爲なり、されば諸の書を解するも、心上の理を推に過ず、故に神代卷も神變をそのまゝながら

常理にして、見る所は又理を窮にあるべし、徒に神變なり奇妙なりとのみいはい、塞りて通せざるのみならず、いと人怪を好ものなるをや、又神變を取ざるは神道にあらず、唯一概に泥すして、しかも筋目を失ざるを得たりといふべし、さるによりて此書近古より明釋なく、剩へ家々に秘傳をかまへて、幣を取て傳受する事になりぬ、受者傳人共に理を窮る事なく、言を金銀に賣て其書をも笈にし、我もしらず、まして人にも見せず、神道の廢はみな是より始れり、心ある人は其耻を知べし、字書に秘とは神なりと侍れば、邪秘私欲にはあらず、最も神書によりて六十未滿の人には拜見を許ぬもありとなれど、唯其人によるべき事なり、上古聖賢の天地を察し給ひしも、心上の理を本として是を外に推給には過じと、愚ながらも又察しられぬ、いかにとなれば、心は本虚にして靈あり、一にして形なしと釋し奉る、天御中至尊の御靈徳を得て、人物の固有とすれば、其一といひ靈といひ、皆彼處より稟て此にあり、此にあるがゆへに萬理具て又よく彼處の理を發けり、體用一源顯微間なく、萬物一理なるを實に中極の道の

根ざしなるべき、此故に其道を傳るも、其器にあらざれば傳ず、其人にあらざれば得て聞事あたはず、みな是心法なり、聖賢傳も心の跡なり、心は神明の舍なれば、心に動て言に發し、言に出て經となれり、されば千歳の下にをめても、其書に因て興起せずといふ事なし、然れども初入に執する所、儒をもて入、佛をもて入、神をもて入のかはりあるゆへに、神代の卷も數世を経て發明の注解稀なり、物理は漸をもて全なり行理にて、蘇我氏の火難以後神籍ほろび、偶殘る本紀のごときも、久しく明釋なかりしに、近古より漸又理にちかくなりぬる事、世中穩なるしるしにや、神代卷にをめて注解區々なれど、天七地五正統の神系をよく意味し、大八洲の地脉他邦に勝たるを知べしとぞ。

△或神家の云、中臣祓は天兒屋根命の稱辭にして、天種子命の傳給ふといふの傳にして、式の中諸祭の祝詞の中に、此祝詞に限り神代の故事其理明白にして、語意共に幽微玄妙なるゆへ、世もて尊事宜なり、中臣の二字も、氏となる事は後の事にて、其本兒屋根命の御德號にや、弘くいはし人は天地の化育を助て、

天地の爲に臣たる理あり、其中に專聖者中臣の心に合給ふべし、兒屋根命最其御德あればなるべし、扱又高天原の事祕事とする説あれど、神留坐の三字則高天原の注の如し、神の留給ふ地なれば、虚空清淨と注し、或は無一念の胸中といひ、指處なしといふ古注、何れもあたれり、神は留り給所なく又留り給ぬ地もあるべからず、十二段十三段などいふ事は、何れの人の所爲にやしらす、自然と段々の語勢あればなるべし、始終の大概を推ていはし、皇極立て上下尊卑位定り、宮室の經營嚴威備るといへども、益人の罪咎なき事あたはず、過をあらためざるを犯といひ、犯をもて罪の名あり、罪極て人主の咎神の祟みな漸あり、扱此祓に天津といふは形なきの稱、國津といふは形より以下の事にいふ古語なり、故に天津罪とは神代天上の故事ながら、人々心上の罪をいふ、其を田地に種子を播に比せり、罪の言は積なれば也、試に論ずれば、心地を田地に比する事諸道同じきにや、佛家に本分の田地八識田中の類、儒にも禮運に、人情をもて爲り田、又云、聖王脩三義之柄禮之序、以治人情、人情者聖王之田也、脩禮以耕之、陳義以種之、講

學以耕之、本仁以聚之、播樂以安云々、按するに、一度本性の外に氣質の重播すれば、病根拔がたく、一旦かくれて伏りといへども時ありて浮ぶ事あり、此理説によれば、此祓の放し畔とは、上下尊卑の序を失ふなり、理溝とは物我の隔にして、公道仁心なきなり、放し種とは不仁なれば固有浩然の流行を塞て神氣を養得ぬなり、重播とは本性の神明を蔽て氣質の邪神事を取なり、是御中主の尊の種子を絶むとするがごとし、人體成就は則是國常立尊の神德、一心の主宰は天御中主尊、魂魄は日月の二神、毛孔は星の宿なれば、人は一小天地なり、國津罪とは國津の二字形にかゝりて、已に心上獨知の罪積で、形に稟る陽報の天刑必然の理をいふなり、かゝる種々の罪咎も祓し悔れば神助有て、天神地祇も聞食承引たまふべき實理を明す、祓すれば必巨罪をも遁るとのみいはし、恐くは又過ありて還て咎を招く媒とやらならん、あしく心得て神慮與し給べからず、はらへとは、罪咎を悔て二度せじ、此心又あらしめ給ふなど謝し祈る心にて、以往の餘殃を免る爲なり、故に急湍飛瀧の潔き譬喩あり、又天津祝詞太祝詞の事、古來より極秘

といへり、天津祝詞は心上の敬感無欲無私の敬心なり、詞に發すれば太祝詞なるべし、彼未發已發の中、默識神會などいふも通侍らんか、古注に無言無舌の祓といふも此天津祝詞の事なればなり、又祓の具に天津金木千座置座といふ事は、千座は數箇所の心、置座とは上古祓の贖物とて、罪の料に稻束を出せし事とぞ、後世是に易るに金木とて、小き木の枝をもて稻束に象ると見へたり、又持可牟香氏牟といふ事、式には哥香と侍るが、舊記の中にも哥香とは唯香といふの古語なりと見ゆ、然るに哥の字をきりて可牟牟香氏牟と續くる事、あやまりに似て還て後人の微意に出たる物なるべし、竊に按するに古注に、此處にいたりて、牙を三度鳴して神勅を味べしと記にて心付ぬ、僻案なれどしばらく論るに、齧といひ香といふ俗語を、感通得道喫緊の心にいひふるせり、牙を三度鳴るとは道家の術のごとくなれど、神代卷にも祈の字をのむと訓じ、又劔聖盟約の事に付ても、齧然咀嚼などいふ事の侍るも、ひとへに感通の理説なれば、準據なきにしもあらず、祓戸の諸神見直し聞直し給ふ神助の上を形容して、齧を吞とといふにや、かゝむと

はかむといはん詞の音律自然の響にや、猶識者に糺すべし、又荒鹽乃鹽乃八百道乃八鹽道乃鹽乃八百會といふ詞、天然の妙詞にや、重歌の語勢に似てしかも言表に意味ふかし、鼓て舞すといふべき文勢にこそ、鹽道幽遠の心しられぬ、且心の底心の海といふ事もあれば、容易に解すべからず、左男鹿乃八耳といふ事式にはなきを、是も秘といふ説有、鹿は耳といはむ枕詞のごとく、耳は獨私をいれず、神用正直の味有にや、又云、六根清淨の祓といふ物、常磐大連に詫して後人の作せる事疑なきにや、六根清淨の四字先佛語なる事明なり、且此祓の天照太神の詫は、大倭姫命傳給し事舊記に見へて、則神詫を釋したる祓なれど、諸法如影像といふより以下、皆從因業生といふまでの二十字は、金剛界禮讚文の偈にして、不空三藏の作とかや、然るを辨す、此偈の中を三種神器の理にあて、解する人有、諸法如影像といふを神鏡の理とし、清淨假無穢といふを神璽の潔白にたとへ、取説不可得、皆從因業生いふを神劍の決斷に比せり、最よく相合たる理もあるべけれど、かのごとくに附會せば、いづれの佛説か漏侍るべき、

然れども亦此偈は往々舊記の中にも所見あり、此偈に限難來る事子細あるべし、又云、六根といふ名目こそ佛語ならめ、耳目口鼻の欲を慎、宜にかなへて中心を養べき事は、いづれの道にか忽ならん、伊弉諾尊は祓して左右の御眼御鼻を洗給ひて三神をあれまし、其外御身をきよめ給ひて祓戸の諸神出化ありき、是につきて六所十二所の身會貴の説も有、大柱津日八十柱津日命、又は神直日大直日神號、いづれも此處神代卷深理あるにや、顔子の亞聖だも克己復禮の再問にをめては、視聽言動の慎をもて孔子も答給ふごのことなれば、おもひやるべしとぞ、
△祖父大夫丸康綱、或人の問に答し言とて、家君重綱或夜話にいはく、文治の亂に安徳天皇御入水の時、三種神器も共に海底に失たまふべかりし中に、神劍のみうせたまひし事、朝廷の武備悉賴朝公の御任じあるべき前兆にてありつるにやと云人有き、康綱答ていはく、足下の心は賴朝公より文武各別になりぬとおもふゆへなるべし、ゆめ／＼にはあらず、我其理を愚ながら案するに、其比天下の亂逆やまさりしかども、時代によりて朝廷の盛衰は見へさせ給ひな

から、萬代不易神皇一姓の御由緒は遠ずして、今上にいたりたまふ、かゝるためし異國になく、神國神道の勝て尊き御事は一事にても明白ならずや、泰平の今は猶ほ朝廷の百官備り、天下の武事公方家に御任じありて宇内穩かに、又た公方家よりの御崇敬むかしに彌増給ふは、是ぞ誠に天照太神の御幽契のごとく、公武共に天壤と窮なかるべき前兆ならずや、未々幾萬代を重とも此御誓何ぞむなしかるべきと辨せしかば、或人大に得道せしとなり、予此言を常に一唱三嘆す、實や吾國は小國なりと人はいへど、むかしより大國をなびけ給ふためしはおほく、異國に従事をきかず、是神のむかしより文武事足いはれに非ずや、吾素盞烏尊新羅國を平給ひしを始として、神功皇后は三の韓國を懲したまひてより遠海原の波を凌て貢を奉り、其外諸蕃おほく歸化しき、今は猶御當家の御徳八洲の外に潤ひ、恩波に浴し御恵に懐き、千里を遠とせざる貢物たへず、公武共に天照太神の御苗裔にて、神脈一貫和合のかゝる正しき御代にあひて、國恩に飽ながら神道の元本仰ざるべきや、心をひそめて味ふべし、我國の文道も武道も惣て神道な

る事を世の人しらぬゆへに、神道とは神事祭禮のみとおもえり、又あやまらずや、

神家常談下

△或神家の云、世にいふ神變奇妙の沙汰、神佛のはやりたまふといひ、又は飛給などいふ事、又は神託靈夢の虚實など、理に従てよく辨知べきことなり、神の飛給といふ事は、神記の中に降臨したまふといひ、來格坐といふ事あるをもて、凡俗の是も非もしらぬ者の心得あやまりて、神記の旨をも聞かざれば、誠に是非なき事なり、すこし學力ある人も、此神記の降臨來格といふ事を、或は疑或は惑ふ事なり、天翔し給ふと神記に見ゆれば、凡下の人飛給ふなどいふ事、最なるあやまりともいふべし、はやりたまふといふ事も妄語の例有事なれど、勿論正理になき事に、是は神佛のはやるにあらず、凡心のはやるより、一盲衆盲を引、一犬虛を傳て衆犬實を唱るものなり、古今信感の誠によりて神の現形し給ひ、直に神勅あ

りしことも國史の載る所にして、各別の道理ぞかし、
 儒書に先祖の神を祭に、其形を見るがごとく其聲を
 聞がごとしとも侍れど、いかなる形を見いかなる聲
 を聞しといふことは記す、其見るがごとく聞がごと
 くなるは、則來格の道理なれど、如の字に意味あり、
 如在の禮を盡て有無の中間に此來格を感ずる事、甚
 微妙の道理を具す、我國の神祭も道理は同事ながら、
 上代の降臨神勅現形と申事、唐の例をもていひ難事
 あり、且神の現形し天翔し給ふ常理をいはい、近く日
 月星毎日毎夜の降臨天翔りなれば、猶上古の神靈疑
 べき事にあらずといへども、必常にある事として、仙
 術のごとくおもふ時は見る事あるべからず、神變も
 亦かくのごとし、天地開闢より以來、日月の運行晝
 夜にかはり、春夏秋冬の序、花咲て實事、ひとつと
 して神變ならぬはなし、は何れも無より有にあらは
 る、神變なる事なれど、よのつね見なれたるがゆ
 へに、還て常とし神變にあらずとおもえり、唯奇怪を
 好て時變不順の妖孽時ならぬに花さき、忽然として
 形なきに物の聲し光を放、夢中の奇異人口童謠の珍
 事、鳥獸草木の怪、其外さまざまの物怪を留て神變

とおもえり、是はみな神變の變異にして正變にあら
 ず、故に常になき事なり、然るを固執して常に見む
 事をおもふは、愚不肖のいたり也、其奇怪も共に神變
 にてなきにはあらざれど、神道の常理とせず、故に常
 にかたらずして其中に常理中極を尊事、是神道にし
 て則人道なり、程子曰、不信神怪亦不得使於猛、
 須是知道理、若是直放猛不知道理、撞出來後如何
 處置となり、怪力亂神を常にかたらずとは、人の心
 を動し、徳を毀安きがゆへなり、怪を見てあやしま
 ざれば、其怪かえつてやぶるといふも、正變の事に
 はあらず、妖怪の事なり、祇は徳に勝すといふも亦
 同じ、神變の正變常理といふは、四時の序かはらず
 萬物一定の理とて、松は萬年松、杉は萬年杉にして、
 いつか松の種子を植て杉の生じたるためし有や、若
 あらば物怪といふ物にして信するにたらず、故に國
 家の興廢を天より論給ふにも、禰祥妖孽のしるしを
 あらはし、人心の慎を誨たまふは、是も亦神變の常
 理ぞかし、我國宗廟を始大小神祇は、本よりはやり
 たまふといふ事なく、又さむるといふ事もなくして、
 世と共に鎮に國家を護り、萬民をあらはれみたまふ神

徳あるをもて、代々御崇敬ある事なり、宗廟社稷の
 神變神詔國史に載り舊記の載る所おほし、今世のは
 やり給なごいふ類にあらず、かゝる正しき神變を辨
 知て、彼妄談に惑ぬ人獨もあれば、唇をかへし言が
 ゆへに、彼不惑の人も亦をのづからそれにくらまさ
 りたまふといふ事も色々道理有事にこそ、或は賣僧
 ありて佛像を造り、猛き獸の類を活ながら佛像の内
 にこめをく事有、彼活物死すといへども、切し捕られ
 たる精魂殘て、人の信じ香火などする氣に相應する
 事あり、或又諸人群聚の信氣彼佛像の上に集てよく
 靈なる事あり、石佛の光を放しを、程子其石佛の首を
 持來れといはれたる一言にて、諸人非をしり信を弛
 しかば、石佛の光も消ぬる事あり、或又惡人などの死
 氣散せぬを神に祠て、其靈を和むといへども、其氣
 散じ盡すして餘殃の靈あるためしもあり、或又辻佛
 などの側に旅人の食物など忘置しを、かたへの人し
 らずして、此佛靈あるゆへに、供物かくのごとしなど
 いひふゝるまゝにはやり出る事有、今の世に時花た
 まふといふは大方此類なるべし、今世の人心佛法に

信仰ふかきがゆへ、神社にははやりたまふと云妄談
 まれなり、此外又淫祀の類おほかりし中に、皇極天皇
 の御宇にか富士川の邊にて、大生部多といふ者、常
 世虫と名付て、蠶のごとくなる虫を諸人にまつらせ、
 禍福を説て惑せしを、秦の川勝といひし人、彼多を捷
 て誡しかば此事やみぬ、扱又神詔靈夢の虚實も、前に
 いふ所の神變の理にひとし、凡神詔の沙汰は天磐戸
 の前にて諸神神樂を奏し給ひ、天鈿女命舞かなでた
 まふ時、顯神明憑談と侍れば、則是詔宣の事也、人皇
 のむかし神詔靈夢おほかりし事、國記の載る所なり、
 伊勢の舊記には、大倭姫命の宜ひ告し神詔、後世の規
 範となれる事のみなり、靈夢の論おほき中に、神靈
 殊にあたらなるは、神武天皇の御宇、高倉下といふ人
 の靈夢に、武甕雷神の告にて、庫の中に神靈と申す靈
 劍を天より降り置たまひしは、眞實の靈夢國家安全
 の基となれる前兆なりき、是をはじめてあまたなり、
 夫神詔も靈夢も、上代は各別、今の世にをみて、虚
 とする時はしかも實ありて誣べからず、實とのみ心
 得て理に従の意味なき時は聞事あるべし、和漢共に
 かゝる道理はおほければ、よく意味すべき事也、

恐れおほき事ながら、いでや神託の上を弘くいはし、風聲水音鶴唳鷓鴣吠といへども、みな是神の託せるなり、人倫の正言はいふにおよばず、惣て常理の正託也、其外國家の興廢にも、前兆を天より諭たまふに、鳥獸の異聲人口童謠の時として其怪にあたる事あるは、正託中の變にして人心の慎を諭給るなり、天に口なし人口を假とかや、然れども今時のごとく、女巫山伏の沸湯に沐し、託宣と稱する類は、又信するにたらず、偏に流弊なり、女巫の口寄とかやいふて絃扣事は、神樂の和琴などの遺習にやともいへり、或記に天照太神大倭姫命に告て宣く、神託末世に停て或は無レ形以レ聲以レ夢と、此文言は加筆なきにやと疑し、末世とても神託などかなからむ、女巫の神託を偽る事はむかしもおほかりけるにや、雄略天皇の葛城の一言主神に逢給ひし事を評せし詞の中にも、神は萬物に妙にして爲レ言以レ形かたるべからず、然るに今の女巫、計レ利假レ威、頑俗に宣、流弊に迷溺する事、唯禍を銷、福を招、更に氣を調、物を和する本意にあらざるのみにあらずといへり、又類聚三代格にも、弘仁三年九月十六日の官符に、諸國の民の狂言禍福の

説、神託の虚實を檢察し、男女を論せず事に隨て科決せよ、但し神宣灼然として其驗尤著るゝに於ては、國司檢察し實を定て言上すべきよし見えたり、たとへ又舊記に載る所なりとも、信じがたき事もあるべし、或記に天照太神大倭姫命に託して宣く、西方に真人あり、皇天に代て機に隨て法を説、彼詞將來、是故に神明託宣を止て如來に讓と侍るはいふかしき事也、此託宣實ならば、屏佛法息との禁令はあるまじき事也、夢にも五夢の分別ありといへば、唯道理に従むにおゐては、何ぞ神明の惡を蒙るべき、意味すべしとぞ、

△或神家の云、世間に善人の不幸にくらし短命なるあり、惡人の幸ありて長命なるあり、天命常なきがごとくなれど、自家の招に隨事は又常理也、天のなせる孽は逃る事有とも、自ら招く災には生べからず、されば善人の榮長命なるべきは常理なれど、不幸短命なるは誠に天命の理とかや、其天命何をもてかするべき、おもふに十目の見る所共に是をあはれみ助といへども、其不幸に勝事あたはず、其衆人の心に戻ざるは、天道に惡れぬものながら、しかも不幸なるは是天

命也、惡人の幸は先祖の餘澤餘慶によりて榮る事ありとも、常に危道に立て親疎ともに人心の容ざるは、天道の惡所なれば、是幸にして免るものなりといへども、必後なからん事をおもふべし、唯命數は出生の始にあるべければ、幸不幸には似ずといへども、又神助によりて齡を延、神爵によりて天死するためし有、天命を知人は巖牆の下に立すとかや、今とても千金の子は垂堂せぬ事をしれども、身を守る脩はしらす、彼よのつねの人の所謂天命は、ふな能植すして覆さるゝもの也、顔子が短命は天命を樂て千歳のごとく、盜跖が類の長命は天命に反て、千歳も一日のごとし、天命を恐神慮を省ば、獨知の所にをりて忽にすべきや、唯我人闕くして神明の舍を閉るのみなり、神明の照監といふ心を、片鄙の俗語には、神は見徹なりといへり、若獨も不實の者ありて不信の言を吐とき、かたへの人神は見通なりといへば、いかなる邪氣の者も恐懼の心忽面目に着る事あり、此一言甚人心を懲に益ありて、しかも微妙の道理にかなふ、天に眼なしといふべからず、十目の見る所をもて天眼とするよりも疾、肺肝かくれなきのみにあらず、我獨り知る心

中の微惡を省れば、天神地祇の照監と一般なり、其省察するものは誰や、是我心の御中至尊なり、故に人前は打紛るといへども、必神前などにて我年月のあやまりを思出れば、何となく恐懼の心發して、人しらず慮に泄する事は誰も同じかるべし、是心に則御中至尊坐がゆへ也、此心を知ながら慎の心を弛、みづから欺て終に先非を遂るは、前非を悔ざるに成て神爵を蒙る事必然の理なり、偏に自心の神明を諷がゆへなり、自心の神明をあなごるは天神地祇を蔑するに又一般なり、謀ざるの神助もあり、必とするの神爵あり、凡慮にこそ辨しらね、神明の見徹恐べきの甚なり、故によのつね神を祈るにも、正理にかなひたる祈は、其應響の音に従がごとくなるべし、利賞うすきは我こそ正理なりとおもふ事も、何れ理に背く所のあればなるべし、利賞は常に遅、爵は常に速なるがごとし、いかにとなれば、利賞は人欲の好所にて飽事なきの欲有がゆへに、程よく足事をしらす、故に眼前の利潤のごとくならん事を貪がゆへに、遲乏しきに似たり、自足事をしらば、人々の祈の正理に應て程の宜利賞は速なるべし、又爵の速なりといふは、人常に忌嫌